

令和5年定例会  
総務常任委員会 年間白書

令和6年4月  
四日市市議会

## 目次

1. 委員会の活動報告	P 1 ~ P 2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4 ~ P 28
4. 委員長報告等	P 29 ~ P 121
5. 所管事務調査報告書	P 122 ~ P 205
6. 行政視察報告書	P 206 ~ P 232
7. 議会報告会の概要	P 233 ~ P 243
8. ワイ！ワイ！GIKAIの概要	P 244 ~ P 246
9. 高校生議会意見書	P 247 ~ P 253

# 1. 委員会の活動報告

## 1 議案審査・協議事項

### <議案審査>

- ・ 5月開会議会付託議案（令和5年5月16日）
- ・ 6月定例会議会付託議案（令和5年6月20日）
- ・ 8月定例会議会付託議案（令和5年8月31日～9月4日）
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和5年11月29日、12月13日）
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和6年2月13日、3月1日～5日）

### <協議会>

- ・ 公金収納等事務に要する経費負担の見直しについて（令和5年9月4日）
- ・ 移動系防災行政無線（MC A無線）の老朽化等に伴う新システムの導入について（令和5年12月13日）
- ・ 緊急告知ラジオについて（令和5年12月13日）

## 2 休会中等所管事務調査

- ・ 中心市街地再開発プロジェクトについて（令和5年6月20日）
- ・ 事業所税について（令和5年7月24日）
- ・ 入札制度について（令和5年7月24日）
- ・ 図書館について（令和5年9月4日）
- ・ 大学の設置について（令和5年10月19日）
- ・ ICT戦略課の業務について（令和6年1月15日）
- ・ 大学の設置について（令和6年4月15日）
- ・ 令和6年度能登半島地震に係る本市職員の活動報告等について（令和6年4月15日）

## 3 行政視察

（令和5年7月26日～28日）

- ・ 災害対応と防災教育について（広島県東広島市）
- ・ 周南公立大学について（山口県周南市）
- ・ スマート自治体の促進について（山口県宇部市）

## 4 議会報告会

- ・ 令和5年7月3日 4 常任委員会合同 <場所>総合会館 <参加者>17人

- ・令和5年10月17日 <場所>あさけプラザ <参加者>4人

## **5 ワイ！ワイ！GIKAI**

- ・令和6年1月12日 <場所>聖母の家学園 <参加者>22人

## **6 管内視察**

- ・令和5年7月19日  
四日市港（港内巡視船ゆりかもめ乗船による港内視察）

## **7 特記事項**

## 2. 委員会の構成

委員長 太田紀子

副委員長 早川新平

委員 荒木美幸

竹野兼主

日置記平

平野貴之

村山繁生

森 康 哲

### 3. 委員会開催状況

# 総務常任委員会事項書

令和5年5月15日(月)

第1委員会室

1 委員長の互選について

2 副委員長の互選について

3 管内視察について

4 行政視察について

5 その他

## 予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和5年5月16日(火)

第1委員会室

### 財政経営部

1 議案第3号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

補正予算書 P6～

### その他

2 その他

<会議用システム内のフォルダ>

01\_5月定例会議会 -04\_総務常任委員会-令和5年5月16日

-01\_本会議

-02\_予算常任委員会

# 総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和5年6月20日（火）午前10時～

## 消防本部

### 【総務常任委員会】

- |   |        |   |          |
|---|--------|---|----------|
| 1 | 議案第9号  | 四日市市火災予防条例の一部改正について                       | …議案書P61～ |
| 2 | 議案第13号 | 契約の締結について—四日市市防災教育センターリニューアル事業<br>製作業務委託— | …議案書P79～ |
| 3 | 議案第15号 | 動産の取得について—大型高所放水車（はしご機能付き） 1台—            | …議案書P85～ |
| 4 | 議案第16号 | 動産の取得について—地震体験車 1台—                       | …議案書P89～ |

## 財政経営部

### 【予算常任委員会総務分科会】

- |   |       |                        |            |
|---|-------|------------------------|------------|
| 5 | 議案第4号 | 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第3号） |            |
|   | 第1条   | 歳入歳出予算の補正              |            |
|   |       | 歳入全般                   | …補正予算書P14～ |
|   | 第4条   | 地方債の補正                 | …補正予算書P16～ |

### 【総務常任委員会】

- |   |        |                              |          |
|---|--------|------------------------------|----------|
| 6 | 議案第7号  | 四日市市税条例等の一部改正について            | …議案書P37～ |
| 7 | 議案第10号 | 工事請負契約の締結について—総合会館受変電設備更新工事— | …議案書P67～ |

## 総務部

### 【予算常任委員会総務分科会】

- |   |       |                        |            |
|---|-------|------------------------|------------|
| 8 | 議案第4号 | 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第3号） |            |
|   | 第1条   | 歳入歳出予算の補正              |            |
|   |       | 第2款総務費 第1項総務管理費        | …補正予算書P18～ |

## その他

- |   |                      |
|---|----------------------|
| 9 | 6月定例月議会中の所管事務調査について  |
|   | ・中心市街地再開発について（政策推進部） |

- |    |            |
|----|------------|
| 10 | 中長期テーマについて |
|----|------------|

- |    |                |
|----|----------------|
| 11 | 休会中の所管事務調査について |
|----|----------------|

- ・日程（案）：①令和5年7月24日（月）午後1時30分（年間予定より）  
：②令和5年8月3日（木）午前10時00分
- ・調査項目について

12 管内視察について

- ・ 日程（案）：令和5年7月19日（水）13:30 から
- ・ 内容（案）：四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備工事の視察

13 行政視察について

- ・ 日程（案）  
令和5年7月26日（水）13:30 から広島県東広島市消防庁舎  
7月27日（木）10:00 から山口県周南市周南公立大学  
7月28日（金）09:30 から山口県宇部市デジタル市役所の推進

14 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

- ・ 日時：令和5年10月17日（火） 午後6時30分～
- ・ 場所：北部ブロック東（富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、海蔵）

<会議用システム内のフォルダ>

03\_6月定例会議会-04\_総務常任委員会

01\_本会議

02\_予算常任委員会

# 総務常任委員会 事項書

令和5年7月24日(月) 13:30～

## 財政経営部

(所管事務調査)

1 事業所税について

## 総務部

(所管事務調査)

2 入札制度について

## その他

3 行政視察について

<会議用システム内のフォルダ>

04\_休会中(7～8月) > 04\_総務常任委員会 > 令和5年7月24日休会中所管事務調査

総務常任委員会／  
予算・決算常任委員会総務分科会  
審査順序

令和5年8月31日（木）

○消防本部

＜総務常任委員会＞

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 議案第26号 | 四日市市火災予防条例の一部改正について                     |
| 2 | 議案第29号 | 工事請負契約の締結について ー北西出張所及び保々分団車庫整備工事（建築工事）ー |
| 3 | 議案第33号 | 動産の取得について ー高規格救急自動車 2台ー                 |
| 4 | 議案第34号 | 動産の取得について ー消防ポンプ車（普通免許対応 CD-I 型） 3台ー    |

＜決算常任委員会総務分科会＞

- |   |        |   |   |
|---|--------|---|---|
| 5 | 議案第18号 | 令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について<br>一般会計<br>歳出 第9款 消防費<br>第1項 消防費<br>第1目 常備消防費<br>第2目 非常備消防費<br>第3目 消防施設費 | …決算書P228～、実績報告書P215～<br>…決算書P230～、実績報告書P217～<br>…決算書P230～、実績報告書P218 |
|---|--------|---|---|

○政策推進部

＜決算常任委員会総務分科会＞

- |   |        |   |  |
|---|--------|---|--|
| 6 | 議案第18号 | 令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について<br>一般会計<br>歳出 第2款 総務費<br>第1項 総務管理費<br>第1目 一般管理費中<br>秘書国際課、東京事務所、広報マーケティング課関係部分<br>第4目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分<br>第8目 企画費<br>第11目 国際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分<br>第8款 土木費<br>第5項 港湾費 | …決算書P134～、実績報告書P44～<br>…決算書P138～、実績報告書P52～<br>…決算書P142～、実績報告書P58～<br>…決算書P144～、実績報告書P64～<br>…決算書P220～、実績報告書P199～ |
|---|--------|---|--|

○総務部

＜決算常任委員会総務分科会＞

7	議案第 18 号	令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について 一般会計	
	歳出	第 2 款 総務費	
		第 1 項 総務管理費	
		第 1 目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分	…決算書 P134～、実績報告書 P44～
		第 2 目 人事管理費	…決算書 P136～、実績報告書 P49～
		第 3 目 恩給及び退職年金費	…決算書 P136～、実績報告書 P52
		第 4 目 文書広報費中総務課関係部分	…決算書 P138～、実績報告書 P52～
		第 9 目 計算記録管理費	…決算書 P142～、実績報告書 P61～
		第 15 目 人権推進費	…決算書 P148～、実績報告書 P70～
		第 23 目 諸費中総務課関係部分	…決算書 P156～、実績報告書 P83～
		第 4 項 選挙費	…決算書 P158～、実績報告書 P88～
		第 5 項 統計調査費	…決算書 P162～、実績報告書 P90

○財政経営部

＜決算常任委員会総務分科会＞

8	議案第 18 号	令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について 一般会計	
	歳出	第 2 款 総務費	
		第 1 項 総務管理費	
		第 1 目 一般管理費中管財課関係部分	…決算書 P134～、実績報告書 P44～
		第 5 目 財政管理費	…決算書 P138～、実績報告書 P54～
		第 7 目 財産管理費	…決算書 P140～、実績報告書 P57～
		第 23 目 諸費中収納推進課、財政課関係部分	…決算書 P156～、実績報告書 P83～
		第 2 項 徴税费	…決算書 P156～、実績報告書 P84～
		第 4 款 衛生費	
		第 4 項 病院費	…決算書 P194～、実績報告書 P157～
		第 8 款 土木費	
		第 7 項 下水道費	…決算書 P226～、実績報告書 P211
		第 11 款 公債費	…決算書 P248～、実績報告書 P247
		第 12 款 予備費	…決算書 P250～、実績報告書 P248～
		財産区	
		桜財産区	…決算書 P378～、実績報告書 P308～

＜予算常任委員会総務分科会＞

9	議案第 22 号	令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）	
	第 1 条	歳入歳出予算の補正	
		歳入全般	…補正予算書 P14～
	第 3 条	地方債の補正	…補正予算書 P30

○**財政経営部、会計管理課**

＜決算常任委員会総務分科会＞

- 10 議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について  
一般会計  
歳入全般 …決算書 P94～、実績報告書 P13～

○**会計管理課**

＜決算常任委員会総務分科会＞

- 11 議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について  
一般会計  
歳出 第 2 款 総務費  
第 1 項 総務管理費  
第 6 目 会計管理費 …決算書 P138～、実績報告書 P56

＜総務常任委員会＞  
(協議会)

- 12 公金収納等事務に要する経費負担の見直しについて

○**危機管理統括部**

＜総務常任委員会＞

- 13 議案第 23 号 四日市市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

＜決算常任委員会総務分科会＞

- 14 議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について  
一般会計  
歳出 第 2 款 総務費  
第 1 項 総務管理費  
第 14 目 防災対策費 …決算書 P146～、実績報告書 P68～  
第 9 款 消防費  
第 1 項 消防費  
第 4 目 水防費 …決算書 P232～、実績報告書 P219

○**監査事務局**

＜決算常任委員会総務分科会＞

- 15 議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について  
一般会計  
歳出 第 2 款 総務費  
第 6 項 監査委員費 …決算書 P164～、実績報告書 P90～

○**議会事務局**

＜決算常任委員会総務分科会＞

16 議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について  
一般会計  
歳出 第 1 款 議会費 …決算書 P134、実績報告書 P42

○**その他**

17 8 月定例月議会中の所管事務調査について  
・図書館について（政策推進部）

18 8 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて  
日 時：令和 5 年 10 月 17 日（火）18：30～  
会 場：あさけプラザ 3 階美術室

19 休会中所管事務調査について  
・日程案：下記の日程のいずれか  
①令和 5 年 10 月 23 日（月）午後 1 時 30 分から （年間スケジュール）  
②令和 5 年 11 月 20 日（月）午後 1 時 30 分から

20 ワイ！ワイ！GIKAI！について  
・実施時期、対象団体・学校について

21 その他

＜会議用システム内のフォルダ＞

05\_8 月定例月議会-01\_本会議  
02\_予算常任委員会  
03\_決算常任委員会  
04\_総務常任委員会

## 総務常任委員会 事項書

令和5年10月19日(木) 13:30～

### 政策推進部

#### (所管事務調査)

1 大学の設置について

### その他

2 ワイ！ワイ！GIKAIについて

- ・候補日時 : ①令和5年11月24日(金) 10:00～11:30  
②令和6年1月12日(金) 10:00～11:30

3 その他

<会議用システム内のフォルダ>

06\_休会中(10～11月) > 04\_総務常任委員会 > 令和5年10月19日休会中所管事務調査

# 予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和5年11月29日（水）

## ○財政経営部

### <予算常任委員会総務分科会>

- |  |             |
|--|-------------|
| 1 議案第43号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第5号）<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳入全般 | …補正予算書 P12～ |
|--|-------------|

## ○その他

- |       |
|-------|
| 2 その他 |
|-------|

<会議用システム内のフォルダ>

- 06\_11月定例会議会-01\_本会議
- 02\_予算常任委員会
- 04\_総務常任委員会

総務常任委員会／  
予算常任委員会総務分科会  
審査順序

令和5年12月13日（水）午前10時～

○消防本部

＜予算常任委員会総務分科会＞

- |   |                               |               |
|---|-------------------------------|---------------|
| 1 | 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号） |               |
|   | 第1条 歳入歳出予算の補正                 |               |
|   | 歳出 第9款 消防費                    |               |
|   | 第1項 消防費                       |               |
|   | 第3目 消防施設費                     | …補正予算書(2)P42～ |
|   | 第2条 債務負担行為の補正                 | …補正予算書(2)P10～ |

○政策推進部

＜予算常任委員会総務分科会＞

- |   |                               |               |
|---|-------------------------------|---------------|
| 2 | 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号） |               |
|   | 第1条 歳入歳出予算の補正                 |               |
|   | 歳出 第2款 総務費                    |               |
|   | 第1項 総務管理費                     |               |
|   | 第1目 一般管理費                     | …補正予算書(2)P22～ |
|   | 歳出 第8款 土木費                    |               |
|   | 第5項 港湾費                       | …補正予算書(2)P40～ |
|   | 第2条 債務負担行為の補正                 | …補正予算書(2)P9～  |

＜総務常任委員会＞

（所管事務調査）

- |   |                        |
|---|------------------------|
| 3 | 令和5年度 四日市大学運営協議会報告について |
|---|------------------------|

○**財政経営部**

＜**予算常任委員会総務分科会**＞

4	議案第44号	令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）	
	第1条	歳入歳出予算の補正	
	歳入	全般	…補正予算書(2)P16～
	歳出	第2款 総務費	
		第1項 総務管理費	
		第23目 諸費	…補正予算書(2)P24～
	歳出	第3款 民生費	
		第1項 社会福祉費	
		第1目 社会福祉総務費	…補正予算書(2)P28～
		第5項 国民健康保険費	
		第1目 国民健康保険費	…補正予算書(2)P30～
		第6項 介護保険費	
		第1目 介護保険費	…補正予算書(2)P30～
	歳出	第8款 土木費	
		第6項 都市計画費	
		第2目 土地区画整理費	…補正予算書(2)P40～
	第2条	債務負担行為の補正	…補正予算書(2)P9～

5	議案第94号	令和5年度四日市市一般会計補正予算（第7号）	
	第1条	歳入歳出予算の補正	
	歳入	全般	…補正予算書(3)P12～

＜**総務常任委員会**＞

6	議案第59号	四日市市特別会計条例の一部改正について	…議案書 P35～
7	議案第60号	四日市市総合会館条例の廃止について	…議案書 P37

○**会計管理課**

＜**予算常任委員会総務分科会**＞

8	議案第44号	令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）	
	第1条	歳入歳出予算の補正	
	歳出	第2款 総務費	
		第1項 総務管理費	
		第6目 会計管理費	…補正予算書(2)P22～

○**総務部**

＜予算常任委員会総務分科会＞

- |    |        |                                |                |
|----|--------|--------------------------------|----------------|
| 9  | 議案第44号 | 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）         |                |
|    | 第1条    | 歳入歳出予算の補正                      |                |
|    | 歳出     | 第1款 議会費 ～ 第10款 教育費（人件費補正分）     |                |
|    | 第2条    | 債務負担行為の補正                      | …補正予算書(2)P10～  |
| 10 | 議案第45号 | 令和5年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）     |                |
|    | 第1条    | 歳入歳出予算の補正                      |                |
|    | 歳出     | 第1款 総務費（人件費補正分）                | …補正予算書(2)P59～  |
| 11 | 議案第46号 | 令和5年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）   |                |
|    | 第1条    | 歳入歳出予算の補正                      |                |
|    | 歳出     | 第1款 総務費（人件費補正分）                | …補正予算書(2)P75～  |
| 12 | 議案第48号 | 令和5年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） |                |
|    | 第1条    | 歳入歳出予算の補正                      |                |
|    | 歳出     | 第1款 業務費（人件費補正分）                | …補正予算書(2)P105～ |
| 13 | 議案第49号 | 令和5年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）     |                |
|    | 第1条    | 歳入歳出予算の補正                      |                |
|    | 歳出     | 第1款 総務費（人件費補正分）                | …補正予算書(2)P121～ |
| 14 | 議案第50号 | 令和5年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  |                |
|    | 第1条    | 歳入歳出予算の補正                      |                |
|    | 歳出     | 第1款 総務費（人件費補正分）                | …補正予算書(2)P143～ |

＜総務常任委員会＞

- |    |        |                                      |           |
|----|--------|--------------------------------------|-----------|
| 15 | 議案第54号 | 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | …議案書 P7～  |
| 16 | 議案第55号 | 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について     | …議案書 P9～  |
| 17 | 議案第56号 | 四日市市職員給与条例の一部改正について                  | …議案書 P11～ |
| 18 | 議案第57号 | 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について     | …議案書 P30～ |
| 19 | 議案第58号 | 四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について | …議案書 P33～ |

○**危機管理統括部**

＜総務常任委員会＞

（協議会）

- |    |                                      |
|----|--------------------------------------|
| 20 | 移動系防災行政無線（MCA無線）の老朽化等に伴う新システムの導入について |
| 21 | 緊急告知ラジオについて                          |

○**議会事務局**

＜予算常任委員会総務分科会＞

- |                                  |               |
|----------------------------------|---------------|
| 22 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号） |               |
| 第1条 歳入歳出予算の補正                    |               |
| 歳出 第1款 議会費                       |               |
| 第1項 議会費                          |               |
| 第1目 議会費                          | …補正予算書(2)P22～ |
| 第2条 債務負担行為の補正                    | …補正予算書(2)P10～ |

○**その他**

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 23 11月定例月議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合） |
|---------------------------------------|

- |                   |
|-------------------|
| 24 休会中の所管事務調査について |
|-------------------|

- ・日程（案）：①令和6年1月15日（月）午後1時30分（年間予定より）  
                  ：②令和6年1月22日（月）午後1時30分
- ・調査項目について

- |                                 |
|---------------------------------|
| 25 2月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて |
|---------------------------------|

○平日開催

- ・日時：令和6年3月28日（木） 午後6時30分～午後8時30分
- ・場所：総合会館8階視聴覚室
- ・出席者：副議長、4常任委員会から各2名（計9名）

○休日開催

- ・日時：令和6年3月30日（土） 午後1時30分～午後3時30分
- ・場所：三浜文化会館
- ・出席者：議長、4常任委員会から各2名（計9名）

- |                    |
|--------------------|
| 26 ワイ！ワイ！GIKAIについて |
|--------------------|

- ・日時：令和6年1月12日（金） 午前10時00分～午前11時30分
- ・場所：聖母の家学園高等部専攻科

- |        |
|--------|
| 27 その他 |
|--------|

＜会議用システム内のフォルダ＞

- 06\_11月定例月議会－01\_本会議
- 02\_予算常任委員会
- 04\_総務常任委員会

## 総務常任委員会 事項書

令和6年1月15日(月) 13:30～

### 総務部

(所管事務調査)

1 ICT戦略課の業務内容について

### その他

2 行政視察報告書について

3 その他

<会議用システム内のフォルダ>

08\_休会中(10～11月) > 04\_総務常任委員会 > 令和6年1月15日休会中所管事務調査

# 予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和6年2月13日（火）

## ○財政経営部

### <予算常任委員会総務分科会>

- |  |             |
|--|-------------|
| 1 議案第97号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第8号）<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳入全般 | …補正予算書 P12～ |
|--|-------------|

## ○その他

- |       |
|-------|
| 2 その他 |
|-------|

<会議用システム内のフォルダ>

09\_2月定例会議会-01\_本会議

02\_予算常任委員会

04\_総務常任委員会

# 総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和6年3月1日（金）10:00～

## ○政策推進部

### <予算常任委員会総務分科会>

- |   |  |
|---|--|
| 1 議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算<br>一般会計<br>第1条 歳入歳出予算<br>歳出 第2款 総務費<br>第1項 総務管理費<br>第1目 一般管理費中<br>秘書国際課、東京事務所、広報マーケティング課関係部分<br>第4目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分<br>第8目 企画費<br>第11目 国際化推進費中秘書国際課関係部分<br>第8款 土木費<br>第5項 港湾費<br>第2条 債務負担行為（関係部分） | …予算書 P96～<br>…予算書 P102～<br>…予算書 P106～<br>…予算書 P110～<br>…予算書 P222～<br>…予算書 P16～ |
|---|--|

- |  |   |
|--|---|
| 2 議案第149号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第9号）<br>一般会計<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳出 第2款 総務費<br>第1項 総務管理費<br>第1目 一般管理費<br>第8目 企画費<br>第8款 土木費<br>第5項 港湾費<br>第2条 繰越明許費の補正（関係部分） | …補正予算書(3)P32～<br>…補正予算書(3)P32～<br>…補正予算書(3)P56～<br>…補正予算書(3)P9～ |
|--|---|

- |   |               |
|---|---------------|
| 3 議案第156号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）<br>一般会計<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳出 第2款 総務費<br>第1項 総務管理費<br>第8目 企画費 | …補正予算書(4)P22～ |
|---|---------------|

## ○財政経営部

### <予算常任委員会総務分科会>

- |   |  |
|---|--|
| 4 議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算<br>一般会計<br>第1条 歳入歳出予算<br>歳出 第2款 総務費<br>第1項 総務管理費 |  |
|---|--|

第1目 一般管理費中管財課関係部分	…予算書 P96～
第5目 財政管理費	…予算書 P102～
第7目 財産管理費	…予算書 P104～
第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分	…予算書 P124～
第2項 徴税費	…予算書 P126～
第4款 衛生費	
第4項 上水道費	…予算書 P188～
第5項 病院費	…予算書 P188～
第6款 農林水産業費	
第3項 農地費	
第1目 農地総務費中財政課関係部分	…予算書 P198～
第8款 土木費	
第7項 下水道費	…予算書 P232～
第11款 公債費	…予算書 P264～
第12款 予備費	…予算書 P266～
第2条 債務負担行為（関係部分）	…予算書 P16～
第5条 歳出予算の流用	…予算書 P9～
5 議案第110号 令和6年度四日市市桜財産区予算	
財産区	
桜財産区	…予算書（特別会計・財産区）P201～

6 議案第149号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第9号）	
一般会計	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳出 第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
第7目 財産管理費	…補正予算書(3)P32～
第23目 諸費	…補正予算書(3)P36～
第4款 衛生費	
第5項 上水道費	…補正予算書(3)P48～
第8款 土木費	
第7項 下水道費	…補正予算書(3)P58～
第11款 公債費	…補正予算書(3)P66～

7 議案第156号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）	
一般会計	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳出 第2款 総務費	
第2項 徴税費	…補正予算書(4)P22～

<総務常任委員会>  
(付託議案)

8 議案第147号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について	…議案書 P182
--------------------------------------	-----------

(その他報告)

9 公共施設適正化の進捗状況について (楠地区市民センター管内に所在する施設)

○**財政経営部、会計管理課**

<予算常任委員会総務分科会>

10 議案第 99 号 令和 6 年度四日市市一般会計予算

一般会計

第 1 条 歳入歳出予算

歳入全般

…予算書 P24～

第 3 条 地方債

…予算書 P19～

第 4 条 一時借入金

…予算書 P9～

11 議案第 149 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号)

一般会計

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書(3)P18～

第 4 条 地方債の補正

…補正予算書(3)P14～

12 議案第 156 号 令和 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

一般会計

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書(4)P16～

第 3 条 地方債の補正

…補正予算書(4)P11～

○**会計管理課**

<予算常任委員会総務分科会>

13 議案第 99 号 令和 6 年度四日市市一般会計予算

一般会計

第 1 条 歳入歳出予算

歳出 第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

第 6 目 会計管理費

…予算書 P104～

○**消防本部**

<予算常任委員会総務分科会>

14 議案第 99 号 令和 6 年度四日市市一般会計予算

一般会計

第 1 条 歳入歳出予算

歳出 第 9 款 消防費

第 1 項 消防費

第 1 目 常備消防費

…予算書 P234～

第 2 目 非常備消防費

…予算書 P236～

第 3 目 消防施設費

…予算書 P238～

第 2 条 債務負担行為 (関係部分)

…予算書 P16～

15	議案第 149 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号)	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正	
	歳出 第 9 款 消防費	
	第 1 項 消防費	…補正予算書(3)P58～
	第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分)	…補正予算書(3)P10

<総務常任委員会>

16	議案第 133 号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正 について	…議案書 P138～
17	議案第 134 号 四日市市消防関係手数料条例の一部改正について	…議案書 P141～

○総務部

<予算常任委員会総務分科会>

18	議案第 99 号 令和 6 年度四日市市一般会計予算	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算	
	歳出 第 2 款 総務費	
	第 1 項 総務管理費	
	第 1 目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分	…予算書 P96～
	第 2 目 人事管理費	…予算書 P100～
	第 3 目 恩給及び退職年金費	…予算書 P102～
	第 4 目 文書広報費中総務課関係部分	…予算書 P102～
	第 9 目 計算記録管理費	…予算書 P108～
	第 15 目 人権推進費	…予算書 P116～
	第 23 目 諸費中総務課関係部分	…予算書 P124～
	第 4 項 選挙費	…予算書 P132～
	第 5 項 統計調査費	…予算書 P136～
	第 2 条 債務負担行為 (関係部分)	…予算書 P16～

19	議案第 149 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号)	
	一般会計	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正	
	歳出 第 2 款 総務費	
	第 1 項 総務管理費	
	第 1 目 一般管理費	…補正予算書(3)P32～
	第 2 目 人事管理費	…補正予算書(3)P32～
	第 9 目 計算記録管理費	…補正予算書(3)P34～
	第 4 項 選挙費	…補正予算書(3)P36～
	第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分)	…補正予算書(3)P9～

### <総務常任委員会>

- |    |         |  |           |
|----|---------|--|-----------|
| 20 | 議案第111号 | 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について | …議案書 P7～  |
| 21 | 議案第112号 | 四日市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について                                | …議案書 P10～ |
| 22 | 議案第113号 | 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                             | …議案書 P12～ |
| 23 | 議案第114号 | 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について                                 | …議案書 P13～ |

### (所管事務調査)

- |    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 24 | 令和5年度人権施策推進懇話会及び令和5年度同和行政推進審議会について |
|----|------------------------------------|

### ○危機管理統括部

#### <予算常任委員会総務分科会>

- |    |         |   |  |
|----|---------|---|--|
| 25 | 議案第99号  | 令和6年度四日市市一般会計予算<br>一般会計<br>第1条 歳入歳出予算<br>歳出 第2款 総務費<br>第1項 総務管理費<br>第14目 防災対策費<br>第9款 消防費<br>第1項 消防費<br>第4目 水防費 | …予算書 P114～<br><br><br><br><br><br>…予算書 P238～ |
| 26 | 議案第149号 | 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第9号)<br>一般会計<br>第1条 歳入歳出予算の補正<br>歳出 第2款 総務費<br>第1項 総務管理費<br>第14目 防災対策費<br>第2条 繰越明許費の補正(関係部分)  | …補正予算書(3)P34～<br><br><br><br>…補正予算書(3)P9～    |

### ○監査事務局

#### <予算常任委員会総務分科会>

- |    |        |  |            |
|----|--------|--|------------|
| 27 | 議案第99号 | 令和6年度四日市市一般会計予算<br>一般会計<br>第1条 歳入歳出予算<br>歳出 第2款 総務費<br>第6項 監査委員費 | …予算書 P136～ |
|----|--------|--|------------|

○議会事務局

<予算常任委員会総務分科会>

28 議案第 99 号 令和 6 年度四日市市一般会計予算  
一般会計  
第 1 条 歳入歳出予算  
歳出 第 1 款 議会費

…予算書 P96～

29 議案第 149 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号)  
一般会計  
第 1 条 歳入歳出予算の補正  
歳出 第 1 款 議会費  
第 1 項 議会費

…補正予算書(3)P32～

○その他

30 2 月定例月議会での所管事務調査について (委員から提案があった場合)

31 休会中の所管事務調査について

- ・日程 (案) : ①令和 6 年 4 月 15 日 (月) 午後 1 時 30 分 (年間予定より)  
: ②令和 6 年 4 月 22 日 (月) 午後 1 時 30 分 (年間予定より)
- ・調査項目について

32 ワイ!ワイ!GIKAIの意見整理について

33 2 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

○平日開催

- ・日時 : 令和 6 年 3 月 28 日 (木) 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分
- ・場所 : 総合会館 7 階第 1 研修室
- ・出席者 : 副議長、4 常任委員会から各 2 名 (計 9 名)  
※総務常任委員会からは、荒木委員、森委員

○休日開催

- ・日時 : 令和 6 年 3 月 30 日 (土) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- ・場所 : 三浜文化会館 2 階視聴覚室
- ・出席者 : 議長、4 常任委員会から各 2 名 (計 9 名)  
※総務常任委員会からは、太田委員長、早川副委員長

34 4 常任委員会報告会について

- ・日時 : 令和 6 年 4 月 23 日 (火) 午後 1 時 30 分～

35 年間白書の作成について

<会議用システム内のフォルダ>

09\_2 月定例月議会-01\_本会議  
02\_予算常任委員会  
04\_総務常任委員会

# 総務常任委員会 事項書

令和6年4月15日(月) 13:30～

## 政策推進部

(所管事務調査)

1 大学の設置について

## 危機管理統括部

(所管事務調査)

2 令和6年能登半島地震に係る本市職員の活動報告等について

## その他

3 4 常任委員会報告会について

4 年間白書について

5 その他

<会議用システム内のフォルダ>

10\_休会中(3～5月) > 04\_総務常任委員会 > 令和6年4月15日休会中所管事務調査

#### 4. 委員長報告等

## **予算常任委員会総務分科会長報告(令和5年5月開会議会)**

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### **議案第3号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第2号)について**

#### **【財政経営部・経過】**

##### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

##### **《歳入全般》**

委員からは、今回の給付について給付時期に関する確認があった。  
そのほか、別段の質疑及び意見はなかった。

#### **【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。  
これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和5年6月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました6議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第7号 四日市市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税に係る規定を追加する等、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の新設について、市内に対象となる建物はあるかとの質疑があり、理事者からは、市内には対象となる建物は、現時点では無いとの答弁がありました。

また、他の委員からは、「森林環境税」と「みえ森と緑の県民税」との違いを確認する質疑があり、理事者からは、課税主体として、国と県との違いであるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、市民は国と県と実施主体が異なることで、税の使途がどう違うのかということに疑問を持つので、市民に分かりやすい広報をすべきであるとの意見がありました。

議案第9号 四日市市火災予防条例の一部改正につきましては、総務省令の改正に伴い、急速充電設備に関する規定等を整備しようとするものであります。

委員からは、現行の根拠法令で急速充電設備の出力の上限が設けられている理由は、安全の観点からだと考えるが、今回の改正で上限を撤廃することで安全性を担保できるのか

との質疑があり、理事者からは、安全性については国の検討会で議論されており、国内で重大な事故が発生しておらず、規制に沿った設備であれば問題ないとの見解が示されているとの答弁がありました。

これを受けて他の委員からは、市内に全出力200k<sup>キロワット</sup>Wを超える設備はあるのかとの質疑があり、理事者からは、市内に該当する設備はないとの答弁がありました。

議案第10号 工事請負契約の締結—総合会館受変電設備更新工事—につきましては、別段の質疑及び意見はありませんでした。

議案第13号 契約の締結—四日市市防災教育センターリニューアル事業—につきましては、防災教育センターリニューアル事業製作業務について、契約を締結しようとするものであります。

委員からは、VR体験について、一度に対応できる最大の人数を確認する質疑があり、理事者からは、VR体験のヘッドマウントディスプレイの台数により、一度で最大15人で、一日では最大200人を想定しているとの答弁がありました。

また、委員からは、小中学生が体験学習に訪れることを想定するのであれば、駐車場を拡幅すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、駐車場の拡幅は想定していないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、北消防署は期日前投票所が開設される場所でもあり、駐車場の整備や近隣の民間駐車場を契

約するなど代替の方法を検討すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、充実した防災教育を受けられる施設になるのかとの質疑があり、理事者からは、施設の内容は有識者や地区防災組織の代表者らと検討委員会を立ち上げて議論をしており、充実した内容になっているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、休館日と人員体制について質疑があり、理事者からは、他の公共施設と同じく月曜日を休館日としている。人員体制は検討中だが、大人数の見学で人員が不足する場合には、北消防署員と協力して対応するとの答弁がありました。

議案第15号 動産の取得—大型高所放水車（はしご機能付き） 1台—につきましては、大型高所放水車1台を取得するものであります。

委員からは、令和4年度は車両の製造企業の虚偽申告により、はしご車のベース車両が手に入らず、購入が先送りになっていたが、当該車両に問題はないのかとの質疑があり、理事者からは、当該車両は国から型式の取消を受けていたが、再び認定されたため、問題ないとの答弁がありました。

また、委員からは、販売が再開されたのであれば、全国的に需要が高まり、単価が高くなるのではないのかとの質疑があり、理事者からは、令和4年度当初予算で見込んだ額からは増額したとの答弁がありました。

議案第16号 動産の取得—地震体験車 1台—につきましては、地震体験車1台を取得しようとするものであります。

委員からは、当該車両は県が所有している車両と何が違うのかとの質疑があり、理事者からは、地震体験の機能は同じだが、V Rコンテンツと連動して視覚的にも地震を体験できる機能を搭載している点が異なるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、災害発生時に外部供給できる電力量について質疑があり、理事者からは、出力は15k V Aで約3世帯分の電力を賄うことができるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、できるだけ高い頻度で活用することが望ましいが、どのように運用するのかとの質疑があり、理事者からは、県の地震体験車の利用と併用することにより、今までより多く地震体験をしてもらうことができる。地域に積極的に働きかけて、行事などで使ってもらいたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、出張するイベントの優先順位を付けることで、より効率的に運用してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、県の地震体験車の所有台数と、県へ利用を申し込んで希望が通らなかった割合を確認したいとの質疑があり、理事者からは、県は地震体験車を3台所有している。また、希望どおりに派遣を受けられなかったのは全申込の約15%であり、学校へ訪問する防災教室では約30%は希望が通らなかったとの答弁がありました。

また、委員からは、コストを削減するために調達方法を工夫すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、当該車

両はVRコンテンツ機能を搭載しているので、県の地震体験車より価格が高いが、それを除けばほぼ同額である。国内に地震体験車を扱う企業は限られており、金額の差は発生しにくいとの答弁がありました。

次に、討論において、委員からは、コストを下げる努力は最大限すべきであり、また、効率よく県の地震体験車を活用すれば、当該車両は不要だと考えるので反対するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきまして、議案第16号 動産の取得―地震体験車 1台―について採決を行ったところ、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第16号を除く5議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。中心市街地再開発について調査を実施したことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会総務分科会長報告(令和5年6月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第4号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第3号)について

#### 【財政経営部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳入全般》

##### 地方創生臨時交付金

Q. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途は、低所得者支援に限定されているのか。本市の希望に応じて配分される使途が特定されない交付金なのか、国から使途が特定されて一方的に配分される交付金のどちらなのかを確認したい。

A. 今回、歳入の補正予算に計上した10億6470万円は、本市の希望に関係なく、令和5年度の住民税非課税世帯1世帯ごとに3万円と、1件当たり2500円の事務費が国から配分されるという、使途が決まった交付金である。

Q. 交付金で他の希望は出したのか。

A. 今回の補正予算では歳入に計上していないが、地方自治体で独自の事業に充てるための推奨事業メニューという交付金の枠があり、本市には4億4838万円が配分内示された。その使途は、今回の補正予算の物価高騰対策への充当や、8月定例月議会に県の補正予算を受けて上程する予定の、物価高騰対策補正予算への充当を検討している。これらの使途で、配分された金額は使い切る予定である。

##### 都市再生協議会受託金

Q. 都市再生協議会受託費の内容を確認したい。

A. この都市再生協議会受託費については、国直轄のバスタ事業に関するものではなく、国の補助事業の会計処理を改めることに伴い、補正予算に計上したものである。補助事業については、国から本市へ直接に補助するのではなく、本市も含めた民間企業等関係団体で構成する都市再生協議会を受け皿として補助するスキームになっているため、協議会から本市への受託金として計上することとなった。会計処理の手法が変わるだけで、工事内容や本市の負担額に変わりはない。

Q. バスタ事業などの総額200億円の内訳を改めて確認したい。

A. 国直轄のバスタ事業が75億円で、本市が実施する補助事業の総事業費が125億円である。補助事業125億円のうち補助対象となる分については、国の補助率は2分の1で、残りは本市が負担することになる。

Q. 県も負担すると思うが、バスタ事業はそれに当たらないのか。

A. 国直轄のバスタ事業75億円では、県が3分の1で残りを国が負担する。

## ○第4条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【総務部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### ◀歳出第2款総務費 第1項総務管理費▶

#### 行政手続オンライン化事業費

- Q. 世間ではマイナンバーカードと公金の受取口座の紐づけがうまくいっていないことなどについて問題視されているが、本市で発生して問題となった事例はあるか。また、事務処理ミスの中には、人員不足によりチェック機能が働かなかった事例があるが、今回の補正予算により十分な体制を構築できるのか。
- A. 本市で問題は発生していない。また、マイナポイントに関係する公金の受取口座との紐づけや、保険証との一体化の申請が急増した時期には、待ち時間が1時間30分程度発生していたため、支援人員を増員して間違いのないようにするとともに、待ち時間の削減に努めており、その体制を申請の期限である9月末まで継続したい。
- Q. 現在のマイナンバーカード相談窓口の状況はどうか。
- A. 相談人数は一日当たり100人弱であり、一人当たり15分程度で相談が終了している。
- Q. 多額の税金が使われている事業なので、申請期限などをもっと積極的に広報すべきではないか。
- A. 広報については、申請期限が延長されるごとに市のホームページや広報よっかいちに掲載している。申請期限直前の8月、9月においては、地区市民センターへの出張申請支援を予定していることから、各地区のセンターだよりでも案内していく。また、公金受取口座等の問題事例が報道されたときには、自分の登録に誤りがないかを確認する内容の相談が多数あり、確認方法を説明している。今後も丁寧な案内や広報を行う。
- (意見) 申請期限の延期が続いて現場にも負担がかかっているのので、窓口を開設している立場から国に意見することも手段の一つとして考えておくべきである。
- Q. マイナンバーカードと銀行口座や保険証を紐づけた市民の人数は把握しているのか。
- A. 5月末時点において、マイナンバーカードの申請率は市民全体の約83%で、交付率は約63%であるが、紐づけが完了している人数は国が公表していないため把握できない。しかし、相談窓口での支援件数はこれまで約2万5000組なので、市の人口の約10%は紐づけ処理をしている計算になり、その他は自身で紐づけをしていると思われる。
- Q. マイナンバーカードの問題事例などを受けて、マイナンバーカードを取得したくない市民が一定数いることが予想されるが、取得しないことによるペナルティはあるのか。

A. 現時点で明確なペナルティはないと考えているが、来年度の秋には保険証がマイナンバーカードと一体化されることが発表されており、その時点で、マイナンバーカードが使えない人は、運用などで不便が発生する可能性がある。国の発表では移行の猶予期間があるとのことなので、情報収集をしつつ、市民に不利益が生じないようにしていきたい。

(意見) 今後、本市においても問題事例が発生する可能性はゼロではないので、紐づけ処理をしない市民に不利益が生じない手段を検討してほしい。

(意見) マイナンバーカードを保険証と紐づけないことによる、病院での窓口負担の増加は既に国から発表されている。自分で紐づけ処理ができず、また、相談窓口にも行くことができない高齢者は必ず出てくるので、健康福祉部を含めた関係部局で連携して、対応に備えるべきである。

## 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和5年8月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました5議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第23号 四日市市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、同法に基づき本市に派遣された国、県等の職員に対する手当の名称を変更するなど、関係する規定を整備しようとするものです。

委員からは、当該条例の一部改正の内容について確認があり、理事者からは、当該条例は、災害時以外に国民保護や新型インフルエンザ等の感染症のまん延で派遣された職員にも準用されるものであり、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、引用条文や支給する手当の名称の変更があったため、条例の一部改正が必要となったとの答弁がありました。

議案第26号 四日市市火災予防条例の一部改正、及び議案第29号 工事請負契約の締結—北西出張所及び保々分団車庫整備工事（建築工事）—につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第33号 動産の取得—高規格救急自動車 2台—につきましては、高規格救急自動車2台を取得しようとするものです。

委員からは、既に運用している救急車の落札業者に偏りがあり、安く入札できる1者ばかりが落札し、車両の安全性がないがしろにされているのではないかとの質疑があり、理事者からは、指名競争入札で2者を指名しており、一方の落札が多い理由は分からないが、安全性は重要であると認識しており、他市が救急車を発注する際の仕様やその安全性について、情報収集を継続していくとの答弁がありました。これを受けて委員からは、自動車の安全機能の発達は目まぐるしく、消防職員が安全に運転できる先進技術が次々に搭載されるので、発注ごとに仕様を改めて確認してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、指名競争入札で指名する事業者の車両は、安全性や使い勝手に差があるのかとの質疑があり、理事者からは、職員からは、どちらのメーカーの車両が運転しづらいなどの苦情は出ていないとの答弁がありました。これを受けて委員からは、使い勝手について苦情がないのであれば、厳正に入札制度に従い、手続きを進めるべきであるが、他の委員が指摘するように安全性は重要なので、その点に関する情報収集はしっかりと継続すべきとの意見がありました。

また、他の委員からは、女性の隊員でも運転できる車両なのかとの質疑があり、理事者からは、女性隊員も男性隊員と同様に運転するが、運転しにくいという声は聞いていないとの答弁がありました。これを受けて委員からは、女性の隊員が少しずつ増えているので、女性が活躍できる職場として啓発してほしいとの意見がありました。

議案第34号 動産の取得—消防ポンプ自動車(普通免許対応CD-I型)<sup>いちがた</sup>3台—につきましては、消防ポンプ自動車3台を取得しようとするものであります。

委員からは、今回取得する3台と昨年度取得した車両は同型車だが、取得価格に違いがあるのはなぜかとの質疑があり、理事者からは、昨年度取得した車両は消防職員が使用するものであり、水槽や救助用資機材などの積載品に違いがあるため価格に違いがあるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました5議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会所管事務についてありますが、図書館についての調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

## 決算常任委員会総務分科会長報告(令和5年8月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

#### 【消防本部・経過】

##### ≪歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費≫

##### 救急映像等伝送システムについて

- Q. 救急映像等伝送システムについて、令和4年度当初予算資料では、当該事業は令和6年度から事業化する予定であると記載されていたが、事業化を早めた理由を確認したい。
- A. 当初の計画では、令和4年度に実証実験を行い、令和5年度に検証、令和6年度から事業化する予定だったが、実証試験の結果、成果が見込めると判断し、本年度から運用を開始することとしている。
- Q. 課題として映像等の送信に時間を要したとあるが、それは操作する隊員の技量不足の問題なのか、通信状況等の機器の問題なのか。また、操作研修などは行っているのか。
- A. 新しい機器を入れたため、その取り扱いによる問題である。運用開始前に集合研修を行い、操作方法等を説明した。その後、各所属において取扱訓練をしている。  
(意見) 機器を十分に操作できなければ意味がないため、しっかりと技術共有をお願いしたい。

##### 119番映像通報システムについて

- Q. 119番映像通報システムの実績を確認したい。
- A. 令和4年中は四日市市、桑名市、菰野町の3消防本部を合わせて351件を通報者に依頼し、そのうちの通信が成功した件数が272件であった。四日市市においては217件を依頼し、160件が成功している。映像を送信する端末の電波状況等に左右されるため、成功しない事例もある。
- Q. 当該事業の効果を実感した事例はあるか。
- A. 音声のみでは患者の状況が分からない場合があったが、映像で状況確認ができ、また、救急隊が到着するまでに通報者に対して適切な応急処置を伝えることができた点は有効であった。また、火災では映像で火災現場を見ることができ、延焼の方向を確認するなど迅速な対処につながったと実感している。

## 救急ワークステーション事業について

- Q. 市立四日市病院と救急ワークステーションを運用して約10年となるが、消防本部としてはどのように評価しているのか。
- A. 病院スタッフと非常に良い関係を構築できているので、今後もこの関係の向上に努める。
- (意見) 救急映像等伝送システムと救急ワークステーションによる相乗効果を検証しながら、市民の命を守るという使命を果たしてほしい。
- Q. 市立四日市病院と県立総合医療センターの救急ワークステーションは何が違うのか。
- A. 市立四日市病院は各署から救急救命士を派遣している。県立総合医療センターは南消防署と南部分署の救急隊を派遣しており、現在のところ試行運用中である。
- Q. 傷病者の処置中や研修中に出動となった場合はどのように運用するのか。
- A. 出動を優先する。医師や看護師などの病院スタッフにも出動を優先することを事前に伝えている。
- Q. 現在は既存の体制から派遣しているが、当該事業のための人員や車両の配置も必要なのではないか。
- A. 救急需要に応じて体制を整える必要があると考えている。救急件数も増加傾向にあるため、需要に応じて適宜、配置等の体制は見直していきたい。
- (意見) 救急ワークステーションは効果があり、需要が増加していくことが見込まれる。また、地理的關係で四日市羽津医療センターとの連携の拡大も図るべきである。いずれにしても人員体制の拡充が必要であると考えている。

## 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

### 消防団運営交付金について

- Q. 消防団員間の親睦を深める機会が減少し、有事の際の統率が取りにくくなる可能性があると考えているが、消防本部の認識を確認したい。
- A. 各分団で工夫して、円滑にコミュニケーションが取れている状態だと認識している。
- Q. 救急や防災の資格取得に関する研修などを増やすべきではないか。
- A. 各分団の中には警防・安全管理リーダー、救急・防災指導リーダー、機関リーダーを置き、これらのリーダーに対して消防職員が研修を行っている。その後、リーダーが所属の分団員に対して研修を行ってもらうことにより体制の強化を図っている。
- Q. その体制は認識しているが、各地区防災組織との連携が図られていない。消防団と地域との連携を図るべきだと考えるが、どのように考えるのか。
- A. 各分団の救急・防災指導リーダーは、危機管理課が開催している防災大学において任意の講座を受講し、そこで得た防災の知識を地域の防災活動で活かしている。
- Q. 消防団に所属する条件によっては防災士の資格を取得することができるが、その資格を地域に生かしてもらえるように、消防本部から働きかけるべきだと考えるが、考え方を確認したい。
- A. 委員が指摘するように、指導的立場にある分団長は防災士の資格を取得できるが、まずは、各分団のリーダーによる研修を増やすなど、消防団組織の活性化をお願いし

ている。

Q. 消防団の出動件数が減少すれば、消防団とその地域との関係が希薄になるのではないかと危惧している。そこで、地域への防災研修などを通して地域に根差す活動をしている消防団に手当を出すべきではないか。

A. 消防団は地域防災の要であるので地域との関係は非常に重要であると認識している。各分団長と相談し、検討したい。

(意見) 消防団員が意欲を持って活動できる仕組みづくりをお願いしたい。

Q. 定員割れしている消防分団はいくつあるのか。

A. 25分団中15分団である。

### **バイク隊について**

Q. 消防団にはバイク隊と水上バイク隊があるが、服装等は自費で用意していると聞く。令和4年度も自己負担だったのか。

A. バイク隊は大規模災害対応の特殊任務隊という位置づけで、ヘルメットやブーツ等の装備品は自己負担であるが、公費負担について検討している。

(意見) バイク隊で統一のグローブなどがあれば、活動意欲の増進にもつながると考えるので、引き続き検討をお願いしたい。

## **《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》**

### **南消防署整備事業費について**

Q. 当初は令和4年度内に完成する予定だったが、令和5年度にずれ込んだ理由を確認したい。

A. 新庁舎が完成し、旧庁舎を取り壊した後に地下水に関する追加工事を発注する必要が出てきたため、その分の工期を延長した。

Q. 南消防署は地域に開放する施設というコンセプトがあったが、その活用事例はあるか。

A. 令和5年8月に地区防災組織の役員会が開催され、その役員に施設見学もしていただいた。

Q. 名古屋市では子供の居場所として開放している事例があるが、そのような活用方法は考えているのか。

A. 名古屋市消防局に取組内容等を確認したい。

(意見) 消防署は常に人がいる施設なので安心できるという声を聞いたことがあるので、ぜひともそのような活用法を検討してほしい。

### **ヘリポートの活用について**

Q. 令和4年度における北部分署のヘリポートの活用件数を確認したい。また、近隣の他市と比較した回数はどうか。

A. 令和4年度は2回から3回であったと思われる。本市の活用回数については、他市と比べて少ないと思われる。

(意見) より活用しやすい体制づくりと活用の検証をお願いしたい。

## 《その他》

### 119番通報受付取扱状況について

Q. 間違い電話が約 2200 件あるが、何と間違えて通報されるのか。また、警戒の内容を確認したい。

A. 自動通報機能のついたスマートフォンからの通報や 110 番と間違えるなど、様々である。また、警戒とは自動火災報知設備の鳴動に伴う通報で、現場を確認しに行く場合などが挙げられる。

### 救急概要について

Q. 救急隊の出動件数の年間約 1 万 7000 件に対して、そのうち搬送件数は約 1 万 4000 件である。その差分の「救急隊が出動したが搬送しなかった場合」となる約 3000 件は、どのような場合なのか。

A. 理由は様々であり、明らかな死亡状態や本人は症状がないのに周囲の人が心配して通報する場合などがある。

## 【政策推進部・経過】

### 《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

#### ふるさと応援寄附金関連経費について

Q. ふるさと納税ポータルサイトについて、登録サイトを増やし、露出を増やすと決めた理由を確認したい。

A. 全国のほとんどの自治体が主要な 4 つのふるさと納税ポータルサイトに登録しており、全国のふるさと応援寄附金の約 7 割のシェアを持っているため、本市も登録することにした。

Q. 本市の返礼品の充実についてどのように考えているのか。

A. 既存の返礼品については写真やキャッチコピーといったポータルサイトにおける見せ方を改善するほか、新たな事業者を訪問して新規の返礼品の開拓に努め、寄附が集中する 12 月に向けて準備を進めている。

(意見) 返礼品の人気ランキングの上位にある商品は PR 方法が工夫されている。新規の返礼品の発掘と PR 方法の改善をお願いしたい。

Q. 本市には強力な返礼品になり得る商品がたくさんあるにもかかわらず、見せ方やキャッチフレーズなど、宣伝効果が弱いと感じているので、改善を図るべきではないか。

A. 地場産品の返礼品事業者と様々な意見交換をしながら、魅力的な発信に努めたい。

#### シティプロモーション推進事業について

Q. 卒業生応援プロジェクトとはどんなイベントなのか。

- A. 令和4年2月定例月議会において、就職や進学で本市を離れる人々に対して、本市を離れる前に本市のことを改めて知ってもらう機会が必要ではないかとの意見を受け、企画したものであり、卒業応援メッセージに加え、中央通り再開発プロジェクトや本市の情報を発信する各種SNSアカウントを記載したミニポスターを、市内の高校等の卒業生に配布したものである。東京事務所のX（旧ツイッター）アカウントのインプレッション数が卒業シーズンである2月、3月に大幅に伸びたので、今後も継続し、シビックプライドの醸成につなげていきたい。
- Q. 本市を離れた人々が改めて集まる機会を設けてはどうか。本市に対する愛着がさらに深まり、本市のPRにもつながっていくのではないか。
- A. 例えば、首都圏では四日市市出身者の会（四の会）などがあり、東京事務所がその開催に関わることもあるため、そのような催しが開催される際にはPR活動を行いたい。
- Q. 本市の魅力発信について、就職や進学で本市を離れる卒業生に対して、本市の概要が手短かに分かる冊子を配布すべきと提案したことがあったが、その中にふるさと納税に関する項目を盛り込み、冊子の内容を充実させるべきではないか。
- A. 市外へ移住する市民に故郷を振り返る手段の1つとして有効だと考える。なお、前述の卒業生応援プロジェクトで作成、配布したミニポスターには、ふるさと納税サイトに繋がるQRコードを記載している。
- Q. 実業家には発想力や行動力、資金力がある人が多いが、本市出身の実業家に四日市のまちづくりに協力してもらうように働きかけるべきではないか。
- A. 本市出身者が集まる会などにおいて、ふるさと納税への協力をお願いしていく予定である。
- Q. コロナ禍にテレビ番組で本市のことを取り上げてもらう回数が増えたと聞いたが、その効果・反響はあったのか。
- A. 本市を知ってもらう機会は確実に増えていると考えている。明確に効果が分かるものとしては、インスタグラムのフォロワー数が増えていることが挙げられる。
- Q. 名古屋圏魅力発信事業では在名テレビ放送局による連鎖的な報道による成果があったとしているが、それにあやかる取組はあるのか。
- A. とにかく本市の魅力について情報を発信し続けることに注力することが重要であると考えており、今後は本市の公式インフルエンサーにも協力してもらいながら、テレビをはじめ多様なメディアの力を活用し、広域に情報発信を続けていきたい。
- Q. 女性による「四日市の魅力」プロデュースと情報発信の事業について、シビックプライドの醸成を図ることはできたのか。
- A. 平成29年度に実施した市民の四日市市に対する都市イメージ調査により、本市への「愛着」はあるが「誇り」を持つまでには至らないという分析結果が出た。特に20代・30代の女性にその傾向が見受けられたことから、比較的女性の利用者が多いインスタグラムを活用し、公式インフルエンサーの影響力を借りることや、インフルエンサーの支持者へ流れる口コミを利用することにより、ターゲットとする層に情報が届くよう取り組んだ結果、フォロワーも着実に増加していることから、シビックプライド醸成の土台が形成され始めていると認識している。

Q. 四日市市PR番組制作関連経費について、この番組で取り上げられたことによる効果はあったのか。

A. 例えば、番組に取り上げた事業所などで、明確に売上が増えたと示すものはないが、番組制作にあたっては本市のヒト・モノ・コトに関する魅力についてバランスよく取り上げた。それらの中にはふるさと納税の返礼品を扱う企業等もあったが、ふるさと納税の納税額増加にも一定程度の貢献をしていると考えている。

### **首都圏におけるシティプロモーション推進事業について**

Q. 都市圏でイベントを開催する際に、県内の他市と合同でシティセールスを行うことができれば、相乗効果が生まれる上に合理的ではないか。

A. 津市東京事務所とはローカル鉄道・公共交通展やふるさと良品フェアを共同で開催するなど、既に連携した取り組みを行っている。また、令和5年度は、三重県が新宿駅で開催予定の物産展に本市も参加する意向であり、今後も県や他市と連携した取り組みを継続していく。

### **ご当地ナンバー関連経費について**

Q. 令和5年6月末で図柄入り四日市ナンバーを交付されている車両台数は3229台とあるが、普及率はいくつなのか。

A. 令和5年度6月末時点の登録保有台数が24万7864台なので、普及率としては1.30%である。国が示す普及率の目安が0.6%となっていることから、本市はその基準をクリアしている状況である。

Q. 普及促進の取組の中で、図柄入り四日市ナンバーを導入しない人の意見を聞いたことはあるか。

A. 昨年度に市民に対して対面式のアンケートをとったところ、認知度は90%を超えていたものの、付けたくない理由の主な内容は「デザインが好きではない」という回答が約20%、「そもそも図柄入りナンバーを付けたくない」という意見が約60%であった。

(意見) 図柄入りナンバーにするかを決める場面は、自動車購入時が多いと思われるので、自動車ディーラーに協力を求めるなど、普及に向けた取組を続けてほしい。また、図柄入りナンバーの寄付金の使途を広報するなど、市民の理解を得る取組も併せて行うべきだ。

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》**

#### **職員による政策提案制度について**

Q. 政策提案できる職員や審査方法など概要を確認したい。

A. 政策提案できるのは管理職以外の職員としており、特に年齢制限は設けていない。

審査方法は、まず、政策推進課の職員で書面審査を行い、学識経験者や他部局の管理職の職員も入って審査を行い、調査研究する提案を決める。その後、提案内容に関する調査期間を経て、最終審査として市長、副市長や学識経験者も入って事業化への審査を行う。

Q. 事業化された提案の提案者には何か賞品などが出るのか。職員が政策提案の意欲を持てるように特別賞などを設けるべきではないか。

A. 今後の調査研究に活用してもらうことを目的として図書カードを進呈している。また、一次審査を通った提案については、調査をしてもらうに当たって、先進地視察や企業訪問など、普段の業務とは異なる分野について研究ができることもインセンティブとして挙げられる。他には、自分の提案が事業化されることが励みになるという声もある。

Q. この政策提案の制度自体は、職員全体の職務への機運の醸成に役立っているのか。例えば、提案が選ばれなかった職員は仕事へのやる気が低下するのではないか。

A. 若手職員のモチベーションアップやスキルアップに関して一定の効果があると考えている。また、今年度からは中堅職員である政策推進監にチームを組んでもらい、政策提案に参加してもらっている。様々な立場の職員が調査研究に当たる姿勢を見せることで、機運の醸成につなげたい。

Q. 若手や中堅職員はこの制度などでモチベーションを高めることができるが、管理職はどのように対応するのか。

A. 当該制度は若手の自由な発想を政策に取り入れることが目的である。指摘のように管理職が他部局に自分の意見を言える環境づくりの必要もあると考える。

(意見) 職員の中に「管理職になりたくない」という風潮があると聞いている。管理職のアイデアが市政に反映されることを示すのも重要な職務に対する機運の醸成の機会だと思うので、検討してほしい。

### **産学官連携推進事業について**

Q. 大学との連携については、四日市のまちづくりや企業に役立つ取組をすべきだと考えるが、いかがか。

A. 成果が出るまでに時間はかかるが、本事業により、様々な方面で東京大学との連携が構築されつつあるので、少しずつでも成果がみえるよう取り組んでまいりたい。

Q. 研究は成果が出るまで時間がかかるのは理解するが、単年度ではなく複数年度にわたって事業を行わないのか。

A. 当該事業については、昨年度のスマートシティ化に向けた調査研究等、これまで単年度で実施している。しかしながら、スマートシティへの取組は様々な分野に及んでいるので、産学官連携推進事業にとどまらず大学の知見を活かしながら進めていきたい。

### **中核市移行推進事業について**

Q. 本市が中核市に移行するメリットは何か。また、移行のメリットを市民が感じにく

いのであれば、中核市移行を断念するという選択肢もあるのではないか。

A. 地域のことを地域で決めることにより市民サービスが向上するという点がメリットである。移行のメリットをしっかりと見定めて、今後も、引き続き中核市への移行を目指してまいりたい。

Q. 政令指定都市に移行するならば、移譲される権限も多く、また、スケールメリットを生かすことができるので大きなメリットがあると考えるが、中核市の権限はそれに比べれば中途半端で、かつ移譲されたとしてもどれだけメリットがあるのかわからない。それでも、まだ中核市への移行を目指すのか。今後の方向性を考え直す必要があるのではないか。

A. 国が政策の制度設計を行う際には、中核市を見据えていることも多く、また、地域のことを地域で決めるために権限を持つことは大きなメリットであると考えている。しかしながら、現時点では、中核市移行よりも優先すべき事項があるため、当面の間は、移行を見送ることとしたものの、総合計画に基づき、引き続き中核市への移行を目指したい。

(意見) 中核市の要件を満たしているが中核市へ移行していない他都市とも情報交換を行いながら、本市の中核市移行の考え方を整理していく必要がある。併せて、市民に対して、移行の考え方について、機会があるごとに説明をしていく必要がある。

Q. 中核市によっては、児童相談所を設置している自治体があるが、本市も中核市に移行すれば児童相談所を設置できるのか。

A. 児童相談所の設置については、中核市になり、希望すれば設置できることになっている。

(意見) 児童相談所を設置して市民サービスが向上した例もあるので、本市が中核市に移行するにあたっては、そうした先進市の例も参考にしてほしい。

Q. 中核市移行が見送られたのは、産業廃棄物関連事案のうち、県による行政代執行の措置が取られていない事案が関係しているのか。

A. 中央通り再開発プロジェクトやふるさと納税での市税流出など、中核市への移行よりも優先すべき事項があるため、当面の間は見送ることとしたものであり、県による行政代執行措置が取られていない産業廃棄物関連事案は関係していない。

(意見) 説明は理解するが、中核市移行は、中央通り再開発プロジェクトの推進やふるさと納税での市税流出への対応などとは別に考えるべきものである。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

### 姉妹友好都市交流事業費について

Q. トリオや地球環境塾で本市を訪れた人々に協力してもらい、帰国後に本市のことを広報してもらうことは有効な広報手段になるのではないか。

A. トリオや地球環境塾で来てもらった人々に、ロゴマークの入ったシールなどの配布しやすいノベルティを渡すなど、地道ではあるが本市とロングビーチ市との交流を広報してもらえるように努めていく。

Q. 天津市とも長く友好関係にあるが、過去の交流事業の参加者に協力してもらうなど、

友好関係を深める手段を考えているのか。

A. コロナ禍で対面交流は行われていないが、再来年には天津市との周年事業を控えているので、天津市との結びつきを強くできるような方法を検討したい。

Q. ロングビーチ市との姉妹ロゴマークについて、天津市との周年事業では同様にロゴマークを製作するのか。

A. 天津市との周年事業の1つとして、ロゴマークの製作も検討したい。

(意見) 姉妹都市との交流について、これまで以上に進展していくために、産業など他の分野にも広げて、もっと深く交流していくべきだと考える。

## 《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 《その他》

### 基金に関する考え方について

Q. 財政調整基金をはじめとする本市の積立金について、学校施設はアセットマネジメント基金を積み立てて、今後の整備に備えている。その他の公共施設も整備が必要になるが、そこに備えるための基金を積み立てる考えはあるか。

A. 基金については財政経営部の所管だが、老朽化する公共施設や都市基盤が一斉に更新時期を迎える危機感は政策推進部も持っている。議会からは基金が多すぎるのではないかという指摘もあるが、他の市民サービスに影響を及ぼさないためにも、必要な金額を基金に積み立てる必要はあると考える。

## 【総務部・経過】

### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

#### 入札について

Q. 土木一式工事や舗装工事は入札のほぼ100%が抽選になっており、その他の工種でも抽選率は高い。他の入札方法に変える時期なのではないか。

A. 現状では、一番有効な手段は既に採用している中央公契連モデルであると考えており、より良い方法があれば検討したい。

Q. 予定価格の事後公表を検討すべきではないか。

A. 予定価格の事前公表と事後公表のそれぞれにメリットとデメリットがあるので、検証は必要であると考えます。

Q. 慢性的な問題になっている技術者不足やコロナ禍以降の職人の不足、加えて物価高騰など、応札する事業者にとって厳しい状況であるが、市は現状を把握するために、事業者の状況を聞き取る場を設けているのか。

A. 不定期ではあるが、様々な業種の事業者団体と意見交換を行っている。

Q. 変動型の最低制限価格から現在の中央公契連モデルに変更した際には入札制度の検

討会を立ち上げていたと記憶しているので、今後も様々な外部団体から意見を集めるべきではないか。

A. 現在、中央公契連モデルの問題点については事業者から特段の意見はないが、今後も事業者の意見については、引き続き聞き取りを行っていく。

(意見) 中央公契連モデルに変わって10年ほど経過するので、会議体を持って情報収集をすべきである。

Q. 入札不調の件数と理由について、事業者の主な理由としては「金額が合わないため」など大まかにしか記載していないが、その裏には人員不足や物価高騰等の背景があると考えられる。市は詳細に把握しているのか。

A. 人件費の上昇や物価高騰など事業者に様々な理由があると推測されるが、市に提出される辞退理由は代表的なものだけなので、背景となる部分までは把握できない。

### **優良建設工事表彰について**

Q. 工事实績が年間で2件以上必要となっている基準を満たした事業受注者が表彰対象になると説明されたが、多くの入札が抽選で決まるなど、受注自体が困難になっている中で、表彰基準を見直すべきではないか

A. 基本的には2件以上の工事实績が必要となるが、1件しか受注できなかった場合でも、前年の工事で基準を満たしていれば表彰対象としている。

Q. 優良建設工事表彰を受賞した受注者は、総合評価方式において加点対象にもなることから、表彰基準を見直すべきではないか。

A. 指摘の意見以外にも、三重県建設業協会からも様々な意見を受けている。また、働き方改革やICT技術の導入による環境の変化も含め、表彰基準の見直しについて検討していきたい。

(意見) 現場の安全管理が不十分な工事が見受けられるため、そういった事象も評価に含み、正しい評価がなされるように要望する。

### **男性の育児休業について**

Q. 男性職員の育児休業の取得日数について、平均の取得日数を把握しているか。

A. 以前は2週間から1か月の取得が一般的だったが、現在は取得者数が増えており、取得日数も月単位で取得する傾向に変わりつつある。

(意見) 取得期間が長ければ、育児に割く時間が増えて、家庭にいい効果があると考えるので、職員が率先して取得し、民間企業に波及するような手本になってほしい。

### **東海都市法務ネットワークについて**

Q. 設立趣旨に記載のある「各地方自治体は自らの責任で法律を解釈するとともに」という文言について、趣旨を確認したい。

A. 法令の解釈については、以前は、国から一律に各地方自治体に示されていたが、地方分権改革によって、現在は、国と地方自治体は対等な関係であるとの考え方のもと、国の通知は法的拘束力のない技術的助言に過ぎず、地方自治体が自らの責任で解釈す

ることができることを示している。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

### 職員のメンタルヘルスについて

Q. 休職者が増加しているが、職員と産業医との面談の内容を確認したい。

A. 心の病の未然防止及び早期対応を目的に、心の健康問題で悩む職員が相談できる場として「こころの健康相談室」を毎月第2、第4火曜日に実施しており、2名の臨床心理士が対応している。また、休職中の職員が職場へ復帰する際には産業医との復帰面接を実施するとともに、復帰1か月後から3か月間にわたって、産業カウンセラーによる毎月のフォローアップ面談を実施している。

Q. 職場復帰した職員が、再び休職に入ってしまう場合、どのように対応するのか。

A. こころの健康相談室は復帰後の職員も利用でき、利用回数に制限もない。

(意見) 休職者の人数は増加傾向にあるので、丁寧なケアをお願いしたい。また、復帰後の職場環境の配慮も、併せてお願いしたい。

Q. 職員のメンタルヘルスに関係する事業の成果を確認したい。

A. 「職場復帰支援のための産業医面接」を受けた職員のほぼ全てが職場復帰している。「職場復帰フォローアップ面談」では、産業カウンセラーが復帰後の疾患・治療の状況や勤務状況について親身に相談を行っているが、面談後において再び休職に入ってしまう場合もあった。「こころの健康相談室」は匿名でも利用でき、気軽に誰もが利用できるよう相談内容の報告は求めているが、昨年度は延べ53人の職員が利用した。

Q. 定年退職以外の退職者の勤続年数について、退職者のうちの大部分が勤続10年以内である。この中には心の不調により退職した職員はいるのか。

A. 心の不調で休んでいた職員が、新たな道に進むために退職した場合も含まれる。

(意見) 心の不調に限らず、周囲がフォローすることにより退職を防ぐことができることもあるため、所属長はしっかりと職場を管理し、フォローすべきだ。

### 職員採用について

Q. 市立四日市病院では何年も作業療法士の募集をかけているが、採用に至らない状態が続いている。その原因が、正職員ではなく会計年度任用職員として募集をかけているからだという声も聞こえるので、改善方法を検討すべきではないか。

A. 市立四日市病院の職員採用については病院が管理しているが、指摘内容については共有する。

Q. 現状、人員不足で診察の待ち時間が長くなるなどの市民の不利益が生じており、また職場の負担にもなっている。早急に是正すべきではないか。

A. 病院の職員採用の権限は病院にあるが、市長部局は全体の状況を把握、検討する立場にあると考えるので、問題の分析等について病院と一緒に考えていきたい。

(意見) 病院に限った話ではなく、有資格者を適所に配置しなければ、そこで勤務する人のやる気を大きく削いでしまい、パフォーマンスが落ちれば職場への負担につながって悪循環に陥るので、早急に対処するよう強く要望する。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目 恩給及び退職年金費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目 文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目 計算記録管理費》

**AI・RPA等のICT活用促進事業について**

Q. ICTの活用による職員の業務効率化状況について、一定の効果があつたと見受けられるが、今後はこの取組を拡大していくのか。

A. 庁内掲示板で効率化できる事務の紹介を行うとともに、庁内のデジタル人材育成に取り組んでいるので、ICTを積極的に活用する職場風土をつくっていききたい。

Q. RPAのシナリオ作成は、シナリオを1回作成すれば、その後に費用は発生せず、維持管理費のみで活用できるのか。

A. 基本的には1回作成すれば維持管理費のみの費用負担となるが、業務システムの画面を表示するブラウザ等の仕様や画面のレイアウトが変わるとシナリオの変更が必要になるため、費用が発生する。

Q. RPAを導入する事例が増えれば、それに伴ってRPAのシナリオ作成費用も増大していくのか。

A. シナリオの作成は、RPAの導入を希望する所属の業務分析を行うなど時間がかかるため、年間で8、9件しか作成できない。この上限があるため費用的には大幅に変動することはない。また、並行して、昨年からは職員が自分でシナリオを作成できるように研修を行っている。

Q. RPAツールのライセンス料は、活用件数が増えればそれに応じて増加していくものなのか、それとも、ライセンス数にかかわらず定額なのか。

A. 業務数が増えれば既存のライセンスを所属間で取り合うことになるため、常に所属にライセンスを与えらるとなると費用負担は増加する。しかし、業務で必要な時だけライセンスを該当所属に付与するなど効率的な利用に努めることで、ライセンスを増やし続けなくてもよい方法を模索していきたい。

Q. AI-OCRツールのライセンス料の定額の範囲を確認したい。

A. AI-OCRツールのライセンスは基本料金が設定されており、基本料金を超える利用があつた場合は、文字あたりの単価が上乘せになる。

Q. デジタル人材育成計画に基づきデジタル人材を育成するとしているが、今後の具体的な進め方を確認したい。

A. 令和5年度から7年度までの3か年で全職員のうち2200名の育成を計画しており、内容としては、デジタル技術を業務に取り入れる意識づくりの醸成とITに関する基礎技術の習得、データの活用法、デザイン思考を研修する予定である。

Q. 3か年で全職員が一定のスキルを身に着けようとするものと解釈してよいか。

A. まずは、3年で2200名の職員に対して、研修を一巡させる予定であり、具体的な効果は未知数だが、IT技術を活用する機運を醸成したい。

(意見) コンサルタントを入れて策定した計画なので、実行性の高いものになるようにお願いしたい。

Q. 他部局ではシステムベンダーとの共通認識不足により課税誤りが発生している。庁内の各課が I T 技術を導入するにあたり、デジタル人材育成とは別に個別支援を行い、事故を未然に防ぐことはできないのか。

A. 各課がシステム開発を行うに当たり、従来以上に、担当課と委託事業者との打ち合わせに I C T 戦略課職員が同席したり、人事異動でシステム担当者が変わった際に助言するなど安定してシステムが稼働するように支援を行いたい。

(意見) 近年では I T 機器の扱いは上手いが、高度化したシステムの仕組みを理解せずにシステムを扱っている世代の職員も多いので、所属長がしっかりと I T の知識を身に付け、リスク管理をしていくことが求められる。

**《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 15 目 人権推進費》**

**《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 23 目 諸費》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

**《歳出第 2 款総務費 第 4 項 選挙費》**

**若者の投票率について**

Q. 18 歳は主権者教育を受けているため投票率が他の若い世代に比べて高いが、19 歳、20 歳と年齢を重ねるごとに投票への意識が薄れるためか、投票率が低下していく。これに歯止めをかけて投票率を向上させる手段があれば聞かせてほしい。

A. 高校で出前講座を実施したり、18 歳になって選挙権を得た人には投票方法等を記載した案内を送付したりしている。しかし、20 歳代に入ると就職や進学など生活環境の変化もあって投票率が低くなる傾向があり、この点は課題であると認識している。そこで、新しい試みとして YouTube 広告枠に選挙啓発の動画を流す取組を行った。引き続き、若者に訴求効果の高い啓発方法を模索していきたい。

Q. 他部局の事業だが、政策推進部所管の事業で公式インフルエンサーを選定し、情報発信を強化していると説明があった。そのインフルエンサーを使うなど、部局を横断した取組は考えているのか。

A. 既に SNS による啓発は行っているところであるが、今後は広報マーケティング課との連携も検討したい。

**《歳出第 2 款総務費 第 5 項統計調査費》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【財政経営部・経過】

### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

#### 公共施設の適正化について

Q. 楠地区の公共施設の適正化は懸案事項であるが、現時点での適正化に向けた方向性、また、地域住民との関わりについて確認したい。

A. 楠地区市民センター管内の公共施設の適正化については、複数の公共施設の機能の集約化などを含めた適正化に関する素案を、令和3年度に地区に提示した。地区からは三角州である地域特性や、昔から公共施設を避難場所として重視してきた経緯があり、直ちに了承はできないため、地区で検討委員会を立ち上げ、市と協議をしたいという申し入れがあった。市と検討委員会の双方で将来世代に負担を残さないという共通認識は持っており、現在は、個別施設の具体的な部分について地域で話し合っている状況である。

(意見) 将来世代に負担を残さないという点で合意できていることは重要である。今後も地域と話し合いを持ち、少し時間はかかっても丁寧に進めて、良い事例となるよう、行政の方針をしっかりと保ちながら、地区の望む形と擦り合わせてほしい。

Q. 楠地区の公共施設適正化については、旧楠町との合併前から分かっていた課題で、なぜ今になって地元と調整しているのか。もっと早くから着手すべき課題ではないのか。

A. 旧楠町との合併に際しての協議内容については、資料を確認したが、個別の施設をどうしていくかという具体的な話はなかったように思う。そのうえで、今回、個別の施設について具体的な提案をしたので、地区から避難所をどうするのかといったご意見をいただいている。地区の思いを受け止めて協議を進めていきたい。

Q. 旧楠町との合併で縮小を余儀なくされた部分があり、また、合併する目的であった中核市への移行も達成されず、市民の負担が増える一方で、行政が速やかに適正化すべき部分は放置されてきた。このことは行政の怠慢なのではないか。

A. 将来世代に負担をかけないために、スピード感をもって適正化を進めなければならないという認識は持っている。しかし、市が一方向的に提案を押し付けるのでは、将来に禍根を残すことになりかねないので、スピード感は意識しつつも、地域と丁寧に對話して取り組みたい。

(意見) 合併前に合併のメリットとデメリットをきちんと説明していなかったことが問題である。合併にあたり、アセットマネジメントは置き去りになっていたと感じており、今後、しっかりと対応するように強く要望する。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

### 普通財産の貸付について

Q. 普通財産の有償貸付の案内方法を確認したい。

A. 普通財産のうち、貸付可能な場所をホームページに掲載している。ホームページを見た方から貸付の申し出があればその都度相談を行い、条件が合えば貸付となる。現時点で9件の物件を掲載しており、工事関係業者からの貸付希望が多い。

Q. 募集期間を設けることはしないのか。

A. 随時募集であるため、募集期間を設けることはない。

Q. 同じ場所で年度によって貸付金額が変わることはあるか。

A. 貸付金額は固定資産税評価額の4%を超えない額と決まっているので、評価額が変わらなければ同じ金額で貸付することとなる。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

### 積立金について

Q. 複数の基金を設けているが、今後、様々な公共施設が続々と更新時期を迎えるに当たり、それらに備えるための基金の方針について財政担当部局の考えを確認したい。

A. 指摘のとおり、学校施設以外にも様々な公共施設が更新時期を迎えるが、個別の施設の更新にかかる概算事業費等が明らかになった時点で、アセットマネジメント基金の目標額を見直していきたい。加えて、税収の急減や災害に備えるための財政調整基金、推進計画事業の大規模プロジェクトについて着実な進捗を図るための都市基盤・公共施設等整備基金、十数年後から始まる公共施設の更新ピークに備えるためのアセットマネジメント基金の3つを柱として、それぞれの目的に応じて基金を活用していきたい。

## 《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

### 三重地方税管理回収機構負担金について

Q. 市税滞納者数は増加傾向にあるのか。また三重地方税管理回収機構への移管件数等について、令和3年度から4年度にかけて移管件数は4件しか差がないのに、移管額はほぼ倍になっている理由を確認したい。

A. 全体的には小口で滞納する人数が増えている印象である。また、三重地方税管理回収機構に移管するケースは、複数年分が遡及課税され、一気に課税額が大きくなったような案件があったため、件数に対して金額が大きくなっている。

Q. 法人の滞納は増えているのか。

A. 法人よりも個人が増えた。

Q. 三重地方税管理回収機構が未納分を回収できた場合、手数料として引かれる金額はどれぐらいなのか。

A. 移管する件数1件あたり14万円が手数料として発生する。加えて、回収した実績額の10%を回収した翌々年度に支払っている。

Q. 昨年度の回収額と手数料の収支はどうなっているのか。

A. 歳入の資料になるが、令和4年度の徴収実績額は9261万9004円で、三重地方税管理回収機構への負担金は1551万1000円である。

Q. 市税滞納を抑止するために、どのような対応をしているのか。

A. 機構への移管前からも、滞納者に対し、納税意識をもっていただくように職員から十分にお伝えしている。

#### **市税滞納者の状況と納付に向けた対応について**

Q. 市税滞納や踏み倒しは許さないという姿勢は理解するが、例えば、ごく少額の滞納に対して、徴税するためのコストが過大に発生する場合はどのように対応するのか。

A. 少額の具体的な基準を示すことは難しいが、例えば遠方へ現地確認に行かなければならないなどの過大な徴収コストが発生する場で、資産が見つからないような場合には滞納処分の執行停止などの手段を取る場合もある。しかし、基本的には少額であっても徴収不能になる前に先手を打ち、逃げ得は許さないという姿勢で臨んでおり、遠方であっても預金口座などの調査を行い、可能な限り差押等の処分を行って徴収している。

#### **個人市民税の課税誤りについて**

Q. 課税誤りの原因としてシステムベンダーとの共通認識の不足を挙げているが、これは、職員のシステムに関する知識不足やシステム専門用語が障壁となって共通認識が図れなかったということか。

A. 令和3年度の課税誤りについては、システムの内容が理解できなかったのではなく、従来のシステムと導入予定の新システムで運用方法の変更があり、その解釈に関して市と業者との間で認識の相違があったことが原因である。

Q. このシステムベンダーは何か責任を負ったのか。

A. 運用方法の誤りなので、本件に関してシステムベンダーに責任はない。

Q. ICT戦略課の答弁では、今後は、システムに関する知識不足によってミスが生じないように、業者との打ち合わせに同席するなど注意して対応したいという答弁があったが、それ以前の調整不足が問題の原因だったということか。

A. 業者とは随時打ち合わせを行うことにしていたが、その後、月例会議を設け、再発防止に努めている。

《歳出第4款衛生費 第4項病院費》

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

《歳出第11款公債費》

《歳出第12款予備費》

《財産区 桜財産区》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【財政経営部・会計管理課・経過】

### 《歳入全般》

#### 石油貯蔵施設立地対策交付金について

Q. 当該交付金は「石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上」を目的とした補助金であり、旧楠町では水害に弱いなどの地域特性から、目的に沿った使われ方がなされていたと推測されるが、旧四日市市分は貯蔵施設のある沿岸部以外の市内全域で使用されていたように見受けられる。この交付金の使途に関する考え方を確認したい。

A. 必ずしも貯蔵施設がある地域において使われなければならないというわけではなく、例えば、有事に周辺から応援に行く消防職員の装備の費用に充てることも可能であるため、防災上必要な消防本部の装備等の費用に充当している。

Q. 貯蔵施設がある沿岸部の地域では、津波避難タワーや発災時の避難用地など未整備の設備がある。そういった必要な物の整備に優先的に充当されるべきではないか。

A. 当該交付金は貯蔵施設との関連性を説明しやすい沿岸部等の事業を優先して申請し、余剰がある場合には、趣旨に沿った全市的な事業を申請している。当該交付金の審査は厳しく、前例のないものはなかなか認められないため、これまでに審査を通った事業を優先している傾向がある。

Q. 貯蔵施設の周辺に耐震性貯水槽を整備することや避難場所に貯水槽を設置するなど、本当に必要なものが後回しになっているので、使途を精査し直すべきではないか。

A. 交付金の充当先については厳しい審査があり、その使途が妥当なのかを精査される。今後は他自治体の事例も踏まえて、使途について研究していきたい。

Q. 現状はこの交付金を使わなくても用意できるものに充当されている。この交付金の趣旨に沿うために、沿岸部の住民へ聞き取りを行い、何が必要かを確認してはどうか。

A. 財政経営部単独で聞き取りを行うことは考えにくいですが、消防本部や危機管理統括部などの関係部局とともに要望を整理し、要望されたものが交付金を充当可能な事業なのかを検討することは可能であると考えます。

(意見) 沿岸部の地域から選出されている議員に意見を聞くなど、地域住民の声を聞く手段は色々と考えられるが、しっかりと地域住民の声を聞き、需要を確認すべきだと強く要望する。

#### 市税不納欠損について

Q. 固定資産税・都市計画税のうち、空き家になっていて、徴収が困難な事例はあるか。

A. 徴収に際しては、実際の家屋の状態までは把握していないが、固定資産税・都市計画税はその物件の所有者に通知した上で徴収している。

(意見) 多死社会を迎え、所有者の所在が分からない土地が増加すると推測されるため、関係部局と連携しながら、不納欠損になる前に対策をすべきだ。

### **学校給食費等の収入について**

- Q. 教育委員会の所管する給食費が公会計として計上されるようになったが、公会計化の前後で収入未済額に変化はあったか。
- A. 公会計化前の収入未済額のデータを持ち合わせていないが、一般的には公会計化すると教員が集金していたときよりも滞納が発生しやすくなるため、収入未済額は増加すると聞いている。

### **三重地方税管理回収機構への派遣について**

- Q. 三重地方税管理回収機構への派遣から戻ってきた職員の知識や経験は所属に還元されているのか。
- A. 過去に派遣した職員は、戻った後も数年は異動せずに在籍している。人事課へ、派遣後の職員をすぐに異動することは避けるようお願いすることになる。  
(意見) いい経験を積んだのだから、しっかりとノウハウは所属に共有されるべきだ。

## **【会計管理課・経過】**

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## **【危機管理統括部・経過】**

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目 防災対策費》**

#### **消防団の地区防災訓練連携状況について**

- Q. 地域によって地区防災組織と消防団との関わりにばらつきがあるのではないかと。消防団の分団長は防災士の資格を取得することができ、その人物は地域の防災リーダーとしても活躍することができるので、地域での消防団の役割をもっと拡大すべきではないか。
- A. 危機管理課で関わる地区防災組織の方々に、消防団との連携について提案していきたい。
- Q. 近年の訓練では、以前は消防団が中心になって行っていた水防訓練や初期消火訓練、近所の助け合いの行動よりも、地区防災組織が担う避難所運営の訓練が中心になっている。どちらも重要ではあるが、消防団と地区防災組織の両方が連携しないと減災につながらないので、そこを調整するのが危機管理統括部ではないのか。
- A. 消防団と地区防災組織は地域防災の両輪だと捉えており、連携が非常に重要であるので、危機管理統括部としても消防本部と連携や協議に取り組んでいく。  
(意見) デジタル無線機の購入も補助金の対象になると思うが、消防団は無線機の扱いにも慣れているので、無線機の連携した活用を提案するなどの対応をお願いしたい。

## 防災救急エコバッグ配布啓発事業について

Q. 単価はいくらなのか。

A. エコバッグとポンチョの1セットあたり約500円で作成している。

Q. 5300個の防災救急エコバッグを全て配布し終わった場合は、当該事業は終了するのか。

A. 今年度も継続して事業を実施する。

Q. 現在は子育て世帯向けのイベント参加者を中心に配布しているが、それ以外の市民等へ配布する予定はあるか。

A. 子育て世帯以外の市民からの需要は把握しているが、現時点では配布対象を広げることは考えていない。令和5年度は約2300個を作成し、こんにちは赤ちゃん訪問事業の対象者を中心に配布していく計画である。

Q. 来年度以降、四日市市防災大学等を新しく受講する人へは配布しないのか。

A. 現在のところ予定していない。

Q. 防災救急エコバッグをほしいと思っても、救命講習を受講する時間的余裕がない市民も多いので、配布対象を広げ、例えば市民向けの防災イベントで配布することも検討すべきではないか。

A. 令和6年度予算を要求するに当たり、啓発事業等で配布することも想定して予算を検討したい。

(意見) 市民からの配布の要望が多いグッズなので、市民の期待に応えられるよう検討をお願いしたい。

## 防災・減災人材養成事業について

Q. 防災大学受講者で防災士の資格を取得した後に、どのようにその資格を活用しているかを把握しているのか。

A. 防災大学を受講するためには地域から推薦を受ける必要があるため、資格取得後には地域防災に関わるものだと捉えている。市としては、個人資格なので個人でスキルアップを重ねつつ、その後に地域の防災分野で活躍してほしいと考えている。また、市が把握していないところで活躍している人もたくさんいるものと推測する。

(意見) 減災アドバイザーも含めて、当該事業は地域に資する事業で、形を変えながらも継続すべきだと考えるので、引き続き内容の充実を図ってほしい。

Q. 平成28年度以降の防災大学等の受講生の状況を見ると、防災士資格を取得した受講生がいない地域もある。防災士資格の取得要件を満たした消防団員へ案内するなど、地域に防災士がいる環境を構築するために、地区防災組織と消防団は連携すべきであるが、市はどのように対応するのか。

A. 消防本部と連携し、幅広く広報していきたい。

Q. 防災士の資格試験の受講料は市が負担しているのか。

A. 個人資格なので、受験者個人に負担してもらっている。

### **住宅等耐震化促進事業費について**

- Q. 家具固定について、目標値に対して実績が少なく、家具固定の重要性が高いわりに啓発や広報が不足していると感じており、今後の啓発方法を確認したい。
- A. 実績が目標に到達していない要因として、申請したものの途中で取り下げる場合や申請せずとも家具を移動するだけで申請が不要になる場合など、様々な要因がある。今後も消防本部と連携し、広報を行っていききたい。
- Q. 家具の固定率 70.3%の母数は何か。市内の全世帯数か。
- A. 危機管理課で出前講座を行った際に行うアンケート結果から算出している。昨年度は回答者 566 人に対して、そのうち 398 人が家具固定をしていた。  
(意見) 出前講座を受講する市民は多少なりとも防災に関心がある人だと考えられる。関心がある人の約 70%ということは、市民全体で考えると割合はかなり下がると思うので、しっかりと広報を行い、重要性を伝えてほしい。
- Q. 賃貸アパートで家具固定をする場合、壁に穴を開けると原状回復に含まれるのか。
- A. それぞれの物件により異なる。壁に穴を開けられない場合は別の固定方法などの案内がされていることもある。

### **国土強靱化地域計画について**

- Q. 無電柱化の推進は、道路の安全性や景観の向上、停電対策とメリットがある。また、無電柱化の技術ができたときよりは工事費も安くなっているので、検討すべきであり、現状の市の方針を確認したい。
- A. 四日市市国土強靱化地域計画を危機管理統括部で取りまとめているが、無電柱化の項目については、県の推進方針を記載したものであり、県や市の方向性について情報を持っていない。今後整理する課題のひとつと考えている。

### **防災設備等整備事業費について**

- Q. 指定避難所への感染対策用資機材の配備状況について、プライベートルームの配備数量にばらつきがあるのはなぜか。
- A. 地区内の他の施設に配備している地域もあり、総数としては同数を配備している。

### **石油貯蔵施設立地対策交付金について**

- Q. 危機管理担当部局として、当該交付金の使途について提案はあるか。
- A. 過去にはMCA無線購入の際に充当されたことがあり、今後、MCA無線の更新の際に検討していくことが考えられる。
- Q. 津波避難タワーや避難シェルターなど沿岸部に整備すべきものがあると思う。また、危機管理担当部局として地域住民の声を把握しておくべきだと思うが、今後の方針を確認したい。
- A. 地区防災組織や四日市市自治会連合会などとの会議の場で、情報収集や地域住民の方々と意見交換を行いたい。

## 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第4目 水防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 《四日市市議会提言チェックシート 政策提言（前年度）の取扱い》

#### 避難所運営におけるマイナンバーカードの活用に関する調査研究について（令和3年度分）

（意見）罹災証明の発行など、被災から少し期間が空いた後にはマイナンバーカードの活用が有効であると考えますが、避難所の入退所管理での活用については、本市の実情に合わせて、引き続き研究をすべきと考える。

（意見）被災者支援に係る効率化検討業務委託という事業に予算をつけて、別の方向性で、マイナンバーカードの活用も手段の一つとして研究するのであれば、当該提言については終了でよいのではないかと考える。

（意見）提言を継続せずとも、その委託事業の進捗を確認すればよいので、終了でよいと考える。

Q. 発災した直後に手元にマイナンバーカードがないなどの理由で、入退所管理アプリを起動できないと、マイナンバーカードを活用することができないという結論でよいのか。

A. 進捗状況に記載のとおり、マイナンバーカードの優位性を確認できなかったという結論である。

Q. マイナンバーカードには、現時点では運転免許証など他の身分証明証と同程度の有用性しかないとの判断になったようだが、他の身分証明証と一体化されるなど、マイナンバーカードの有用性が高まった時に、再度検討することは可能か。

A. 今後、様々な場面でマイナンバーカードの使用が想定される中で、状況が変化していけば、将来的には、マイナンバーカードを活用した避難所運営のシステムの導入について検討の余地があると考えられる。

以上の経過により、他の業務委託において当該提言の内容であるマイナンバーカードの活用も含めて広く方向性を模索しているため、危機管理統括部への提言については「終了」と整理した。

#### 降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について（令和4年度分）

（意見）令和5年度予算に調査研究を行うための予算を計上し、今後は調査研究業務委託を行うとしているので、継続でよいと考える。

（意見）市内には81か所もの調整池があるが、機能を発揮できないほど雑草が生えて荒れ果てている場所もあるため、早急に調査確認をすべきだ。

Q. 民間が行う対策として、雨水浸透施設や調整池の設置指導を行うとあるが、どの程度の頻度で指導を行っているのか。

A. 都市整備部が所管しているため明確に答弁できないが、調整池の設置は開発基準に

より必然的に行われているものだと認識している。

Q. 団地の中を小規模に開発した場合に、道路側溝に浸透枿を設置することはできるのか。

A. 指導という表記になっているが、依頼という程度であり、設置できる場所の条件もあるため、必ず設置してもらえないものではないと認識している。

Q. 個人が行う対策として過去にあった雨水貯留タンク設置費助成を挙げているが、この助成を取りやめた理由を確認したい。

A. 助成を開始した当初は申請があったが、徐々に申請数が減ったと聞いている。

Q. 効果があるのであれば、周知をすれば申請件数は増えるのではないか。

A. 貯留効果が芳しくないこともあり、補助制度自体を取りやめたと聞いている。

Q. 個人の宅地内を改修する際に、コンクリートを敷設するのではなく、砂利を敷くことを推奨するなど、様々な手段を検討すべきではないか。

A. 今年度に調査研究業務委託を行うので、何が本市の実情に合うのかを研究したい。

以上の経過により、今後調査研究業務委託を実施する予定であるため、研究結果の報告後に判断することとし、危機管理統括部への提言については「継続」と整理した。

## 【監査事務局・経過】

### 《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

#### 定期監査等関係経費について

Q. 一般管理費のうち定期監査関係経費の執行率が50%程度に留まっている理由を確認したい。

A. 監査の反訳の委託料を削減することができたため、執行率が低下した。

#### 住民監査請求による監査について

Q. 令和4年度の住民監査請求件数は2件だが、全国的に住民監査請求は増加傾向にあるのか。

A. 正確なデータはないが、加盟している全国都市監査委員会や地区ごとの事務研究会の研修テーマとして住民監査請求が取り上げられることが多く、研修需要があると判断できることから、件数は増加傾向にあると推測する。

Q. 住民監査請求による監査が行われることにより、職員の負担は増えるのか。必要経費や時間外労働時間など、参考となるデータはあるか。

A. 所属全体の年間の時間外労働時間数は削減することができたが、住民監査請求のあった月は、属人的に業務を割り振るのではなく、局内の職員でローテーションしながら担当したが、時間外労働時間数は増えた。

## 《その他》

### 定期監査方法の変更による影響について

- Q. リスク管理の観点を追加したり、定期監査のサイクルを2年から3年に変更したりと様々な変更を行っているが、その成果を確認したい。
- A. 令和2年度の地方自治法の改正に伴い、新たな監査基準で対応している。評価できる点としては、自己点検を行う意識がついたことが挙げられる。引き続き改善が必要な点としては、所属ごとで自己点検の厳しさに差があることが挙げられる。細かくチェックできている所属は毎回細かくチェックできているが、チェックが粗い所属は毎回粗いので、改善が必要である。また、令和4年度の住民監査請求において、文書管理等の視点が欠けているという気づきがあったため、対象となる全ての所属に重要な意思決定に関わる決裁文書の有無について確認した。

## 【議会事務局・経過】

### 《歳出第1款議会費》

#### 他議会からの視察対応について

- Q. 令和4年度の他議会の視察受入件数が33団体で、そのうち19団体が議会関係の視察だったとのことだが、事務局の負担は過大になっていないか。
- A. 先方の希望日程と本市議会の公務日程を確認して受け入れ可否を判断しており、また、有志の視察対応議員との日程調整もあるため、無理のない範囲で対応できている。そのため、先方の視察希望日に対応できない場合も発生しており、調整をしつつ受け入れた結果が、実績の件数となっている。

#### 議員共済負担金について

- Q. 議員共済負担金の負担率はどこが決めているのか。
- A. 総務省が年度ごとに負担率を決定している。議員年金制度は既に廃止されているが、廃止時点で受給権を持っている元議員に議員年金が支給される。その原資が必要となるため、負担金を毎年支出している。受給権者は年々減少していくため、それに伴い、支出総額は減少していく。

#### 職員数について

- Q. 業務量に対して議会事務局の職員数は足りているのか。
- A. 業務の平準化やICT機器の活用により、以前と比べて業務負担は減っている。増員の可否については、局内の職員の状況を見つつ、判断したい。
- (意見) 議会改革検討会議にて議会局への移行の提案があったり、本市議会は議会活動が活発なので議員提案の条例を検討したりと、事務局職員への負担が重くなる可能性があるため、状況のモニタリングをお願いしたい。

## **議会局への移行について**

Q. 以前、議会局への移行を議論したが、その議論の進展はあるのか。

A. 議会局への移行の議論が行われた際に、人事権や他の市町と広域で共同の人事を行うシステムを取り入れることの可否について確認した。しかし、議会事務局単独で人事採用を行う事例がなかったことから、それ以降、議論は進展していない。

Q. 議会局への移行が提案された背景としては、議会事務局の人事権が議長ではなく執行部側にあることにより、議会の独立性が保たれていないという考え方があったからである。進展がないのであれば議論を進める調査をすべきだと考える。

A. 全国に目を向けると、議会担当部局が独自でプロパー採用を行っている自治体はないため、広域の共同人事や議会局への移行などの事項も含めて、議会改革検討会議で議論されるものだと考える。

(意見) 本市議会は県内では先進地だと思っているので、先進事例となれるように検討してほしい。

## **【結果】**

以上の経過により、議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定における当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## **予算常任委員会総務分科会長報告(令和5年8月定例会月議会)**

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### **議案第22号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第4号)について**

#### **【財政経営部・経過】**

##### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

##### **《歳入全般》**

##### **○第3条 地方債の補正**

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### **【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## **予算常任委員会総務分科会長報告(令和5年11月定例月議会)**

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### **議案第43号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第5号)について**

#### **【財政経営部・経過】**

##### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

##### **《歳入全般》**

Q. 給付対象者への案内や給付のスケジュールを確認したい。

A. 担当部局からは、年内に給付対象者へ給付時期等の通知を送付し、令和6年1月中下旬頃から給付を行う予定であると聞いている。

(意見) 市民から多くの問い合わせが寄せられると考えられるので、丁寧に対応してほしい。

(意見) 過去にも複数回の給付が行われているが、国に対し、給付の効果を検証することや地方自治体の負担を認識した上で事業執行することを意見すべきではないか。

#### **【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和5年11月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第54号 四日市市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、ないし、議案第58号 四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告並びに地方自治法の一部改正に伴い、給与等を見直そうとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第59号 四日市市特別会計条例の一部改正につきましては、農業集落排水事業の公営企業会計への移行に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、公営企業会計への移行により、上下水道局内に新たな担当課ができるのかとの質疑があり、理事者からは、上下水道局から今回の特別会計の廃止と公営企業会計化により、組織の体制を変更するとは聞いていないとの答弁がありました。

議案第60号 四日市市総合会館条例の廃止につきましては、市庁舎及び総合会館における執務室及び会議室の不足に対応するため、総合会館集会施設の貸館業務を廃止しようとするものであります。

委員からは、貸館の廃止にあたり、利用者の声を聞き取っ

ているのかとの質疑があり、理事者からは、令和3年度に議会へ説明してから1年以上の期間、利用者へ周知してきた。貸館の問い合わせの際には、なやプラザや三浜文化会館など他の貸館施設を案内しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本庁舎に余っている執務室はないのか、新型コロナウイルスワクチン接種事業の対応に使用している執務室を利用できないのかとの質疑があり、理事者からは、新型コロナウイルスワクチン接種事業の対応について、現時点では、事業は継続しており、執務室は不足しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本条例には、総合会館8階の視聴覚室や展示室の貸館も含まれるのかとの質疑があり、理事者からは、視聴覚室と展示室は、本条例ではなく、四日市市立視聴覚センター条例に基づき設置されているものであり、今回の対象には含まれていないとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外に、令和5年度四日市大学運営協議会報告について所管事務調査を実施したことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会総務分科会長報告(令和5年11月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

#### 【消防本部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### ≪歳出第9款 消防費 第1項 消防費 第3目 消防施設費≫

#### 消防車両整備事業

- Q. 資機材搬送車(アルミバン)と資機材搬送車(幌付き)のそれぞれの積算額を確認したい。
- A. 資機材搬送車(アルミバン)が1752万円で資機材搬送車(幌付き)が1150万円と見積もっている。
- Q. 半導体不足や部品供給の遅延による影響を受けているが、次の入札では仕様を変更するのか。また、安全性を担保できているのか。
- A. 仕様は変更しないが、当初に計画していたシャーシの納入の見込みが立たないために、別のシャーシでも対応できるように補正をお願いするものである。また、安全性については、衝突軽減ブレーキなどの必要な安全装備は仕様を含めている。
- Q. 救急車や消防車など後方を確認しにくい車両にはデジタルインナーミラーを仕様に入れるべきだと過去に指摘したが、今回は仕様に入っているのか。
- A. いずれの車もルームミラーで後方を確認できないので、デジタルインナーミラーを装備する予定である。
- Q. 債務負担行為を令和6年度まで設定しているが、期限までに調達できるのか。また、今年度に車両を調達できなかったことにより、消防救急業務に支障はあるか。
- A. 業者に確認をしたところ、令和6年度内には調達できる見込みであると聞いている。また、今回は車両の更新であり、既存の車両を点検、整備して継続使用するため、業務に支障はない。

#### ○第2条 債務負担行為の補正

#### 消防庁舎総合管理業務委託費

- Q. 債務負担行為の期間を令和5年度から令和8年度で設定しているが、物価や人件費が高騰しており、今後も上昇する可能性がある。限度額は、それも考慮して設定しているのか。
- A. 物価や人件費が高騰していることから、現在、業務を履行している業者に確認して限度額を設定した。

## 【政策推進部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### ≪歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費≫

#### ふるさと応援寄附金事業

Q. ふるさと納税による個人市民税税額控除額の総額はいつ分かるのか。

A. これから受付が始まる確定申告の内容が反映されるので、令和6年7月から8月に判明し、令和6年8月定例月議会には示すことができる見込みである。

Q. 本市の返礼品を掲載するふるさと納税ポータルサイトを増やすためには、様々な課題があると説明を受けた記憶があるが、その内容は解消したのか。

A. 「ふるなび」は、年度当初から手続きに取り掛かったが、決済の認証手続きに時間を要し、導入が6月の初めになった。「さとふる」は、他のふるさと納税ポータルサイトと異なり、返礼品を提供する事業者がサイトに登録をしなければならず、対応の検討や事業者説明会の開催などに時間を要し、導入が令和5年9月になった。

Q. 前年との比較の速報値がニュースで報じられているが、現時点でどのように評価しているのか。

A. 令和5年11月の速報では、前年比で約3倍の寄附額になっている。11月の寄附額については、今回の補正をお願いする際に見込んだ収入の額が8割程度に留まっているので、12月のふるさと納税の寄附が一番増える時期に合わせて返礼品を追加するなどの取組を行っている。

(意見) 結果は数字でしか出てこない。需要の高い返礼品を発掘し続けるなど、より効果的な取組をすべきだ。

Q. 前年比で寄附額が増えた理由をどう分析しているのか。

A. ポータルサイトで使う返礼品の写真を工夫したり、丁寧な説明を入れることにより、本市の地場産品の魅力の伝え方を工夫したことが、寄附額の増加につながったと考える。

Q. ゴルフ場で現地決済型ふるさと納税「пейふる」を導入したとあるが、なぜゴルフ場を選んだのか。

A. ゴルフは現地に来て楽しむスポーツであり、その点が体験型の返礼品との親和性が高いと判断した。

Q. 令和6年度に追加予定のふるさと納税ポータルサイトにANAとJALがあるが、誰をターゲットにしているのか。

A. 既に利用しているポータルサイトは、通信販売をよく利用する人には情報が届きやすい。一方で、今回追加していくものは、交通機関をよく利用する人をターゲットにしている。

Q. 企業版ふるさと納税については、寄附を増やすためにどのような取組をしているのか。

A. 本社が市外で市内に事業所がある企業を直接訪問したり、法人市民税の中間申告納付の案内にチラシを同封している。

Q. 本市にゆかりのある企業へ直接訪問していると思うが、四日市に全く関わりのない企業に直接訪問することはあるのか。

A. まずは、市内に事業所があり、関わりのある企業を訪問している。また、東京事務所では広く情報収集をしており、四日市とゆかりのある方の情報を得たら、その方が勤める企業を訪問している。確実に取組を積み重ねることや、寄附をしたくなるような魅力的な事業を打ち出すことで、寄附額を増やしたい。

## ＜歳出第8款 土木費 第5項 港湾費 第1目 港湾総務費＞

### 四日市港管理組合負担金

Q. 国直轄事業（81号岸壁）の再評価を行うとはどういうことか。

A. 当事業に限らず、国は直轄事業等について、社会経済情勢を踏まえ、予算規模やスケジュールを含めて事業の再評価を行うものであり、今年度に行うと聞いている。

## ○第2条 債務負担行為の補正

### 広報紙デザイン制作等業務委託費

Q. 現在契約している事業者と再度契約をするのか。

A. プロポーザルを行い、改めて事業者を選定したい。

Q. 広報よっかいちの上旬号と下旬号の掲載内容の違いを確認したい。

A. 上旬号は、市の政策を分かりやすく伝えるため、ビジュアルを重視し、読み物として手に取っていただきやすくなる工夫をしている。下旬号は文字情報が主体になるが、市が実施するサービスやイベントの告知を主に掲載している。

(意見) 下旬号は文字が多いが削れない情報も多い。分かりやすくなるような工夫をしてほしい。

### 四日市市総合計画中間見直し支援業務委託費

Q. スケジュールで市民意見を聴取する期間を設けているが、どのような方法で意見を集めるのか。

A. 例えば、市長との地域づくり懇談会の活用などが考えられる。今後、詳細について検討し、令和6年度当初予算上程の際には具体的手法を示したい。

(意見) あらゆる世代から意見を聞くことができるのが望ましく、特にこれからの市をつくっていく、若い世代の意見を取り入れられるように手段を考えてほしい。

Q. 令和7年度以降の重点的横断戦略プランを策定するにあたり、10年間の計画の軸がぶれることはないのか。

A. 令和元年度に既に議決いただいた10年間の基本構想という軸は変更せず、未策定である後半5年間の重点的横断戦略プランを策定していく過程において、8つの分野別基本政策についても、社会情勢の変化に応じた新しい要素を加味しながら修正していく。

Q. 総合計画を策定した令和元年度と比べると、コロナ禍や戦争など想定できなかった

社会情勢の変化が起こっている。そのような状況で、計画の軸を変える必要が出てきた場合には、議会や市民から広く意見を集めるべきだと考えるが、どうか。

A. 目指すべき都市像などを定める基本構想については変更する必要はないと考えるが、分野別基本政策は、総合計画を策定した後に起こった社会情勢の変化を含めて、5年間の振り返りを行い、必要に応じて見直しを図る必要があると考える。なお、重点的横断戦略プランは、後半5年間に特に力を入れて進める施策を策定するものであり、これまでの5年間のプランから引き継ぐべきところは継続していく。

Q. 四日市港管理組合議会において四日市港長期構想の中間案が示されたが、当初から大きく内容が変わった部分もあった。背後地の自治体として、四日市港管理組合の計画との整合を図る必要があり、必要な事項を総合計画に追記すべきではないか。

A. 概ね30年後の未来を描く長期構想をもとに四日市港管理組合では令和6年度に10から15年先を見据えた港湾計画を策定する予定である。この港湾計画と、新たに策定していく重点的横断戦略プランとの整合も図っていく。

(意見) 港の背後地の自治体として、国、県、市の連携を図り、港を活用した取組を強く要望する。

Q. 総合計画の中間見直しにあたり、議会としての意見を出せる場が必要である。

A. スケジュールでは令和6年度を市議会との協議期間としており、議会の皆様と議論できる場が必要であると考えている。

(意見) 総合計画を見直していくにあたっては、議会とも意見交換を行い、市民目線に立った必要な政策を打ち出してほしい。

### **外国語（ポルトガル語）版広報作成業務委託費**

Q. ベトナム人の在住者が増えていると感じるが、作成する広報はポルトガル語だけなのか。

A. 人口で見れば、ベトナム語よりもポルトガル語を母語とする在住者が多い。また、ブラジル系の在住者で日本語をほとんど話せない方については、コミュニティの中で生活に必要な情報を共有している方が多いことから、ポルトガル語の広報紙を作成し、情報提供をしている。加えて、市のホームページを外国語へ翻訳して読めるようにしたり、ポルトガル語を含む多言語で広報紙を読むことができるアプリを活用したりすることで、多言語に対応した情報発信を行っている。

## **【財政経営部・経過】**

### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

#### **◀歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費 第23目 諸費▶**

#### **基金について**

Q. 財政調整基金などの基金について、積み立てる目標額を確認したい。

A. 財政調整基金の残高は標準財政規模の1割から2割を維持する目標を財政プランに

掲げており、標準財政規模が 700 億円から 800 億円で推移していることから、その 2 割は 140 億円から 160 億円程度となる。都市基盤・公共施設等整備基金は目標額を定めていないが、将来の税収の変動に左右されず、中央通り再編や新図書館の整備、大学の設置などの大きな事業を計画的に実施できるように、今回補正後の見込みで 112 億円の残高を確保している。まちづくり事業基金は旧楠町との合併の際に合併特例債によって造成した基金であり、現在の残高が約 25 億円で、大四日市まつりなどの全市的な一体感を高めるためのイベントに充当している。そのほか、アセットマネジメント基金は、公共施設の総面積の約半分を占める学校の建て替えが十数年後から集中するため、ピーク時に通常の更新経費を超過する分から国補助や市債によって賄う財源を除き、必要となる一般財源の所要額として、200 億円を目標に積み立てている。

Q. アセットマネジメント基金は学校に限らず、地区市民センターなどの公共施設の建て替えに使うことはできるのか。

A. 条例上は学校の建て替えのためと用途を限定しておらず、公共施設の建て替えや改修、解体などに基金を広く活用できるように規定しているが、アセットマネジメント基金を創設する際に学校の建て替えを優先すると説明してきた経緯がある。

Q. 例えば、学校以外の公共施設の建て替えに財政調整基金を使うことは可能なのか。

A. 可能である。財政調整基金は、減収による財源不足や大規模な建設事業が必要になる場合に切り崩すことができると条例に定めており、また都市基盤・公共施設等整備基金はインフラや公共施設の整備のために切り崩すことができると条例で定めている。(意見) 地区市民センターは昭和 40 年代に建設されたものが多く、その更新を考えるのであれば、基金の積み立てを増額することを検討してほしい。

《歳出第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費 第 1 目 社会福祉総務費》

《歳出第 3 款 民生費 第 5 項 国民健康保険費 第 1 目 国民健康保険費》

《歳出第 3 款 民生費 第 6 項 介護保険費 第 1 目 介護保険費》

《歳出第 8 款 土木費 第 6 項 都市計画費 第 2 目 土地地区画整理費》

#### **介護保険特別会計繰出金**

Q. 他の特別会計への繰出金と比較して大幅に減額しているが、その要因は何か。

A. 介護保険特別会計の補正内容は、調整交付金の交付決定に伴う減額や前年度決算剰余金の繰越金計上などのほか、人件費補正があり、一般会計からの繰出金が減額となったのは、人勧による増額分よりも欠員などによる減額分が上回り、人件費補正が減額となったことなどがある。

### **○第 2 条 債務負担行為の補正**

#### **本町プラザ等総合管理業務委託費**

Q. 宝くじを買いに来る人の違法駐車へ対処するように依頼したが、どのように対応しているか。

A. 宝くじ売り場の職員や管理会社に対して、違法駐車については、新丁ひろば駐車場へ案内するよう指導している。

Q. 立体駐車場の跡地にあるおもいやり駐車場は足りているのか。足りていないのであれば、近隣の駐車場や隣にあるCTYに依頼して、駐車場として借りるべきではないか。

A. おもいやり駐車場の設置台数は、利用状況から足りていると考えている。

(意見) おもいやり駐車場について、駐車区画の形状や雨天時の利用など、市民の声を聴いて改良すべき点があれば実施してほしい。

#### **旧笹川西小学校跡地管理業務委託**

Q. 事業が止まっている間は、この管理費は発生し続けるのか。

A. 現在、笹川まちづくり検討委員会において、今後について議論されている。その議論の状況を確認していく必要があり、管理は継続することになる。

### **【会計管理課・経過】**

#### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

#### **≪ 歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費 第6目 会計管理費 ≫**

別段の質疑、及び意見はなかった。

### **【総務部・経過】**

#### **○第2条 債務負担行為の補正**

#### **顔認証マイナンバーカード**

Q. 顔認証マイナンバーカードは、マイナンバーカードに備わる機能を省き、健康保険証としての機能だけ持たせるものだが、需要はあるのか。

A. 市民生活部がマイナンバーカードの交付を行っているので、顔認証マイナンバーカードへの設定変更に伴う今後の対応については、担当部局と検討したい。

Q. 以前は、病院でマイナンバーカードを健康保険証として利用しようとしても、不具合で使えなかったと聞く。現状はどうか。

A. 各病院での状況は把握していないが、全国的には運用当初はマイナンバーカードの情報をうまく読み取れなかったり、違う人の情報が表示されたりするという不具合があり、なかなか普及が進まないと聞いている。

Q. 現時点においては、マイナンバーカードは全員に交付されていない。マイナンバーカードの交付やその後の運用については、総務部以外の他部局との連携が必須であると考えているが、どのように対応するのか。

A. 本市のマイナンバーカードの交付率は令和5年11月末時点で73.95%である。マイナンバーカードの交付手続きは引き続き市民生活部が行っていくが、既にマイナンバーカードを持っている人が、顔認証マイナンバーカードに切り替えることも可能とな

るため、その変更手続きについては市民が不利益を被らないように、庁内で関係部局が連携して対応していきたい。

## 【議会事務局・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第1款 議会費 第1項 議会費 第1目 議会費 ≫

#### 市議会議員共済負担金

Q. 1名の議員の辞職だけで223万円も減額になっているが、その計算方法を確認したい。

A. 毎年度の4月1日時点の標準報酬月額に議員の実数を掛け、さらに12か月を掛ける。最後に総務省の定める負担率を掛けた金額が、市議会議員共済会に拠出している額である。

### ○第2条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった

## 人件費補正分について

### 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第1款 議会費 ～ 第10款教育費 ≫

### 議案第45号 令和5年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第1款 総務費(人件費補正分) ≫

### 議案第46号 令和5年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第1款 総務費(人件費補正分) ≫

### 議案第48号 令和5年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第1款 業務費(人件費補正分) ≫

### 議案第49号 令和5年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第1款 総務費(人件費補正分) ≫

### 議案第50号 令和5年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第1款 総務費(人件費補正分) ≫

## 【総務部・経過】

別段の質疑、及び意見はなかった

## 議案第 94 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 7 号）

### 【財政経営部・経過】

#### ○第 1 条 歳入歳出予算の補正

##### ≪歳入全般≫

Q. 四日市市子育て世帯生活応援給付金は、資料には市単独事業と記載されていたが、元々の財源は国費なのか。

A. 誤解を招く表現であったが、市の独自の事業に対し、国の交付金を充当しているため、全て国費である。

Q. 県の同じ給付金も国費なのか。

A. 県が国から受けた交付金を各市町に配分しているのみで、元は同じく国費である。

### 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## **予算常任委員会総務分科会長報告(令和6年2月定例会議会)**

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### **議案第97号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第8号)**

#### **【財政経営部・経過】**

##### **○第1条 歳入歳出予算の補正**

##### **《歳入全般》**

Q. 給付対象者の人数を確認したい。

A. 本市の住民税非課税世帯は約3万3000世帯であり、1世帯当たりの平均人数は2.1人なので、約6万6000人となる。住民税の均等割のみの課税世帯は5000世帯を見込んでおり、約1万500人である。残りの定額減税の対象となる世帯は10万世帯を超えるが、定額減税が引ききれない調整給付の対象は、実際に算定するまで分からず、現時点では把握できていない。

(意見) 子育て世帯にとっては大きな支援になるので、給付手続きを進めてほしい。

(意見) 4月の入学時期を迎えて家庭の負担が増えることが考えられるので、可能な限り速やかな給付ができるよう努力してほしい。

#### **【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

## 総務常任委員長報告（令和6年2月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました7議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第133号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、総務省通知に基づき、身分を保持したまま消防団活動を一定期間休止することができる休団制度を導入しようとするものです。

委員からは、休団できる条件に介護、育児のほかに「その他やむを得ない事情」とあるが、その内容を確認したいとの質疑があり、理事者からは、妊娠や出産、入院、けが、長期出張を想定しているとの答弁がありました。

また、委員からは、誰がやむを得ない事情と判断するのかとの質疑があり、理事者からは、消防団長が判断するとの答弁がありました。

他の委員からは、仮に副分団長が休団し、後任の副分団長が就任した場合、休団した副分団長が復職したときには、副分団長は2名になるのかとの質疑があり、理事者からは、分団における各階級は規則で定められているので、個別の状況で判断したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、海外出張で休団し、業務の都合で出張が延長され、休団が3年を超えた場合には、退団しなければならないのかとの質疑があり、理事者からは、条例では上限を3年としているので、一旦は退団することになるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、過去に退団した団員が今回の改正内容に該当する場合に、遡及適用することは可能かとの質疑があり、理事者からは、遡及適用はできないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、団員の確保につながることは重要であり、今後検討してほしいとの意見がありました。

議案第111号 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、ないし、議案第114号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第134号 四日市市消防関係手数料条例の一部改正について、及び議案第147号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました7議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和5年度人権施策推進懇話会及び令和5年度同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会総務分科会長報告(令和6年2月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算

#### 【政策推進部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算

#### ≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費≫

#### ふるさと応援寄附金

Q. ふるさと納税・シティプロモーション戦略プロデューサーが着任するなど、取り組みを強化したことにより、本市のふるさと納税額が目標金額の2.5倍の増収の見込みとなっているが、部の評価や成果を確認したい。

A. 以前は返礼品の写真や説明が不足していたが、ふるさと納税・シティプロモーション戦略プロデューサーを中心として創意工夫を行い、寄附者に分かりやすい表現にしたことなどにより、寄附金額の拡大につながった。

Q. 来年度のふるさと納税の目標寄附金額はいくらか。

A. 当初予算のとおり、5億1700万円を見込んでいる。

(意見) ふるさと納税の寄附状況を分析し、本市の方針を考えてほしい。

Q. ふるさと納税ポータルサイトでランキングの上位には食品が多い。本市には梨などフルーツの生産者もいるが、返礼品に加えないのか。また、返礼品の商品開拓をどうしているのか。

A. 梨は本市の返礼品の中でも人気だが、時期や供給量の問題があり、上位には入っていない。返礼品の開拓は続けており、事業者を訪問し、拡大を図っている。

(意見) 農業センターを改築したので、連携して市内の農産物の商品開発に力を入れることも検討すべきだ。

Q. Pay Pay商品券が本市も返礼品になっているが、ポータルサイトで検索上位に表示することはできないのか。

A. 現在研究中であり、工夫していきたい。

Q. ポータルサイトのさとふるは返礼品の配送管理業務等の費用が手数料に含まれているが、他のポータルサイトでは配送管理にかかる費用は不要なのか。

A. さとふる以外のポータルサイトにおける配送管理業務については、別途市内の中間事業者が行っており、費用は発生している。

Q. さとふるとそれ以外の3つのポータルサイトで委託料を含めて手数料を比較すると、どのポータルサイトが一番高いのか。

A. どのポータルサイトもほぼ同じであり、特定のポータルサイトだけの費用が高いということはない。

- Q. ANAのふるさと納税など新たに登録するポータルサイトを増やすとのことだが、その効果をどう見込むのか。
- A. 新たなポータルサイトでは、航空会社や鉄道会社、デパートなどそれぞれのポータルサイトに特定の利用者層があり、そういった多くの人が寄附をしやすいように間口を広げたい。
- Q. ふるさと納税・シティプロモーション戦略プロデューサーは次年度にどのような活動をする予定なのか。
- A. 本年度は最も寄附が集中する12月に寄附を最大限受けられるようすぐにできることから取り組んだ。次年度は、様々な専門的手法を駆使して、今後の寄附額が安定化する土台づくりを行いたい。

### **地場産品等を活用したシティプロモーションに係るPR事業**

- Q. 地場産品等を活用したシティプロモーションとは、シティプロモーション部の泗水十貨店とどう住み分けるのか。
- A. 泗水十貨店は本市のお土産としてブランディング化を目指すものであり、一方、広報マーケティング課が取り組む当該事業は従来からあるような、地場産品を本市の魅力ある資源と捉えて情報発信していくものである。
- Q. どのような手段で発信するのか。
- A. 写真や動画を制作・整理して特設ページを作り、そこへ誘導できる広告施策などを活用し、ホームページを最大限に活用した情報発信をしたい。また、首都圏で開催されるイベントに積極的に参加し、PR活動を行う。
- Q. 「市内外に向け」と記載があるが、市民にはどのようにPRするのかを確認したい。
- A. 市民の地場産品への認知は、まだまだ十分とはいえない状況なので、活用できる媒体を使い、地場産品の露出を増やして、市民にもより広く知ってもらいたいと考える。
- (意見) 四日市市地場産業振興センターの活用方法を担当部局と相談して、有効活用してほしい。

### **図柄入り四日市ナンバー普及促進関連経費**

- Q. 車を購入する人のうち、図柄入り四日市ナンバーを選ぶ人の割合はどのくらいか。
- A. 令和5年6月末時点の普及率は1.3%であり、約100台に1台は図柄入り四日市ナンバーを選択している。
- Q. 図柄入り四日市ナンバーを増やす目的と予算の内容を確認したい。
- A. 予算の内容は、「図柄入り四日市ナンバー普及促進協議会」の委員報酬償費である。より多くの図柄入り四日市ナンバーを付けた車が「走る広告塔」として、地域の魅力を広域にPRすることを目的に普及促進に取り組んでいる。

### **首都圏における情報拠点事業**

- Q. 東京事務所職員が独自で企業訪問や営業活動をするのか。

A. 本市にゆかりのある企業を訪問し、意見交換をしている。また、イベントへの協力要請を行っており、今年度は1月末時点で15社に17回訪問している。

Q. 本市にゆかりのある企業だけではなく、企業誘致のためにゆかりのない企業を訪問する必要もあるのではないか。

A. 企業訪問では工業振興課と連携し取り組んでおり、東京事務所としても企業誘致の課題を認識している。闇雲に企業を訪問しても非常に厳しいことから、今後は東京事務所のXによりIT企業等進出支援事業の情報発信や各種イベントにおいて紹介コーナーを設けるなどし、企業のニーズの把握やマッチングの機会を作ることを検討していきたい。

(意見) 他の自治体も似た事業を持っており、営業力で差をつけたり、市長訪問などでつながりができた企業への粘り強い活動を求めたい。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

##### 大学設置調査検討事業費

Q. 当初予算に計上されている当該事業と追加上程された補正予算では、何が違うのか。

A. 当初予算の部分は令和5年度に策定する大学設置に関する基本構想の具体化に向けて、設置主体を明らかにするとともに、設置する大学の学部、定員等の基本計画を策定する予算である。その後、2月16日に三重大学と市が新教育研究拠点の設置に向けた検討着手の連携協定を結んだことにより、先に上程した予算で検討する学部構成、定員等の検討と併せて大学施設の規模、配置等、駅前広場の再編を含めた施設に関する基本計画を策定するため、補正予算を計上した。

Q. 三重大学との連携協定により、多くの市民は三重大学が本市に拠点を作ると思っている。三重大学の拠点設置を目標に今後の検討を進めていくという理解でよいか。

A. 三重大学を軸に検討していくことになるが、暁学園との協議や公立大学の設置の検討も行い、様々なパターンを想定して検討を続けていく。

Q. 有識者会議は市の考えを聞き、それに対する意見を出す機関であって、最終的な決定は市が行うという認識でよいか。

A. 大学の設置に関する知見が市では少ないので、有識者に意見を求めている。構想の決定や基本計画の策定は市が行う。

Q. 今後設置する有識者会議のメンバーは大学構想策定委員会のメンバーを引き継ぐのか。

A. 現在の大学構想策定委員会のメンバーを一定数残し、大学の建物に関することなど新たな視点が必要になるため、新たなメンバーを加えることも必要であると考えている。

Q. 追加資料に「大学附属施設として他の公共施設の活用も検討する」と記載があるが、JR四日市駅の周辺にある公共施設は限られている。想定している施設はあるのか。

- A. 運動施設は駅前広場には設けることができないため、学生の利便性等を考慮して検討を進める。
- Q. 近鉄四日市駅前に市立図書館を設置する予定だが、大学にも図書館を設置するのか。
- A. 大学にも図書館は必要であるが、学部が決まり大学に必要な図書を決める中で、紙の書籍しかないものやデジタルで対応できる書籍等整理を行うとともに、自習スペース等については近鉄四日市駅前の図書館との役割分担を考慮するなど、総合的に検討したい。
- Q. JR四日市駅の駅舎も施設の検討範囲に入っているが、JRと協議しているのか。
- A. JR東海等と協議は進めており、前向きに協議に応じてもらっている。
- Q. 大学構想策定委員会のメンバーには教育関係者が多いが、コンビナート企業をはじめとした産業界の意見はどのように収集しているのか。
- A. アンケートだけでなく、中小企業をはじめ数十社と直接企業ヒアリングで意見をもらっている。
- Q. 大企業は本市の人材ばかりを採用するわけではないので、地元中小企業の意見も収集してほしい。
- A. これからの大学の役割には社会人の学び直しも求められている。地元中小企業からの意見については、大変重要と考えており、十分に意見を聴いていきたい。
- Q. 大学の建物は何階建てを想定しているのか。
- A. 学部の内容や学生数によって建物の大きさは変わってくる。国の基準によれば、JR四日市駅前の敷地面積から想定できる学生数は1400人であり、工学系学部の場合、この定員が収容できる校舎面積としては1万9000㎡以上が必要となる。
- Q. 建蔽率から考えると22、23階ぐらいの建物が想定されるが、全く想定していないのか。
- A. 大学に必要な施設をこれから検討していくため、学部、学生数によって内容が変わる。次年度に概要を決めていきたい。
- Q. 2月定例会議会の一般質問で大学の建設予定地の近くにあるハローワークの渋滞を指摘し、移転を提案した議員がいた。ハローワークを別の場所に移転させ、敷地を広げる考えはあるか。
- A. 建物などのハード面は今後検討していくという状況であり、学部や生徒数など大学の規模を検討していく中で、大学周辺のことについても庁内外と協議したい。  
(意見) 本町駐車場など周辺にある老朽化した施設を大学の建設と合わせて整備すれば、有効活用できると思うので、周辺施設も含めた議論をしてほしい。
- Q. 大学の予定地の周辺にある三和商店街の再開発も必要だと考えるが、大学設置と合わせて検討すべきではないか。
- A. 三和商店街については都市整備部が別途検討を進めている。三和商店街は民間所有でなので、大学設置を検討する中においては、現時点で検討に含めていない。
- Q. 協議を進める大学が、学部や学科を設置するのではなく、サテライトキャンパスなら設置したいと希望した場合、本市は大学設置を断念するのか。
- A. 一定の規模の学生を確保したいという考えがあり、学部学科の設置を念頭に大学と

協議している。

Q. 大学図書館や自習室など大学の内部構造の設計にも市が関わるのか。

A. 大学の意見も聞き取りつつ、市において必要な施設の内容や配置を検討していく

Q. 四日市港への自由通路と大学の設置は一体に検討すべきだと考えるが、市はどのように考えているか。

A. 自由通路と大学の計画は一体的に進めていくという方針であり、都市整備部と十分に連携を図りながら進めたい。

### **新保々工業用地関連事業等**

Q. 資料にはプロポーザルを辞退した企業への聞き取り内容が記載されているが、このほかにも優先交渉者の選定に至らなかった理由はあるのか。

A. 企業が造成事業化を積算しにくいことが挙げられる。市が排水計画を作るなど企業が事業を積算しやすいように状況を整理したい。

Q. 工業用水が引かれていないことも影響していると考えますが、整備しないのか。

A. 素地売却を条件にしており、工業用水を引くことは検討していない。

Q. 工業団地という名称にもかかわらず、工業用水が引かれておらず、それによって応募できる企業も限られてしまう。今後、どのように対応するのか。

A. 素地売却を条件にスピード感を持って対応してきた経緯がある。排水計画をはじめとした課題を整理しつつ、今後もスピード感を持って対応したい。

Q. ため池の一部を埋め立てることはできないのか。

A. 取水権が関係しており、断念した経緯がある。地元調整を行えば、相当な時間を要する可能性がある。ため池は2つに分割しているように見えるが地下で繋がっており、地元要望もあり、そのまま2つとも使うことを条件にしていることから、埋め立ては困難である。

(意見) 工業団地の4分の1が使えない状態になっているので、土地を有効活用できるように地元との調整をしてほしい。

### **産学官連携推進事業**

Q. この事業は開始して何年目になるのか。

A. 当該事業は、三重大学北勢サテライトの補助金と産学官連携調査研究費の2種類がある。三重大学北勢サテライト補助金は、三重大が行う産業振興や防災事業等に対し、サテライトが四日市フロントであったときから10年以上補助をしている。産学官連携調査研究費は東京大学三重サテライト拠点ができ平成31年度から産学官連携に係る事業を行っている。

Q. 消極的に例年の予算の中で何かを研究するのではなく、予算を増やしてでも積極的に本市に効果のある研究を行うべきではないか。

A. 近年は本市が取り組むスマートシティに関する研究をしてもらい、大学からの知見をもらっている。今後も産学官連携に取り組む中で予算については研究内容を十分に検討した上で計上していきたい。

## **新市誕生 20 周年記念事業**

- Q. 記念式典の開催予定日は平日だが、集客を考えれば最寄りの休日に行くべきではないか。2月7日という日にこだわるのか、集客にこだわるのかを確認したい。
- A. 式典自体は2月7日に行く予定だが、式典だけではなくフォトコンテストなど市民参加型の企画を開催したい。
- (意見) 新市誕生 10 周年の際には著名人の講演会を開催した。今回も盛況になるように内容を検討してほしい。

## **総合計画推進事業**

- Q. 総合計画の見直し案は議会にいつ提示されるのか。
- A. 5年間の進捗確認や状況の変化を整理し、市民意見等も聞きながら、令和7年2月定例会議会に上程したいと考えている。
- Q. 市民や専門家の意見だけではなく、上程に先立ち、議会の意見も聞くべきではないか。
- A. 現在の総合計画策定の際には調査特別委員会によりご議論いただいた。今回の中間見直しについても、議会に諮る機会を設けもらい、意見を聞きながら見直しを進めていきたい。
- Q. 議会に意見を求めるのであれば、スケジュールを事前に提示してほしい。おおまかなスケジュールを聞きたい。
- A. 昨年11月に債務負担行為の補正を認めてもらったので、今年度内に受託業者を決め、5年間の実績について整理を行いながら、市民意見の聴取も行い、11月議会までには素案をまとめ、パブリックコメントを実施した上で、2月議会に上程していきたい。
- (意見) 中間見直しなので長期間はかからないとはいえ、精査して議論する必要があるので、なるべく早く見直し案を示してほしい。
- Q. 市民意見の聴取方法に「市長の地域づくり懇談会」が挙げられているが、24地区を回るには時間がかかるので、いつまでに実施する予定なのか。
- A. 市民意見の聴取の1つとして考える「市長の地域づくり懇談会」については、秋頃までに実施し、意見を反映していきたいと考えている。
- (意見) 地区によっては12月に地区の懇談会を行っているので、早急に取りかかってほしい。
- Q. 議会にはワイ！ワイ！GIKAIという若者との意見交換会があり、また、高校生議会も開催されている。そのような場に出た若者の意見が、今回の総合計画の見直しにも反映されるべきだと考えるがどうか。
- A. 若者からの意見聴取は重要と考えている。また、四日市市こども計画を来年度策定していくにあたって、子どもの意見をどのように取り入れていくかについては課題であると認識しており、関係部局とも調整しながら進めていきたい。
- (意見) 市の未来のための総合計画なので、若者や子どもの意見は丁寧に集めてほしい。

## **職員による政策提案**

Q. 今年度は、選定件数に対して事業化件数が少ないのはなぜか。

A. 事業化件数は1件のみだが、継続調査をしている事業が1件あり、次年度に進めていく予定である。

(意見) 職員のモチベーションの向上につながるいい事業だと思っているが、市民には伝わりにくいので、職員提案により取り組まれている事業について、積極的に発信していくべきだ。

## **中核市移行推進事業費**

Q. 本市は中核市への移行を当面のあいだ見送っているが、この費用の内訳は何か。

A. 移行候補市としての中核市市長会への負担金や中核市サミットに参加するための旅費などである。

Q. 中心市街地再開発プロジェクトをはじめとして先に取り組むべき事業を優先することで、中核市への移行が先延ばしになったことは非常に残念に思っている。今後のスケジュールや取り組みを確認したい。

A. 中核市への移行を断念したわけではない。移行時期は現時点で未定であるが、今後も他市の事例や動向調査などの情報収集を続ける。

Q. 中核市への移行を当面のあいだ見送ると表明しなくてもよかったのではないか。移行の時期はいつを想定しているのか。

A. 明確な時期は未定だが、できるだけ早期の中核市移行を目指したい。

(意見) 中核市については、人口要件が30万人から20万人に変更され、本市よりも人口規模の小さい中核市もある。早期に移行を実現してほしい。

## **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》**

### **国際交流事業**

Q. 本市とロングビーチ市との交流を深めるには、今のように熱があるうちに次の手を打つべきだと考える。次年度にはどんな計画を立てているのか。

A. 今年度のロングビーチ市との交流の中で四日市大学とロングビーチシティカレッジとのつながりができたので、今後、大学間交流を実現できるように支援していきたい。

Q. 天津市との友好都市提携45周年事業でロゴマークを作る予定だが、どのように活用するのか。また、どのような効果を期待するのか。

A. 天津市は人口1300万人を超える大都市なので、ロングビーチ市の時と同様のことをするのは難しいかもしれないが、天津市側と連絡を取り合い、ロゴマークを通じて交流を浸透させることに努めたい。

Q. 天津市との交流の状況を確認したい。

A. 友好都市提携40周年は新型コロナウイルス感染症の影響で周年イベントを開催することができなかったため、周年事業としては10年ぶりの開催になる。その間も担当者間では連絡を取り合っており、関係は良好であると認識している。

## 《歳出第8款土木費 第5項港湾費 第1目港湾総務費》

### 四日市港管理組合負担金

Q. 県は交付団体で負担金の一部が交付金で補填されるが、本市は不交付団体なので、実質の負担額は本市の方が多いと感じている。その差はいくらか。

A. 市は約6億6000万円が普通交付税に算定されており、市を基本に試算すると、県は約8億3000万円が交付税算定額となる。負担額より本市の意見がどれだけ反映されるかを重視して取り組んできており、みなとまちづくり事業に関連する予算の増額など、現在策定中の長期構想においても本市の意見をできる限り取り入れてもらっている。負担額の大小にかかわらず、引き続き本市の要望を伝えていきたい。

(意見) 交付税も踏まえると本市の方が実質負担が多いと思われるので、県や四日市港管理組合に対して発言力を増していくことを強く要望する。

(意見) 市民にはその取組の成果が見えにくい。市民の声を県に伝えるには四日市港管理組合の人事ポストも重要である。本市の姿勢を強く主張すべきだ。

Q. セントレアへの海上アクセスは検討しているのか。

A. 四日市港では霞ヶ浦地区を物流中心とし、四日市地区においてみなとまちづくりを進めており、港の賑わいや人流が創出され海上アクセス事業の採算性が見込まれるようになった段階では、海上アクセス事業の可能性を調査していきたい。

## ○第2条 債務負担行為（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【財政経営部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

### 固定電話回線契約変更支援業務委託費

Q. 資料では、回線の特徴として、アナログ回線はコストが高く、ひかり電話回線はコストが低いとあるが、電話料金の令和4年度実績を見ると、回線数が多いアナログ回線が安く、回線数が少ないひかり電話回線が高くなっている。記載が逆ではないか。

A. 回線種別ごとの同時通話可能数は、アナログ回線が1回線につき1通話、ひかり電話回線が最大数百通話となっている。資料は、1回線につき1通話あたりのコストで比較した場合のものである。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

### 市有林

- Q. 資料には「当面伐採を行わない」とあるが、以前、部分的に皆伐したと聞いたが、内容を確認したい。
- A. 電力会社が、電線に架かる部分の伐採を行った。
- Q. 木材の単価が上がった場合にも伐採しないのか。
- A. 木材の搬出自体に多額の費用がかかるため、木材の売却による利益を考慮して判断する必要がある。
- Q. 近年、木材の搬出用の林道を設けたことにより土砂災害が発生したという事例がある。伐採後の山の状況を想定しながら計画を立てるべきだと考えるが、考え方を確認したい。
- A. 林業は非常に長い期間で考える必要があるので、計画については水沢町市有林管理会において議論していく。
- Q. 水沢町市有林で従事している人や桜財産区管理会の山林看守人はどんな人をお願いしているのか。
- A. 水沢町市有林で従事している方は、地域から推薦された方で、お茶農家の方などが多く、農閑期に作業を行っている。桜財産区の山林看守人も地域から推薦された方で、林業関係の仕事を行っている方である。
- Q. 担い手不足や高齢化といった課題の解消や、森に親しんでもらうために、市有林で林業従事者養成講座を開くべきだと考えるがどうか。
- A. 水沢町市有林においても、担い手不足や高齢化は課題であると考えている。次世代の育成について、管理会でも議論していきたい。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

### アセットマネジメント基金

- Q. 既存の公共施設を削減しようとする地域との問題や様々な要因が関係して、施設を廃止できず、転用などの改修をすることになり、一向に施設が減らない。今後の公共施設の再編についてどのように考えるのか。
- A. 公共施設の更新ピークに備える必要性について広く周知するほか、人口減少時代における市民ニーズの変化に対応するため、公共施設の建て替えだけでなく、公共施設マネジメントに関する基本方針に基づき、再編や集約を行い、廃止も含めて検討していく。

### まちづくり事業基金

- Q. 国体が中止されたことで積み立てを行ったため、造成当初から大幅に基金残高が減ることはなかったが、本来、この基金は使い切るべきものなのか、積み立てて長く活用すべきものなのかを確認したい。
- A. 原資の元となった合併特例債の趣旨を考えれば、新市の一体性を高めて合併を円滑に進めるための基金であり、使い切ることが望ましいと考えられる。基金の今後の運

用については、一般財源から当該基金へ積み増しを行い、大四日市まつりなどに長く活用していくことも制度上可能だが、議論は必要だと考える。  
(意見) 市民全体が喜んでもらえるような事業に使うべきと考える。今後の活用方法については、様々な情報収集を行い、有効に活用してほしい。

## 《歳出第2款総務費 第2項徴税费 第2目賦課徴収費》

### 公債権の収納状況

Q. 非強制徴収公債権の収納率を上げるために工夫していることはあるか。

A. 内容は保護費の返還金が約90%を占めている。家庭の事情により判断が難しい部分も多いが、保護費の一部から天引きして返還してもらうなどして、少しずつでも収納率を上げていきたい。

(意見) 保護課と連携し、毅然として徴収する部分と寄り添う部分とを判断しながら努力をお願いしたい。

Q. 三重地方税管理回収機構へ移管した案件も収納推進課が関与し続けるのか。

A. 機構へ徴収権を移管した案件については、間接的に進捗管理は行うが、滞納者と関わることはなく、滞納者は機構と交渉することになる。

Q. 市から三重地方税管理回収機構へ派遣している職員がいると思うが、派遣先から戻ってきた後に、そのノウハウを活かしにくいという話を聞いたことがある。派遣から戻ってきた後の体制はどうなっているのか。

A. 派遣先で相当な経験を積んで戻ってくるので、そのスキルを他の職員が吸収してもらえるような体制を組みたい。

Q. 税外債権について、収納推進課が対応する案件は庁内の困難ケースであると思うが、収納推進課が関わり始める目安や基準はあるか。

A. 庁内からは国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料について、年度当初に未納額などを見て担当課がピックアップした案件について税外債権担当職員が聞き取りを行った上で、収納推進課が徴収業務の移管を受けている。

### 申告・納税電子化経費

Q. eLTAXの普及率を確認したい。

A. 固定資産税・市民税の納付方法の内訳は、口座振替が全体の約半数、コンビニ支払いが約25%、残りが窓口払いなどである。クレジット決済は約1%、スマホ決済は約3%である。

Q. eLTAXを導入したメリットとデメリットを確認したい。

A. クレジット決済でポイントを貯めたり、スマホ決済は簡単に支払える点が利用者にとってはメリットがある。しかし、市から見ると口座振替と比べて手数料が高いというデメリットがある。

Q. 収納率に影響はあったか。

A. 現時点で影響はないが、口座振替との違いとして、クレジット決済の場合は支払い忘れが発生する可能性があり、状況によっては収納率が少し下がる可能性がある。

《歳出第4款衛生費 第4項上水道費 第1目上水道整備費》

**水道企業会計補助金**

Q. 当該補助金の内容を確認したい。

A. 令和6年度予算から新たに支出する繰出金である。小牧水源系でクリプトスポリジウムの指標菌が検出されたので、紫外線処理施設を整備することになり、これまで水道事業会計には一般会計から繰り出していなかったが、水処理に係る特別な経費であるため、一般会計からの繰出基準に該当することになった。

Q. 水道の収支は黒字でも、設備が増えれば維持管理コストがかかり、全体的に見れば赤字になる可能性が考えられる。一般会計からの繰り出しがあると、それに気づきにくくなると考えられるので、繰り出しを慎重に判断すべきではないか。また、一方で、水道料金の値上げは、市全体の財政状況が良好な中で理解が得にくいと考えられるため、一般会計からの繰り出しを検討してもよいのではないか。

A. 地方公営企業は独立採算が原則であり、繰出基準に基づく繰り出し以外は一般会計の税金を投入して公営企業の経営を維持していることになり、国や県から指摘や審査を受けることとなるため、料金を値上げせざるを得ない状況になる。しかし、繰出基準に該当する正当な繰り出しであれば、適切な企業経営を行うために必要なものであると考える。

(意見) 繰り出しの考えは理解するが、市民から見ると不安に感じる手続きなので、丁寧に説明する必要があると考える。

《歳出第4款衛生費 第5項病院費 第1目病院整備費》

**病院企業会計負担金**

Q. 市立四日市病院には市民だけでなく市外の住民も入院しているが、市民が病床を確保できず、手術が先延ばしになるという問題が発生していると聞いている。診療費を市民とその他で区別することはできないが、差額ベッド代などで差をつけるべきではないか。

A. 税を負担している市民が利用したいときに市立四日市病院を利用できないという心情は理解するが、自治体病院の経営は赤字に陥りやすく、周辺自治体から患者を集めるぐらいでなければ黒字にならないという傾向もあり、市民がどうかで医療に差をつけることは難しいと考える。

(意見) 北大谷斎場の使用料は市内外で料金に差をつけているので、繰り出しを行っている一般会計の立場から、病院に申し入れてほしい。

《歳出第6款農林水産業費 第3項農地費》

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

《歳出第11款公債費》

《歳出第12款予備費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## ○第2条 債務負担行為（関係部分）

### 車両リース

- Q. 半導体不足などの問題により納車までの期間を要する車両もあるため、調達方法について現在のリース契約方式ではなく、納期が短いサブスクの選択肢もあるのではないか。より適切な調達方法を検討して欲しい。
- A. 一元管理車両について、公用車の調達方法として適した契約を検討していきたい。

### 市庁舎・総合会館省エネルギー改修事業費

- Q. 令和6年度は入札、契約を行い、その後2年間の設計、施工を経て、維持管理等を令和9年度から令和11年度まで行うことになっているが、事業が終了した後も、継続して維持管理等の事業を依頼することはあるのか。
- A. 本事業は令和11年度で終了するが、その後の保守点検を同一業者に依頼するという可能性はある。
- Q. E S C O事業は、国からの補助金はあるのか。
- A. 補助金はあるが採択されることが非常に難しい状況であると聞いている。しかし、可能な場合は補助金を申請していきたいと考えている。
- Q. どれほどの削減効果を見込んでいるか。
- A. 年間約6%以上を見込んでいる。
- （意見）初期投資額が5億円と非常に高額なので、しっかりと効果検証してほしい。

## ○第5条 歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【財政経営部・会計管理課・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算

#### 《歳入全般》

#### 石油貯蔵施設立地対策等交付金

- Q. 当該交付金の目的には「石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため」と記載があるが、本市は貯蔵施設のある沿岸部だけではなく、全市的に必要なものに充当している。その用途について、どう解釈しているのか。
- A. 当該交付金を最大限活用するため、全市的な消防・防災事業の中で交付金の目的に沿った事業に充当している。仮に沿岸部で火災が発生したときには内陸の地域から応援に行くことも想定されるため、全市的な消防力の向上と捉えている。
- Q. 塩浜地区などはコンビナート地帯と住宅地との距離が近く、住民は常に不安に思っている。塩浜分団に化学薬剤を搭載できる消防車が配備されたこともあるが、これは企業が地域に貸与したものだ。そのようなものに当該交付金を使い、市が整備すべきではないか。能登半島地震では水の問題が深刻だった。コンビナート火災からの

- 避難場所へ耐震性貯水槽を整備する必要性もあるのではないかと。このような当該交付金の使途を検討するために地域へ聞き取りをすべきではないかと。
- A. 財政課が事業を執行しているのではなく、事業担当課が地域や関係機関と話し合い、検討した結果、真に必要な事業として予算要求があれば、当該交付金が充当できるかを判断している。
- Q. 事業担当課へ交付金の活用について案内することはできないのか。財政課から案内することで事業担当課が使途を検討する場合もあるのではないかと。
- A. 当該交付金に限らず、国の補助メニューを最大限活用するため、予算調整の中で庁内の様々な部署と既に調整を行っている。
- Q. 特に楠地区はアセットマネジメントで避難所として使っていた施設がなくなること、地域住民は不安に思っている。代替施設の整備や維持管理に当該交付金を充当することを検討すべきではないかと。
- A. 石油貯蔵施設が立地する沿岸部で当該交付金を最大限活用することが望ましいとは認識している。しかし、当該交付金の使途に限らず、まずは事業担当課が事業の内容や必要性を検討し、計画に位置づけるなどした上で予算要求をすることが重要だと考える。
- Q. 当該交付金の充当事業を見ると、この交付金を充当しなければならないような事業ばかりではない。全市的に使うものは一般財源を使い、沿岸部の地域が必要なものを当該交付金で整備して、それでも余るようであれば、全市的に使うという考えでもいいのではないかと。
- A. 以前からの指摘もあり、関係部局には沿岸部で必要な事業について確認を行っている。事業担当課が内容や必要性を精査した上で、予算要求があれば財政課でどのような財源を活用するのかを検討したい。
- Q. 石油貯蔵施設のある地域には防災協議会などがあり、その団体から要望の聞き取りを行うことも手段として考えられるのではないかと。
- A. 沿岸部の防災力が不足しているということであれば、余すことなく当該交付金を活用できるように検討したい。
- (意見) 当該交付金の額が多いということは、貯蔵量が多いということである。地域にとっての迷惑料や危険手当のようなものと捉えている。今後も石油貯蔵施設が立地する沿岸部での活用について事業担当課へ強く投げかけを行うべきだ。
- Q. 当該交付金で建設した施設を除却する場合、その分の交付金を返還しなければならないのか。
- A. 国の補助金で建設したものを除却したり、補助金の目的と異なる転用をする場合の財産処分制限の手続きがあり、場合によっては、補助金の一部の返還を求められる。
- Q. 事業担当課から当該交付金の目的に合った予算要求があった場合、交付金から充当できるかを検討してもらえるのか。
- A. 例えばオイルフェンスや消火薬剤が更新時期を迎えて更新する場合など、当該交付金の目的に合致するものであれば、優先して充当することが望ましいと考える。ただし、国や県による事前審査があり、過去に採択実績のない事業は審査を通りにくいと

いう傾向がある。

(意見) 地域の声を聞くのは事業担当課だが、県の審査への交渉は財政課の仕事だと考えるので、事業担当課から予算要求があった場合には誠実に対応してほしい。

(意見) 沿岸部の住民特有の不安は確実にあり、その不安を解消するために、当該交付金の目的に沿った使用をすべきだと、強く要望する。

### **森林環境譲与税**

Q. 国の配分基準見直しにより、本市は令和6年度に約350万円の減額となる見込みだが、減額が確定すれば補正予算議案を上程するのか。

A. 配分額が明らかになった後、令和6年度の補正予算で対応していきたい。

Q. 本市の森林率はどの程度か。

A. 市全体の面積のうち12.37%である。

Q. 森林環境譲与税の趣旨は森林や里山を正しく保全して、災害等の発生を未然に防ぐことだと思っているが、本市の主な用途は基金への積み立てとなっている。趣旨に合っていない使い方をすれば配分が減らされる可能性があるのではないか。

A. 本来の目的は適正な森林管理だが、本市では林業従事者が少なく、所管する商工農水部による事業化も難しい。そのため、里山緑地の維持や危険木の伐採などに活用している。

(意見) 林業組合はないが、里山保全団体はある。そこの担い手育成のために使用するなど、持続的な団体にしていくための支援に使えるのではないか。全国的には、自伐型林業という新しい形も出てきているので、本市の森林を守るために適正な使用をすべきだ。

### **○第3条 地方債**

### **○第4条 一時借入金**

別段の質疑、及び意見はなかった。

## **【会計管理課・経過】**

### **○第1条 歳入歳出予算**

### **◀歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費▶**

### **窓口収納手数料、振込手数料**

Q. 県内の他市は、指定金融機関が百五銀行のところが多いが、本市が三十三銀行を指定している理由を確認したい。

A. 百五銀行は、公金の手続きを本店のある津市に集約しており、公金化が遅れる実情がある。その反面、三十三銀行は、本市に本店があり、緊急性を要する場合にも対応しやすいなどのメリットがある。

Q. メガバンク以外の窓口収納手数料が異なる金融機関でも同一の料金になっているが、

8月定例月議会で協議の後に状況が変わったのか。

- A. 手数料については、三重県都市会計管理者協議会を通じて金融機関と協議を行い、当初1件当たり66円の提示を受けていたが、交渉の結果、最終的には半額の33円で確定した。

### **備品購入費**

Q. 会計管理課が全庁的に職員の事務机や椅子を管理している理由を確認したい。

- A. 人事異動内示発表の日から新年度までの短期間の間に、各課において事務机や椅子のやりとりをすることは現実的に困難なので、一元的に会計管理課が管理している。

### **職員の会計事務研修**

Q. 監査で各課の書類を確認すると、押印漏れや書類不備等が散見される。会計事務に関する研修は行っているのか。

- A. 押印廃止の対象外にもかかわらず、その認識不足等によって、押印が漏れた不備な会計書類を受領してしまうなどのミスがあることを確認している。そのため、当課が作成した会計事務の手引きを使って行う会計事務担当者研修や出納員研修を毎年行うことなどにより、適正な会計事務の遂行に努めている。

(意見) 小さなミスが大きなミスにつながるので、全職員のスキルの底上げを図ってほしい。

## **【消防本部・経過】**

### **○第1条 歳入歳出予算**

#### **◀歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費▶**

### **救急ワークステーション**

Q. 救急救命士の再教育については、医療機関での研修を含めて2年で一定時間の研修が必要であるが、三重県立総合医療センターにおける救急ワークステーションの本格運用後には、医療機関でどのくらい研修時間を確保できる見通しなのか。

- A. 市立四日市病院では令和6年度から2年で126時間、県立総合医療センターでは2年で134時間の研修時間を確保できるものと見込んでいる。

Q. 南消防署と南部分署の職員については三重県立総合医療センターへ研修に行くが、その他の消防署や分署の職員はどこに研修へ行くのか。

- A. 市立四日市病院で研修を行う。

Q. 救急ワークステーションの成果は十分に理解しているが、課題はあるのか。

- A. 三重県立総合医療センターでの救急ワークステーションは、令和5年6月から試行運用を開始しているが、研修内容について医師と意見交換を行い、内容の充実に向けて取り組みたい。

(意見) 救急ワークステーションは非常に有益な機会だと捉えており、本市の救急サー

ビスの質が向上するよう、十分な運用に期待する。

Q. 救急救命士が不足すると救急ワークステーションが成り立たなくなってしまう。報酬の上乗せなど、救急救命士を目指す意欲を高める対策を取っているか。

A. 令和6年度は4人の救急救命士の養成を行う予定である。希望者を募ると多くの応募がある。救急救命士の出動手当については、一般の救急隊員よりインセンティブがある。

Q. 救急救命士の専門学校を卒業してから消防士になる人もいるのか。

A. 採用試験の時に救急救命士の専門学校へ通いつつ、採用試験後に救急救命士の資格試験を受験する人もいる。

### **北西・西南出張所等の体制**

Q. 北西出張所の勤務人員が3～4名となっているのはなぜか。

A. 北西出張所は、北部分署配属の職員が勤務している。北部分署には、休暇取得等を考慮して一係あたり11人または12人配置しており、その内訳は、北部分署の消防車と救急車が同時に出勤できる職員を、北西出張所は、救急車又は消防車が出勤できる職員を勤務人員としている。このようなことから、出張所改築後の勤務人員は、一係あたり3人から4人としている。

Q. 消防本部に配置している救急救命士は資格はあるものの救急車に乗車していないのか。

A. 消防本部には消防救急課救急救命室に4人と消防指令センターの指令業務に3人の救急救命士を配置しており、救急車には乗車していない。

Q. 救急救命士を救急車に2人配置するために、あと何人必要なのか。

A. 救急救命士の休暇取得などを考慮すると、合計で100人程度が必要になると想定している。

(意見) 1台の救急車に複数人の救急救命士が乗車するメリットは非常に大きく、また、定年退職等により救急救命士が減少する分もあるので、計画的に養成してほしい。

### **女性消防吏員数の推移と採用への取り組み**

Q. 令和8年度までに20人の女性消防吏員を採用するとの目標だが、どのように取り組むのか。

A. 女性向けのオンライン研修や女性職員との座談会を開催することで、不安なく働ける環境が整備されていることについて説明している。ただし、女性を優先して採用するわけではなく、優秀な人を採用したいと考えている。目標を達成するためには、まずは多くの人に応募してもらえるように広報していきたい。

Q. 女性の管理職への登用について、どのような働きかけを行っているか。

A. 現在、女性の課長補佐級は2人だが、管理職への登用は男女関係なく適材適所で判断しており、将来的には女性の登用もあり得る。

Q. 出張所を含めた庁舎は女性が利用できるように整備されているか。

A. 建設中の北西出張所と西南出張所が完成すれば、全ての施設で女性職員が当直勤務

できる環境が整う。

(意見) 女性消防吏員の対応により、妊婦の方などは非常に安心するとの声がある。令和8年度の目標達成に向けて努力してほしい。

## 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

### 消防団

Q. 富洲原消防分団は定員に対して10人もの欠員が生じているが、その理由を確認したい。

A. 明確な理由は把握していないが、消防分団長が入団依頼のために個別訪問しても入団に繋がっていない状況である。

Q. この欠員は一度に複数人が退団して発生したのか。

A. ベテラン団員が順次退団し、人員が補充されないままになっている。

Q. 10人も欠員していると火災対応や地域行事に支障が出ていることが考えられるが、何か対策はあるか。

A. 消防本部としても10人の欠員は重く捉えており、消防団長と職員が地域に出向いて連合自治会長などの関係者と懇談会を開催するなど対策を講じている。

Q. 消防団員の不足は全国的な問題である。以前から法人税の減免や入札で評価点を加点するなどのインセンティブを与え、企業から人員を出してもらうように依頼してはどうかと提案しているが、どのように対応しているか。

A. 消防団長や消防本部から三重県内の消防団を取りまとめる三重県消防協会を通じて三重県に対して検討を依頼した。

Q. 世間的に自営業が少なくなり、サラリーマンが増えたので、時間の融通が利く人が少なくなっている。入札制度は市で独自に決められる部分もあるので、企業にメリットがあることを提案し、人材を確保することは急務であると考えているが、本市の方針を確認したい。

A. 県や周辺市町の状況を調査し、今後の検討課題として調査研究を進めたい。

Q. 消防団員になり、資格を取れば地域のメリットになることや消防個人年金を利用できるという利点は発信しているのか。

A. 消防団に入ることによって救急の応急手当指導員の資格が取れると発信している。また、数人であるが防災士の資格を取得した消防団員もいるので、その点も併せて引き続き発信していきたい。また、消防個人年金についても今後は注力したい。

(意見) 時代が変わり、消防団の役割や仕事内容も変化している。自分の生活に密接にかかわるメリットがあれば、加入を考えてもらえると思うので、しっかりと発信を続けてほしい。

(意見) 日頃どんな活動をしているかが市民から見えにくくなっているため、活動内容を十分に発信し、その上で企業などに協力依頼をすべきだ。

Q. 消防分団員の平均年齢はいくつか。

A. 平均年齢は約49歳である。

Q. 消防分団員を募集する際に使用する資料はあるのか。

A. 三重県消防協会が作成したリーフレットを主に使用している。地域によっては分団が独自に作成した資料を使用している。

## 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

### 高規格救急車の入札

Q. 全国的に見ると、救急車のベース車両は7割がトヨタ、3割が日産である。ベース車両によって価格、装備、安全装備が異なるにもかかわらず、四日市市は価格のみを基準に入札を実施している。安全装備の充実を考慮すべきであり、先進的な安全技術を導入する必要があるのではないか。

A. 東海3県の主要な都市の消防本部から仕様書入手して比較したところ、仕様書の内容に大きな差はないことを確認しているが、調査対象都市を広げて研究していきたい。

(意見) 単純に価格競争入札を行うだけでは、安全装備等がないがしろにされてしまう。安ければいいというものではないので、十分に研究してほしい。

### 消防指令システム整備事業費

Q. 新しい消防指令システムの導入によって、共同運用を行っている3消防本部において相互応援が実現することを期待している。今後の相互応援について考え方を確認したい。

A. 現在も三重県内消防相互応援協定に基づき、相互に応援し合うことができる体制を構築している。

Q. 発災時には普段からの3消防本部との関わりが重要になるが、情報交換は行っているか。

A. 普段から同じ場所で勤務し、常に情報交換や研修を実施しており、すぐに応援できる体制を構築している。

(意見) 引き続き密度の濃い関係を構築してほしい。

Q. ドローンからの上空映像の共有とあるが、ドローンはどこに何台配備されているか。

A. 3機所有しており、全て消防本部に配備している。

Q. 消防署等へ配備する計画はあるか。

A. 現時点では考えていないが、今後検討していく必要があると考える。

Q. ドローンの操縦資格を持つ隊員は何人いるのか。

A. 42人の隊員が操縦できる。

Q. ドローンを使った具体的な訓練を行う計画はあるか。

A. 月1回程度の訓練計画を立て訓練を実施している。

Q. この消防指令システムに更新するときには、新たに消防団へ追加される機能はあるか。

A. 当該消防システムの整備で消防団に追加される機能はない。今後、消防救急デジタル無線を更新する中で消防団の無線機の入替えを予定しており、消防団の活動環境の向上を図るよう検討していきたい。

(意見) 消防本部と同等とは言わないが新たな装備を導入することで、災害対応能力を強化してほしい。

## 《その他》

### 石油貯蔵施設立地対策等交付金

Q. 消防として、当該交付金の使途として何を考えているのか。全市的に使うのではなく、沿岸部の防災に重点的に使うべきではないか。

A. 消防本部としては全市的な防災対策の強化充実に使いたいと考えるが、財政経営部と協議し、今後の取り組みを検討したい。

### 耐震性防火水槽の整備

Q. 能登半島地震を受けて発災時の水の重要性が高まっている。水の確保を強化するために、耐震性の防火水槽を整備すべきではないか。

A. 平成10年度に耐震性貯水槽の配置整備計画を策定し、それに基づき整備を進め、令和3年度に完了している。

Q. 耐震性貯水槽は地下式のものが多く消防車や上下水道局のポンプが必要であり、液状化により車両が通行できない場合は貯水槽の水を使用できない。そういった設備がなくても使用できる地上式貯水槽の整備について調査研究すべきではないか。

A. 能登半島地震で飲料水の確保が課題になったので、上下水道局などの関係機関と共に研究したい。

(意見) 危機管理統括部や上下水道局と連携した取組を考えてほしい。

## ○第2条 債務負担行為（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【総務部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算

#### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

#### 入札参加資格申請受付・審査業務と経営事項審査

Q. 本市の入札参加資格を持つ業者で、市街化調整区域に違法建築の事務所を持つものがあるが、経営事項審査を受けて他の業者と同じように本市の入札に参加し、業務を受注しているのは不公平であり、市民からも同様の苦情が出ている。本当に規制できないのか。また、今後どのように対応するのか。

A. 市街化調整区域にある違法建築については建築指導課や開発審査課などの担当課が指導を行っている。共同受付や経営事項審査において違法建築に関する審査項目がないので、引き続き関係部署が指導を行っていく。

Q. 正当な手続きを経ている業者と平等に取り扱うのはおかしいのではないかと。本市独

自で規制するか、県に対応を確認すべきではないか。

A. 経営事項審査は建設業法上の審査であるが、他の法令違反に関する事項があるかを県に確認したい。

(意見) 制度を改善する必要があると考える。毅然と対応すべきだ。

### **入札制度**

Q. プロポーザル方式の入札では工事内容や品質を評価するが、工事現場の安全度や地域への配慮に関する評価項目がない。安全管理における評価項目や内容の見直しが必要なのではないか。

A. 工事における安全管理は重要であることから、これまでも、工事成績に関する評価の見直しを行ってきた。また、工事成績に関しては、週休二日制工事の開始を受け、本年6月をめどに評価内容を見直す予定である。

Q. プロポーザル方式の入札を行う場合には、応札者に対して、事前に安全に関する項目を評価するということを伝えているのか。

A. プロポーザル方式の入札の場合、評価項目は発注する課が決めるので、安全に関する項目は必ず入っているわけではない。

Q. 安全に関する項目を設けておかないと、安全に対する配慮が疎かになる可能性がある。安全に現場管理することは大前提ではないのか。

A. 工事に関するプロポーザル方式の入札であれば安全は非常に重要だが、プロポーザル方式の入札は工事案件ばかりではない。

Q. 新保々工業団地に関するプロポーザル方式の入札では、内容がうまく事業者伝わっていなかったため、入札辞退や応札しなかった事業者がいた。より良い入札となるように政策推進部と協議してほしいが、可能か。

A. 調達契約課として関われる部分では協議したい。

Q. 救急車の入札においては車両価格だけでなく、機能性や安全性も考慮することで、より良い救急車を導入できると期待できるが、消防本部に助言することはできるか。

A. 仕様を決めるのは消防本部だが、仕様の内容について助言できる部分があれば関わりたい。

Q. ベース車両と架装で重視することは違うので、それぞれを分けて入札しなければならないと考えており、改善する必要があるのではないか。

A. 消防本部と調整したい。

### **会計年度任用職員の勤勉手当**

Q. 他市では勤勉手当を支給するのではなく、基本給を上げて対応する自治体もあると聞いているが、本市の対応はどうか。

A. 最低賃金が上がり、基本給を見直している。加えて見直し後の基本給で勤勉手当を計算している。

## 行政文書作成支援 A I データベース導入事業

Q. 本事業によりどの程度時間外勤務の削減を見込んでいるのか。

A. 現時点では約 250 時間の作業時間の短縮を見込んでいるが、職員がシステムの操作に慣れることでさらに効果が高まると考えている。

(意見) 人事異動により操作スキルが失われないように努めるとともに、より費用対効果が高い改善ができる場合は、早急に対応してほしい。

## 保存文書電子化業務委託事業

Q. 今後、紙媒体で存在する文書は全て電子化するのか。その場合には非常に負担が重いのと思うが、費用対効果をどう考えているか。

A. 当該事業は試行なので、試行の状況をみて費用対効果も含めて検証したい。

(意見) データ化した文書でも紙文書として保存すべきものもあるかもしれないので、簡単に廃棄するのではなく、資料ごとに保存するかどうかを検討してほしい。

## コラボレーションスペース設置事業

Q. このスペースは職員の休憩場所なのか、さまざまなアイデアを生み出すためのクリエイティブな場所なのか、どちらなのか。

A. アイデア出しや部局間の情報共有に使うことを想定しており、副次的な利用方法として、休憩スペースとして利用してもらうことを考えている。

(意見) 自分がクリエイティブな環境にいるという意識がいいアイデアを生むという話もあるので、BGMやインテリアなど予算をかけずできる工夫でそういった環境を整えてほしい。また、窓の外の景色もきれいなので、それを活かすような工夫もほしい。

Q. コラボレーションスペースができる場所は、旧職員研修室だったが、元に戻さない理由を確認したい。

A. 研修受講者の人数が増えている傾向があり、元の場所を職員研修室として利用するには手狭である。そのため、引き続き、総合会館の 8 階視聴覚室や 7 階第 1 研修室などを使って研修を行うため、職員研修所も総合会館にある方が利便性が良い。

(意見) 職員研修所の場所については、コラボレーションスペースを設置した効果も踏まえて検証し、議会へも報告してほしい。

Q. このスペースでは飲食はできるのか。自動販売機などの設置は考えていないのか。

A. 昼休憩時に利用することも想定しているため飲食は可能だが、勤務時間中は水筒などで飲み物を飲む程度を考えており、自動販売機を置くことは想定していない。

Q. 民間企業では同様の場所にコーヒーメーカーが置いてあることが多い。それによって職員のモチベーションが上がるため、ぜひとも設置すべきと考える。今後は検討すべきではないか。

A. 公務員としては市民からの目もあり、控えめにならざるを得ないが、今後検討したい。

Q. 12 階の展望室をリラックススペースとして活用する考えはないか。

A. 現時点では想定しておらず、展望室の現状を確認したい。

Q. 今年度にフリーアドレスを導入したと思うが、その効果検証をした上で、このコラボレーションスペースを導入したということか。

A. 昨年7月に商業労政課と工業振興課でフリーアドレスを導入した。最終的な検証は今後引き続き行うが、現時点では、「紙を置くスペースが減ったことにより、ペーパーレス化が進んだ」「コミュニケーションが活発になった」「情報共有が進み、共通認識を持ちやすくなった」という感想を受けている。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

### 職員研修費

Q. ハラスメント研修を行うタイミングと講師について確認したい。

A. ハラスメントの防止研修は外部講師を呼び、係長級に上がって2年目の職員と新たに所属長になった職員に対して行っている。また、加えて、公募により希望する職員も受講できる。

(意見) 新規採用職員研修にリスク管理の研修の一環としてでもいいので、ハラスメント防止研修を入れ、早い段階から意識付けをすべきだ。

### 退職手当

Q. 定年延長に伴い、退職金の支給額はどう変わるのか。

A. 定年延長により退職手当が支給される年齢は伸びていく。61歳以降の給与は60歳の時の給与の7割水準になるが、少なくとも60歳で定年を迎えた場合の退職金の額は保証される。

Q. その7割の根拠は何か。

A. 本市の条例で定めている。

Q. 人口減少が始まっており、これから人材不足になることが予想される。そのため、役職定年の場合の給与は60歳の時と比較して8割にしたり、能力のある人材は役職定年をせずに管理職に残すという手段も必要だと考える。

A. 役職定年の趣旨は組織の新陳代謝を促し、活性化を図ることである。定年の年齢が2年に1歳ずつ延びていくが、定年まで勤務した後は暫定再任用職員として、65歳まで任用することもできる。こうした人材を適切に活用していきたいと考えている。

(意見) 就職先として本市を選んでもらうためにも独自の施策は必要だと考えるので、十分に検討してほしい。

### 職員の給与

Q. 本市職員の給与は全国的にも高いと記憶しているが、調査や情報収集をしているか。

A. 毎年、全国地方自治体の年度当初における給与の調査があり、ラスパイレス指数として公表される。仮にそれを一つの指標とすると本市は県内で上位に位置している。

(意見) 県内だけではなく、全国的にも上位に位置しているが、業務効率化で生まれた時間を市民サービス向上に充てることで、さらに周囲からの評価が上がるので、ブラック企業と呼ばれないように努めてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目恩給及び退職年金費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

#### **標準化システム移行整備事業**

Q. 当該システムはマイナンバーと紐づくのか。

A. 直接には紐づかないが、住民情報系のシステムが対象となっているので、マイナンバーが利用可能な業務が含まれる。

Q. マイナンバーカードを使って住民票や印鑑証明のコンビニ交付ができるように、この20業務がマイナンバーカード1枚で手続きできるようになるのか。

A. 当該システムはマイナンバーカードと連携する機能がないため関係ないが、標準化システムへの移行は行政事務をデジタル化していくための基盤の整備であり、今後、様々な業務でマイナンバーカードの活用は進んでいくと考えられる。

(意見) 国の動向を注視しつつ、本市もマイナンバーカードの活用を進めてほしい。

Q. 資料には財源として国庫支出金(10/10)と記載があるが、予算額と一致していない理由を確認したい。

A. 補助の上限額の満額が充当されるという意味で、事業の全額が充当されるわけではない。

(意見) 表記が紛らわしく、誤解を生むので以後気をつけてほしい。

Q. 事業総額はいくらか。

A. 令和7年度の分と合わせて20業務の標準化には総額で約26億円になる。

Q. 莫大な費用がかかるが、他の自治体も同額の負担があるのか。

A. 人口規模等に応じて金額は変動する。

Q. 仮に3億円を負担する自治体の場合は、国から全額補填されるのか。

A. 国庫補助金の上限額の算出方法は同じなので、その自治体の総額のうち本市と同じ割合しか補填されない。

#### **行政事務用パソコンの更新**

Q. 3000台のパソコンをWindows 11に更新するのは、相当な労力と時間がかかると思うが、どのように更新するのか。

A. 委託業者が12月から1月にかけて1か月程度で更新作業を行う。

(意見) 情報漏洩がないようにしてほしい。

#### **AI・RPA等のICT活用促進事業**

Q. 自治体向け生成AIを導入した後は、どのように活用するのか。

A. 令和6年度は330アカウントを取得し、DX推進リーダーにアカウントを渡して業務で活用してもらおう。令和7年度以降に使用できる職員の範囲を広げたい。

Q. 費用対効果を上げるためにどのような取組を行うのか。

A. AI・RPAを導入する業務数が増えれば、その分業務時間の削減につながる。各課における自動化対象業務の洗い出しを行い、導入業務を増やして業務効率を上げたい。

Q. 導入する業務数が増えるとライセンス料も増えるのか。

A. むやみにライセンス数を増やさずに、導入する業務を既存のライセンス数でうまく活用し、必要に応じてライセンス数を増やしたい。

(意見) 宇部市を視察した際に、そこの担当者は「単に業務時間をどれくらい削減したというので測るのではなくて、業務継続性や職員ではないとできないことをどれだけやるかということに基づくとすべき」と説明していたので、その点を意識して進めてほしい。

Q. 宇部市の考えは非常に参考になると考える。それを受けてどう考えるのか。

A. 業務効率化により削減した時間を、職員にしかできない業務に充てることを目的とするという部分の考えは同じであり、今後も様々な手法を検討する。

### **デジタルデバイド対策費**

Q. 各地区市民センターで1回ずつ開催しているスマホ教室は、令和6年度も同じ回数を実施するのか。

A. 1回当たり7人程度で行っており、次年度も引き続き開催する。

Q. 参加率は高いのか。

A. 毎回満席に近い状況である。

Q. 受講者からはどのような感想が寄せられるか。

A. その教室で初めて会う人同士でも和気あいあいと受講していると聞いている。

Q. 市民生活課も初心者向けのスマホ講座を開催しているが、どのようにすみ分けているか。

A. 市民生活課の事業はかなり早くから始めており、事前に十分に協議を行い、内容が重ならないようにしている。

### **窓口のデジタル化推進費**

Q. 令和6年度は書かない窓口の仕組みの検討と運用整備を行うとのことだが、まず本庁を整備し、その後に各地区市民センターに広げていくのか。

A. まず、半年間で窓口のデジタル化に関する基本方針や実施計画を立てる。その際に、各地区市民センターと本庁を繋ぐ相談業務やおくやみ窓口コーナーに関する内容も含め、どのような業務がデジタル化できるか検討したい。

Q. 資料にあるスケジュールを見ると令和7年4月から運用を開始するという認識で良いか。

A. 令和7年4月以降に開始したい。

(意見) 地区市民センターの機能は非常に重要だと考えるので、地区市民センターと連携できるように計画し、市民の利便性を向上させてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費》

**人権教育・啓発推進事業**

Q. 市民人権意識調査の内容を確認したい。

A. 5年毎に実施しており、市民の人権意識がどのように推移しているか、市民が関心を持つ人権課題などを調査する。

Q. 他の調査の一部として行うのか。

A. 人権として単独の調査である。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第4項選挙費 第3目市長選挙費》

**投票所への移動支援事業**

Q. 投票率に地域性があるのであれば、投票率の低い地域に絞った対策をすれば、投票率が上がるのではないか。

A. 地域性というよりも若い層が多く住んでいる地域は、他の地域と比べて投票率が低い傾向がある。そのため、若い世代に向けた対策が必要である。令和5年4月執行の市議選では、YouTubeの広告枠を使って選挙啓発を行うなどの取組みを実施したところである。今後も、新たな手法を検討したい。

Q. 選挙日を周知するだけでなく、「選挙に行かなきゃいけない」という意識を若い世代に持ってもらうような対策が必要なのではないか。

A. 選挙管理委員会ができる範囲で様々な方法を検討し、注目してもらえる方法を考えたい。

Q. 坂の上や途中にある投票所、駐車場のない投票所など地理的に悪条件の投票所を解消すれば、もっと投票率が上がるのではないか。

A. 投票所を選定するに当たり、まずは小・中学校や保育園・こども園、地区市民センターなどの公共施設から探し、見つからなければ自治会の集会所から探す。候補が見つかると、駐車場を確保できるか、バリアフリー化されているか、アクセスの利便性は良いかという観点で絞り込んでいき、場所を選定する。既存の投票所にこだわらず、適切な場所があれば、投票所の変更を含めて検討したい。

Q. 市内のどこに住んでいてもそこへ行けば投票できるという共通投票所を設置する考えはあるか。

A. 二重投票を防止するために61か所ある投票所間を専用のネットワークで結ぶ必要があるが、インターネット環境をどのように整備するか観点と、投票時間中は回線障害が起こらないようにする必要から、現時点で導入は難しいと判断している。一方、期日前投票所であれば、指定された投票区にかかわらずどの期日前投票所であっても投票できる。

Q. 郵便等投票証明書の「等」には何が含まれるのか。

A. 信書便による送付が含まれるので、郵便と信書便という意味で等と表記している。

- Q. 障害などで動けない人が対象なのであれば、移動支援ではなく郵便投票を利用すべきなのではないか。
- A. 郵便投票の対象者は公職選挙法で定められている。身体が不自由なのに郵便投票の対象になっていない人に投票してもらえるよう手立てする方法は何かないか、という観点から考案したのが今回の移動支援事業である。そのような方々が投票をあきらめることなく、投票に行けるように支援したい。
- Q. 国は郵便投票の対象者を再検討しないのか。
- A. 全国市区選挙管理委員会連合会から郵便等投票制度の拡充に関する要望書を提出し、国による検討もされたが実現しなかった。
- Q. 8月定例会議会の議会報告会で、大矢知地区連合自治会長から大矢知地区の人口に対して投票所が少ないのではないかという意見があった。その後、投票所を増やす検討はしているか。
- A. 投票所を増やすために集会所など候補施設を探している。それと並行して、現在の投票所である大矢知保育園が令和11年度末にこども園化により移転することが検討されている。その場合、新たに投票所を探す必要があり、将来を見据えて、様々な観点から候補施設を探しているところである。
- (意見) 投票所を増やすことで投票率が上がる地区があれば、積極的に投票所を増やすべきだ。
- Q. 市長選の前に国政選挙が行われたとしても、この事業は市長選だけでしか実施しないのか。
- A. 衆議院が任期満了を待たずに解散された場合、解散の日から40日以内に総選挙が執行されることになる。選挙事務の実務的な事情を考慮すると準備期間が非常に短い。また予算に関しても、衆議院議員総選挙執行に係る当初予算は計上していないため、急遽、補正予算議案を直近の議会に上程しお認めいただく必要があるなど、想定されるスケジュールの制約から、移動支援事業を実施できる可能性は低いと考えている。もっとも、任期満了が想定できるほかの選挙については、必要な準備期間を確保できるため、スケジュール上は実施可能であると考えている。
- Q. 市長選後に行われる別の選挙でも実施するのか。
- A. まずは市長選で行い、ニーズや課題を把握し、検証を行った上で検討したい。
- Q. タクシーを10台確保するとあるが、地域ごとの割り振りを決めるのか。
- A. 現時点では利用者の住所地を想定できないため、まずは実証的に実施することとしたい。実施してみて利用者の地域に偏りがあるなど何らかの課題があるようであれば、必要に応じて見直しを図っていきたい。
- Q. 議会が行った議案に対する意見募集には、同じ地域内に複数の利用者がある場合には、乗り合わせればいいのかとの意見があった。それは可能か。
- A. 乗り合わせる方全員が対象者で、行先が同じ投票所であれば、そのような利用形態も認めてよいと考えている。
- Q. 当該事業を期日前投票でも行う考えはあるか。
- A. 市長選挙で実施した結果、ニーズが高いようなら期日前投票期間でも実施するなど

の対応を含めて、タクシー協会とも協議しながら検討していく必要があると考えている。

Q. タクシー運転手に付き添いをお願いできないのか。

A. タクシー協会と協議する中で、介助などはできないとの回答を受けている。

Q. 全く動けない人は対象外なのか。

A. タクシーまで自ら移動することが難しい場合は、自宅及び投票所においてタクシーまでの移動を介助する付添人又は介護する人を同伴できる方であれば利用できる。重度の障害で一定の要件に該当する方や要介護5の方であれば、郵便等投票の対象になる。

Q. 法的な課題ではなく、契約上の課題で介助ができないのか。

A. タクシー事業者は福祉タクシーなどのケア輸送サービスを担う業者ではなく、一般乗用旅客自動車運送事業者としての一般的なタクシー事業者である。市が確保する10台のタクシーのうちの2台は後部座席の天井が少し高くなっているユニバーサルデザイン車両で、その車両ならば車椅子に乗ったまま乗車することができる。なお、乗車の際は、運転手が車椅子の固定、シートベルトの装着など必要な安全措置を行う。

(意見) 自ら動けない人もいる。今のところ、福祉タクシーを使って投票所へ行く時は費用を自己負担しなければならない。将来的には、そのようなニーズも踏まえて対応を検討して欲しい。

Q. 駐車場のない投票所として富洲原第一投票所が挙げられているが、この投票所に駐車場はないが、近くに広い道路があり、路上駐車をして投票に行く人が非常に多い。実態に合わせた資料を作成するべきではないか。

A. 今回は投票所の敷地内に駐車場があるかどうかという観点で資料を作成した。今後は実態の把握に努めたい。

## 《歳出第2款総務費 第5項統計調査費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 《その他》

### 働き方改革の推進

Q. 本市にフレックスタイム制度はあるのか、またその利用状況を確認したい。

A. 本市では時差出勤勤務制度を導入しており、1日当たり約30人が利用している。

Q. 週休3日制の導入を検討している自治体もあると聞くが、本市でも導入する可能性はあるのか。

A. 現時点では検討していないが、働き方が多様化し、研究も進んでいくと思われるので、情報収集をしつつ、動向を見守りたい。

(意見) 職員の働きやすさを考える上で導入が必要な場合には検討してほしい。

## ○第2条 債務負担行為（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【危機管理統括部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算

#### ≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費≫

##### 防災機器維持管理経費

- Q. 防災行政無線が聞こえないという声が多い。天候によっても聞こえやすさは変わるので、検証すべきではないか。
- A. 防災行政無線を補完するものとして、現在、スマートフォンアプリSアラートを利用した情報取得を促進しているが、防災行政無線の配置等についても検証していく。  
(意見) 防災行政無線は、地区の自主防災組織にとっては合図になるので、配置の見直しも含めて検討してほしい。

##### ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業

- Q. 令和6年度の目標件数を50件と設定した理由を確認したい。
- A. 年度によってばらつきがあるので、その状況を勘案して50件とした。
- Q. 能登半島地震により申請件数が増える可能性があるが、予算が不足する場合には補正予算を組むのか。
- A. 補正予算も含め、柔軟に対応したい。
- Q. 防災診断を実施する地区に案内しているとの説明があったが、それ以外の地区でも申請できることを案内しているか。
- A. 地区防災組織や民生委員に情報提供していきたい。
- Q. 防火だよりに通電火災を防ぐための感震ブレーカーというものが掲載されていた。取り付けに費用が発生するが取り付け費用の助成はできないのか。
- A. 倒壊家屋の火災予防に効果はあるが、ブレーカーが作動した後に高齢者が自力で復旧できないなどの課題もあるので、様々な情報を集めて、関係部局と検討したい。

##### 組み立て式給水タンク

- Q. 組み立てにかかる時間はどれくらいか。
- A. 慣れた人だと10分程度で完成する。部品を組み合わせていだけなので、難しくはない。
- Q. 組み立ては上下水道局の職員が行うのか。
- A. 組み立てについては、給水場所の担当者、または上下水道局の職員が行うことになるが、災害の規模や、被害の状況によって異なってくる。
- Q. ここに水を運ぶ給水車は何台あるのか。
- A. 上下水道局には2t車が3台あると聞いている。
- Q. 3台の給水車では、給水活動に支障はないか。
- A. 発災時には全国から応援の給水車が入るので、それらの給水車で分担して水を供給

- することになる。
- Q. 今回の能登半島地震では飲用水の不足が深刻だった。市民の飲用水の備蓄率状況はどうか。
- A. 正確な数は不明だが、イベントで取ったアンケートでは、3日分くらいの備蓄をしている人が多かった印象がある。
- Q. 台風で地区市民センターなどに避難してきた人でも、自分で備蓄品を持ってくる人はほとんどいない。もっと防災啓発が必要なのではないか。
- A. 飲用水の確保は非常に重要だと考えており、備蓄計画上は3割の人が備蓄をしている想定をしているが、実態としてはそこまで多く及んでいないと感じている。備蓄の重要性について、これまで以上に地域と一緒に市民への啓発に取り組みたい。
- Q. 市内でも地域により発生する災害が異なる可能性が高いので、必要な物資も異なる。画一的な計画で対応するのは難しいのではないか。
- A. その視点も取り入れて、今後の計画に活かしたい。
- Q. 給水車による給水以外にこのタンクを活用することはできるか。
- A. 給水タンクとして使う以外の用途は考えていないが、能登半島地震の状況を受けて、今後、関係部局と給水のあり方を検討する中で、給水タンクの使用方法についても検討していく。
- Q. 樹脂以外の材質の給水タンクも検討すべきではないか。
- A. 発注前に情報収集と比較を行い、より良いものを配置したい。
- Q. 指定避難所になる小中学校には配置しないのか。
- A. 現在の3年間の配置計画では、地区市民センターに配置する予定である。
- Q. 能登半島地震の被災地の状況を見ると避難所の水の問題は深刻である。河原田小学校や楠地区にある立ち上げ式の耐震型緊急用貯水槽を市内に広げるべきではないか。
- A. 水の在り方は非常に重要なので、施設管理者も含め、関係部局で協議していきたい。  
(意見) 有効な設備が既に市内にあるので、設置数を増やすことを含め検討すべきである。
- Q. 各地区市民センターには復旧給水栓が設置されているが、この給水タンクはそれと併用するのか。応援の給水車も発災後すぐに来るわけではないので、その間は応急給水栓で対応するのか。
- A. 上水道が機能していなければ、この給水タンクを使用する。機能していれば、復旧給水栓と併用して使用する。  
(意見) 設備整備にあたっては、費用面で過度な負担がかからない範囲で、費用対効果を含め、対応を検討してほしい。  
(意見) 能登半島地震では地面の隆起により水道管網に深刻な被害が出た。二重三重の対策をしておく必要があると強く感じるので、引き続き給水タンクの活用方法を検討してほしい。
- Q. 能登半島地震の被災地では給水タンクは活用されたのか。
- A. 給水タンクが避難所に設置されたことにより、住民が必要な時に給水を受けることができるようになり、利便性が向上した。また、1日あればその避難所での1日の消

費量が分かるので、給水車を計画的に運用できるようになったことなど、給水活動には非常に重要な役割を果たしていた。

### **防災井戸の活用**

Q. 事前に水質検査キットを地域に貸与して、防災井戸の水を飲用水として活用してもらうことはできないか。

A. 防災井戸は、生活用水に利用するものとして考えており、簡易検査キットで検査をしても飲用水としては利用できないので、飲用水として使用できるかを判断するには検査機関に依頼する必要がある。

(意見) 自衛隊は泥水でも飲用水に変えられるろ過フィルターを持っている。能登半島地震を受けて、飲用水に関する新たな検査キットが開発される可能性も考えられるので、今後の情報収集に力を入れてほしい。

Q. 住民から防災井戸として市と協定を結んだ後、一度も水質検査を受けていないがいいのかと住民から相談を受けた。防災井戸の検査について確認したい。

A. 市では、防災井戸として協力をお願いする時に検査機関に依頼して検査を行うが、定期的な検査は市ではしていない。継続の検査については、どのように防災井戸を活用していくかという議論につながるので、今後の検討課題としたい。

(意見) 地下水は地震によって水脈や水質が変化する場合もあるため、使えなくなる可能性がある。その対応として検査をすることも検討してほしい。

Q. 10年に1回は検査をすべきではないか。

A. 防災井戸については、生活用水としての活用を考えているため、現時点では定期的に検査をしていない。飲料水の確保について、地区によっては資機材で浄水器を購入しているところもあり、そのような事例を含めて総合的に検討する必要があると考える。

### **備蓄計画**

Q. 災害用トイレの備蓄目標量に対する現状の備蓄量を確認したい。また、毎年積み増しをして目標達成を目指しているのか、既存のトイレを更新するだけなのか。

A. 令和6年度の購入で計画備蓄量を満たすことになる。しかし、数量や製品については、今後も情報収集と検討を続けていく。

Q. 消費期限が近づいた備蓄食料はそのまま廃棄しているのか。フードバンクのマッチング事業へ提供することなども検討したのか。

A. 期限の1年程度前には入れ替えており、地域へ配布し、防災訓練などで活用している。また、アルファ米の調理用水として備蓄していた水については、地域のほか、一部をフードバンクへ提供し、どうしても配布できなかったものは、生活用水に使用できるので、そのまま倉庫に保管している。

### **地域防災取組支援事業費**

Q. 防災大学の受講者がどのように地域に役立っているかを把握しているか。

- A. 全てを把握しているわけではないが、地域の防災に関わっている人も多い。
- Q. 防災大学を受講した防災人材を地域が知らないのはもったいない。防災大学の受講後には地域に対して受講者がいることを知らせるべきではないか。
- A. 基本的には地区からの推薦を受けて受講しており、受講後、受講者本人の同意を得たうえで、地域に修了者の情報を提供している。
- Q. 地域マネージャーはどんな防災人材が自分の地域にいるかを把握しておく必要があると考える。そのように部局を横断した情報共有をすることで地域の防災力、減災力が向上すると考えるが、市の考えを確認したい。
- A. 今年度は、講座終了後も受講者同士のつながりによる今後の活動も見込まれており、このように受講者自身が地域でどのように活躍していくのかが重要だと考えている。講座修了後の受講生の地域との関わりについては、地域と連携して検討していく必要がある。
- Q. 講座はいつ開催しているのか。
- A. 毎年6月上旬から始まり、3月上旬まで開催されている。
- Q. 受講者の募集はどのように案内しているか。
- A. 広報よっかいちへの掲載や地区防災組織に案内を出して、地区で推薦者を決めてもらっている。

## 《その他》

### **石油貯蔵施設立地対策等交付金**

- Q. 当該交付金を使って、立ち上げ式の給水タンクを沿岸部に整備すべきだと考えており、危機管理統括部から財政経営部へ働きかけるべきだと考えるが、考え方を確認したい。
- A. 整備工事となると危機管理統括部の所管を越えるので、関係部局と整備の可否について協議したい。
- Q. 立ち上げ式給水タンクは、当該交付金を使って楠地区に設置された前例があるので、県の審査も通りやすいと考える。交付金の趣旨から沿岸部を重点的に整備すべきなので、危機管理統括部が地域の意見を聞き、必要な整備を行うべきだと考えるが、改めて考えを確認したい。
- A. 地域との関わりは密にしており、その中で地域の意見を聞きつつ、危機管理統括部が整備すべきものについては、財政経営部にも相談していきたい。
- (意見) 地域の地理的特性や、必要性を十分に検討したうえで、防災対策を進めて欲しい。
- (意見) 楠地区は公共施設適正化の観点から公共施設が整理されており、その中で失われる機能があるならば、当該交付金を使い、それを補ってほしい。

## 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第4目水防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【監査事務局・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算

#### 《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【議会事務局・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算

#### 《歳出第1款議会費 第1項議会費 第1目議会費》

#### 視察受入

Q. 市議会ホームページなどで宿泊や食事処、お土産の案内をしていることは理解した。

視察に来た議会に本市のことをよく知ってもらいたいが、より多くの議会に宿泊や食事をしてもらえるようにする方策について考えはあるか。

A. 視察の申し込みは、まずは電話で依頼を受けることが多いため、その際にお願ひすることは可能である。行程の都合上、宿泊することができない場合も想定されるが、できるだけ市内で時間を過ごしてもらえよう、視察の受け入れを調整する中で案内していきたい。

(意見) 本市のことを知ってもらうためには宿泊や食事といった形で滞在してもらうことが望ましい。本市の魅力が伝わるよう、視察に訪れる議会に働きかけてほしい。

## 議案第110号 令和6年度四日市市桜財産区予算

## 【財政経営部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算

#### 《桜財産区》

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 議案第149号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

## 【政策推進部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費≫

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費≫

≪歳出第8款土木費 第5項港湾費≫

### ○第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【財政経営部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費≫

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費≫

≪歳出第4款衛生費 第5項上水道費≫

≪歳出第8款土木費 第7項下水道費≫

≪歳出第11款 公債費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【財政経営部・会計管理課・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

#### 個人市民税

Q. 個人市民税の税収が見込みを下回るとのことだが、これは個人の給与が想定よりも上がらなかったということか。

A. シンクタンクが出す指標を参考に予算計上しているが、当初の見込みよりも1人あたり1万5000円ほど下回ったので減額補正を行う。令和4年度と比較すると平均給与収入額は10万円ほど上がっているので賃金は上昇しているが、見込んだほどは伸びなかったということである。

Q. 市の収入に関わるので、なるべく実態と見込みとの差を埋めることが重要だと考えるが、どう考えるか。

A. 予算積算時に精査し差が生じないように努めていく。

#### 地方債

Q. 徐々に市債残高が増える見込みだが、不交付団体であることを加味して、この数字は財政状況として悪いものなのかを確認したい。

A. 本市は同格の他都市と比較すると市債残高は非常に少なく、危機感を持つような状況ではない。中央通り再編事業など多額の投資が必要になる期間が続き、当面は市債

残高が増加すると見込まれる。  
(意見) 数年で状況が悪化しないように、健全な財政運営を求める。

#### ○第4条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 【消防本部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費》

##### 退職手当・定年延長

Q. 消防本部における役職定年の考えを確認したい。

A. 役職定年を迎えた職員は、その職員の経験を活かせる部署に配置したいと考えている。また、体力低下が懸念されるので、年1回の体力測定の期間を設けて、自身の体力を再確認してもらっている。

(意見) 一般の事務職と異なり、現場へ出る機会が多いので、本人と十分に相談して方向性を決めてほしい。

Q. 退職手当で2706万円が計上されているが、定年退職なのか途中退職なのかを確認したい。

A. 今年度、定年延長により定年退職者はいないものの、退職者が2名程出るとの見込みで予算措置していた。結果、50歳代以上の3名が勸奨等により40歳代の1名がそれぞれ退職することとなった。

Q. 年齢構成はどうなっているか。

A. 50代の職員が3人、40代が1人である。

Q. 退職金の金額は10年前と比較して減少しているのか。

A. 個々の職員によって異なるが、300万円から400万円は少なくなっている。

##### 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

##### 出動に伴う報酬及び旅費

Q. 出動件数が少ないこと自体は喜ばしいが、その反面、活動費が減額になっており、消防分団内や地域とのつながりが希薄になり、消防団の運営がしづらくなっている。その現状についてどのように考えるか。

A. 今年度は台風が少なかったことによる台風警戒対応分が減っている。災害活動の減少によりコミュニケーションが減っている実情は各分団からも聞き及んでおり、今後の検討課題として認識している。

Q. コミュニケーションの減少は重要な課題であり、解決することができれば消防団員の確保につながるかもしれない。各分団のコミュニケーション維持のために次年度以降も予算額を維持し、不用として減額しないしてほしい。

A. 消防団活動の活性化のためにコミュニケーションが重要だということは認識している。全消防団員を対象とした研修会を開催するなど、適切な消防団が維持できるよう、消防本部として配慮したい。

## ○第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

## 【総務部・経過】

### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### ≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費≫

##### 高速印刷機管理経費について

Q. 当初予算額より4割近く減額となった理由は何か。

A. 予算要求のための積算単価を過去の実績よりも高めに見積もったため、入札により決定した契約単価と差が生じたことに加え、実際の印刷枚数が積算時の想定よりも少なかったことが要因である。

（意見）正確な積算を求める。

#### ≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### ≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費≫

##### デジタル人材育成研修実施業務委託費

Q. 入札によって半額近く安く契約できたとのことだが、何者入札だったのか。

A. 一般競争入札で行い、講師の質に厳格な条件をつけたため応札は2者だった。

Q. 落札できなかった1者の入札額も同程度だったのか。

A. 当初予算額とほぼ同じだった。

Q. 全国的にも珍しい業務内容だったのか。

A. デジタル人材育成研修は昨今ではどこの自治体でも計画しているが、本市は先駆けのような存在であり、1年前だと業者数は少なかった。

（意見）ニーズや市場の調査を十分に行い、正確な積算を求める。

Q. 令和6年度当初予算では予算額が1772万円になっており、令和5年度の契約額より高くなっているが、内容が増えたのか。

A. 業者から令和5年度の契約額では業務継続が厳しいとの相談があった。令和5年度の契約額を予定価格にして令和6年度に入札を行うと、入札不調になる可能性が高いため、積算し直した額が令和6年度当初予算額である。

（意見）経緯は理解するが、正確な積算を求める。

（意見）全国の事例では、破格に安い値段で事業を落札し、その結果として業務継続が

できなくなり、市民サービスに影響が出た事案があったので、適正価格での入札になるように、情報収集や業者への聞き取りをお願いしたい。

#### 《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### ○第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 【危機管理統括部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

#### ○第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

##### 防災システム整備事業費

Q. 新たに導入を検討していた移動系防災行政無線の機種について、事業者のサービス提供の方向性が不明確ということだが、繰り越しを行っても令和6年度内に完了できるか不安に感じる。万一に備えて早急に代替手段を検討する必要があるのではないか。

A. 導入を検討している機種以外の代替手段についても、課内で協議を行っている。能登半島地震の際に有効に機能した情報通信網についても調査しており、MCA無線以外の方法についても検討を行っている。現時点で最良と考えている機種に変更が生じた場合は、速やかに当委員会へ協議したい。

（意見）能登半島地震を教訓として、より良い防災システムの導入に向けて情報収集してほしい。

### 【議会事務局・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算

##### 《歳出第1款議会費 第1項議会費 第1目議会費》

##### 市議会中継関係経費について

Q. インターネットライブ中継・録画（VOD）配信業務の落札額が予定金額を大きく下回ったことについて、ここまで大きな乖離があると業務内容をしっかり履行できるのか不安に感じるが、積算や業務内容について業者側と意思疎通は図れているのか。

A. 当業務については4年ごとに入札を実施しており、平成31年4月に実施された入札における落札額は、今回の積算額と同水準である。今回落札した業者はこれまでも当

業務を受託していた業者であり、一定の業務履行能力は見込めると考えているが、議会事務局としても中継の質が保たれるよう、業者と連絡を密に取っていきたい。今回の落札結果については、インターネットを使った映像配信手法が普及し、新たな業者が入札に参加したことにより市場の競争原理が働いて落札額が抑えられたともものと分析している。

Q. 入札に参加した業者数は何者か。

A. 4者である。落札額は77万円（税抜）であり、次点が新規参入業者であり、入札額は149万9850円（税抜）であった。

（意見）安く落札されることは良いことだが、業務の質が担保されることが大前提である。質を落とさずに今後4年間業務を履行してもらえるよう、しっかり監視してほしい。

（意見）経営不安に陥った企業は採算度外視で入札を行ってくる場合もある。経営状況や納税の状況等から業者の体制が分かることもあるので、そういった視点からも業者の動向を注視していくべきである。

## 議案第156号 令和6年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

### 【政策推進部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### ≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費≫

#### 大学設置調査検討事業費について

Q. 三重大学のような国立大学が学部を移転する際に、国からの補助金はあるのか。

A. 今後、設置主体、整備手法等を決めていく中で、財源などを含めて国と協議していく。

Q. 協議結果によっては、国からの補助がなく、市が全額負担する場合もあるということか。

A. 三重大学以外の大学も含め、基本的にはキャンパスを設置する大学に対して応分の負担を求めていく。

### 【財政経営部・経過】

#### ○第1条 歳入歳出予算の補正

#### ≪歳出第2款総務費 第2項徴税费≫

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 【財政経営部・会計管理課・経過】

## ○第1条 歳入歳出予算の補正

### 《歳入全般》

#### 個人市民税について

- Q. 満額定額減税を受けられる層と定額減税しきれない層のそれぞれの人数を確認したい。
- A. 定額減税の対象者は、納税義務者として約15万5千人、その被扶養者として約9万人をあわせて約24万5000人程度と見込んでいる。対象とならない方は住民税非課税世帯、住民税均等割のみの世帯、収入が概ね2000万円超の方等になる。また、個人住民税で定額減税しきれない納税義務者は、概算で約6000人と見込んでいる。
- Q. 今までの国の施策は住民税非課税世帯が中心だったが、この減税は今までよりも対象範囲が広いので、市へ様々な問い合わせが寄せられることが想定される。その多くは自分が対象になるのかどうかの問い合わせだと思われるので、市民に対して分かりやすい説明に努めてほしい。
- A. 自分が対象になるのかわからない方もみえると思うので、問い合わせには丁寧に説明していきたい。

## ○第3条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

### 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

# 四日市市議会提言チェックシート

## ～当初予算案への反映状況について～

(令和6年2月定例月議会 予算常任委員会)

(継続) No. 1

<b>事業名</b>	降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について	
<b>事業概要</b>		
	決算額	

### 次年度予算への提言

#### <提言> 降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について

1. 近年、線状降水帯の発生など降雨による災害が激化していることから、市が行うインフラ整備だけでなく、国や県が取り組みを進める流域治水に関する取り組みを推進することに併せ、市民が個人で行うことのできる対策も含めた降雨対策についてどのような取り組みができるか危機管理統括部において調査研究を進めること。
2. 関係する部局との連携をしっかりと行い、地域の協力も得つつ、議会としっかりと議論を行いながら事業の展開の可能性について検討を行うこと。

※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施

#### 【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

##### 【危機管理課】

##### 1. 令和5年度の実施

##### (1) 本市における降雨対策の実施事例の整理

本市では、平成12年に発生した東海豪雨を契機として、都市型水害を防除するための治水対策を検討・調査することを目的とした総合治水対策検討委員会を設立した。委員会では、平成13年7月に「四日市市総合治水対策（雨水対策編）」を策定（平成19年4月改訂）し、それに基づき、市全体でハード面とソフト面の両輪で総合治水対策を推進してきた。

このため、本市のこれまでの降雨対策について、関係部局に対して調査を行い、改めて整理を行った。

本市のこれまでの降雨対策として、

##### ①市が行う対策（ハード）

- ・河川や水路の改修・改良
- ・雨水貯留管整備
- ・ため池災害対策
- ・公共施設における透水性舗装の採用、雨水貯留施設や雨水浸透柵の整備

##### ②民間が行う対策

- ・開発事業者に対し、雨水浸透施設（透水性舗装、雨水浸透柵）や調整池の設置指導を

## 実施

### ③個人が行う対策

- ・市民向けの雨水貯留タンク設置費助成を実施（現在は事業を終了）
- ・稲わらや刈り草の管理について、ホームページやチラシ配布による啓発

### (2) 他自治体における個人でできる降雨対策の調査研究

本市のこれまでの降雨対策を整理しつつ、令和5年度実施の「降雨災害への対策に向けた施策の調査研究業務委託」の中で、

- ①他自治体への視察、ヒアリング調査（新潟市：R5.12.8、市川市・松戸市：R6.2.9）
- ②他自治体における降雨対策の事例の調査ならびに調査内容の取りまとめを進めているところである。

## 2. 令和6年度の取組

### (1) 個人でできる降雨対策の検討

個人でできる降雨対策として、雨水浸透枿の設置や透水性舗装などにより敷地内に雨水を浸透させるような流出抑制の取組や、宅地・駐車場のかさ上げ、止水板の設置などによる被害の防止・軽減の取組などの対策が考えられる。

個人でできる降雨対策について、ハード・ソフト両面からの視点で、全庁的な議論や具体的な施策展開の可能性などについて引き続き検討していく。

### (2) 令和6年度の降雨対策の本市の取組

これらを踏まえ、個人でできる降雨対策の取組について、降雨対策における自助による取組の重要性をホームページや啓発チラシ等により発信していく。

また、近年は、想定外の洪水・内水氾濫などが発生しやすい気象状況となっており、被害を防止・軽減させるため、避難情報を速やかに発令することが求められている。浸水被害の軽減につながる気象情報の収集や避難情報の提供は、市民自らの防災行動の支援につながることから、既存の観測地点に加え、新たな観測地点の抽出やその監視方法についての調査研究を行う。

【令和6年度当初予算】 1,620千円 (前年度当初予算：—)

## 【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

### 1. 主な意見

Q. 浸透枿や雨水貯留タンクの助成はしていないのか、また、指導は行っているのか。

A. 雨水貯留タンクは過去には助成していたが、申し込みが少なかったため廃止した。浸透枿の設置について、開発事業者への指導は継続している。

Q. 視察をして、本市でも助成を復活すべきだと感じたか。

A. 地域特性の相違もあることから、本市に適した有効な対策について、今後検討する必要がある。

Q. 令和5年度の調査研究を踏まえ、令和6年度の主な取組はどのようなものか。

A. 本市では雨量計や水位計は大きな河川を中心に設置しているが、新たな観測地点の抽出や監視方法について調査研究を行う。それにより正確な情報が把握でき、早めの避難情報の発表などに役立てられると考えている。

## 2. 反映状況

提言を受けて令和5年度には降雨対策の実施事例の整理と他自治体における個人でできる降雨対策の調査研究を行った。令和6年度には予算を増額し、計器類の配置を再検討するための調査と、上下水道局と連携した啓発を行う予定であることから、③拡大と分類することとした。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

## 5. 所管事務調査報告書

# 総務常任委員会 所管事務調査報告書（概要）

## ～中心市街地再開発プロジェクト～

（令和5年6月定例会議会）

### 1. 大学構想の内容について

#### 1. 質疑・答弁の要旨

Q. 理系を中心に大学を設置する方針で説明を受けているが、理学や工学などさまざまな分野がある。どの分野を想定しているか。

A. 国において、デジタル・グリーン等の成長分野の人材育成に向け、理学や工学分野の学部設置を促進している。今後も国の動向や企業からの意見を含めて情報収集を行い、検討していく。

Q. 大学の設置にはJR四日市駅を運営するJR東海の理解が必須であるが、交渉状況を確認したい。

A. 今年4月に政策推進部と都市整備部でJR東海を訪問し、大学設置に関する説明を行った。先方は協力的であり、今後も継続して協議を行っていく。

Q. 四日市市大学構想策定委員会の委員のひとりである教育委員に期待していることを確認したい。

A. 小中学校との連携や保護者としての視点から意見をいただけるものと期待している。

#### 2. 意見の要旨

- ・大学設置に関して、情報不足からさまざまな憶測が飛び交っているため、市民に誤解を与えないようにしっかりと情報発信してほしい。
- ・ゆくゆくは大学生になる子供の保護者からの意見も重要であるため、アンケートを実施するなど、しっかりと意見を聞いてほしい。
- ・定住人口を増やすために、四日市の大学へ進み、四日市で就職し、四日市で家庭を築いてもらう仕組みづくりが重要であり、そのために産学官の連携サイクルをつくるべきである。十分に調査をして、よい大学になるよう強く要望する。

### 2. 図書館の設置について

#### 1. 質疑・答弁の要旨

##### <駐輪場>

Q. 図書館に自転車で来る人のために駐輪場を整備すべきではないか。

A. 図書館の敷地内に駐輪場は整備しないが、中央通り再編に合わせて新たに6か所の駐輪場を整備する予定である。また、既存の2か所の市営駐輪場には空きがあるので、それらを併せて活用したい。

Q. 図書館利用者の駐輪場利用料の減免はあるのか。

A. 自動車と同じく、市民の意見や他市の事例を考慮して検討したい。

Q. 地下埋設型の駐輪場は検討しているのか。

A. 6か所の駐輪場を整備する際に、関係部局において検討していく。

##### <費用対効果>

Q. 一般質問においてスターアイランド跡地での図書館の設置を白紙にすることは可能かとの議論があったが、市は市民や議会の理解を得られるような提案をするという視点を持って、図書館設置を計画しているのか。

A. 基本設計の予算上程にあたっては、図書館を公共施設として設計した場合の費用について検討を行った。また、今後の近鉄グループとの協議においても、不動産鑑定評価の実施や市で工事を行った場合の工事費の算定などを行うとともに、公有財産審査会を通すこと等により適正な価格を把握し、市民や議会の理解が得られるよう進めていく。

## 2. 意見の要旨

### <駐輪場>

- ・ 中心市街地全体で自転車を利用しやすい環境を整備してほしい。
- ・ 駅前のスペースは限られているので、地下の利用などを検討してほしい。

### <費用対効果>

- ・ 費用については未来の世代の方にも「適正な負債」と理解してもらえるよう、慎重に検討しながら図書館設置を進めてほしい。

## 3. 中心市街地再開発における防災機能について

### 1. 質疑・答弁の要旨

Q. 多額の税投入をして中心市街地再開発を行っているが、市民の中にはその財源を他の費用に充てるべきだと考える人もいる。その方々から理解を得るには、市民全員に関わる防災面での有用性を強調すべきだと考える。基本計画の記載はその主張が弱いのではないか。

A. 防災機能について、ニワミチよっかいち中央通り再編計画の策定段階から意見しているが、今後、詳細設計の中で、危機管理統括部として議論に関わっていく。

### 2. 意見の要旨

- ・ 公共施設には発災時の役割が求められるので、有用性をアピールすれば中心地から離れた場所に住む市民の理解も得やすいので、もっと強調すべきである。

## 4. 四日市みなとまちづくりプランとの整合性について

### 1. 質疑・答弁の要旨

Q. JR四日市駅に自由通路を整備して四日市港まで人流の動線をつなげる計画があるのであれば、港へ人を集める仕掛けが必要ではないか。

A. 四日市みなとまちづくりプランにあるプロジェクトなどがそれにあたり、その一環として、四日市港管理組合が千歳運河を整備しており、また、四日市みなとまちづくり協議会においてその利活用の可能性についても検討していく。その検討の中で、四日市みなとまちづくりプランの実現において課題となるものを確認していき、できるものから順に、四日市港管理組合が改定する港湾計画に位置づけてプラン実現を目指していきたい。

Q. バスタの完成により中心市街地が交通の要衝になるのであれば、海の玄関口として海路も検討すべきではないか。

A. バスタ四日市は中部国際空港から最も近いバスタとなるため、中部国際空港行きのバスの増便も期待できる。かつては四日市港霞ヶ浦地区からの海路があったが、陸路と競合して海路の維持を断念した経緯があるので、まずは陸路による空港へのアクセスを促進していきたい。

### 2. 意見の要旨

- ・ 大学設置後は研究者が来ることも考えられる。全国から本市へのアクセス手段のひとつとして、海路も検討すべきである。

総務常任委員会

○事業所税について

1 はじめに

本市は、令和5年7月1日時点の人口は30万8523人であり、事業所税の指定団体となっています。そのことにより、約38億円が市税収入として歳入に計上されています。しかし、本市の人口は、平成20年の31万4805人をピークに減少が続いています。今後も減少が続き、人口が30万人を下回ると事業所税の指定団体から外れて大幅な減収になり、市民サービスの低下などの不安があります。そこで、現時点で事業所税の指定団体から外れる見込みはいつなのか、指定団体から外れた場合に、市はどのように対応するのかを明らかにするため、本市の事業所税について調査を行うことといたしました。

2 事業所税の概要及び将来見通し

(1) 事業所税の制度概要

①意義

事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税です。

②課税団体 全国で本市を含め77団体（令和5年4月1日現在）

③税率等

納税義務者	四日市市内の事業所等において事業を行う法人又は個人		
課税標準	資産割	法人	事業年度の末日現在における事業所床面積（㎡）
		個人	12月31日現在における事業所床面積（㎡）
	従業者割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額（円）
		個人	1月1日から12月31日までに支払われた従業者給与総額（円）
税率	資産割	事業所床面積1㎡につき600円	
	従業者割	従業者給与総額の100分の0.25	

課税対象	資産割	市内の各事業所等に係る事業所床面積(非課税の適用を受ける事業所床面積は除く)の合計面積が1000㎡を超える場合に課税されます。
	従業者割	市内の各事業所等における従業者(非課税の適用を受ける従業者は除く)の数の合計数が100人を超える場合に課税されます。
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2か月以内
	個人	翌年の3月15日まで

## (2) 事業所税の決算額の推移

本市では、平成22年8月1日に事業所税の課税を開始し、激変緩和措置として「四日市市税条例の特例に関する条例」による減免(特例減免)を講じることで段階的に課税を行い、平成29年8月分以降は通常の課税を行っています。

令和4年度決算額は約38億円の見込みであり、概ね増加傾向にあります。

年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4 見込
決算額(千円)	3,344,740	3,777,979	3,399,264	3,702,775	3,753,835	3,805,640
納税義務者数	770	782	789	784	783	778

## (3) 事業所税の指定団体から外れる要件

下記の①②の両方の人口が30万人を下回った場合に、事業所税の指定団体から外れることとなります。

- ①国勢調査の結果による人口
- ②1月1日現在の住民基本台帳人口

### ・指定団体から外れる日

- ①→②の順番で30万人を下回った場合：②が30万人を下回った年の1月2日
- ②→①の順番で30万人を下回った場合：官報で国勢調査の結果が公示された日

## (4) 指定団体から外れると推定される時期

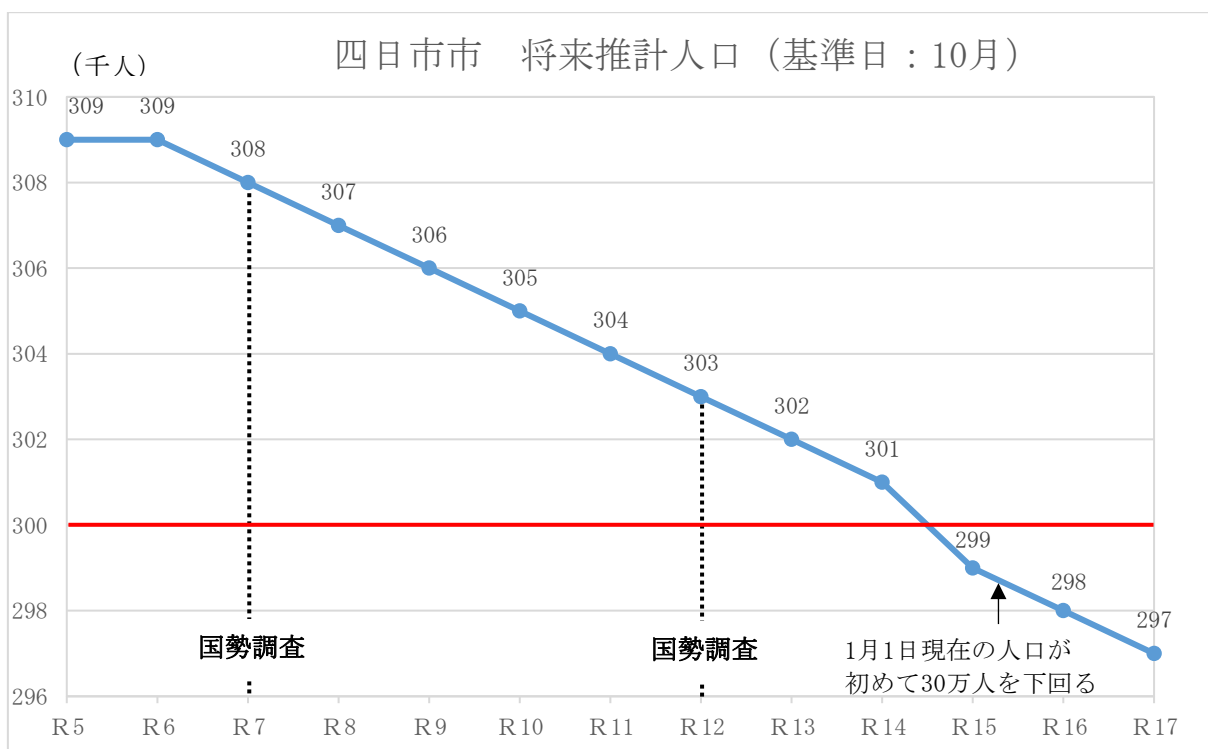
四日市市総合計画策定に係る人口推計等基礎調査(平成30年12月)における将来推計人口により時期を推定しました。

まず、令和2年の国勢調査の結果が住民基本台帳人口より6千人程度少なかった

ことから、国勢調査は令和 12 年の調査で 30 万人を下回ると推定しました。

次に、将来推計人口では、令和 15 年中に 30 万人を下回ると推計されていますので、1 月 1 日の住民基本台帳人口は令和 16 年に 30 万人を下回るとしました。

以上のことから、本市が事業所税の指定団体から外れる日は令和 16 年 1 月 2 日と推定され、それ以降に決算を迎える事業年度分は申告の対象外となります。



参考：四日市市総合計画策定に係る人口推計等基礎調査報告書 平成 30 年 12 月 (推計方法 コーホート要因法)

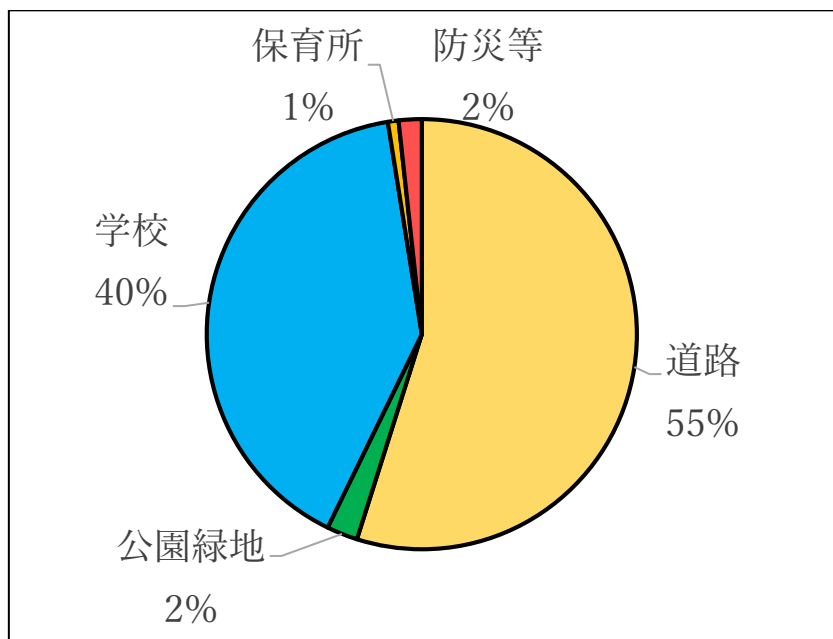
### 3 事業所税の使途

事業所税は、人口 30 万人以上の都市で、人口や企業が集中することに伴って必要となる道路、駐車場、公園緑地、上下水道、廃棄物処理施設、河川、学校、図書館、病院、保育所、公害防止、防災等の整備事業に充てることのできる目的税です。

※参考資料 9～11 ページ：過去 3 年間 (R1～R3) の事業所税充当事業一覧表

過去 3 年間の事業所税の使途を分類集計すると、次の円グラフに示す通り、主に道路や学校などの整備事業に充当しています。

○事業所税充当事業の分類別構成割合（過去3年総額10,855,874千円の使途内訳）

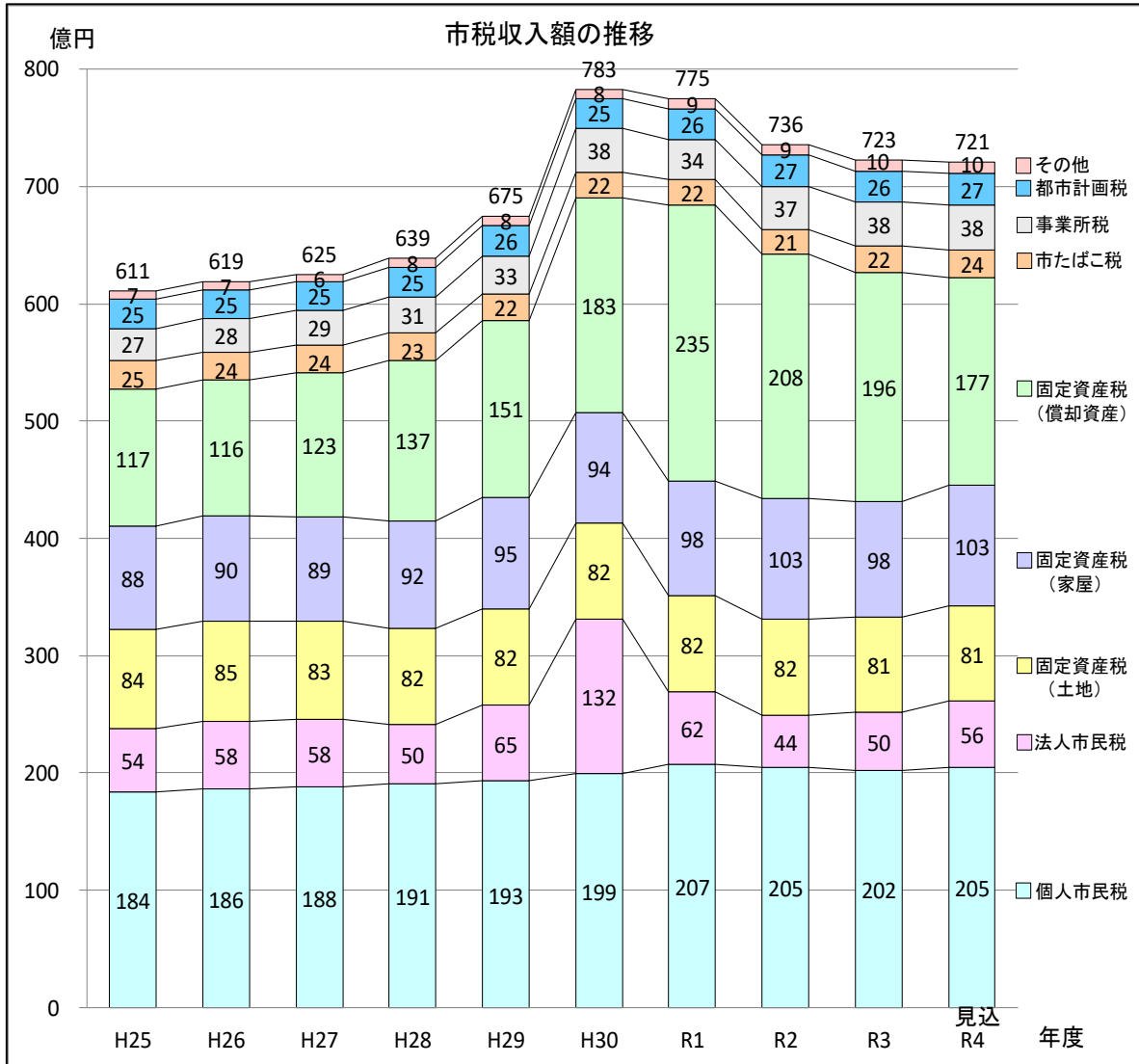


#### 4 事業所税が減収となった場合の本市への影響及び本市の対応

##### (1) 本市への影響

- ① 事業所税の財源が失われることによって、前記の充当事業が実施できなくなるわけではありません。収支不足に応じて、本市の事業全体で一般財源の配分を見直すことが必要となります。
- ② 普通交付税の交付団体ならば、交付税の算定上、減収分約38億円の75%に相当する28.5億円が補填されますが、現在のように不交付団体であるならば、約38億円の純減となる見込みです。

○市税収入額の推移（決算ベース）



※財政力指数（単年度）の推移

0.986 0.991 0.994 1.018 1.047 1.131 1.339 1.175 1.109 1.120

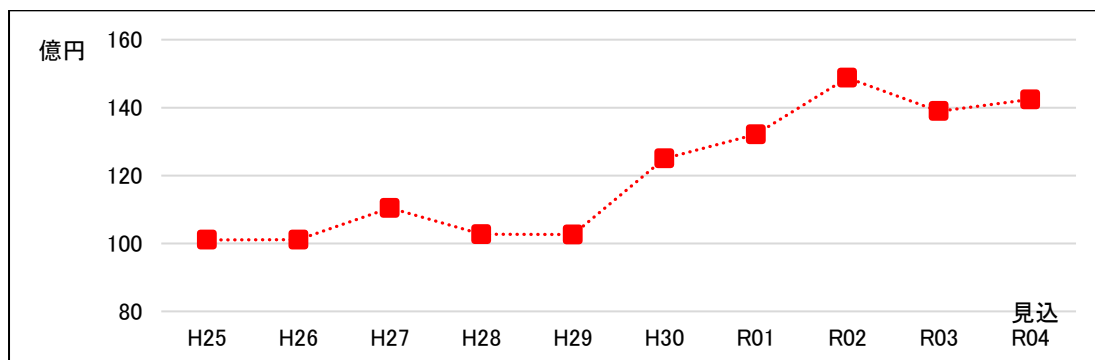
➡ 不交付団体

(2) 本市の対応

人口が30万人を切る頃の市税収入の水準にも左右されますが、事業所税の減収分への対応として、下記①～③のような手法が考えられます。

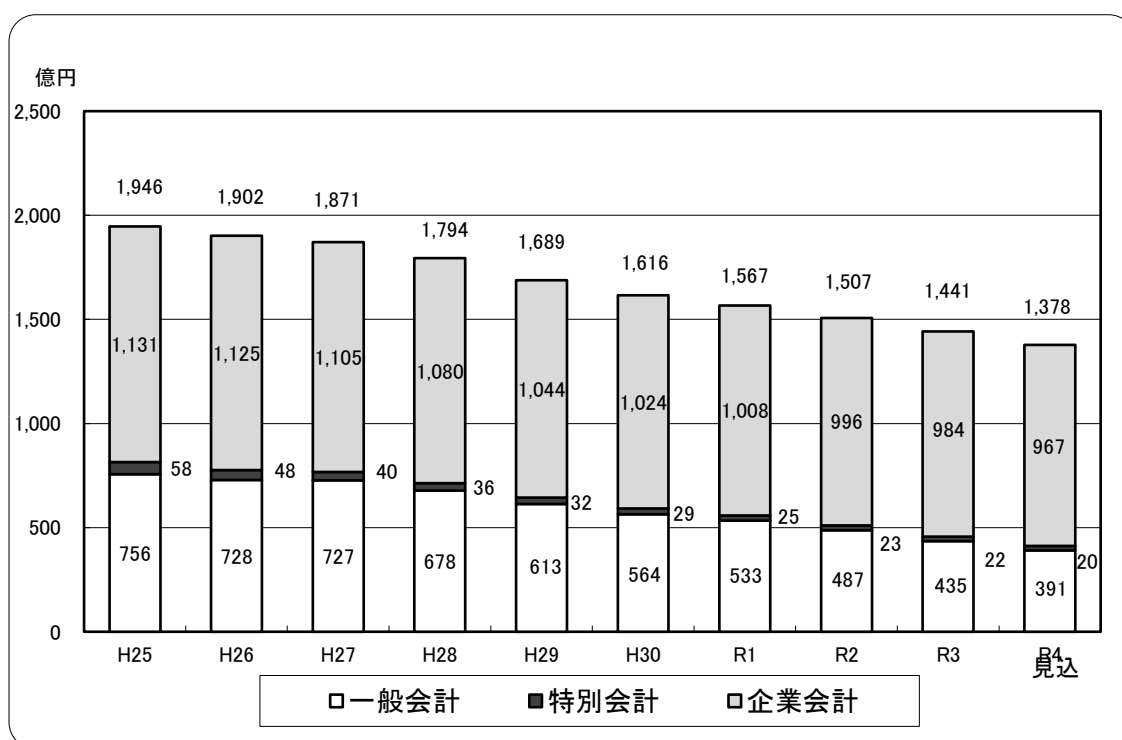
- ① 予算編成において急激な減収分を一時的に補てんするため、財政調整基金を取り崩すことになります。(財政調整基金の令和4年度末残高142億円)

○財政調整基金の年度末残高の推移（決算ベース）



② 毎年度の予算編成において収支不足を賄うため、公共事業等の財源として可能な限り市債を発行することになります。(一般会計の令和4年度末市債残高 391 億円)

○市債残高の推移（決算ベース）



③ 一方、中長期的な視点からは、本市が抱える課題として、

- ・ 少子化に伴う市税収入の減、
- ・ 高齢化に伴う社会保障関係経費の増、
- ・ 昭和 40～50 年代に多数建設されて老朽化した公共施設等の建替え

などが挙げられます。

特に本市の場合、事業所税の皆減も含め、これらのピークを迎える時期が十数年後に全て重なってくる見通しです。

これらのピーク時期には、事業所税 38 億円の財源が失われる一方で、本庁舎や学校をはじめとする公共施設等の建替えに多額の財源を必要とすることから、財政面からの備えとして、平成 30 年度にアセットマネジメント基金を設置し、当面の積立目標の 200 億円に向けて計画的な積立を進めているところです。

また、中長期的には、こうした財政面からの備えだけではなく、引き続き行財政改革を進めるとともに、少子化対策や産業振興などに取り組み、北勢地域の中で活力と元気あふれる地方都市として、人口の減少や流出に歯止めをかける役割を果たしていく必要があります。

○四日市市公共施設等総合管理計画（令和 4 年 12 月改訂） 3p より図 2 引用

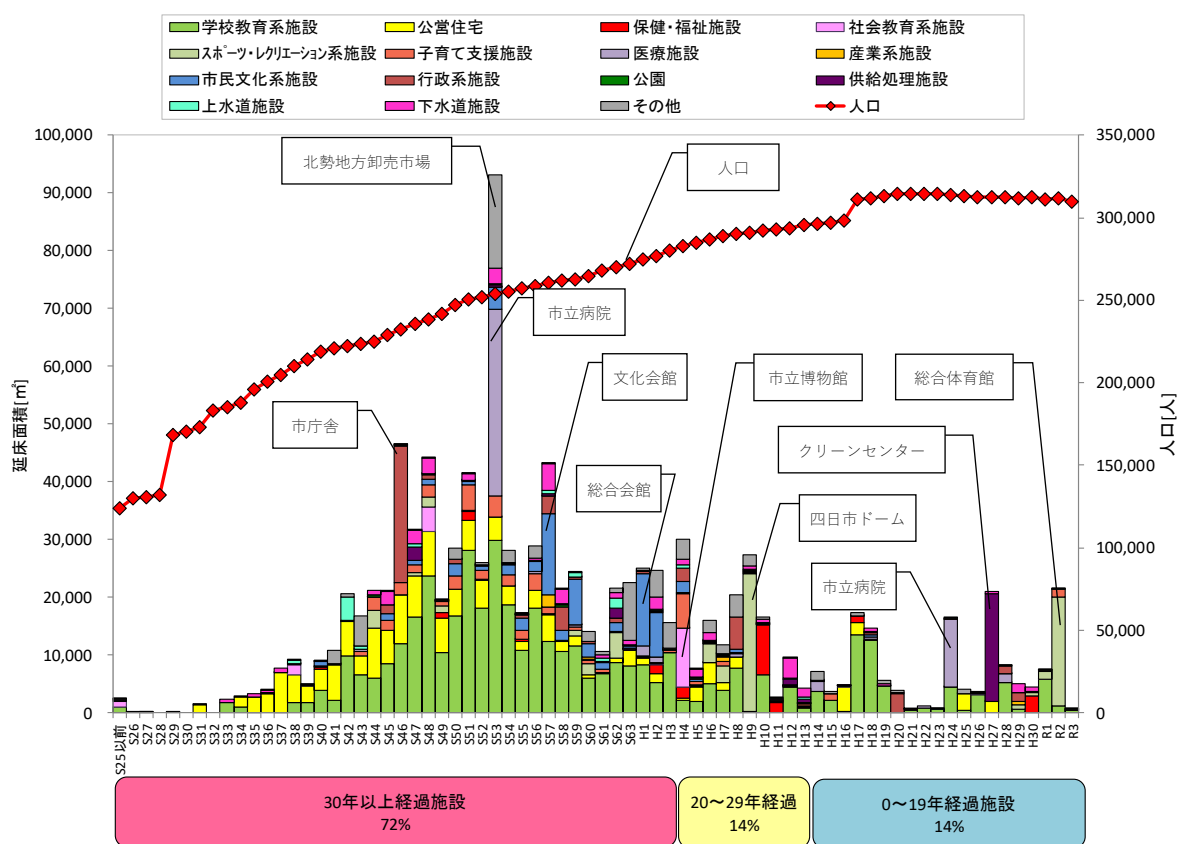


図 2 建築物系施設の建築年度別延床面積と人口推移

5 委員からの主な意見

- Q. 事業所税を課税するかしないかの判断を各地方自治体に委ねるように国へ要望を上げてほしいと市に対して要望し続けているが、そのような要望活動は行っているのか。本市だけでなく全国市長会などへ要望することも検討すべきではないか。
- A. 全国市長会など広域で見ると事業所税を継続してほしいという意見が大勢になる。採用される要望は市長会単位であるので、本市単独の要望は採用されにくいと考える。

(意見) 全国の焼き物の産地の中で事業所税がかかっているのは本市だけであり、それだけで競争力が弱くなる。その上、赤字でも納税しなければならず、産業振興に大きな負担となっており、要望を上げるなど改善方法を模索すべきである。

Q. 本市は地方交付税の不交付団体だが、仮に交付団体だった場合には、事業所税がなくなった分の補填を受け続けることができる期間はいつまでなのか。翌年度のみなのか、翌年度以降も継続されるのか確認したい。

A. 地方交付税の算定方法では、収入が減少した分の4分の3が補填されるので、翌年度だけではなく、交付団体でいる間は市税の減少分の4分の3が補填される。

Q. 地方交付税の不交付団体であるメリットは何か。

A. 不交付団体は国内でも産業豊かな町なので、日本全体を維持するため、このような自力で税収を生み出すことができる自治体から、税収を生み出しにくい自治体に財源を再分配する仕組みが地方交付税である。

(意見) 趣旨は理解するが、何かメリットがないと不交付団体として本市が頑張っている意味がないと考える。

Q. 本市は事業所税が創設された時からの指定団体ではなく、楠町との合併から指定団体となっているが、途中から指定団体となった他の自治体は同じように声を上げていないのか。

A. 愛知県春日井市や兵庫県明石市など、途中から指定団体となった自治体は他にもあるが、近年そういった声を上げているとは聞いていない。

Q. 企業が新たに事業所を構える場合に、事業所税が課税されない本市の周辺の自治体に行ってしまう事例もあるので、事業所税のあり方について国へ声を上げることはできないのか。

A. コロナ禍で事業所税相当額を補助したこともあるが、事業所税を課税しないなどの本市独自の運用はできなかったのも、地方税法の制度自体を変えることは難しい。

Q. 本市が事業所税の指定団体であることで被った損失額の積算はあるのか。

A. 算出はしていないが、損失が発生している可能性はある。

Q. 本市の事業所税による恩恵を正確に把握するために、損失額の積算はすべきではないか。

A. 任意のアンケートは回答率が低く、信用できるデータにならない可能性が高いので、実施は考えていない。

(意見) アンケートに御礼を付けるなど、回答するメリットを付ければ回答率も増えると思うので、検討してほしい。

Q. 事業所税の用途を紹介するチラシなどを作成して、市民からの理解を得るべきだと考えるが、可能か。また、事業所税が使われた施設などにそれを示す看板を立てるべきではないか。

A. 事業所税の申告書を各法人等にする際に添付するなどが考えられるので、周知を図り

たい。また、市内の中学校に看板を立てたこともあるが、コロナ禍の少し前から立てていないと記憶している。

(意見) 住民からの理解を得るために見える化は必要なので、ぜひ取り組んでほしい。

Q. 事業所税が減収する時期と公共施設の更新が重なる可能性があり、それに備えてアセットマネジメント基金を積み立てているとの説明があったが、200億円の積み立ては達成できるのか。

A. 当初予算で10億円ずつ積み立てており、災害等の要因がなければ達成できると考える。市税収入が高い水準で推移している状況なので継続して積み立てていきたい。

(意見) 要因はひとつではないと思うが、事業所税が地場産業に負担をかけていることは事実なので、他の議員が指摘するように地場産業を守るために、商工農水部と連携してほしい。

## 6 まとめ

事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備やその改善に関する事業の費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課税する目的税で、本市は平成22年8月分から課税を開始しており、令和3年度の決算額は約38億円でした。しかし、本市の人口は年々減り続けており、事業所税の指定団体の要件を満たさなくなる可能性が出てきました。令和4年からは人口が31万人を下回る月もあり、四日市市総合計画策定に係る人口推計等基礎調査(平成30年12月)を基に推定すると、令和15年中に本市の人口は30万人を下回り、翌年の令和16年の初めには事業所税の指定団体から外れることが分かりました。

本市の事業所税による収入は主に道路と学校に関する事業に充てられています。事業所税の指定団体から外れたことにより、直ちに当該事業が執行できなくなるわけではありませんが、事業所税収入が無くなった分を調整するために、本市全体の予算配分を見直す必要が生じます。また、急激な減収分を一時的に補填するために財政調整基金を取り崩したり、公共事業等の財源として可能な範囲で市債を発行したりすることが考えられます。

また、事業所税の指定団体から外れる可能性のある時期に、市役所庁舎や市内の学校の校舎などの公共施設の建て替えが必要になる時期が重なる可能性があります。これらに備えるため、行財政改革を進めるとともに、アセットマネジメント基金の計画的な積み立てを行っています。

事業所税は、市の収入の貴重な財源である一方で萬古焼などの地場産業や中小企業にとっては重い負担となっているとの声があります。市民理解を得るためにも事業所税の使途の事例の広報などに取り組む必要があります。また、国へ事業所税に関する要望を出すなど、今後の方向性を模索すべきと要望し、報告といたします。

---

[委員会の構成]

委員長	太田紀子
副委員長	早川新平
委員	荒木美幸
委員	竹野兼主
委員	日置記平
委員	平野貴之
委員	村山繁生
委員	森康哲

## 総務常任委員会

### ○入札制度について

#### 1 はじめに

本市の入札制度においては、最低制限価格制度を採用し、最低制限価格の算出については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルを採用しています。また、総合評価一般競争入札方式の導入等により、公契約の公正性・透明性の向上や、不良不適格業者の排除など、改善を進めてきたところです。

しかし、最低制限価格と同額の入札が複数あり、抽選により落札者を決定する割合が高いことなどの課題があります。また、入札制度には明確な正解がないため、本市の現状に合わせて検証を行い、継続して改善していく必要があります。

当委員会においては、複数回にわたり、入札制度について所管事務調査を実施しており、直近では令和3年度に調査を実施したところですが、改めて、これまでの本市の入札制度の経緯や課題を確認し、より本市の現状に即した入札制度のあり方について議論を深めるため、所管事務調査を実施することといたしました。

#### 2 最低制限価格制度について

本市では、ダンピング受注等を防止し、公共工事における適正な施工と品質の確保を図るため、一定水準を下回る低価格による入札については自動的に失格とする最低制限価格制度を採用しています。

平成15年度から、開札時に立会人3名のくじにより最低制限価格の率を決定し、この率を予定価格に乗じて最低制限価格を算定する方法を導入しました。しかし、くじのため最低制限価格の算定根拠が無く、最低制限価格を下回る参加者が多数ありました。

平成20年度から導入した変動型最低制限価格制度は、入札参加者の入札額により最低制限価格を決定し、実勢価格を反映するという面においては有効な制度です。しかしながら、四日市市においては予想しがたい低価格入札状況となり、落札率が著しく低下しました。

平成22年度から導入した「中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル」は、最低制限価格の算出根拠が明らかで、全国でも三重県を含む多くの自治体が採用しています。

平成28年度からは、三重県に準拠する形で「三重県独自モデル」を採用しています。三重県独自モデルは、中央公契連モデルの計算式と比較して、共通仮設費及び一般管理費に乗ずる割合を高く設定しており、中央公契連モデル以上の水準となっています。

(1) 最低制限価格の算出方法の推移

時期	区分	算出方法	範囲
H15.4	<p>【率抽選方式】</p> <p>&lt;効果&gt; 同額入札による抽選がほとんど起こらない。</p> <p>&lt;課題&gt; 最低制限価格がくじで決まることから算定根拠が無く、結果として業者が積算せずに入札するようになる。</p>	立会人3名のくじにより率を決定し、この率を予定価格に乗じて算出	予定価格の 80.00% ～ 84.99%
H20.4	<p>【変動型】</p> <p>&lt;効果&gt; 業者が見積もった価格（実勢価格）をもとに算出される。</p>	入札者の下位6割の入札の平均に90/100を乗じて算出	予定価格の 17/20(85%) ～ 3/5(60%)
H21.7	<p>&lt;課題&gt; 価格競争が激化されることにより、結果として、工事の品質低下が懸念される。</p>	入札者の下位1割を除いた6割の入札の平均に95/100を乗じて算出	
H22.4	<p>【中央公契連(*)モデル】</p> <p>&lt;効果&gt; 算定根拠が明確であり、業者の積算能力が向上する。</p>	各経費に率を乗じて算出 (一般土木工事の場合) 直接工事費×95/100 共通仮設費×90/100 現場管理費×70/100 一般管理費×30/100	予定価格の 17/20(85%) ～ 3/5(60%)
H24.4	<p>&lt;課題&gt; 計算上最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生する。</p>	現場管理費に乘じる率を変更 現場管理費×80/100	
H25.6		一般管理費に乘じる率を変更 一般管理費×55/100	
H28.6	<p>【三重県独自モデル】</p> <p>&lt;効果&gt; 中央公契連モデル以上の水準。 算定根拠が明確であり、業者の積算能力が向上する。</p>	共通仮設費、現場管理費、一般管理費に乘じる率を変更 共通仮設費×95/100 現場管理費×90/100 一般管理費×65/100	予定価格の 9/10(90%) ～ 7/10(70%)
H29.6		直接工事費、共通仮設費に乘じる率を変更	
R2.6	<p>&lt;課題&gt; 計算上最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生する。</p>	直接工事費×97/100 共通仮設費×97/100	予定価格の 9.2/10(92%)

R5.4	<p>【中央公契連モデル】と【三重県独自モデル】に準拠</p> <p>&lt;効果&gt; 算定根拠が明確であり、業者の積算能力が向上する。</p> <p>&lt;課題&gt; 計算上最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生する。</p>	<p>一般管理費に乘じる率を変更</p> <p>一般管理費×68/100</p>	<p>～</p> <p>7.5/10(75%)</p>
------	--	--	-----------------------------

(\*)中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）：

公共工事の契約制度の運用の合理化を図るため、発注機関相互の連絡調整や調査研究などを行う組織

(2) 最低制限価格の算出例

最低制限価格は、予定価格の各費目に係数を乗じて下記のような方法で算出します。

(一般土木工事の場合)

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68

(建築工事の場合)

直接工事費×90%×0.97+共通仮設費×0.97+(直接工事費×10%+現場管理費)×0.9+一般管理費×0.68

※ただし、算出された最低制限価格が予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合は、10分の7.5とします。

3 建設工事の入札にかかる予定価格の公表時期について

平成10年4月より予定価格の事後公表を開始した後、平成11年1月から事前公表の試行を開始し、平成13年5月に事前公表を本格実施しました。

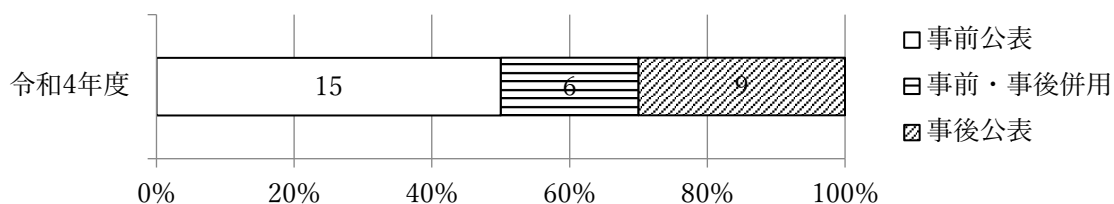
平成 10 年度
<p><b>○予定価格を事後公表</b></p> <p>入札手続きの一層の透明性を確保するため、入札及び随意契約を行うものについて、4月以降、予定価格を入札後に公表。</p> <p><b>○予定価格を事前公表（試行）</b></p> <p>中央建設業審議会(※1)が建議(※2)を提出したことをふまえ、契約事務の透明性を高め、予定価格を探ろうとする不正行為を防止するため、予定価格の事前公表を試行。(平成 11 年 1 月以降、一般競争入札（8 千万円以上）から抽出)</p> <p>※1 中央建設業審議会…建設業法に基づいて国土交通省に設置された諮問機関</p> <p>※2 中央建設業審議会建議（平成 10 年 2 月 4 日）抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格の事後公表…予定価格の事後公表に踏み切り、具体的な方法等について検討を開始すべきである。</li> <li>・ 予定価格の事前公表…予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果もあるとの指摘もあることから、透明性、競争性の確保や予定価格の上限拘束性の在り方と併せ、今後の長期的な検討課題とすべきである。</li> </ul>
平成 11 年度
<p><b>○予定価格の事前公表（試行）の対象拡大</b></p> <p>一般競争入札を行う舗装工事の対象を 3 千万円以上に拡大（7 月～）したことに伴い、10 月以降、一般競争入札を行う舗装工事からも抽出を行い、予定価格の事前公表を試行。</p>
平成 12 年度
<p><b>○予定価格の事前公表（試行）の対象拡大</b></p> <p>一般競争入札の対象拡大（7 月～）に合わせ、一般競争入札を行うものは原則予定価格の事前公表を試行。</p> <p><b>市内業者</b> 土木一式・建築一式工事 5 千万円以上、舗装工事 3 千万円以上、 その他工事 8 千万円以上</p> <p><b>市外業者</b> 全業種 8 千万円以上</p>
平成 13 年度
<p><b>○予定価格の事前公表（本格実施）</b></p> <p>平成 13 年 2 月 16 日「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令」の施行による「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）」において、発注者の取り組み事項として、「予定価格の公表」が定められたこともふまえ、入札のさらなる透明性を高め、予定価格を事前に探ろうとする不正な動きを防止するため、すべての入札について予定価格の事前公表を実施。</p>

<事前公表を継続する理由>

- ・透明性及び客観性の確保に資すること
- ・競争入札への参加の判断基準となり、採算が見込めない入札を回避できるため、積算業務の負担の軽減が図れること
- ・入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が図れること

○予定価格の公表時期の状況（三重県及び県内 29 市町）

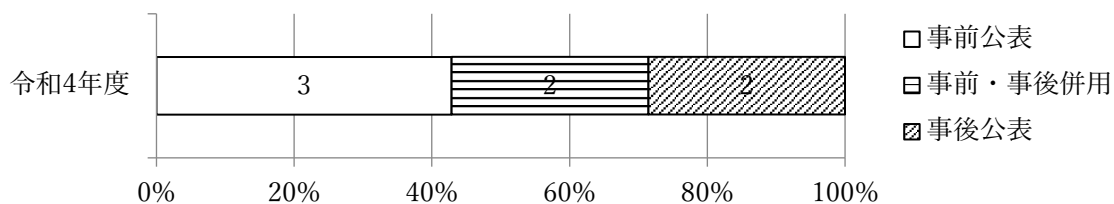
（単位：自治体数）



※入札契約適正化法に基づく実施状況 令和4年調査結果より

○予定価格の公表時期の状況（愛知県及び岐阜県の政令指定都市、中核市及び施行時特例市）

（単位：自治体数）



※入札契約適正化法に基づく実施状況 令和4年調査結果より

4 入札参加資格要件の設定について

一般競争入札の執行に当たっては、地元中小企業の受注機会に配慮しつつ公正な競争が確保できるよう、入札参加資格要件を定めています。

①ランクの設定

工事規模に見合った適切な建設業者を選定し、また、公共工事の適正な配分に留意し、大手建設業者のみに偏重することなく、中小建設業者の保護育成に留意するため、入札参加資格者名簿において認定されたランク又は総合点数の範囲を設定しています。

【土木一式工事の例】

※その他に建築一式工事・舗装工事で格付けを実施

ランク	総合点	完成工事高	技術者	許可	発注金額
A	760点	2億円	1級国家資格者3名	特定(※3)	5000万円以上
B	650点	1億円	国家資格者3名 (うち1級1名)		2500万円以上 5000万円未満
C	590点	3千万円	国家資格者3名 又は国家資格者2名 (うち1級1名)		1000万円以上 2500万円未満
D	530点	1千万円	国家資格者1名		500万円以上 1000万円未満
E	上記以外				500万円未満

※3 建設業の許可は、特定建設業と一般建設業に区分される。軽微な工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けなければならない。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可を受けなければならない。

②技術者要件の設定

当該工事を適正に施工するために必要な技術者の資格を設定します。

③施工実績等要件の設定

当該工事を適正に施工するために必要な、施工実績に関する入札参加資格要件を設定します。なお、施工実績以外にも設定すべき資格要件がある場合には、当該要件を追加します。

④地域要件の設定

公正な競争が確保できる範囲で、当該入札に参加できる者の地域要件（本店の所在地、受任者（支店・営業等）の所在地）を設定します。

5 入札・契約方式について

地方公共団体の契約は、契約の性質等に応じ、一般競争入札、指名競争入札、随意契約によることとされています。また、指名競争入札、随意契約は地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限られ、原則的には、一般競争入札によることとされています。

一方で、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題や建設工事の適正な施工及び品質の確保に対応するため、品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）において、事業の特性等に応じた多様な入札契約方式の導入・活用が求められています。

(1) 総合評価一般競争入札方式について

会社実績や工事成績、施工時の技術力提案等の「価格以外の要素」と「価格」とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する方法です。本市では平成20年度から工事規模・内容に応じて対象工事を拡大しながら実施しています。

<対象工事> ※下記以外の工事についても、工事内容等に応じて抽出

対象業種	予定価格
土木一式工事（上下水道工事除く）	5千万円以上
土木一式工事（上下水道工事） 建築一式工事（新築、改築、増築に限る） 電気工事 管工事 舗装工事（※平成30年度から実施） 機械器具設置工事（上下水道施設）	1億円以上

<評価点の設定>

- ・価格評価点 70 点
- ・技術評価点 30 点 ⇒技術評価は、以下の項目で評価

評価分類	評価項目	配点例
地域要件	工事地域精通度（本店等所在地、市内工事实績）	1
企業要件	工事成績（過去5年平均）	2
	優良工事表彰（過去5年実績）	1
	施工実績（過去15年の同種工事实績）	2
	地域・社会貢献度（障害者雇用、災害協定締結など）	4.5
	安全衛生管理	0.5
技術者要件	施工実績	2
技術力	工程管理に関する工夫	16
	品質管理に関する工夫	
	周辺環境に関する工夫	
	施工上の課題に関する工夫	
	ヒアリング（技術力全般）	1

※配点例は、住所要件が市内本店のみの場合

<地域・社会貢献度に係る評価項目の見直し（令和5年6月1日）>

地域・社会貢献度の評価について評価項目を5項目追加し、入札参加者が9項目から任意に最大5項目を選択するカフェテリア方式を導入

【見直し前】評価項目を固定

No.	評価項目	評価点 (※)
1	障害者雇用の有無	1.0
2	次世代育成支援活動実績の有無	0.5
3	災害協定締結の有無	0.5
4	ISO、M-EMS の認定取得の有無	0.5
地元業者施工率		2.0

※No.1 からNo.4 までの評価点に「地元業者施工率」の評価点を加算する。



【見直し後】評価項目を任意に選択

No.	評価項目	評価点 (※)
1	障害者雇用の有無	カフェテリア 方式を採用
2	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定 (= もにす認定) の有無【追加】	
3	次世代育成支援活動実績の有無	
4	災害協定締結の有無	
5	ISO、M-EMS の認定取得の有無	
6	建設キャリアアップシステム導入の有無【追加】	
7	働きやすい職場環境の整備に係る取組み (= ホワイト企業マーク取得) の有無【追加】	
8	継続教育取組実績 (= CPD (S) 認定講習会の受講歴) の有無【追加】	
9	若手技術者等の確保に係る取組み (= 「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」 Web ページへの登録) の有無【追加】	
地元業者施工率		2.0

※No.1 からNo.9 までのうち、入札参加者が任意で選択した最大5項目までの評価点(各項目は0.5点とし、最大2.5点)に「地元業者施工率」の評価点を加算する。

< 「技術提案チャレンジ型」の導入(令和2年6月1日) >

【配点のポイント】

- ① 当該業種の成績：対象が限定的な優良工事表彰は配点しない(当該業種の過去の工事成績については5年平均工事成績のみ1点で評価)
- ② 同種・類似工事の実績：対象が限定的な技術者の施工実績は配点せず、企業の施工実績のみ1点で評価
- ③ 地域・社会貢献度のうち、地元業者施工率を1点で評価
- ④ 技術提案・ヒアリングにより重点を置く

○通常の技術評価点（30点）の配点

技術 評価点	書類のみ審査(13点)							技術提案・ヒアリング(17点)		
	地域要件	企業要件					技術者要件	技術力		
配点	工事地域 精通度	工事成績	優良工事 表彰	施工実績	地域・社会 貢献度	安全衛生 管理	施工実績	工程管理、品質管理、 周辺環境、施工上の課題 から2テーマ		ヒアリング 事項
30.00	1.0	2.0	1.0	2.0	4.5	0.5	2.0	8.0	8.0	1.0

○技術提案チャレンジ型の配点

技術 評価点	書類のみ審査(7点)							技術提案・ヒアリング(23点)		
	地域要件	企業要件					技術者要件	技術力		
配点	工事地域 精通度	工事成績	優良工事 表彰	施工実績	地域・社会 貢献度	安全衛生 管理	施工実績	工程管理、品質管理、 周辺環境、施工上の課題 から2テーマ		ヒアリング 事項
30.00	1.0	1.0		1.0	3.5	0.5		11.0	11.0	1.0
		▲1.0	▲1.0	▲1.0	▲1.0		▲2.0	+3.0	+3.0	

【対象工事】

- ・ 予定価格 5,000 万円から 1 億 5,000 万円までの工事
- ・ 市内本店業者を対象とする工事で難易度が比較的低いもの  
(本庁の舗装、土木一式から抽出)

(2) その他の入札契約方式について

＜国土交通省 平成 29 年度多様な入札契約方式モデル事業事例集【第 2 版】より＞

主な入札契約方式	概 要
<p><b>E C I 方式</b> (設計段階から施工者が関与する方式、アーリー・コントラクター・インボルブメント)</p>	<p>優先交渉者選定後、別途契約している設計業務に対して、技術協力業務により当該技術提案を反映させた後に優先交渉権者との施工の契約を行う方式</p> <p>本市では中央緑地新体育館建設工事から導入し、近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事でも採用</p>
<p><b>CM方式</b> (コンストラクション・マネジメント方式)</p>	<p>対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式。庁舎建替え事業など、職員の退職でノウハウが継承されない事業等で、発注者の立場に立った事業マネジメントが可能</p>
<p><b>地域維持型契約方式</b> (地域における社会資本の維持管理に資する方式)</p>	<p>地域の社会資本の維持管理（修繕、巡回、災害応急対応、除雪など）について、包括的な事業の契約単位（工種・工区・工期）としたり、地域企業による包括的な体制（JV）で実施する方式。包括的に発注することで安定的な維持管理体制の構築や維持管理の効率化が可能</p> <p>三重県は、道路維持業務・雪氷対策業務などで平成 27 年から導入</p> <p>本市では、令和元年度から雪氷・舗装補修・道路修繕・交通安全施設・路面標示の業務で導入し、令和 3 年度から河川水路維持・溜池維持・調整池維持の業務を追加</p>
<p><b>設計・施工一括発注方式</b></p>	<p>構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一括して発注する方式</p> <p>現場条件等が特殊であり、施工者のノウハウが必要な場合に、設計と合わせて施工も一括発注</p>

6 入札状況の推移（平成 30～令和 4 年度）

【建設工事】

	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
件 数	537	485	474	446	384
落札価格 (千円・税抜)	19,873,141	16,131,069	16,256,088	17,630,360	15,247,088
落札率	89.8%	90.2%	90.7%	90.8%	90.7%
抽選件数	472	415	400	353	318
抽選率	87.9%	85.6%	84.4%	79.1%	82.8%

7 主な工種別の入札状況（平成30～令和4年度）

(1) 土木一式工事

予定価格	H30				R1				R2				R3				R4			
	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率
5000万円以上 (総合評価方式のみ)	8	90.7%	0	0.0%	15	91.1%	0	0.0%	14	91.7%	0	0.0%	22	91.7%	0	0.0%	9	91.1%	2	22.2%
5000万円以上 (総合評価方式を除く)	31	90.0%	31	100%	29	90.0%	29	100%	46	91.0%	45	97.8%	33	90.9%	33	100%	31	90.7%	31	100%
2500～5000万円	44	90.0%	44	100%	49	90.0%	49	100%	32	90.6%	32	100%	26	90.4%	25	96.2%	27	90.2%	27	100%
1000～2500万円	45	89.9%	45	100%	39	89.8%	39	100%	41	90.0%	41	100%	56	89.9%	56	100%	31	89.8%	31	100%
500～1000万円	51	89.6%	51	100%	43	89.4%	43	100%	57	89.6%	57	100%	50	89.5%	50	100%	45	89.3%	45	100%
500万円未満	109	88.6%	105	96.3%	90	89.5%	84	93.3%	70	89.5%	67	95.7%	49	89.3%	44	89.8%	57	89.1%	52	91.2%
全体	288	89.4%	276	95.8%	265	89.8%	244	92.1%	260	90.1%	242	93.1%	236	90.0%	208	88.1%	200	89.8%	188	94.0%

(2) 建築一式工事

予定価格	H30				R1				R2				R3				R4			
	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率
5000万円以上 (総合評価方式のみ)	2	94.8%	0	0.0%	-	-	-	-	2	92.0%	0	0.0%	3	93.1%	0	0.0%	1	93.1%	0	0.0%
5000万円以上 (総合評価方式を除く)	13	90.8%	10	76.9%	22	90.4%	17	77.3%	17	91.0%	15	88.2%	17	91.9%	11	64.7%	21	92.3%	13	61.9%
1000～5000万円	17	91.2%	15	88.2%	11	97.0%	3	27.3%	15	93.5%	6	40.0%	16	95.4%	2	12.5%	18	95.3%	5	27.8%
1000万円未満	8	89.9%	5	62.5%	7	89.9%	6	85.7%	2	90.4%	1	50.0%	4	91.1%	2	50.0%	2	90.8%	2	100%
全体	40	90.9%	30	75.0%	40	92.1%	26	65.0%	36	92.1%	22	61.1%	40	93.3%	15	37.5%	42	93.5%	20	47.6%

(3) 舗装工事

予定価格	H30				R1				R2				R3				R4			
	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率
500万円以上 (総合評価方式のみ)	3	90.0%	0	0.0%	4	91.7%	0	0.0%	5	91.3%	1	20.0%	1	90.9%	0	0.0%	2	90.6%	0	0.0%
500万円以上 (総合評価方式を除く)	21	89.7%	21	100%	19	89.9%	18	94.7%	24	90.0%	23	95.8%	16	89.9%	16	100%	21	89.5%	21	100%
200～500万円	32	89.1%	32	100%	17	89.1%	17	100%	20	89.2%	20	100%	5	89.1%	5	100%	8	89.0%	8	100%
200万円未満	5	88.7%	5	100%	2	89.0%	2	100%	2	88.4%	2	100%	2	88.8%	2	100%	1	88.4%	1	100%
全体	61	89.3%	58	95.1%	42	89.7%	37	88.1%	51	89.7%	46	90.2%	24	89.7%	23	95.8%	32	89.4%	30	93.8%

※ 一般競争入札（総合評価方式を含む）

※ 落札率は、「1件ごとの落札率を合計したもの÷件数」で算出

※ 数字は上下水道局発注を含む

## 8 委員からの主な意見

- Q. 最低制限価格の算出方法については、平成 22 年 4 月に中央公契連モデルに変更してから、「計算上最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生する」という課題が生じ、マイナーチェンジしても課題が解消されていないもかかわらず、制度が変更されていないのはなぜか。
- A. 同額抽選という課題はあるものの、本市では談合が疑われるような高い落札率の入札や、いいかげんな積算で工事品質が低下するような事案が発生しておらず、また他に有効な算出方法がないことから、現状の入札制度を維持している。
- Q. 特に土木工事においては、抽選率がほぼ 100%になっている。入札に参加する事業者の中には、従業員が入札額を積算するのではなく、積算ソフトを使って予定価格から入札額を決めている者もいるため、同額の入札になり、抽選になっている。予定価格を事後公表とすることを検討してはどうか。また、全国で事後公表の入札を行っている自治体はいくつあるのか。
- A. 全国の自治体の資料はないが、半数の自治体が事前公表であり、県内では 6 団体が事前公表・事後公表を併用しているが、これらの自治体も主には事前公表の入札で、ごく一部の入札だけ事後公表で行っている。予定価格の事前公表と事後公表のそれぞれにメリットとデメリットがあるが、それらを勘案したうえで本市では事前公表を継続している。
- Q. 本市でも事後公表とした時期があるので、事後公表におけるメリットを今一度検討すべきではないか。
- A. 他の自治体の事例では、事前公表から事後公表に切り替えた当初は抽選がなくなったが、事業者が他の工事で情報公開請求を行い、そこから単価を割り出すことにより、結局は入札が抽選に戻ってしまったということもある。そのような事例もあるため、様々な手段を検討する必要がある。
- Q. 総合評価一般競争入札の評価点について、安全管理に関する配点が低すぎるのではないか。安全管理者を置かない事業者もあり、工事場所の周辺の市民が危険な目に遭うにもかかわらず、工事の出来が良ければ高い工事点数を取る事案がある。見直しを行う必要があるのではないか。
- A. 総合評価方式において安全衛生管理として評価しているのは、労働安全衛生マネジメント認証の有無である。一方、工事点数は工事担当課と工事検査課で付けている工事評定であり、必要に応じて見直す必要があると考える。  
(意見) 事業者によって、工事場所の近隣住民への配慮が異なる。そのような事業者の行動を正しく評価に反映すべきである。
- Q. 本市独自の入札モデルはあるのか。
- A. 本市の入札制度は国の中央公契連モデルを基本としているが、国のものをそのまま使うのではなく、また県のモデルとも違うので、本市独自のモデルになっている。

Q. 令和元年度から採用されている地域維持型契約方式は、発注する負担が大幅に軽減されて業務効率の向上に役立っていると聞かすが、JVに入ることができない小規模事業者はどのように救済していくのか。

A. 地域維持型契約方式は維持管理の発注であり、新設工事の発注は別途行っているため、小規模工事が全くなくなったわけではない。また、最低3社以上という要件はあるが、JVに参加しない事業者で新たなJVを組織して入札に参加することもできる。

(意見) 新規でJVを組織する相談があった場合には、適切に対応してほしい。

Q. 企業の安全管理、技術力、経営方針、管理能力等に加えて、下請け企業の技術能力も評価する必要があり、正しい経営能力を持った企業に発注することが重要である。市の査定や評価が重要なので、正しい評価方法を確立する必要があると考えるが、市の考えを確認したい。

A. 様々な視点から評価し、改善していく必要があると考えており、完璧な答えは難しいものの、改善を重ねて少しでも良い制度にしていく。

## 9 まとめ

本市の入札制度においては、公共工事における適正な施工と品質の確保を図るため、最低制限価格制度を採用し、最低制限価格の算出方法については、平成15年度から変遷を経て、令和5年度からは中央公契連モデルと三重県独自モデルのそれぞれに準拠する、本市独自のモデルを採用しているところです。

しかし、計算上最低制限価格を算出できるため、同額の入札が発生するという課題は過去のモデルと共通しており、現状の課題解決には至っていません。依然として、土木一式工事や舗装工事については発注件数のほとんどが最低制限価格での入札による抽選となるなど、健全な競争が行われなくなることも懸念されます。

現在は、入札の透明性の確保や客観性の確保などの観点から予定価格の事前公表を継続していますが、事後公表を行っている自治体がある現状も踏まえて事後公表を検討するなど、さらなる改善について研究、調査を継続していくべきと考えます。

また、適切な安全確保がなされていない事業者に対する評価の見直しを行うなど、入札における事業者の審査において正しい評価がなされるような工夫をすべきです。

これまでの調査でも、入札制度については明確な正解がないことは確認されていますが、社会情勢や地域の特性に応じて、時には事業者の声に耳を傾けながら、継続して見直しを行い、最善の手法に改めていくことが必要です。抽選による落札が多くを占めているという課題をしっかりと受け止め、市民や事業者からの意見を常に聴取し、より公平で健全な競争となるよう、改善に向けて検討をしていくことを強く求め、調査報告といたします。

---

[委員会の構成]

委員長	太田紀子
副委員長	早川新平
委員	荒木美幸
委員	竹野兼主
委員	日置記平
委員	平野貴之
委員	村山繁生
委員	森康哲

総務常任委員会

○図書館について

## 1 はじめに

四日市市立図書館は竣工から50年が経過しようとしており、平成17年から新図書館の整備に向けて、在り方検討などが行われています。

平成28年には議員政策研究会「新しい図書館を考える分科会」の議論を経て本市議会から市長へ報告書を提出し、「新しい四日市市立図書館は、子どもから高齢者に至るまで、あらゆる世代に役立つ知識と情報にあふれ、多くの市民が集まる魅力的な空間であって、本市の文化やまちの活力の創造につながる『日本一市民に愛される図書館』を目指すべき」との提言を行いました。

これ以降、中心市街地拠点施設整備基本計画の検討や近鉄グループとの協議開始、令和5年3月には「スターアイランド跡地計画の協議に関する覚書」の締結など、新図書館の整備に関する検討が進んでおり、機会があるごとに本市議会は執行部に対して説明を求めてきたところです。

令和5年8月2日に開かれた全員協議会にて、新図書館の整備に関連して現図書館の扱いについて説明を受けたところ、議員から「現図書館の扱いに関する市の方針に疑義が生じたため、市の方針を再確認すべき」との意見がありました。この意見について全員協議会に諮ったところ、総務常任委員会の所管事務調査にて取り扱うことが確認されました。

上記の経過から、今後の現図書館の取扱いを中心に、新図書館の整備に関する現状や疑問点を明らかにするため、図書館について調査を行うことといたしました。

## 2 資料

総務常任委員会所管事務調査資料「図書館について」（令和5年8月31日）政策推進部：別添のとおり

## 3 委員からの主な意見

### 図書館の建物等について

Q. そもそも現図書館に機能を残すという方針にした際の説明が十分ではなかったのではないか。

A. 令和4年8月定例会議員説明会にて、現図書館において閉架図書、自動車文庫の拠点、低年齢の子どもと保護者を対象とする機能の3つの機能に必要な面積を確保したうえで、現図書館の不要な部分を減築する方向で検討するという方針を説明し、令和5年2月定例会の一般質問でも答弁した。しかしながら、その後検討する中で、耐震壁の位置などから減築できる部分が限られていることや、かなりコストを要することが分かったため、検討の結果、現図書館を除却するという代

替案2の方針とした。

(意見) 最初に中心市街地に図書館を移転させる案の説明を受けた際に、現図書館は当然解体して、全ての機能を新しい図書館に移転させるものだと認識していたが、現図書館に機能を残すことの明確な説明がなかったように記憶している。一般質問の答弁で説明したからといって、議会全体に説明したことにはならないと考えているので、今後は議会に対してその都度説明して、着実に話を進めてほしい。新図書館を整備することには反対しない。

Q. 新図書館が入る建物が何階建てなのかすら分からず、全体像が全く見えない。それはいつ分かるのか。

A. 基本設計がまとまり、実施設計に入る段階で、建物の概要を公表できるよう、近鉄グループに依頼している。基本設計は今年度内に策定する想定であり、今年度末または来年度早々には近鉄グループとの合意を得て、議会へ報告したい。

Q. 近鉄グループから、定期借地の費用など、おおまかな金額を提示されていないのか。

A. 現在、概算額を算定するための基本設計を進めているところであり、定期借地にかかる費用についても近鉄グループと協議中である。

Q. 基本設計が終わり、概算額が判明した時点で、それがあまりにも高額で、議会が承認しない場合に、近鉄グループと覚書は白紙に戻すことはできるのか。

A. 白紙撤回については、令和5年2月定例会議会でも答弁したとおり、可能であるものと認識している。しかし、本市としてはそのような状況にならないよう、議会に対して十分に説明し、理解を得ることに努めたい。

(意見) 平成17年から新図書館について議論し、期間が長くなるほど様々な意見が出てきている。これまでの経費が無駄な投資に終わることのないよう、十分に検討してほしい。

#### **新図書館の定期借地について**

Q. 定期借地での契約では、市が買い取るフロア以外の民間部分も含めて建物の全てを取り壊して70年後に返還することになるが、近鉄グループはそれに納得して、市と覚書を交わしているのか。

A. 令和4年8月に近鉄グループと書面で定期借地70年の覚書を交わしている。民間施設部分も、この考え方に則っていると考えている。

(意見) 民間施設部分にどのような機能が入るのが分かっておらず、特定のフロアに市の施設が入ることしか分かっていないのに、それほど長期の定期借地とするという決定ができるのか疑問である。

Q. 定期借地ではコストが安く済む反面、期間終了後には建物を取り壊すことになり、何も残せないというデメリットがあるが、その点はどのように考えるのか。

- A. 本市の公共施設に関する基本方針では、最も長いもので 70 年の耐用年数を超えると除却することとなり、定期借地でなかったとしても、建物は残らないこととなる。また、定期借地であれば、土地や建物の固定資産税や都市計画税の税収があるので、建物の維持や除却の費用に充てることができるというメリットもある。
- Q. 四日市市地場産業振興センター（じばさん）を取り壊して、その土地に新図書館を建て直してはどうかという意見もあるが、その検討はしたのか。
- A. じばさんは敷地面積が狭く、想定している図書館の面積よりも狭くなる上に、じばさんは昭和 62 年の竣工であり、耐用年数は 70 年であることから、まだ 34 年の耐用年数が残っており、じばさんへの立地は適さないものと考えている。
- Q. 定期借地では市民の財産として何も残らず、賃借料だけ支払うことにメリットを感じない。そのことを市民に説明する必要があるのではないか。
- A. 市有地に新図書館を建てても、70 年後には除却することには変わらず、建物自体は残らない。市有地であれば税収はないが、民間の土地を借りることにより税収がある。また、近鉄グループとの協議により、スターアイランド跡地を購入することはできなかったため、定期借地という手段が一番メリットがあると考えており、市民に対して説明していく必要があると考える。
- Q. 定期借地は一般的には 20 年が基本だが、70 年という期間設定は極めて珍しいと感じている。70 年の定期借地契約の事例はあるのか。
- A. 現時点では具体的な事例を把握していないが、今回、近鉄グループとは 70 年で設定することで合意している。
- (意見) 類似例の少ない契約になることが想定されるので、広く情報収集をしつつ、近鉄グループとの交渉に臨んでもらいたい。

#### **図書館の機能について**

- Q. 現図書館を除却するという代替案 2 で良いと思う。一方で低年齢の子どもと保護者を対象とする機能について、新図書館に移すのか、減築した現図書館に残すのか、説明の機会ごとに方針が変わっていると感じており、新図書館の根本的なビジョンが定まっていないように感じている。その点について説明を求める。
- A. 子ども用の機能は当初から新図書館にも持たせる想定である。現在、教育委員会でワークショップを重ねて市民の意見を聞きつつ、内容を検討中である。
- Q. どんな図書館にしたいかというビジョンが明確であれば、方向性が二転三転することはないはずだが、新図書館の大きなビジョンはどこまで決まっているのか。
- A. 平成 30 年度に基本構想を策定した際に、全世代が交流できる図書館にすると掲げている。
- Q. 子育て世帯が利用する状況を考えると、親が本を抱えつつベビーカーを押して新図書館に来るといった場面が想定されるが、中心市街地再開発では、そういった人で

も歩きやすい空間をつくるということ間違いはないか。

A. 中央通りのコンセプトとしては、ウォークアブルな空間を想定しており、子育て世帯や障害者に配慮して、新図書館への導線を短く、また雨に濡れないようにするよう検討している。

(意見) 方向性を明確に持ち、ちぐはぐな状態にならないようお願いしたい。

Q. 現図書館を除却する案で理解するが、閉架図書の本拠地について、資料には「別の市有地で確保」とあるが場所は決まっているのか。

A. 数か所の候補があるが、どこにするかは検討中であり、現図書館は中心市街地に近い場所に立地しているため、類似する条件の市有地に設置するという考え方もあるが、現時点では決まっていない。

Q. 同じく自動車文庫の本拠地に関する想定はあるか。

A. その機能、サービスを落とすことのない別の市有地で検討している。また、市内を周回するため、車両の運行を踏まえ検討を行っている。

Q. それらの具体的な場所はいつ示されるのか。

A. 新図書館に関する全体の基本設計がまとまる前に議会へ説明し、協議したいと考えている。

Q. ペDESTリアンデッキとくすの木パーキングをバリアフリーのエレベーターでつなぐ計画があったと記憶しているが、その案に変更はないか。

A. 都市整備部に確認して返答したい。

Q. 子育て世帯や高齢者には、駐車場と目的地との距離は重要な視点だが、その点はどう考えるのか。

A. くすの木パーキングから新図書館へ移動する際に、できる限り短い距離で、また雨にぬれずに建物にアクセスできるよう、動線について近鉄グループと協議している。

(意見) 近鉄四日市駅付近の駐車場は稼働率が高く、新図書館へも自動車で来る人がいることは容易に想像でき、さらに稼働率が上がる可能性もあるので、十分に検討する必要があると考える。

#### **概算事業費について**

Q. 建物の床の買取価格や土地の借地料等の概算事業費を確定してから次の段階へ進むと説明があったが、その算出金額が根拠なくあまりにも高額だった場合、議会として了承することはできない。改めて確認するが、概算事業費が判明する時期はいつなのか。

A. 基本設計がまとまる令和5年度末か令和6年度早々の提示を目指している。

---

[委員会の構成]

委員長	太田紀子
副委員長	早川新平
委員	荒木美幸
委員	竹野兼主
委員	日置記平
委員	平野貴之
委員	村山繁生
委員	森康哲

総務常任委員会  
所管事務調査資料

図書館について

令和 5年 8月31日  
政策推進部

## 1. 現図書館にかかるこれまでの検討経緯（令和4年8月議員説明会より抜粋）

自動車文庫は、現在2台体制で市内91カ所を巡回し、図書館本館への来館が困難な市民に図書貸出サービスを実施している。自動車文庫に使用している車両は、下記に示すように大型であるため、車両動線や専用の駐車スペースも大きくなるとともに、駐車スペースのそばには図書の積み替えのための専用スペース（150㎡程度）も必要となってくることから、新図書館においては、その機能は確保せず、現在の図書館にて確保していく。

### ○自動車文庫について

みなと号(右) 6.99m×2.15m×2.74m

かもめ号(左) 7m ×2.2m ×2.72m

※最大積載 3,200冊/台

※北回り、南回りの2台体制



### ※現図書館の継続利用について

新図書館との役割分担や既存ストックの有効活用の視点から現図書館の継続利用を行う。

### ○現図書館に残す機能について

- ・閉架図書の保管 ⇒新図書館の閉架書庫スペースの削減
- ・車での来館需要の高い低年齢の子どもと保護者等を対象とする機能 ⇒新図書館との役割分担を整理した上で当該機能を残していく。
- ・自動車文庫の拠点 ⇒自動車文庫については利用者も多く、拠点としての機能を残していく。

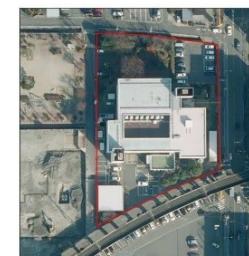
※必要な面積を確保した上で不要な部分を減築するとともに、空調を含めた老朽化に対する施設のメンテナンスを行う。

### 参考 現図書館について

名称 四日市市立図書館  
所在地 〒510-0821 三重県四日市市久保田一丁目2番42号  
構造 鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階（昭和48年7月竣工）  
敷地面積 4,738.01㎡  
建築面積 1,635.94㎡  
延床面積 4,147.42㎡  
各階面積 1階:1,478.54㎡ 2階(書庫2層・3層含む):1,281.54㎡  
3階:937.89㎡ 地下・塔屋:312.30㎡  
車庫(別棟):137.15㎡

開館年月日 昭和48年7月10日

残耐用年数：20年



### フロア図

#### <1階>



#### ① 一般成人室

一般書・新聞・雑誌・参考図書などがあります。大きな字で書かれた本(大活字本)や拡大読書器(1台)もあります。図書館の本を検索する検索端末(4台)があります。



#### ④ 児童室

子どもの本のコーナーです。畳のスペースや「おはなしのかまぐら」もあります。中学生以下のお子さんは、こちらで自習できます。



#### <2階>



#### ① 一般閲覧コーナー

過去3年間の新聞縮刷版や法規集、都市地図があります。持ち込みパソコン用の席(電源のみ)が5席あります。図書館の本を検索する検索端末(1台)があります。データベース閲覧用端末(1台)があります。



#### ③ 郷土作家コーナー

四日市にゆかりのある作家11名の著作などを集めています。



#### <3階>



#### ① 学習室

学習のための部屋です。静かな会話・音エリアです。



#### ④ スナックコーナー

館内での飲食は、こちらをお願いします。飲み物の自動販売機があります。

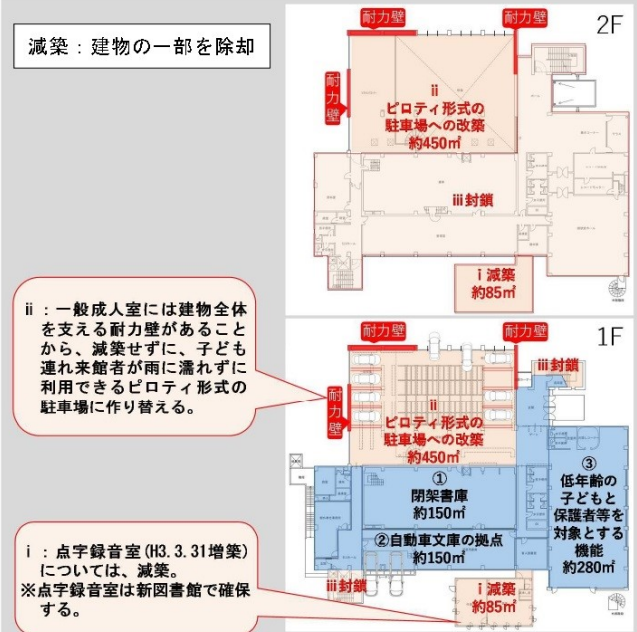


2. 現図書館の減築の検討（現図書館で確保する機能 ①閉架図書の保管 ②自動車文庫の拠点 ③低年齢の子どもと保護者を対象とした機能）

当初想定案

想定：現図書館の一部を減築、以下を確保し残耐用年数の20年間使用する。

- ①閉架書庫
- ②自動車文庫の拠点
- ③低年齢の子どもと保護者を対象とする機能



コスト 2億4千万円※1 (百万円)

減築・改築	240
-------	-----

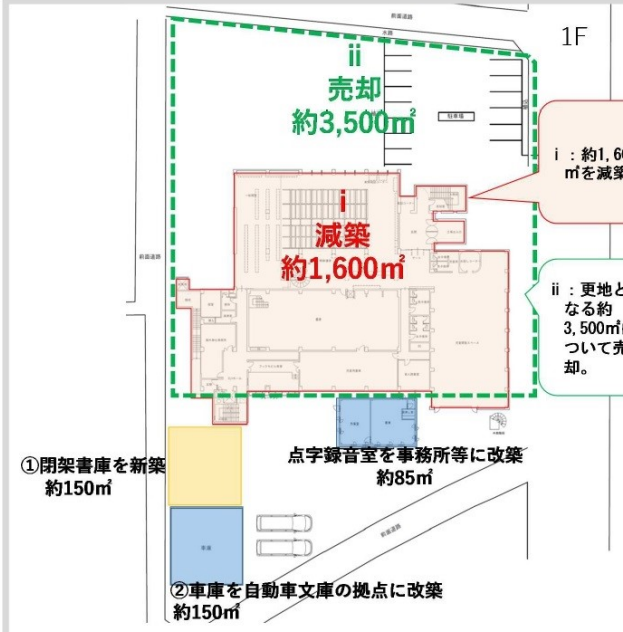
※1 この他に、ランニングコストとして③低年齢の子どもと保護者等を対象とする機能に3~4人分の人件費及び光熱費が必要。また、20年後に耐用年数を迎えるため更新に約6億円が必要。

代替案1

想定：現図書館の大部分を減築し、更地となった敷地を売却。敷地南側に以下を確保し、残耐用年数の20年間使用する。

- ①閉架書庫
- ②自動車文庫の拠点

※③低年齢の子どもと保護者を対象とした機能は、新図書館で確保



コスト 1億1千万円※2 (百万円)

減築・改築	整備コスト	390	450
新築		60	
土地売却※3		-340	

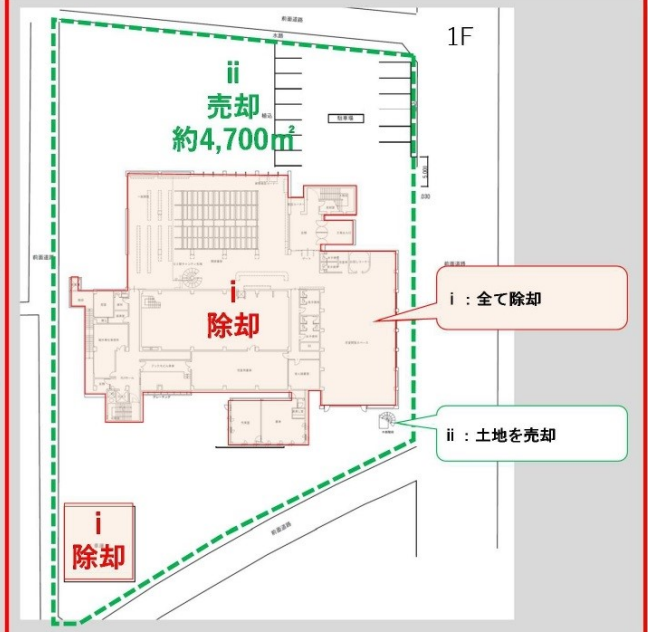
※2 20年後に耐用年数を迎えるため更新に約1億円が必要  
 ※3 更地になった土地の処分については、「四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針」に基づき全庁的に検討していくことになるが、仮に土地を売却した際の試算額を記載。算出根拠：約97,000円/㎡(2023年の安島2丁目公示地価)

代替案2

想定：現図書館を全て除却し敷地を売却する。以下の機能は、別の市有地で確保。

- ①閉架書庫
- ②自動車文庫の拠点

※③低年齢の子どもと保護者を対象とした機能は、新図書館で確保



コスト 4千万円 (百万円)

除却	整備コスト	380	500
新築		120	
土地売却※3		-460	

【結論】

当初想定案は耐力壁があることで減築できる部分が少なく、土地も売却しないことから収入も確保できない。また、代替案1についても土地売却額を上回る整備コストがかかる。こうしたことから、土地売却額と合わせて整備コストを低く抑えることのできる代替案2で検討を進める。

### 3. 土地・建物の権利設定について

#### (1) 近鉄グループとの合意事項 (R4.8.12 確認書より)

(権利設定)

第4条 本計画のうち、新図書館等に係る権利設定は、以下のとおりとする。

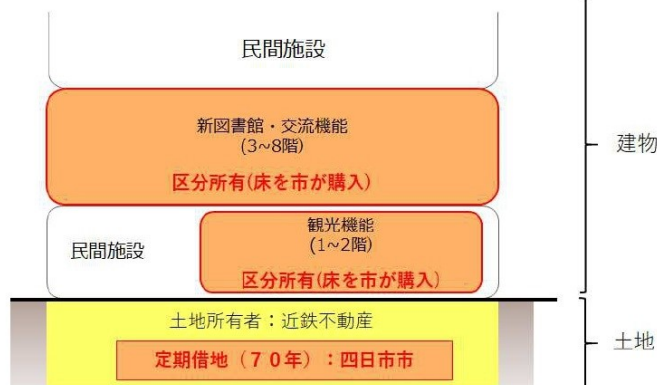
[土地]

- ・近鉄不動産株式会社が所有する土地に、四日市市の建物所有を目的として定期借地権を設定する。なお、四日市市の定期借地権は、他の区分所有者との準共有となる。
- ・定期借地権の存続期間は、70年(予定)とする。
- ・地代の設定方針は、本計画の工事着手に関する合意を図る時点までに、近鉄グループホールディングス株式会社、近鉄不動産株式会社および四日市市にて確認する。

[建物]

- ・新図書館等に係る専有部分に、四日市市の区分所有権を設定する。
- ・四日市市は新図書館等に係る区分所有権の転売を行わないものとする。

<土地・建物の権利設定にかかる近鉄グループとの合意事項のイメージ>



#### (2) 土地の考え方について

##### ① 定期借地権について

今回設定する定期借地権については、事業用用途として、50年以上の期間で設定するものであり、一般定期借地権となる。契約終了時には、原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還しなければならない。

借地権	存続期間	利用目的	契約方法	借地関係の終了	契約終了時の建物
一般定期借地権 (法22条)	50年以上	用途制限なし	公正証書等の書面で行う。 ①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物の買取請求をしない という3つの特約を定める。	期間満了による	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する
定期借地権	10年以上 50年未満	事業用建物所有に限る(居住用は不可)	公正証書による設定契約をする。 ①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物の買取請求をしない という3つの特約を定める。	期間満了による	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する
建物譲渡特約付借地権 (法24条)	30年以上	用途制限なし	30年以上経過した時点で建物を相当の対価で地主に譲渡することを特約する。 口頭でも可	譲渡による	①建物は地主が買取る ②建物は収去せず土地を返還する ③借地人または借家人は継続して借家として住まうことができる

定期借地権の種類 (国土交通省 HP より)

#### ② 定期借地期間70年間への考え方について

本市においては、公共施設の建物の目標耐用年数は、最も長い鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造で70年と設定していることから、公共施設を単独で整備した場合であっても、70年後には除却することとなる。  
そのため、定期借地期間については70年間としている。

定期借地権を70年間設定することにより、本市から近鉄グループに定期借地にかかる費用(土地の借地料を含む)を70年間にわたって支払うこととなる。  
今回近鉄グループが整備する建物には民間施設も入ることから、定期借地にかかる費用は建物に占める新図書館等に係る専有部分相当を按分して支払うこととなる。

なお、土地は近鉄グループが所有することから、市としては固定資産税・都市計画税(土地)の収入が見込まれる。

#### (3) 建物の考え方について

建物内の新図書館等に係る専有部分については、床を市が購入し区分所有する(市の財産となる)。  
床の購入にあたっては、立地適正化計画に基づく公共施設の誘導・整備として国補助金の交付(都市構造再編集中支援事業:上限10.5億円)を見込んでいるほか、共有部分には民間事業者への国補助金の交付(優良建築物等整備事業)が見込まれ、補助金相当分は床の価格が抑えられることとなる。  
また、床の買取価格については、その時点の適正な価格にて取得していく。

なお、建物内の民間施設部分については、土地と同様に、市としては固定資産税・都市計画税(家屋)の収入が見込まれる。

#### (4) 想定スケジュールについて

年度	R4	R5	R6	R7~9
建物全体	○基本計画	○基本設計 市負担金 (100,100千円)	○実施設計	○本体工事
	○確認書(8月) ○覚書(3月)	○実施設計に向けた合意 (基本設計に基づく概算費用の把握)	○市が購入する床価格算出 ○売買契約	○引渡 ○清算



## 総務常任委員会

### ○大学の設置について

#### 1 はじめに

本市は、J R 四日市駅周辺のまちの活性化やにぎわいを創出するとともに、本市の特性に応じた地域で活躍できる人材を育成することを目的として、理工系を中心とした大学の設置について検討しています。令和5年度予算には基本構想策定に関する予算を盛り込み、「四日市市大学構想策定委員会」を組織して有識者から意見を聞き、また、人材需要や地域ニーズ等について企業や学生へアンケート等を実施するなど、基本構想の策定に向けて調査研究を行っています。

総務常任委員会では、令和5年7月27日（木）の行政視察にて周南公立大学を視察しました。その視察において、私立徳山大学を公立化するときの課題や大学の現状を聞き、本市の状況と比較することができました。そこで、改めて本市の大学設置に関する方針を確認するため、所管事務調査を行うことといたしました。

#### 2 資料：別紙のとおり

（所管事務調査資料（令和5年10月19日）大学の設置について）

#### 3 委員からの主な意見

Q. 学校法人暁学園（以下、暁学園）や三重大学の現状を確認したい。

A. 国はデジタル・グリーン等の成長分野に資する人材育成に力を入れており、令和4年度末に3000億円の基金を設けて、高度専門人材の育成に向けて2つの支援メニューを掲げた。そのうちの私立大学向けの支援メニューに暁学園が大学改革の一環として四日市大学の環境情報学部を環境情報工学部への転換について独自に応募したところ、令和5年7月末に採択された。また、三重大学は国立大学向けの支援メニューにおいて、大学院の設置を見据えて工学部の情報系コースを強化する事業が採択された。

Q. 本市の大学設置に関する方針を改めて確認したい。県の県立大学設置の目的は、県内に若者を確保することだが、本市はJ R 四日市駅周辺のにぎわい創出が目的なのか。

A. 本市の大学設置は、平成26年度と昨年度に産業界から要望のあった理系人材の確保と人材育成による本市の産業振興を目的としている。また、産業振興により、雇用の確保や市税収入の確保につながり、その結果、若者が本市に定着し、J R 四日市駅周辺のにぎわいの創出のほか、北勢地域の産業振興にも寄与するものである。

Q. 大学設置に係る総事業費はいくらになるのか。

A. 現時点で概算総事業費は見込んでいない。現時点では大学の設置主体が決まっておらず、三重大学、三重県立大学、市立大学等の設置主体により変わってくることから、国の支援についても決まっていない。また、運営費については、例えば工学部で1,000人規模であれば地方交付税の基準財政需要額に20億円強が算入されることとなる。

- Q. サテライトキャンパスを設置するという選択肢はあるのか。
- A. 本市には、既に東京大学や三重大大学のサテライトがあるので、学部と学科を含めた大学を設置する方針で検討している。
- (意見) 市の目的を考慮すると、誘致する大学のネームバリューは重要になってくるので、十分に検討して大学の選定をしてほしい。
- Q. 周南公立大学が公立化する際に、当初は本市と同様に地元企業が求める理系の学部を設置しようとしたが、計画を変更して情報系の学部を設置した。そのため、地元企業が求める人材と大学が育成する人材に違いが出たと聞いた。JR四日市駅の周辺に校舎を設ける場合、周辺施設や四日市大学の体育館等の既存の設備を使用することが望ましいと考えるが、そのような対応は可能なのか。
- A. 周南公立大学のように私立大学を公立化する動きは全国に広がっているが、四日市大学は暁学園の考えもあるので、公立化を検討する場合には、暁学園の意見も踏まえ協議していく必要がある。また、運動施設の設置基準の見直しがあったので、運動場を設置しなくても、他の公共施設の併用も可能であり、周辺施設の利用も含め広く検討するとともに、学生は立地のよいところを望んでいるので、利便性の高い場所で検討したい。
- Q. 理系学部では大学院の設置までは必須だと考えており、1000人規模の大学を想定すると1学年は180人程度になると考えられるが、市の想定を確認したい。
- A. 学部生と大学院生を含めて6学年と想定すると学部生は1学年で100人から200人と想定される。研究室の数や博士課程の有無によって変動するが、大学院生は学部生に比べると人数は少なくなると考える。
- (意見) 本市には教授を集める人脈がなく、また、四日市大学には理系学部がないので、教授を集めることに苦労すると思われる。方向性のひとつとして国立大学である三重大と協力し、そのネットワークを使って人材を集めるべきだと考える。
- Q. 産業界が求める理系人材とは具体的にどの分野を指すのか。当委員会が視察した周南公立大学は、多額の設備投資が必要になることを理由に、理工系学部ではなく情報学部を設置したが、本市は多額の設備投資が必要であると認識しているのか。
- A. 平成26年の産業界からの要望は工科系であり、昨年度の要望では産業構造を踏まえた学部という部分にとどまり、明確になっていない。設置する学部については大学構想策定委員会で議論している最中であり、イニシャルコストについては学部により変わってくる。
- Q. 大学構想策定委員会が情報系の学部の設置を提言した場合には、要望のある理工系ではなく情報系の学部を設置するのか。
- A. 大学構想策定委員会の意見を踏まえて市で判断していく。委員からは、四日市市の特色を生かした大学にすべきとの意見が出ている。
- Q. 四日市市の大学で優秀な理系人材を輩出しても、東京にある本社で採用されると卒業生が四日市市に根付かないのではないかという意見に対して、どのように考えるのか。

- A. 本市に研究開発機能を持つ企業もあり、就職後に地元へ戻れるように異動希望を出す人が増えていると聞いている。卒業時には四日市市を離れるとしても、ゆくゆくは四日市市に戻ってきてもらえればと考える。
- (意見) 周南公立大学の場合は、大きい会社の本社は東京にあっても、その関連企業が地元にかくさんあるので、その地元企業が地元の優秀な学生を狙っており、需要があるとのことだったので、参考にしてほしい。
- Q. 県の県立大学設置に関する状況を確認したい。
- A. 県立大学設置に係る有識者会議からの報告を受けて、県が方針を発表すると聞いている。本市から県に要望していることは2つあり、ひとつはJR四日市駅周辺に北勢地域の拠点としての県立大学の設置である。もうひとつは、県が県立大学を設置しない場合には、本市の大学設置に何らかの形で協力してほしいと要望している。
- Q. 県が県立大学の設置に関する方針を表明した場合、本市はそれを受けてどう動くのか。スケジュールを明確にすべきではないか。
- A. 県は県立大学の設置に関する方針を年内には発表するとしており、仮に県が県立大学を設置しないと方針を出した場合には、県からの初期費用や運営費に関する支援、本市との共同設置に向けた協議を行うなど、本市の行動が変わる。状況に応じて今後のスケジュールを示していきたい。
- Q. 国立大学との交渉はどうなっているか。
- A. 三重大学からは北勢地域に拠点がほしいとの意見がある。北勢地域に住む優秀な工学系の学生は、三重大学ではなく名古屋圏の大学に進学する傾向があり、三重大学は県内から人材が流出していることを危惧している。その点で、本市の取り組みに関心を持っているので、誘致に向けて引き続き協議を行いたい。
- Q. 協議の優先順位を再確認したい。一番の優先は県立大学の設置で、その次に国立大学の誘致を考えているのか。
- A. 理想は三重大学、県立大学、私立大学が連携し、大学等連携推進法人を組むことだと考えており、それぞれの大学との協議と並行して大学等連携推進法人の可能性について検討している。実現の可能性は今後の協議次第ではあるが、実現できれば学問の集中した地域を作ることができると思う。
- Q. 全国に大学等連携推進法人の先行事例はあるのか。
- A. 18歳人口が減少する中、既存の資源を有効活用するため大学間で連携する仕組みが構築されはじめている。事例としては、国立の山梨大学と山梨県立大学との連携や、国立の山口大学と山口県立大学と私立の山口学芸大学の3大学が連携を図ろうと協議している。事務機能のみであれば、国立の名古屋大学と岐阜大学が事務局機能を統合する協議をしていると聞いている。
- (意見) それぞれの大学にメリットがある連携になるのであれば、実現の可否について研究を進め、その進捗を市議会へも報告してほしい。

Q. 大学等連携推進法人のメリットは何か。事務機能を集約することで経費削減につながる  
ことがメリットなのか。

A. 例えば、県立大学へ入学したとしても、国立大学の講義を受講して単位が取れること  
がある。また、全国的に理系化が進んでいることにより、教授の数が不足しているので、  
教員不足の対策にもなる。大学構想策定委員会では海外の大学の講座を受講できるよ  
うな連携を図ってみてはどうかとの意見も出ている。

Q. 国立の山梨大学と山梨県立大学との連携は、山梨医科大学が山梨大学医学部に統合し  
たという背景があったからこそ成り立っているので、特殊な事情のない単独の大学同  
士の連携の事例について調査研究を行い、その効果を慎重に判断する必要があるのだ  
はないか。

A. 名古屋大学と岐阜大学など身近に事例があることから、大学等連携推進法人は選択肢  
のひとつだと考えているが、その方式を採用すると決定したわけではない。本市に応じ  
た特色ある大学を設置できるよう、十分に調査研究を行いたい。

Q. 様々な協議の結果、特色ある大学が設置できないとの判断になった場合は、大学設置  
をやめる選択肢はあるのか。

A. 本市としては初めての高等教育分野になり、初期費用を含めた総事業費は多大なもの  
になることが想定されるので、議会を含め市民に理解を得られるように取り組んでい  
く。状況によっては断念することも選択肢のひとつとなるが、そのようなことがないよ  
うに取り組む。

Q. 大学を設置したとしても名古屋圏に人材を取られる状況は変わらないので、大学設置  
は中止すべきではないか。

A. 他市の県立大学の事例では、地元企業や地場産業と密着して特色のある大学を作り、  
地元に貢献している大学がある。十分に検討して取り組みたい。

Q. 四日市商工会議所は本件についてどう考えているのか。費用面の協力は受けられるの  
か。

A. 令和4年8月に四日市商工会議所から四日市市への大学設置の要望をいただしてい  
る。費用面について明確に確認していないが、今後協議をしていきたい。

#### 4 まとめ

本市ではJR四日市駅周辺への大学設置について、調査、検討が行われています。令和  
5年10月18日には第3回目の四日市市大学構想策定委員会が開催され、有識者による  
意見交換が行われました。有識者会議のほかにも、企業の人事担当者や若手社員へのアン  
ケートを行い、広く意見を集めて、大学の構想を練っています。また、それに並行して国  
立大学や私立大学との誘致や連携に関する協議も行われています。

今回の休会中所管事務調査では、主に進捗状況の確認と市の考え方の整理が行われま  
した。三重県の県立大学設置に関する動向の確認や、三重大学などの国立大学、私立大学

との協議状況を確認しました。その中で、大学等連携推進法人という複数の大学による人的・物的リソースの効果的共有という新たな選択肢の提案もありました。市としては、まだ判断を行う段階ではなく、引き続き様々な可能性を調査研究し、検討している状況であるとの報告がありました。

大学設置は、本市の産業振興やJR四日市駅周辺の地域活性化に大きな可能性を秘めた取り組みです。しかし、その実現には、多額の費用がかかることへの市民からの理解が必要になります。また、産業界からの要望にも応えていく必要があります。大学を設置するのであれば、市と議会が共に、その設置の可否を含めて諸課題を慎重に議論し、本市にふさわしい特色のある大学を設置することが求められます。市が行っている協議の進捗や打ち出す方針、今後の見通しなどを、適宜、議会へ説明することを要望し、今回の所管事務調査報告といたします。

---

[委員会の構成]

委員長	太田紀子
副委員長	早川新平
委員	荒木美幸
委員	竹野兼主
委員	日置記平
委員	平野貴之
委員	村山繁生
委員	森康哲

## 総務常任委員会

### ○ICT戦略課の業務内容について

#### 1 はじめに

総務常任委員会では、令和5年7月28日（金）の行政視察にて宇部市役所を視察し、宇部市の「デジタル市役所推進基本計画」及び「DX推進計画」の説明を受けました。その視察では、市役所のキャッシュレス化や行政手続のオンライン化、公共施設の予約における広域的なシステムの導入、電子サインの導入、総合窓口の設置について、導入の経緯や庁内の調整の過程、導入後の課題や今後の展望について質疑がありました。

また、令和5年11月定例月議会の一般質問では、本市の公共施設予約システムに関する質問がありました。その質問では、システムを利用するまでの手続きやオンライン決済の導入、近隣市町と共同利用する広域的なシステムの導入について質疑がありました。

これらを経て、本市はどのようにデジタル化を進めていくのか、また、庁内の働き方改革や業務効率の向上のためにどのようにDXを進めていくのか、併せて、所管課はそれらの目標のためにどのような業務をしているのかを確認するため、所管事務調査を行うことといたしました。

#### 2 ICT戦略課の概要

##### (1) 課の業務目的

ICT（情報通信技術）を活用し、市民サービスの利便性向上と職員の事務効率の向上を図るため、計画的に情報システムや行政事務用パソコン等の機器の導入や更新を行うとともに、安全で安心した行政サービスを市民に提供するため、情報セキュリティを担保した、安定的なシステム環境を整備する。

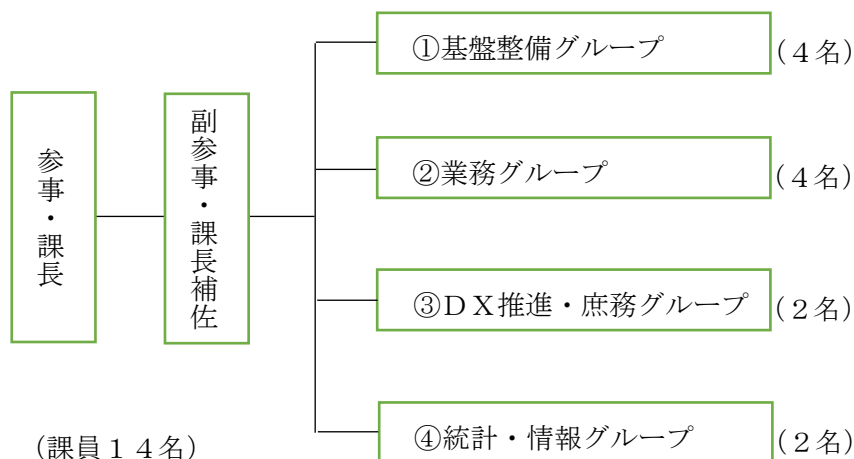
また、総合計画に掲げた「スマート自治体の実現」を目指すため、国が進める自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画と歩調を合わせて令和3年度に策定した「四日市市情報化実行計画（令和4年度～令和7年度）」に基づき、行政手続のオンライン化などの個別事業に取り組む。

##### (2) 事務分掌

- ア. 情報施策の総合的企画及び調整に関すること。
- イ. 行政情報基盤の管理及び運用に関すること。
- ウ. 情報システムの調査及び研究に関すること。
- エ. 情報システムの開発、管理及び運用に関すること。
- オ. 情報通信技術の基盤整備、管理及び運用に関すること。
- カ. 情報セキュリティ対策に関すること。

- キ. 統計調査の実施に関すること。
- ク. 統計情報の整備及び提供に関すること。
- ケ. 課の庶務に関すること。

(3) 組織及び主な担当業務



①基盤整備グループ（主な担当事務分掌：イ、オ、カ※上記1（2）事務分掌の記号）  
行政事務用パソコン（約3,200台）や、各情報システムの稼働に必要なサーバ機器とプリンターなどの配備や維持管理を行うとともに、庁舎内や出先機関の行政ネットワークの整備を担当している。  
 また、職員間の情報共有を図るための共有ファイルサーバやグループウェア（メール・掲示板）、ビジネスチャットの導入・維持管理を担っている。  
 庁内の情報がインターネット上に漏洩しないように、インターネットと行政ネットワークを分離したネットワーク環境の整備など、情報セキュリティ対策に努めている。  
 更には、職員が自宅から勤務可能となるテレワーク環境の整備も担当している。

②業務グループ（主な担当事務分掌：ウ、エ）  
 住民情報を扱う窓口業務を支援する情報システムの維持管理及び、文書や財務会計など、職員の事務効率を向上させる行政内部システムの維持管理を担当している。  
 また、自宅に居ながら行政手続の申請が可能となる電子申請システムの維持管理や、スマホの操作に不慣れな方向へのデジタルデバイド対策として、スマホ教室の開催やオンライン申請サポート窓口の運営を行っている。  
 更には、国が令和7年度末までに移行完了を目指している情報システムの標準化対応について、全庁的な推進役として、各課が担当する情報システムの移行支援を行っている。

③DX推進・庶務グループ（主な担当事務分掌：ア、ケ）

令和4年度から開始している「四日市市情報化実行計画」の取りまとめを行っており、令和5年度から3年間で全職員を対象としたデジタル人材育成の研修や官民データ利活用推進に向けたオープンデータの整備並びにそのデータ流通を目的としたデータプラットフォームの維持管理を行っている。

また、庁内におけるEBPM（証拠に基づく政策立案）の推進を担当している。

市民向けのサービスとしては、地図情報システム（GIS）の維持管理を行っている。

④統計・情報グループ（主な担当事務分掌：ウ、エ、キ、ク）

統計事務としては、本市の人口統計をはじめ、国が基幹統計調査として指定する国勢調査や住宅・土地統計調査等の法定受託事務を担当している。

また、情報事務としては、職員の業務効率の向上に向け、音声自動認識ツール等を活用した議事録作成や、業務システム等へのデータ入力操作を自動化するRPA等の利活用の促進、更には自治体向け生成AIの導入を目指した試行を行っている。

市民向けのサービスとしては、四日市市LINE公式アカウントや公共施設予約システム、ホームページサーバの維持管理を行っている。

（参考）統計調査一覧（令和5年度～令和9年度）

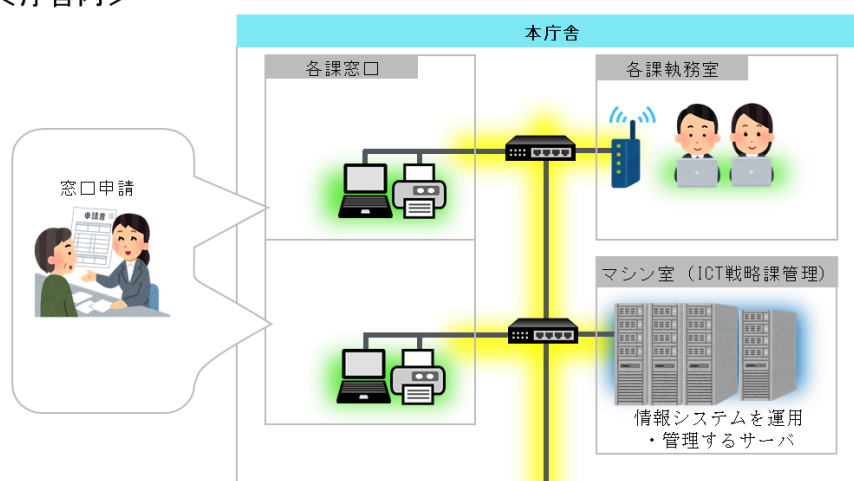
調査名	調査サイクル	調査対象 (概数)	調査員数	R5	R6	R7	R8	R9
国勢調査	5年	市民 (140,000世帯)	約1,600人			○		
就業構造基本調査	5年	市民 (2,000世帯)	約120人					○
住宅・土地統計調査	5年	市民 (6,000世帯)	約180人	○				
全国家計構造調査	5年	市民 (100世帯)	約10人		○			
経済センサス-基礎調査	5年	市内の事業所・企業 (10,000社)	約10人		○			
経済センサス-活動調査	5年	市内の事業所・企業 (10,000社)	約150人				○	
学校基本調査	毎年	学校教育法に規定される市内の学校 (120校)	(各学校の職員が実施)	○	○	○	○	○

農林業センサス	5年	農林業を営む市内の法人・世帯(9,000件)	約280人	○				
漁業センサス	5年	水産業を営む市内の法人・世帯(20件)	約2人	○				
人口推計調査	毎月	住民基本台帳から電子的に集計	—	○	○	○	○	○

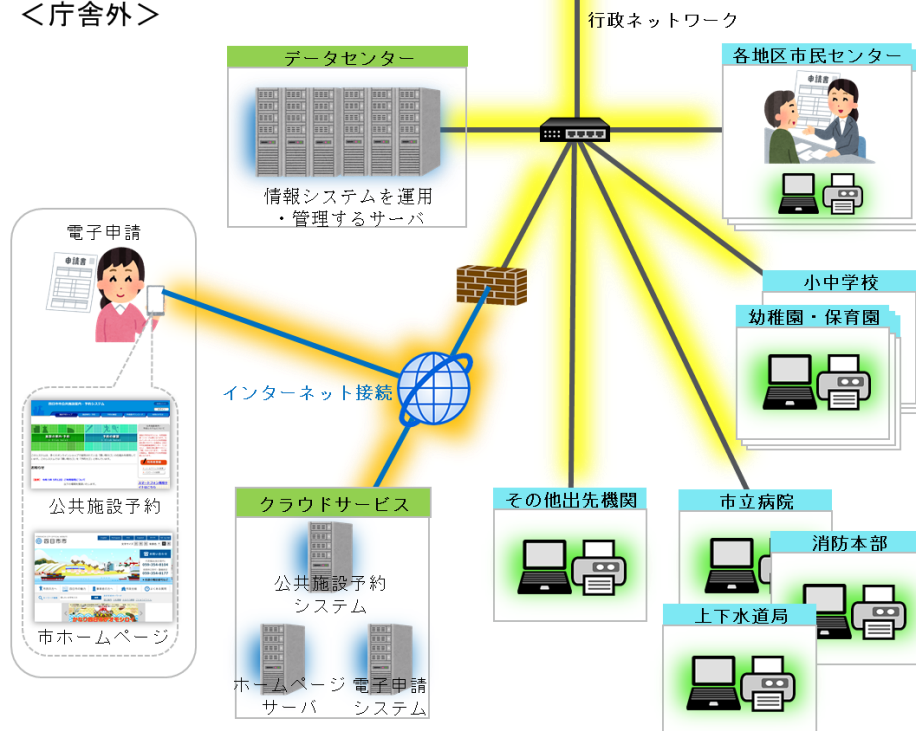
### 3 各情報システムについて

#### (1) 情報システムの構成イメージ

##### <庁舎内>



##### <庁舎外>



【ICT戦略課の主な役割】

- ① 職員が使用するパソコンやプリンター等の事務機器の配備及び維持管理
- ② 各情報システム及びサーバ機器の導入及び維持管理（ICT戦略課管理分）
- ③ 上記①～②を繋ぐ行政ネットワークの導入及び維持管理

(2) 主な情報システム一覧について

①窓口支援システム

No	システム名	機能・役割	管理主体	
			ICT戦略課	原課
1	住基	住民記録、印鑑登録を管理する	○	
2	戸籍	戸籍を管理する	機器のみ	○
3	税総合	宛名管理、市県民税、軽自動車税、法人市民税、固定資産税、事業所税、の各税情報及びそれらの収納を管理する	○	
4	滞納整理	滞納者を管理する	○	
5	国保・年金	国民健康保険、国民年金を管理する	○	
6	市営住宅	市営住宅の入居者を管理する		○
7	し尿・汲み取り	し尿・汲み取り手数料を管理する		○
8	健康管理	成人検(健)診、母子検(健)診、特定検(健)診等、住民の健康管理に関わる保健業務を管理する	機器のみ	○
9	学籍	児童・生徒の学齢簿や就学援助の申請・給付を管理する	機器のみ	○
10	保健福祉総合	障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護等を管理する		○
11	介護保険	介護保険制度に基づく業務を管理する		○
12	子ども子育て	子ども子育て支援制度に基づく業務を管理する	機器のみ	○
13	後期高齢	後期高齢者医療制度に基づく業務を管理する	機器のみ	○
14	選挙人名簿管理	選挙人名簿に関する業務を管理する		○

## ②行政内部システム

No	システム名	機能・役割	管理主体	
			ICT 戦略課	原課
15	行政内部システム	決裁文書の管理、予算の管理や執行、勤怠情報を管理する	○	
16	グループウェア	庁内における職員同士のコミュニケーションを円滑にするためのメールや掲示板を提供する	○	
17	公用車管理	公用車の予約、管理等を行う	機器のみ	○
18	共有サーバ	業務で使用するファイルを組織内で共有する環境を構築する	○	
19	電子帳票	各業務の印刷物を電子的に閲覧できる環境を提供する	○	

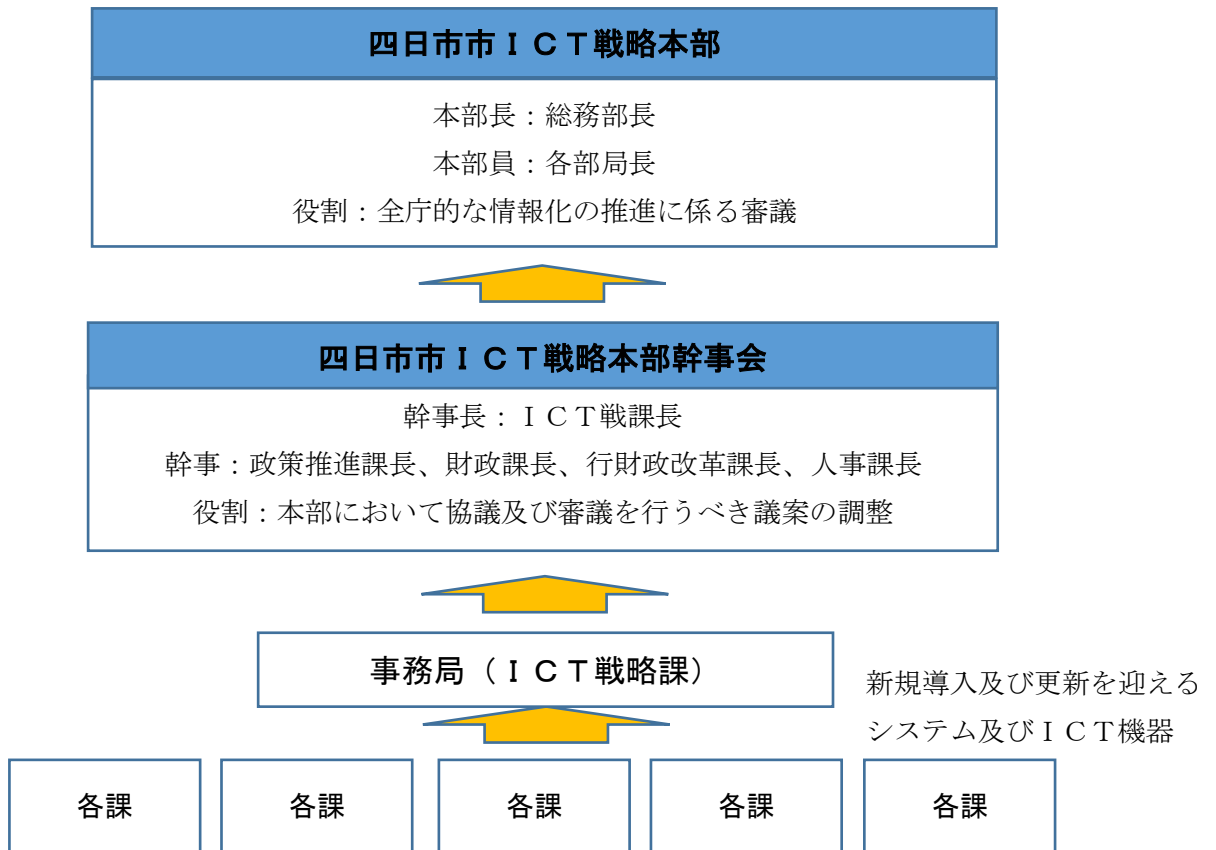
## ③市民がオンラインで利用可能なシステム

No	システム名	機能・役割	管理主体	
			ICT 戦略課	原課
20	ホームページ管理システム	市ホームページを編集・公開する ※ホームページの内容は原課管理	○	
21	地理情報システム(G I S)	公共施設の位置情報など、市が保有するデータを地図上に表示する	○	
22	公共施設予約システム	公共施設の利用予約及び予約状況の管理・照会を行う	○	
23	電子申請システム	インターネットを通じて申請受付の受付・管理を行う	○	

### 4 各情報システムの導入及び更新判断について

業務担当課が新たに情報システムやサーバなどの機器を導入したい場合や、保守期限の関係などで既存システムなどを更新しなければならない場合は、総務部長を本部長とし、全部長が出席する「**四日市市ICT戦略本部**」において、それらの導入及び更新の可否を審査することとしている。

具体的には、毎年度7月頃に各課からICT戦略課に提出された案件に対し、導入目的や妥当性、費用面等の精査を行い、ICT戦略本部幹事会に諮った後、主要な案件を中心にICT戦略本部にて審査する運用としており、**各情報システムや機器の導入・更新に際して、庁内統制を図っている。**



5 本市のデジタル推進に関する計画について

(1) 四日市市情報化実行計画

「四日市市総合計画」に掲げる、I C T を活用した市民サービスの利便性向上や行政事務の効率化などを旨とする「スマート自治体の実現」に向けて、具体的にいつまでに何をすることを明記した実行計画として、令和4年度～令和7年度までの「四日市市情報化実行計画」を策定した。本計画は4つの基本方針を柱に、8つの個別施策を推進することとしている。

(2) 基本方針

市民向け

**基本方針 1** 暮らしの利便性を向上させた利用者中心の市民サービスの実現

**個別施策①** 行政手続のオンライン化

市民や事業者が役所に出向くことなく申請手続が可能となる環境の実現

**個別施策②** デジタルデバイド対策

デジタルに不慣れな方でもデジタル技術を扱えるようサポート体制の整備

**基本方針 4**

必要な情報を必要ときに容易にアクセスできるデータ利活用社会の実現

**個別施策⑧** 官民データの利活用推進

経験や勘ではなく、データを根拠にした政策判断の実施及び、市保有データの民間利用の促進並びに官民連携による地域課題の解決

**基本方針 2**

行政の生産性の向上、新しい働き方の実現

**個別施策③** AI・RPA等の更なる利用推進

デジタルを活用した業務効率の向上と人間にしかできない業務への注力

**個別施策④** テレワークの推進

場所や時間にとらわれない多様な働き方の実現

**基本方針 3**

ICT施策全体の最適化による安全・安心の実現

**個別施策⑤** 情報システムの最適化

システムの全国共通仕様化による調達コストの削減と自治体間連携の強化

**個別施策⑥** 情報セキュリティ対策

情報化を進める上での更なるセキュリティ対策徹底

**個別施策⑦** デジタル人材の育成

情報化実行計画の各施策の推進を担えるデジタルに精通した職員の育成

行政向け

[各個別施策の年度スケジュール]

個別施策名		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 行政手続のオンライン化					
1-1	行政手続のオンライン化	システム導入			
		優先度：高	優先度：中	優先度：低のオンライン化	
		本人認証・決済方法の検討	マイナンバーカード等を活用した本人認証及びキャッシュレス導入・拡大		
1-2	電子申請システム及びぴったりサービス等と業務システムの連携	調査・検討	調達・システム改修	本稼働・維持管理	
2 デジタルデバイス対策					
2-1	デジタル機器に不慣れな方向けの教室の開催及びサポート人材の育成	研修の開催	研修の開催	研修の開催	研修の開催
		育成方法の検討		サポート人材の育成	
2-2	電子申請の導入に向けた市民及び窓口職員へのサポート体制の整備	研修の開催	研修の開催	研修の開催	研修の開催
		体制構築 試行		サポート体制の維持管理	
3 AI・RPA等の更なる利用推進					
3-1	AI・RPA、音声テキスト化ツール等の活用	調査	調査	調査	調査
		評価	評価	評価	評価
		R3選定分の導入	R4選定分の導入	R5選定分の導入	R6選定分の導入
3-2	RPAの管理体制の整備	整備 試行		維持管理・改善	
4 テレワークの推進					
4-1	テレワークの推進	基盤拡大・横展開		利用拡大	
		検討・実証実験		コミュニケーションツール導入・維持管理	
4-2	庁舎内LANの無線化	一部導入		拡大	
5 情報システムの最適化					
5-1	情報システムの最適化（標準化・共通化対応）	最適化更新（三次開発分）			
			標準化・共通化調査	検討・調達	構築・導入
5-2	クラウド（ガバメントクラウド等）活用に関する方針の検討	クラウド活用調査・方針検討		機能検討・調達	活用
6 情報セキュリティ対策					
6-1	情報セキュリティ研修、訓練等の実施による職員の意識・スキル向上	研修・訓練の開催	研修・訓練の開催	研修・訓練の開催	研修・訓練の開催
		外部研修の受講	外部研修の受講	外部研修の受講	外部研修の受講
6-2	情報セキュリティポリシーの見直し	見直し実施	見直し実施	見直し実施	見直し実施
6-3	情報セキュリティ監査の実施	計画 監査	計画 監査	計画 監査	計画 監査
		自己点検（年2回）	自己点検（年2回）	自己点検（年2回）	自己点検（年2回）
6-4	情報セキュリティインフラの整備	EDR等検討・調達	導入		維持管理
		暫定対応		新サーバ室の設計・改修・運用	
7 デジタル人材の育成					
7-1	デジタル人材育成に向けた計画策定及び研修の実施	育成計画策定			
		研修実施	研修実施	研修実施	研修実施
8 官民データの利活用推進					
8-1	市保有データ等のオープン化に向けた整備	調査 計画策定			調査
			公開用データの作成		
		調査 設計・構築・導入		データ公開	
8-2	地域・行政課題解決のためのアプリの構築	課題洗い出し	解決策の募集	実証実験等	アプリ本格導入
8-3	証拠に基づく政策立案（EBPM）のための庁内データベース等の整備	調査・研究・調達			
				格納データの整備	
				設計・構築・導入	データ活用

## 6 委員からの主な意見

Q. 個別施策にあるテレワークの推進について、現状はどうか。

A. テレワークの推進は、総務課働き方改革推進室が所管しており、当課は技術的な部分で関わっている。国から提供されるシステムを使い、同時に約 500 人の職員がシステムを利用できる環境を用意している。また、令和 5 年度はビジネスチャットツールを導入しており、全職員が利用できる状態である。

Q. 行政のテレワークが進まない理由のひとつに情報漏洩のリスクが挙げられる。本市の業務の中で、テレワークに適する業務、適さない業務はどのようなものがあるのか。

A. 行政のテレワーク導入では、窓口業務や書類の持ち出しが課題となっている。窓口業務は、市民の来庁や電話対応を機械化できないため、テレワークに移行できない。また、庁内から書類やパソコンを自宅へ持ち出すことはできないため、庁内のパソコンを自宅からリモート操作できるようにすることで、セキュリティを確保している。この対策により、窓口業務や書類の持ち出し以外の業務については、テレワークで対応できるようになっている。

Q. 資料をデータ化すれば、どの業務でもテレワークができるのか。

A. 例えば、動画を視聴する研修や他者と関わらずに黙々と作業する業務はテレワークに適していると考えられる。

Q. 市では様々な課から市民向けのアプリが提供されているが、それらに対して I C T 戦略課はどのように関わっているのか。

A. 既存のシステムを利用するものであれば、相談を受けている。多くの場合はアプリの事業者が担当課へ直接営業に行っている。担当課で検討し、導入することになった場合には、セキュリティに関する助言を担当課に行っている。導入費用が高額になるアプリは、四日市市 I C T 戦略本部に諮ってから導入している。

Q. 各課で独自にアプリを導入することにより、市から様々なアプリが混在して市民に提供されている。これにより、市のデジタル化の方向性がわかりにくくなっていると感じている。I C T 戦略課が担当課と事業者との間に入るなど積極的に関わるべきではないか。

A. I T 技術が日々進歩するので、利便性の良い新しい技術を取り入れたいという考えはあるが、既存のシステムとの不均衡が発生する恐れもあり、判断が難しい。I C T 戦略本部に諮るものは、費用対効果や利用目的、統一感を十分に検討することとし、直接に担当課へ持ち込まれる話に関しては、可能な限り当課から助言していきたい。

(意見) 行政視察で訪問した宇部市では、職員が少しでもアプリに使いにくさを感じたり、アプリの効果に疑いがあったりする場合には、継続利用はしないと説明していた。本市でもそのような観点を持ってほしい。

Q. 庁内の業務効率改善のためにデジタル化を進めているとの説明があったが、システムやアプリを導入した時に、職員へ使用感を確認しているのか。ただ単にデジタル化を進

めることは、職員の負担を増やしているだけではないのか。

A. 職員向けのA I・R P Aの導入については、利用した部署に対して業務の削減時間を確認している。同じシステムを複数の課で利用したとしても、効果のある課と効果が薄い課もあるため、各課から意見を聞き取ったり、使い方のアドバイスをしたりしている。(意見) 宇部市では、職員の負担軽減や市民への成果という実益を特に重視していた。本市でも、その観点を持って取り組んでほしい。

Q. 行政手続きの煩雑さを解消するために、本市独自のアプリの開発を検討すべきである  
と考えるが、検討しているか。

A. 担当課を通して市民の声を聞くことが多いので、それらの意見を集約しながら、市民からのニーズに応える提案をしていきたい。

Q. テレワークやビジネスチャットは1日にどれくらい利用されているかを把握しているか。

A. テレワークシステムの利用件数はのべ130件から150件で推移している。ビジネスチャットについても利用件数を把握しており、職員の利用を増やす方法を検討している。

Q. テレワークの利用促進について、各課へI C T戦略課の職員を派遣して聞き取りを行うべきだと考えるが、実施数などのテレワークに関する目標はあるのか。

A. 現状では、窓口業務など、完全にテレワークでできる業務は限られているため、課の業務の大部分をテレワーク化することは難しい。しかし、各所属でテレワーク可能な業務の事例を整理し、職員のテレワーク活用を促進していくことが重要であると考えます。

Q. 本市がデジタル化を進めるにあたり、デジタル機器の操作が苦手な市民が取り残されないような環境づくりをどのように進めるのか。

A. 本市では、デジタル化を推進する一方で、デジタルデバインド対策や職員のスキルアップにも取り組んでいる。デジタルデバインド対策として、スマホの操作に不慣れな方向けの支援を行う。また、職員のスキルアップのために、全職員対象の育成プログラムを実施する。さらに、各所属で最低1人ずつ、デジタル活用のリーダーとなる職員を育成していきたい。

Q. デジタルデバインド対策としてスマホ教室の開催が挙げられていたが、市民にはどのように周知しているのか。また、内容を確認したい。

A. 広報よっかいちと地区市民センターのセンターだよりで周知している。スマホ教室は、1回7人で約70分の講座である。電源の入れ方から始まる内容となっており、参加者の方々は非常に楽しんで受講されている。

Q. 1回では身に着かない方もいるので、受講者をフォローする市の施策が必要ではないか。少しずつでもアナログからデジタルに切り替わる土壌を作るのは、I C T戦略課の役目だと考えるが、どうか。

A. 庁舎1階に設置しているマイナポイント申請の支援窓口が令和5年9月末で終了し

ており、同じ場所でスマートフォンの操作に関する相談窓口を設置しているが、現在は最小の体制で支援を行っている。

(意見) 健康保険証がマイナンバーカードに統合されることをはじめとして、デジタル化を進めるにあたって行政の支援が必要な場面は増えてくると考えられるので、充実した支援体制を整えてほしい。

Q. 資料には、四日市市情報化実行計画の行政手続のオンライン化の個別施策において、オンライン化する優先度の高い順に示されているが、具体的にどのような業務手続の優先度が高く設定されているのか。

A. 市民から問い合わせの多い業務手続や申請件数の多い業務手続を高く設定しているほか、職員からのニーズも考慮して設定している。現在取り組んでいるサービスは事業者向けが多く、市民に実感があるのは令和6年度から令和7年度末頃になると考えられる。

Q. 令和4年度にオンライン化した事業の中で一番実績の多い業務手続は何か。

A. おたふく風邪の予防接種費用の補助券の実績が一番多く、市民からも好評であった。また、事業者向けでは環境や消防に関わる部分の事業が多かった。

Q. 令和7年度末には計画どおりに全ての業務手続を完了できるのか。

A. 個々の事業申請手続が変わる部分もあると考えられるが、デジタル化できるように取り組んでいる。

Q. 個別施策にあるマイナンバーカード等を活用したキャッシュレスの導入拡大について、現在、キャッシュレス化が完了しているものと、これから導入していく予定のものを確認したい。

A. オンラインで申請できる税関係のキャッシュレス化は今年度に取り組んでいる。令和6年度以降は、類似するサービスを探し、できるものからキャッシュレス化を検討していく。

Q. 令和5年11月定例会議会の一般質問でも取り上げられたとおり、本市の公共施設予約システムは使いづらく、キャッシュレス決済にも対応していない。視察した宇部市は近隣自治体と共同で発注し、広域的に同じシステムを使っており、スケールメリットを活かすことで費用も抑えている。本市でも検討できないか。

A. 本市の公共施設予約システムは、約17年使っていることにより、本市の運用状況に合わせた調整がされており、管理する職員が利用しやすい、いわば四日市オリジナルモデルになっている。共同利用については、他の自治体との兼ね合いで改善の要望が上げにくいなどの弊害が出ており、それらのメリットや費用対効果を含めて、利用の可否を検証したい。

Q. 職員が利用しやすくても、市民が利用しにくさを感じているのであれば、改善すべきだ。利用希望日時が被った場合に申込者が集まってくじ引きをしているが、くじ引きをするためだけに都合を調整しなければならず、時代に合っていない。改善すべきではな

いか。

A. 現在のシステムは約 130 施設の予約ができ、それぞれの施設からの意見を聞いて構築している。時代に合った改善は必要だと認識しているので、システムを利用する窓口担当者などの意見を聞きつつ、改善の必要性や方法を検討したい。

(意見) 職員の業務効率化も重要な観点だが、市民向けのシステムで市民が使いにくさを感じているので、改善に向けた検討をすべきだ。

(意見) 市民や各課の職員から寄せられた意見をまとめて、それらの意見を、DXを活用して、どのように改善していくかを考えるDX推進リーダーは、今後、非常に重要な役割を担うと考えるので、その育成に注力してほしい。

## 7 まとめ

本市では、四日市市情報化実行計画に基づき、8つの個別施策を掲げてデジタル化を進めています。その中には、行政手続のオンライン化や自治体の保有するビッグデータの活用推進などの市民向けの個別施策があり、また、業務効率の向上、働き方改革、今後の本市のデジタル化を進める人材の育成など行政内部向けの個別施策もあります。それらの施策を担う部署がICT戦略課であり、その業務内容を確認しました。

当委員会では、令和5年7月の行政視察にて宇部市役所を視察し、先進事例を視察しました。宇部市では市民サービスの向上をする上で、まずはデジタル技術を駆使して職員の業務効率を上げ、その効果を市民へ広げていこうとしていました。また、費用対効果を正確に比較するため、数値で明確化する仕組みを取っていました。

質疑では、この宇部市の取り組みと本市の取り組みを比較する質問がいくつかありました。本市が市民に提供するシステムや職員が業務で使用するシステムに関して、担当課への支援の有無や使用感の確認をするものや、費用対効果を明確に測定しているか、公共施設予約システムを近隣自治体と一緒に広域的に運用することの提案がありました。

今回の休会中所管事務調査により、本市のデジタル化の現状を確認でき、また、市民の利便性の向上と行政の業務効率の向上について様々な取り組みを行っていることを確認することができました。宇部市の視察では、「デジタル技術の導入が目的ではなく、デジタル技術を活用した業務時間の削減や業務効率化が目的であり、導入ありきで話を進めるべきではない」と繰り返し説明がありました。本市でもデジタル化を最終目標とするのではなく、その先にある達成すべき目標のためにデジタル化を進めるべきであると要望し、今回の所管事務調査報告といたします。

---

[委員会の構成]

委員長	太田紀子
副委員長	早川新平
委員	荒木美幸
委員	竹野兼主
委員	日置記平
委員	平野貴之
委員	村山繁生
委員	森康哲

## 総務常任委員会

### ○大学の設置について

#### 1 はじめに

総務常任委員会では、大学設置に関して令和5年7月27日に山口県周南市の周南公立大学を視察し、10月19日に休会中所管事務調査を行って調査を行い、11月定例会議では報告を受けました。2月定例会議においては予算常任委員会全体会にて大学設置に係る基本構想（案）が提出され、本市議会全体で審査を行いました。

令和6年度予算では大学設置調査検討事業として当初予算と補正予算を合わせて2800万円の予算が計上され、大学基本計画策定委員会を組織して内容を検討し、年度内に基本計画を策定する予定です。

これらの経緯を踏まえ、現時点での大学設置に係る状況確認と内容を整理するため、所管事務調査を行うことといたしました。

## 2 四日市市大学設置に係る基本構想について

# 四日市市大学設置に係る基本構想 【概要】

令和6年3月  
四日市市

本市の産業都市としての持続的な発展を見据え、DXや脱炭素化等の世界的な潮流に伴う産業構造の変化に対応するためには、成長分野をけん引する人材の養成や研究活動を活性化することが必須であり、教育研究の推進が重要である。一方で、三重県内における大学収容力は低い上に、理工系分野の整備水準は全国と比べ低い水準にあることから、地域を拠点とした質の高い人材養成・研究開発を担う高等教育機関が必要である。

## 1. 大学の目指す姿

### 地域・大学等との連携

地域を拠点に国際社会に開かれた教育研究の実施  
・企業と連携した共同プロジェクト型教育  
・県内、東海地域の企業、自治体、大学等高等教育機関等と連携

### 人材養成

国際的な視野のもと多様性を柔軟に受容し、課題の解決に向かう探求心と行動力を育む  
企業との共同研究や起業の実践に参画できる高度な能力を有し、イノベーションを創出できる人材を養成

### 特色ある研究活動の推進

地域産業をけん引する、四日市ならではの特色ある研究活動の推進  
・企業や国内外の研究機関との共同研究  
・大学の研究シーズを社会実装し、起業に結び付けるための研究体制・支援体制

### まちがキャンパスとなる大学

市民にひらかれ、四日市のまちがキャンパスとなる大学  
立地を活かした産業界と教育をつなぐ拠点

## 2. 設置する大学の基本方針

### 地域連携・産学連携を推進しつつ、地域とともに発展する大学

- 地域連携・産学連携を取り入れた実践的教育研究
- 行政も積極的に関わり、企業との共同研究や地域の関係者と協働した起業を推進
- 卒業後も地域・大学とつながり続ける仕組みの創出

### 大学間連携を推進し、教育資源を共有して効率的な運営を行う大学

- 県内および東海地域の大学や高等専門学校と積極的に連携
- 特別教員の招へい、連携大学同士のオンライン授業や共同研究を推進

### 高度な研究力・探求力を養成する大学 ～大学院を含む設置計画～

- 大学院(修士課程、博士課程)の設置
- 地域企業との共同研究開発の推進
- スタートアップの実践力と高度な専門的能力、課題解決力の養成
- 地域企業への就職や地域での起業を目指す学生を養成

### 多様性を重視し、既設大学にはない特色をもつ大学

- 全国や海外から見て魅力のある大学、地域資源を最大限に活用して特色ある教育研究を遂行する体制
- 学生・教職員において国籍・年齢・性別の多様性を重視、多分野を横断する実践的能力の養成
- 海外の企業、研究機関、大学等との連携、人的交流、国際交流や国際的な研究活動を推進

### 研究活動を推進し、研究成果の社会実装を積極的に行う大学

- 優秀な研究者による高度な研究活動の推進
- 大学の研究シーズの社会実装、ビジネスに結び付けるための研究体制・支援体制の整備
- 大学・企業・行政が協働、四日市ならではの特色ある研究活動を展開

### 地域の学習の中核としての機能を有し、生涯学習の推進に寄与する大学

- 幼小中高校におけるものづくり教育、キャリア教育、科学教育との連携、産業界と教育現場と市民をつなぐ拠点
- 地域企業で働く社会人のリカレント教育、地域における生涯学習機関

### 3. 人材養成の方針～予測不可能な時代を生き抜く人材～

- ① 環境や社会および技術の変化に柔軟に対応するための総合的な知の教養、専門分野の基礎知識、「生成AI」や「データサイエンス」を利活用する能力、コミュニケーション能力、自ら考え行動する力、高い英語力等の修得
- ② 地域社会の理解とともに世界的な情勢を理解し、広狭両面の視座と因果関係を考察する能力の養成
- ③ 四日市市および三重県において、地域と共に新たな技術や産業の創出を目指し、イノベーションを実現させるための探求力・実行力を養成

### 4. 想定される教育研究分野

- ① 地域の産業構造をふまえ、技術とものづくりを核とした理工系分野
- ② デジタル・グリーンなどの成長分野をけん引するために、総合知として人文社会科学の基盤知識とデザイン思考・ビジネス思考を併せ持つ高度専門人材の養成に向けた、理学、工学、情報学等の分野

### 5. 設置する大学の教育研究方針

#### 地域および産業界との協力・連携を活用した教育研究

- i. 地域企業、行政等との関わりを通じた実践的教育の実施
- ii. 地域企業との共同研究、大学の資源や教育研究成果の活用

#### 学修者本位の大学教育の実践

- i. 学修の成果の実感・獲得、課題等に応用・実践できる能力の養成
- ii. 知識や技術を応用して起業するチャレンジを支援するためアントレプレナー教育等の仕組みを構築

#### 知識の共通基盤の確立と実践力の養成

- i. 学習者自ら能動的に学ぶことによる幅広い教養・知識の涵養、STEAM教育を基盤としたプロジェクト型教育の推進
- ii. 論理的思考に基づき、専門性を実践的な課題解決およびスタートアップにつなげることのできる教育研究の実施
- iii. 海外留学も活用した英語教育・異文化理解教育、英語による対話・交渉力の養成

#### 学生・教員・職員の多様性を活かした教育研究体制

- i. 学生：国籍、年齢、性別の異なる学生同士が互いに刺激を受けるとともに協働的な教育活動を実施
- ii. 教員：高度な専門性を有する教員を配置、実務家、若手、女性、外国籍などの多様な人材を登用
- iii. 教育研究支援体制：資金取得・管理や契約書類作成、知財や権利関係の調整等を行う専門的コーディネータやURA(ユニバーシティリサーチアドミニストレータ)等の支援体制を整備

#### 新しい教育研究を実現する環境の整備

- i. 「オープンマインド」をキーワードに、ディスカッションやアイデアの創発、学びあいやコミュニケーションを容易にする多目的で可変的な協働スペースを持った大学施設
- ii. ニフミチ空間をキャンパスとして活用。大学施設を開放し、生涯学習の一環として人々がものづくりの現場に触れることができる、市民にひらかれた学習環境
- iii. 企業との高度な共同研究を実現するセキュリティを重視した共同研究施設

### 6. 想定される設置主体

国立大学をはじめ、公立大学の設置や既存の私立大学の移転等の設置主体を想定するとともに、一つの大学の枠を超え、複数大学の設置・協力によるシナジー効果を得られるような大学間連携を念頭に置き、今後検討を継続する



国立大学

+

公立大学

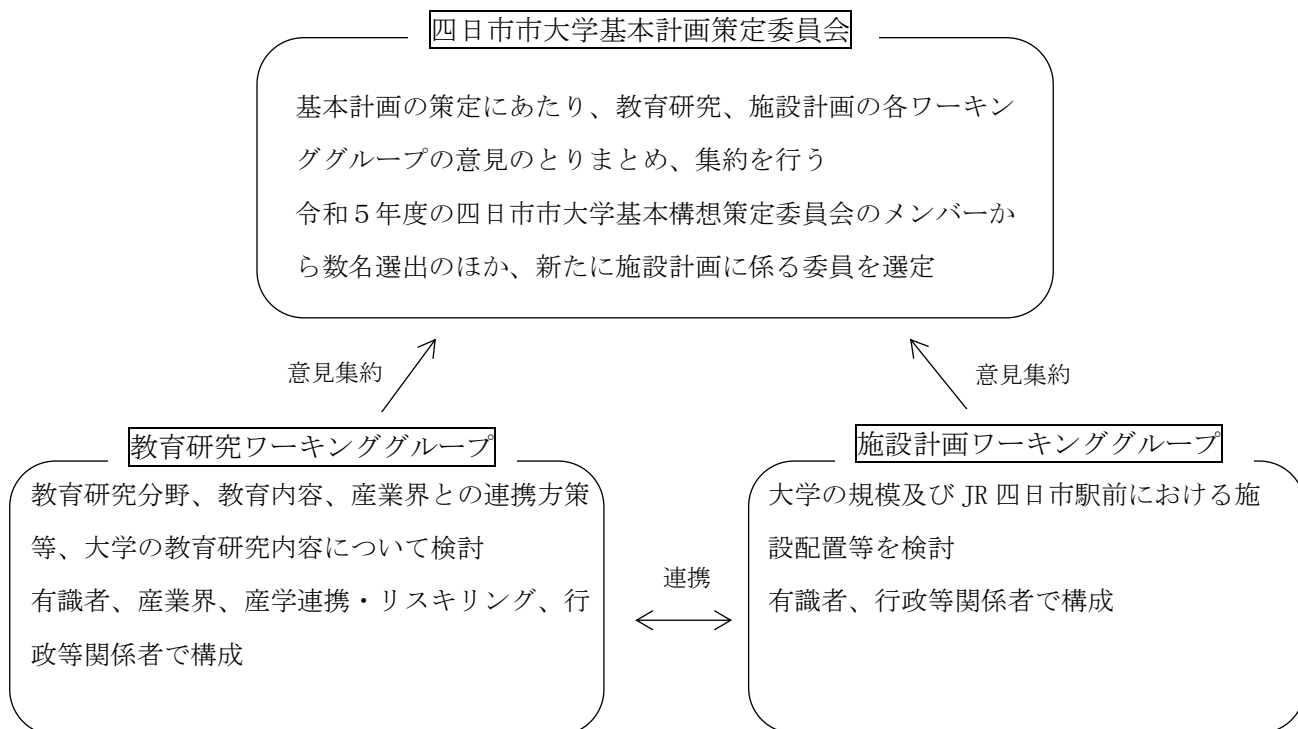
私立大学

### 3 四日市市大学基本計画について

#### (1) 概要

JR 四日市駅前に設置する大学の教育研究内容等を検討するとともに、大学の学生規模等に応じた施設の配置等にかかる基本計画を策定する。

#### (2) 検討体制（案）



#### (3) スケジュール（案）

時期	内容
令和6年4～5月	四日市市大学基本計画策定委員会、ワーキンググループの設置
令和6年5月～令和7年3月	計画内容の検討・計画の策定

#### 4 委員からの主な意見

- Q. 国立、公立、私立大学を組み合わせた大学間連携を考えていると説明があったが、組み合わせる大学によっては、学生の学力や教授陣の研究内容に差があると大学間の連携が取りづらく、教授集めにも支障が及ぶ心配がある。その点をどう考えるか。
- A. 三重大学と連携協定を結び、新たな教育研究拠点の設置に向けた検討を始めており、まず三重大学がJR四日市駅前の教育研究拠点で扱う学問分野を決め、それを受けて、その分野の教授を当たっていくことになる。その上で、相乗効果の図れる学問分野を調整し、学生の募集についても検討していくことになる。
- Q. 例えば、三重大学と四日市大学が連携する場合、四日市大学には理系学部がなく、それぞれの大学の学生の学力に差もある。このような難しい条件で教授を集める方法はあるのか。
- A. 学生の質を担保するには教授陣の内容が重要であると考えており、今年度教育研究ワーキンググループで学問分野を決めて、公立大学の場合は教授を探したい。また四日市大学は国から補助金を受けて理系学部への転換を検討しており、連携する場合には、三重大学が検討する分野と整合が取れるか、また、相乗効果があるかを見極める必要がある。
- (意見) 四日市大学が連携に入る場合は、理系の新学部の設置と大学間連携を同時に進めることになるので、慎重に精査すべきである。
- Q. 大学間連携を行わず、三重大学が単独で教育研究拠点をつくるという選択肢はあるのか。
- A. 今後の検討によるが、可能性は低いと考える。市として一定の規模の大学を設置したいという考えがあり、また、三重大学には大学間連携に重点を置き、特色ある大学を作りたいという意向がある。まずは、大学間連携を主軸に検討したい。
- Q. 改めて確認するが、周南公立大学のように四日市大学を公立化する考えはあるか。
- A. 今後の選択肢のひとつだとは考えるが、公立化については、四日市大学を運営する暁学園が判断することであり、市はその判断に意見できる立場にない。
- Q. いずれの選択肢を取る場合でも、国立大学である三重大学との学生の学力の差が発生することが考えられるので、設置主体や分野を早急に固めるべきではないか。
- A. 先進地の事例では、私立大学の運営をそのまま引き継いで公立化する場合と、区切りを設けて公立大学として再出発する場合がある。その方法を検討する中で、大学間連携にふさわしいものを検討したい。
- (意見) 連携協定を結ぶ三重大学が他の大学と連携しやすい方法を模索してほしい。
- Q. 学生は自分が通う大学から授業のためだけにJR四日市駅前に来て、それが終わると帰ってしまうことが想定され、本市を拠点に学ぶ学生はいないのではないか。
- A. 今後の検討によるが、例えば、同じ日に授業によって三重大学津キャンパスとJR四日市駅を往復するのは不便なので、本市で完結することをベースに検討してい

く。

Q. 大学間連携を進めると、連携する大学同士の協議により、本市の意図と異なる方針になる可能性があるのではないか。

A. カリキュラムなどは大学間での協議になるが、産業界との連携も重要事項なので、大学の方向性や構想については市が主軸で検討する。

Q. 本市がやろうとしている大学間連携は全国で初の事例になるのか。

A. 同一敷地内に複数の大学と大学院が立地する事例や、異なる法人の大学が共同で一つの法人をつくって連携する事例がある。本市が検討するような一つの建物の中に複数の大学が入る形式は他にない事例である。

(意見) 他の委員から意見が出ているように、少子化で学生数が減少することを踏まえて大学の内容を検討する必要がある。また、市民が大学の設置に納得できるようわかりやすい説明が求められる。魅力がある大学にすることを発信してほしい。

Q. 本市のコンビナート企業は、東京などにある本社で学生を採用するが、大学ができた時には、産学官連携の観点から地元採用を依頼することはできるのか。

A. 本社が本市以外にある大企業の地域採用は難しいが、採用後に会社からなじみのない遠隔地への勤務を求められた場合に、その会社を辞めてしまう場合があるので、地域で学んだ社員の方がその地域に定着しやすい傾向があると伺っている。また、中小の地元企業は人材不足に悩んでいるので、例えば、大学と共同研究を行うことにより、学生と企業が双方を知る機会となり、採用に繋げるような仕組みについても検討したい。

(意見) 優秀な学生を本市から輩出し、また、産学官連携により定住人口を増やすことができるよう、十分に検討してほしい。

Q. 校舎の高さの想定はあるか。容積率から考えると 22 階建て程度になるのではないか。

A. 学生数などの大学の内容によるため、現時点では未定である。商業地域の容積率は 500% であり、工業地域は 200% である。大学の整備の内容によっては都市計画変更が必要になる場合も考えられる。

(意見) 例えば商業施設など大学以外の施設を入れることも選択肢のひとつだと考えられるので、十分に内容を検討してほしい。

Q. 校舎は市が整備するのか。

A. 公設も選択肢ではあるが、商業施設など大学以外の機能である利便施設を併設する場合には、PFI などの方法を検討することになる。整備手法や運営コストを含めて施設計画ワーキンググループで検討していく。

(意見) 少子化が進み、大学の中には経営困難に陥る場合もある中で、新たな大学の設置は、魅力的な大学でなければ経営が成り立たない。また、経営には大学経営に長ける人材を呼ぶ必要がある。各所と連携を取りつつ進めなければ、経営は難しい

と考える。

Q. 大学基本計画策定委員会の委員は決まったのか。また、議会へ報告はあるのか。

A. 大学設置に関する事項については、その内容が整理できた時点で、適宜、議会へ報告したい。

Q. 大学基本計画策定委員会には駅舎を持つJ R東海も入っているのか。

A. J R東海は地権者なので協議をする必要はあるが、委員会に入るわけではなく、関わる場合にはオブザーバーとなる可能性が考えられる。

(意見) J R東海が納得しない計画を組み立てても意味がないので、十分に協議を重ねて、J R東海側の理解を得てほしい。また、鉄道事業は様々な地域の幅広い業種が関わるので、つながりを密にして協力していくべきだ。

## 5 まとめ

今回の所管事務調査では、大学間連携を中心に質疑があり、現時点の方針や考え方の確認を行いました。大学の方針や内容は、令和6年度に大学基本計画策定委員会や、その下部組織である教育研究ワーキンググループと施設計画ワーキンググループにおいて検討されます。

委員からは大学間連携の考え方やその効果、また、令和6年2月16日に本市と三重大学が結んだ「J R四日市駅前における三重大学新教育研究拠点の設置に向けた検討着手の連携協定」を受けて、三重大学との協議に関する内容について質疑がありました。詳細は未定な部分が多く、上記の会議体で今後検討していくこととなりますが、内容が整理でき次第、議会へ報告がある旨確認したところであります。

本市の産業界を支えるだけでなく、市民や地域に効果のある大学にするため、引き続き調査することとし、今回の所管事務調査報告といたします。

---

### [委員会の構成]

委員長	太田紀子
副委員長	早川新平
委員	荒木美幸
委員	竹野兼主
委員	日置記平
委員	平野貴之
委員	村山繁生
委員	森康哲

## 総務常任委員会

### ○令和6年能登半島地震に係る本市職員の活動報告について

#### 1 はじめに

令和6年1月1日16時10分に石川県珠洲市を中心に最大震度7の地震が発生し、気象庁の記録によると本市でも震度3を観測しました。今回の地震では特に水道網を中心とするインフラに深刻な被害があり、被災地では停電や断水が続く地域もあります。また、輪島市内では地震による広範囲の火災が発生しました。

この震災の発生を受け、全国の自治体等から支援があり、本市からも応援職員の派遣や消防本部から緊急消防援助隊の派遣、DMATを初めとする医療関係者の派遣、上下水道局から給水車の派遣などが行われました。また、令和6年4月から高岡市と輪島市へそれぞれ1名ずつ、1年間の長期派遣を行っています。

本市はこのような震災と無関係ではなく、南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率が70%から80%だと言われており、市は大地震に対する備えを呼び掛けています。今回の能登半島地震への様々な支援活動を通し、得られた経験と知識を今後の本市の防災体制にどのように活用するのかが課題となっているため、所管事務調査を行うことといたしました。

#### 2 輪島市の状況

三重県が対口支援を行っている石川県輪島市について、令和6年1月1日現在の人口は23118人、11357世帯で、輪島市の被害等の状況を石川県災害対策本部の資料から一部抜粋すると次のとおりとなっている。

日時	避難所の開設数 (箇所)	避難者数 (人)	住家被害 (棟)
1/2 15:30	70	9,229	倒壊家屋多数
1/10 14:00	166	12,040	多数
1/19 14:00	128	4,797	多数
1/31 14:00	87	2,833	2,082
2/16 14:00	79	2,275	8,884
2/28 14:00	61	1,997	12,548
3/26 14:00	53	1,735	14,806

(石川県HP「被害等の状況について」より抜粋)

### 3 職員の派遣状況（令和6年4月1日現在）

支援業務の内容	派遣先	派遣済み (人)	派遣予定 (人)	計 (人)
高岡市への長期派遣（1年間）	高岡市	1		1
輪島市への長期派遣（1年間）	輪島市	1		1
DMA T	輪島市ほか	13		13
（1）下水道管渠被害調査	能美市	10		10
（2）輪島市への応援職員の派遣	輪島市	33	16	49
（3）保健師等	輪島市	8		8
（4）被災建築物応急危険度判定士	穴水町	4		4
（5）緊急消防援助隊	輪島市	78		78
（6）災害マネジメント支援	輪島市	2		2
（7）応急給水活動	七尾市	24		24
（8）学校支援	輪島市	2		2
災害支援ナース	輪島市	1		1
（9）被災家屋・建物の公費解体に係る受付、契約業務等の支援	輪島市	2		2
計		179	16	195

※番号は、以下の支援業務の内容の番号と同じ

### 4 支援の具体的な内容等について

#### （1）下水道管渠被害調査（派遣先：石川県能美市）

##### （ア）支援の概要

下水道施設の被災状況調査

##### （イ）支援の時期、内容

##### （時期）

- （01）【1次調査】 1月 8日から1月11日 4名
- （02） 1月12日から1月16日 2名
- （03）【2次調査】 1月28日から2月 1日 2名
- （04） 2月10日から2月15日 2名

(内容)

【1次調査】応急復旧または本復旧の必要性を判断するための下水管の調査を目視により行った

【2次調査】1次調査で復旧を必要と判断した箇所の詳細な(カメラ)調査を日本下水道管路管理業協会が行い、その内容のとりまとめや業務補助を行った

(ウ) 活動状況等



(1次調査 目視調査)



(2次調査 カメラ調査)

(エ) 支援活動で気づいたこと等

○本市職員が日頃維持管理しているマンホール蓋と開閉操作が異なり時間を要した

○複数の自治体の職員と支援活動を行うには連携が重要と感じた

(オ) 支援活動を通して感じた本市の課題

○応援職員向け四日市型マンホール蓋開閉マニュアルを作成する

○日頃から問題意識を持ち、三重県等が行う訓練へ積極的に参加し、複数の自治体との連携の強化を図る

→広域化及び共同化計画に係る合同訓練(三重県主催)

→下水道担当職員研修会(三重県下水道公社主催)

## (2) 輪島市への応援職員の派遣(派遣先:輪島市)

(ア) 支援の概要

三重県がカウンターパートとなっている輪島市に応援職員を派遣し、避難所の運営支援を担当(※(02)のみ担当した指定避難所が異なる)

(イ) 支援の時期、内容

(時期)

(01) 1月10日から1月15日 2名

(02) 1月18日から1月23日 2名

(03) 1月22日から1月27日 2名

(04) 1月30日から2月4日 2名

(05) 2月3日から2月8日 2名

- (06) 2月 7日から2月12日 2名
- (07) 2月11日から2月16日 2名
- (08) 2月15日から2月20日 2名
- (09) 2月19日から2月24日 2名
- (10) 2月23日から2月28日 2名
- (11) 2月27日から3月 3日 2名
- (12) 3月 2日から3月 7日 1名
- (13) 3月 6日から3月11日 2名
- (14) 3月10日から3月15日 2名
- (15) 3月18日から3月23日 2名
- (16) 3月22日から3月27日 2名
- (17) 3月26日から3月31日 2名

(内容)

※令和6年1月中旬頃まで

**【運営管理】**

- 避難所運営の役割分担、リーダーの編成を行い組織化
- 避難者による避難所の自主運営に向けた働きかけ（当番による清掃等）
- 避難者の名簿情報、薬情報の作成・更新と地元病院への薬発注
- 避難所の避難者数、自宅避難者数、車中泊者数（食事、物資受け取り）を災対本部に定時報告（状況により業者や支援団体に直接依頼）
- 輪島市からの情報（入浴、各種申請、停電状況等）や避難者への各種調査等を避難者へ伝達

**【環境整備】**

- 避難所環境の整備（更衣室の設置等）等

**【健康管理】**

- 発熱、体調不良者の隔離スペースの確保を避難所管理担当リーダーに相談して設置
- 避難者の運動不足の対応、体操等の実施

**【その他】**

- 地区内の道路啓開について門前総合支所の整備課へ要望

※令和6年1月下旬以降

**【運営管理】**

- 避難所内の定例会議（課題解決、情報共有等）
- 行政や外部団体との連絡・調整・取り次ぎ（必要物資の確認、連絡）
- 各種情報の避難者への周知
- 避難所の要望の輪島市役所（門前総合支所）への取り次ぎ
- 給水・し尿汲取り等の立ち合い
- 炊き出しの日程・場所の調整

【健康管理】

○避難者数、健康状態の報告

【その他】

○各避難所代表者会議への出席

○ボランティア団体や訪問者等の対応

(ウ) 活動状況等



(エ) 支援活動で気づいたこと等

【運営管理】

- 地域コミュニティの重要性（地域住民により自主的、円滑な避難所運営がなされていた）
- 各避難所にP Cとプリンターを速やかに配備する（使用できるようにする）ための備え
- 避難所などにおける防犯対策としての夜間警備の外部委託
- 参集可能な職員数が少ない場合の災害時の体制をどうするか
- 避難所職員のローテーション化
- 被災した職員の労働環境の整備
- 応援職員のために各現場における休養のための環境整備
- 事務作業を円滑にするための応援職員側の労働環境改善

【物資管理】

- 支援物資仕分けのためのシステム整備（物資・物流の検討）
- 物資の配布数と在庫、必要な人数の管理（物資にかたよりがあり不足や返却が発生した）
- 避難者の要望に沿ったプル型支援の必要性

【環境整備】

- 避難所環境の向上（水槽、トイレ、風呂、洗濯等）
- 個別空間を可能なかぎり確保することが大切

【健康管理】

- 避難所内での感染症や体力低下への対策（簡易トイレは清潔に保たれ、各種消毒用品の活用によって衛生環境は可能な範囲で整っていたため、ここでは感染症等がなかった）
- 避難者がなごめる場所の開設など心のケアの実施

【その他】

- 罹災証明書の発行などの行政支援が行き届かないなどの不満への対応
  - ・報道担当の一元化が必要

(オ) 支援活動を通して感じた本市の課題

【運営管理】

- 地域コミュニティ、避難所のコミュニティの重要性
- 避難者と避難所担当職員の役割の明確化
- 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営
- 災害時要配慮者(児)の福祉避難所開設（こどもと保護者の避難所として開設するので、そのための部屋割や保管物資の確保）
- 避難所への人員支援
- 災害時に業務に対する職員の割振り
- 通信環境が回復したら、W i - F i 接続できるP Cとプリンターを各避難所で確保すること

### 【物資管理】

- 支援物資の需要と供給の管理、システム整備（必要な物資を適切なタイミングで提供できるよう取り組むことで、少しでも避難所生活の質を高め、ストレス軽減に繋げたい）

### 【環境整備】

- 発災後速やかに仮設トイレ、風呂、洗濯等の衛生設備の設置、し尿処理の体制整備
- 災害時の情報提供の手段の確立（HP以外）

### 【健康管理】

- 避難者の健康管理（感染症、体力低下、心のケア等）
- 避難者の声の収集と関係機関との連携

### 【平時からの備え】

- 住民主導の避難所運営について、市民の理解と協力を得ておくことが必要
- 生活用水確保の重要性の周知啓発
- 支援物資が到達するまでの期間は公的備蓄だけでなく住民自身の備蓄が重要
- 平時からの備えとして、学校教育における「命を守る教育」に加え、問題解決能力、情報活用能力等の育成及び人権教育・道徳教育の充実
- 災害救助法上の災害救助の実施主体は都道府県であるため「三重県一四日市市一地域住民」が綿密に連携をとれるよう、情報共有の手法や体制を整えておくことが必要
- 平時から災害救助法の対象となる経費の整理を行い、必要な物資を迅速に調達できるよう準備をしておくことが必要

## (3) 保健師等の派遣

### (ア) 支援の概要

石川県輪島市内の75歳以上在宅高齢者の健康調査を実施

### (イ) 支援の時期、内容

#### (時期)

- (01) 1月10日から1月15日 2名（保健師1名、事務職1名）
- (02) 1月14日から1月19日 1名（事務職1名）
- (03) 1月22日から1月27日 1名（薬剤師1名）
- (04) 1月30日から2月4日 2名（保健師1名、事務職1名）
- (05) 2月19日から2月24日 1名（保健師1名）
- (06) 3月10日から3月14日 1名（保健師1名）

※1班の構成は、保健師2名、調整者1名

※調整者は保健師の活動補助（車両の運転、日程調整、その日の活動内容の報告、など保健業務以外の全般）

#### (内容)

- 「これまで会えなかった人、且つ除外者（死亡、仮設住宅に入居等、明らかに会えない）以外」を対象に再度訪問を実施し、在宅の要支援者を把握し継続的

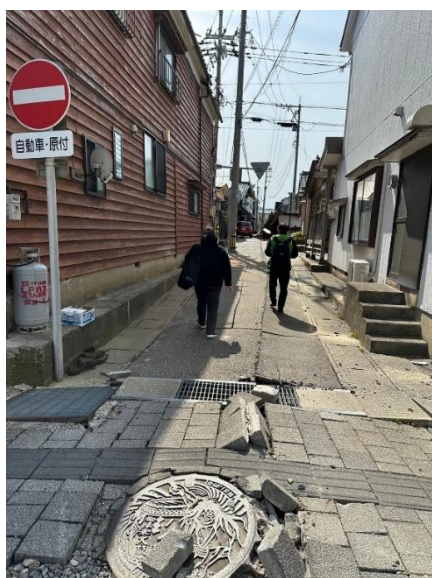
な支援につなげることを目的

○面談は、健康状態の確認、服薬の状況、困りごと・心配ごとの有無確認、チラシの手渡し（義援金申請・受け取り、無料バス運行時間、その他が記載されている、「広報わじま」ほか）などを行った

(ウ) 活動状況等



(輪島市河井地区の状況)



(在宅高齢者健康調査の様子)



支援者の健康管理 /

R4 3/11 在宅高齢者健康調査

地区	自治体	対象者 (人)	実施状況	
			未調査	調査済
河井	三重県	10	29	81
鳳王	徳島県	52	1	51
海士	徳島県	10	0	70
輪島崎	徳島県	16	0	16
大屋	北海道	131	33	98
二ノ子	福岡市	33	0	33
町野	長崎県	42	10	32
三井	大阪府	37	6	31(2)
河原田	大阪府	38	16	22(2)
西保				
イノ岸	さいたま市	24(20)	18(22)	6
陽岸	さいたま市	12	0	12
浦上	宮城県	34	34	0
錦岡	さいたま市	41(40)	0	41(40)
七瀬	宮城県	31	31	0
黒島	さいたま市	36(35)	0	36(35)
門前	宮城県	59	29	30
本郷	宮城県	19	0	19



保健師チーム情報

自治体別	今日班	来日班	最終日	備考
大阪府	3/27 AM	3/27 PM	3/27 PM	
北海道	3/27 AM	3/27 PM	3/27 PM	
徳島県	3/27 AM	3/27 PM	3/27 PM	
福岡市	3/27 AM	3/27 PM	3/27 PM	
長崎県	3/27 AM	3/27 PM	3/27 PM	
三重県	3/27 AM	3/27 PM	3/27 PM	
宮城県	3/27 AM	3/27 PM	3/27 PM	
さいたま市	3/27 AM	3/27 PM	3/27 PM	
神戸市	3/27 AM	3/27 PM	3/27 PM	

(保健所でのミーティング、掲示物などの様子)

(エ) 支援活動で気づいたこと等

- 発災後2か月半を経て、災害サイクルの慢性期（被災地の医療体制の整備等、中長期的な支援が必要な時期）となり、DPAT（自然災害などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチーム）が4月末まで活動延長されたことから、今後はメンタルケアが重要課題になると肌で感じた

(オ) 支援活動を通して感じた本市の課題

- ひきこもり・自閉症などの方の状況を把握して良好な関係を育むなど、平時より地域全体でつながり、助ける助けられる関係性を構築しておくことが重要である
- 臨時託児所に、様々なニーズ（アイテム・専用スペースなど）をもった方が利用できるよう配慮が必要

(4) 被災建築物応急危険度判定士（派遣先：石川県鳳珠郡穴水町）

(ア) 支援の概要

地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や、瓦や外壁・窓ガラスの落下、ブロック塀等の転倒により、人命に係る二次的被害を防止するため、被災建築物の危険度を速やかに判定し、使用者や第三者に周知を図る

(イ) 支援の時期、内容

(時期)

(01) 1月13日から1月16日 2名

(02) 1月17日から1月18日 2名

(内容)

○被災建築物応急危険度判定士※が2名1組となり、主に外観目視により「応急危険度調査判定マニュアル」に基づき建築物等の沈下、傾斜、柱や梁等の被害状況、瓦や外壁等の落下の危険性の調査を行った

○調査表に記されている判定基準に従い、それぞれの調査項目についての危険度をA～Cランク等で評価し、その評価に基づき総合判定として「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分で危険度判定を行った

○判定結果を所有者や第三者に周知するため、判定ステッカーに必要事項を記入し、周囲から見えやすい箇所に貼付け、注意喚起を行った

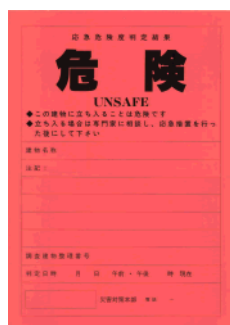
※被災建築物応急危険度判定士は、建築士程度以上の専門知識が必要であることを前提とし、応急危険度判定基準に関する技術講習を受講し、都道府県に登録された建築技術者

※本市職員の登録者：43名

(ウ) 活動状況等

【本市派遣職員の評定棟数】

実施日	判定棟数			
	危険	要注意	調査済	
1月14日	39	6	4	29
1月15日	21	9	11	1
1月16日	30	4	12	14
1月18日	9	5	3	1
合計	99	24	30	45



(判定ステッカー)



(調査・判定活動)



(実施本部での打合せ)

(エ) 支援活動で気づいたこと等

- 道路、上下水道等の甚大な被害状況下、かつ悪天候の中での活動であったが、先陣からの情報提供による事前準備で円滑な判定活動ができたことから、情報共有の重要性を改めて実感した
- 判定士が円滑に活動するためには、実施本部における判定コーディネーターの状況に応じた判断や的確な指示が重要になってくることを再認識することができた
- これらの経験を職場の報告会等にて情報共有したことにより意識の醸成につながった

(オ) 支援活動を通して感じた本市の課題

- 大規模地震により本市が被災した際には、他の自治体からの派遣職員や民間の判定士が、「被災建築物応急危険度判定」を行うこととなる。その際には、本市職員が判定士を取りまとめる判定コーディネーターとして判定活動を円滑に進めていく重要な役割を担うこととなる
- 本市では、必要な数の判定コーディネーターを確保しているものの、災害発生時に迅速、かつ的確に対応できるよう被害想定に応じた判定コーディネーターの役割も定めた実施本部の活動マニュアルを整備するとともに、マニュアルに基づいた実践的な模擬訓練が必要と考える

**(5) 緊急消防援助隊**

(ア) 支援の概要

被災地に緊急消防援助隊を派遣し、救急、救助活動を実施

(イ) 支援の時期、内容

(時期)

- (01) 【第1次派遣隊】 1月10日から1月13日 7隊26名  
(指揮隊、消火隊2隊、救助隊、救急隊、後方支援隊、重機隊)  
(指揮隊のみ先行：1月9日から)
- (02) 【第2次派遣隊】 1月13日から1月16日 7隊26名

(指揮隊、消火隊2隊、救助隊、救急隊、後方支援隊、重機隊)  
(指揮隊のみ先行：1月12日から)

(03)【第3次派遣隊】1月16日から1月19日まで 7隊26名

(指揮隊、消火隊2隊、救助隊、救急隊、後方支援隊、重機隊)  
(指揮隊のみ先行：1月15日から)

※令和6年1月9日から1月19日まで11日間 延べ21隊78名

(内容)

- ・火災現場行方不明者検索活動（輪島市河井町）
- ・土砂災害現場行方不明者検索活動（輪島市市ノ瀬町）
- ・救急活動（輪島消防署、穴水消防署）

※四日市隊（救急出動件数6件 搬送人員7名）

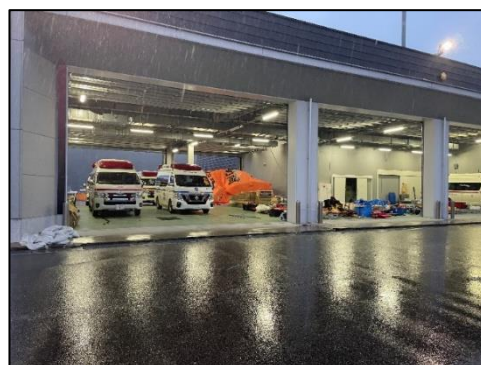
(ウ) 活動状況等



(輪島市河井町 火災現場)



(輪島市市ノ瀬町 土砂災害現場)



(輪島市 輪島消防署)

(エ) 支援活動で気づいたこと等

○緊急消防援助隊の受入れ体制の充実強化

(オ) 支援活動を通して感じた本市の課題

○緊急消防援助隊がスムーズに活動出来るよう、受援体制の検討を行い、訓練を重ねる必要がある

## (6) 災害マネジメント支援

### (ア) 支援の概要

応急対策職員派遣制度に基づき三重県が石川県輪島市に派遣した総括支援チームとともに、地震発生後の輪島市の災害応急及び復旧業務を効率的に実施するための市職員の知識と経験を活かした災害マネジメント支援業務

### (イ) 支援の時期、内容

#### (時期)

(01) 1月11日から1月16日 1名

(02) 3月7日から3月12日 1名

#### (内容)

- 物資の在庫管理及び共有方法の確立
- 物資ニーズを集約するシステムの確立
- 物資拠点の確保（民間の倉庫を活用、物流業者とレイアウト等の検討）

### (ウ) 活動状況等



### (エ) 支援活動で気づいたこと等

- 支援物資の管理が難しい
- 外部支援（国、県、ボランティア等）との連携が重要
- 応援団体や災害業務に関わるスペースの確保（国・県・市町・NPO等多数の応援者の受入れ場所）が必要
- 連携強化のために災害対策本部とリエゾンの執務場所は近い方が良い

### (オ) 支援活動を通して感じた本市の課題

#### 【環境整備】

- 職員の災害対応能力の向上（継続的に取り組める体制づくり）
- 物資拠点における活動人員の検討（人員の配分、確保）
- 車両の確保（被害認定等現場確認用等）

#### 【業務整理】

- 避難所ニーズの集約方法の検討（LOGOフォーム等の活用）
- 被害認定用の資材確保およびシステム等の準備、班編成の構想
- 罹災証明書、生活再建相談窓口の対応想定
- 業務継続計画（BCP）の見直し

### 【受援体制】

- 応援職員の駐車場、宿泊場所等の確保
- リエゾンに市の概要、地図、市の組織図、職員数、市の計画等を渡せる用意
- 応援職員の後方支援の必要性（過去の事例検索、情報収集等）
- 外部支援（国、県、ボランティア等）の受入体制、執務スペースの確保
- 応援職員用の車両の確保
- 事前に応援職員にお願いする業務を決めておく（BCP、受援計画の見直し）

### （7）応急給水活動（派遣先：石川県七尾市）

#### （ア）支援の概要

日本水道協会中部ブロック三重県支部による輪番表に基づき給水車および職員を派遣して、市民向けの給水活動及び病院等施設への給水活動を行った

#### （イ）支援の時期、内容

##### （時期）

- (01) 【第 4 次隊】 1月19日から1月22日 4名
- (02) 1月22日から1月25日 4名
- (03) 【第 8 次隊】 2月12日から2月15日 4名
- (04) 2月15日から2月18日 4名
- (05) 【第 1 2 次隊】 3月 7日から3月10日 4名
- (06) 3月10日から3月13日 4名

##### （内容）

- それぞれの隊に1班4名で3日ずつ2班を派遣、3日間の活動日の前後は移動日及び引き継ぎを行った
- 前日に翌日の活動内容（給水場所）の指示が石川県企業庁からあり、給水車への補水と給水場所を往復して応急給水活動を繰り返し行った

#### （ウ）活動状況等



#### （エ）支援活動で気づいたこと等

- 派遣されている他の自治体・団体との積極的なコミュニケーション及び連携が重要と感じた
- 被災地における支援においては、迅速かつ柔軟な対応の必要性を感じた

(オ) 支援活動を通して感じた本市の課題

- 市内全域での断水も想定し、被害状況に応じた応急給水拠点の候補場所や優先度等の再整理を行う

## (8) 学校支援

(ア) 支援の概要

三重県教育委員会がカウンターパートとなっている輪島市に対し、災害時の学校運営に関する研修等を受けた教職員で構成する「三重県災害時学校支援チーム」を派遣し、学校再開に向けた活動を行う

※三重県災害時学校支援チームの活動

- 1月19日から3月31日まで

○学校再開に向けた事前準備段階での活動内容

- ・校内の整備・片付け（倒れたロッカーや書庫・金庫などの整理、書類や図書などの片付け・整理等）
- ・教室の準備（受入人数に応じて学習場所の検討、室内の間仕切り、机や椅子の高さ調整、学習教材の準備等）
- ・オンライン授業実施のための通信環境の整備
- ・校内での過ごし方・生活ルールの作成
- ・児童生徒用仮設トイレの設置、トイレ使用ルールの作成

○学校が再開した後の活動内容

- ・登下校時の交通指導
- ・現地教員による授業の支援、オンライン授業サポート
- ・児童生徒の心のケアに向けた取組（心のケア授業のサポート、保護者向けの心のケアの留意点などをまとめた通信の作成、児童生徒から相談を受ける体制づくり等）
- ・特別支援学級の児童生徒の支援等

○その他の活動内容

- ・学校事務の支援（教科書再給与冊数調査、不足学用品の調査や調達、児童生徒の転校手続き等）
- ・教職員の災害見舞金請求事務等の支援等

(イ) 支援の時期、内容

(時期)

(01) 【第3次隊】 1月30日から2月5日 1名

(02) 【第4次隊】 2月4日から2月10日 1名

(内容)

【第3次隊】〈活動場所〉輪島市立門前東小学校

〈活動内容〉・校内整備や物資の仕分け

・児童生徒の登下校時の交通指導

・児童生徒の授業サポートや相談支援

【第4次隊】〈活動場所〉輪島市立門前東小学校

〈活動内容〉・炊き出しによる給食の準備

- ・ 県内自治体に避難している子どもたちに対するオンライン授業のサポート
- ・ 支援物資の仕分し、子どもたちへの配付（ヤクルトなどを下校時に配付）

(ウ) 活動状況等



(エ) 支援活動で気づいたこと等

- 災害発生した場合、学校がどのような状況になるか、どのような対応に迫られるかを知ることができた
- 学校を再開するまでの課題や取組が分かった
- 災害発生に備えて、学校として事前にどのような備えをする必要があるかなどを学んだ
- 現地では断水が続いていたので、三重県に帰ってきて水道が日常的に使えることに初めて感動した
- 被災された教職員（親族をなくされた教職員もいた）と過ごすことで子どもたちに対する教育の使命を感じ、改めて自分の仕事を見つめなおす機会となった

(オ) 支援活動を通して感じた本市の課題

- 災害発生時、避難所となる学校の役割について、今回の震災での経験をもとにした計画の見直し
  - ・ 避難所を設営しながらの学校再開の配慮点
  - ・ 学校にある備蓄倉庫への必要物資の追加
  - ・ 今回の輪島市のように他県や他市町からの応援隊が来た場合の受入れの想定等
- 派遣隊の業務からも分かるように、子どもたちの心のケアは特に重要な業務となる。学校再開後、担任や子どもの状況を知る教員が必ずしも対応できないことが想定されるため、カウンセラーをはじめとする「相談に乗ることのできる大人」の確保方法を考えておかなければならない

## (9) 被災家屋、建物の公費解体に係る受付、契約業務等の支援

### (ア) 支援の概要

支援先の輪島市では、当初、2月12日から2月29日まで受付相談を行ったが、その後も緊急性が高いと判断される相談などについては弾力的に対応しており、3月1日以降も受付を行っている。なお、二次被害の可能性の高いものから、随時、公費解体を行っている

### (イ) 支援の時期、内容

#### (時期)

(01) 2月26日から3月5日 1名

(02) 3月11日から3月24日 1名

#### (内容)

- 応援職員が従事する業務にかかる全体の進捗管理
- 公費解体の申請書と添付書類の確認
- エクセルで申請状況のリスト作成
- 解体物件の所有者確認のための登記簿の取得、登記簿がなければ所有者確認のため名寄帳を税務課に依頼
- 申請書類不備等の架電
- 危険度判定
  - A：自分の家屋等が隣の家に寄りかかりそう、又は寄りかかっている又は主要な道路に傾いている
  - B：傾いている先が何も無い、倒壊している建物もしくは空き地等
  - C：傾いている先が空き家
  - D：添付の写真では判別不能
  - E：倒壊する危険性がない
  - －：公費解体に該当しない(準半壊以下)
- 申請書添付の写真等では被害の状況が判断不能な申請(危険度D)の現地確認(現地までは各々の公用車で移動)
- 申請の窓口対応
  - ※急務の「緊急の公費解体」は、輪島市職員が個別で対応
- 解体工事着工前の所有者、業者との現地確認、解体完了の立合い
- 解体契約業務の支援
- 3月18日から開始された「自費解体」の受付体制の構築、資料作成支援
- 4月1日から開始される「通常の公費解体」受付体制の構築、資料作成支援

#### (ウ) 活動状況等



(申請書確認・リスト化作業)



(解体工事着工前の現地確認)

#### (エ) 支援活動で気づいたこと等

- 書類審査のスキームはあるが、例外も多く（相続確認など）、応援者が手探りで作業をしていたこともあり業務がうまく回らなかった
- 電話対応では「窓口で申請書を提出したときは不足書類の案内はなかった」といった声があった。窓口で解決できれば良いが、所有者の確認、相続権者の確認などで時間がかかることや、応援者が窓口対応をしており、伝達不足などがあると思われるため改善すべきだと思った
- 罹災証明書の提出がない申請が5割程度見受けられた。所有者と申請者の相違などの書類不備もあり、その確認に時間を要した。そのため、「緊急の公費解体」については、まず市民から写真等で情報提供をしてもらい、その中から職員が危険度を判定し、危険度の高いものから優先して罹災証明書を発行し、公費解体の申請を促すといった手法が効率の良い方法と考えられる
- 書類審査等の業務が円滑に実施できるように輪島市と協議して、応援職員が従事する業務にかかる全体の進捗管理を実施した
- 業務フローと統一的なマニュアルを作成したところ、業務の進捗が大幅に改善された

#### (オ) 支援活動を通して感じた本市の課題

- 公費解体の申請書類が多く煩雑であり、所有者が亡くなっている場合や実印がない場合などに対応するためのフローチャートがあれば実務が進めやすい
- 発災時においては、事業の進捗管理を専属的に行い、全体管理を担う職員の配置が必要である

### 5 派遣職員の経験、気づきの検討

今回の所管事務調査の資料を作成するにあたっては、職員を派遣した各部局において支援活動の内容、経験や気づいたこと、これらを通して感じた本市の課題などをまとめたものを危機管理統括部で整理して取りまとめた。

支援に従事した職員からは、各部局を通して経験や気づいたこと、これらから考えられる本市の課題などについて多くの意見があり、これらの内容を関係部局等とも共有し、本市の災害対策について協力、連携して引き続き取り組んでいきたいと考えているが、ここでは職員からの意見を踏まえ、「共助」と「公助」について改めて取り上げておく。

### ○地域コミュニティ、避難所コミュニティの重要性

令和6年能登半島地震への職員の派遣については、石川県輪島市が三重県の対口支援先となったことから、本市をはじめ、県内市町から多くの職員が石川県等に派遣されている。

その中で、本市の職員が最も多く関わった支援が避難所運営支援で、本市が担当した指定避難所は、地域コミュニティが形成されていて、避難者の方々の意思疎通も十分にとれており、避難所運営においても避難者の方々により役割分担や避難所運営の組織化が図られ、円滑な避難所運営がなされていたことから、改めて地域コミュニティの重要性を指摘する意見が多くみられた。

本市では、災害時の指定避難所の運営について、避難者が主体となって円滑に運営していただくため、避難所運営訓練等の支援を行っており、各連合自治会や各地区防災組織などにおいても、避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練や防災・減災研修など、「共助」による積極的な取り組みがなされており、今後も継続してこのような地区防災組織等の取り組みを支援していく。

### ○業務継続計画（BCP）の見直し

災害時には、あらかじめ決めてある優先業務を行いつつ、膨大な災害対応業務を行う必要がある。

このため、本市においても、国、県、自衛隊、警察、他の自治体、事業者等への物的・人的支援の要請、様々な団体等からの支援の受け入れを円滑に行うこと（受援）や、応援団体等との情報共有・連携が重要となる。

このようなことから、本市では、自衛隊、警察や事業者などの協力のもと、各機関のリエゾン（関係機関から派遣される連絡調整担当者）にも参加いただき図上訓練を行っており、また、令和5年度には図上訓練等を通じて各部局の業務継続計画（BCP）の見直しを行ったところである。

しかし、今後行われる南海トラフ地震等の被害想定の見直しや、災害の教訓などを受けて、非常時優先業務や災害対応業務の内容が変化していくことも想定される。

受援を円滑に進めるためには、業務継続計画（BCP）で非常時優先業務を整理し、どのような業務に物的・人的支援が必要となるのかを整理しておくことや、災害時には応援者等との情報共有・連携が重要であるため、派遣した職員の経験等も踏まえ、今後も業務継続計画（BCP）等の見直しについて継続的に取り組んでいく。

## 6 委員からの主な意見

- Q. 今回の地震では被害の把握に時間がかかり、現地での混乱をさけるためボランティアの受け入れが少し遅れたと聞いている。本市も南海トラフ地震では甚大な被害が出る可能性があり、ボランティアセンターを市外に置くことを検討すべきではないか。
- A. 現状は市内に設置することになっているが、様々な災害の教訓を受けて、ボランティアセンターのことも含め受援について検討していきたい。
- Q. 建設業協会などの関係団体からは、支援をしたくても連絡体制が不十分で、発災直後に被災地が求める支援ができなかったとの声があった。周辺市町や民間団体とも連携する広域的な計画を立てるべきではないか。
- A. 1市3町や5市5町の防災に関する会議体を持ち、連携を密にしている。その延長上の考えとして、本市のことは全て本市だけで完結するのではなく、本市が必要とする支援内容をすばやく対外的に発信し、復興に取り組む必要性を感じたので、今後、受援体制について検討したい。
- Q. 本市から被災地支援に行った職員の寝泊まりはどうしていたのか。
- A. 例えば被災建築物応急危険度判定士の場合、依頼があった時点では、車で寝泊まりをする想定で派遣したが、現地では混乱しつつも、宿泊場所を確保してもらい寝泊まりしたと聞いている。
- Q. 発災直後は消防や警察、行政機関に救助を求める電話が殺到するが、どのように対応するのか。
- A. 基本的には救助要請を受けた順番に対応していくと考えられるが、救急車両に空きがない場合も想定されるので、市の災害対策本部としても代替の手段を検討する必要があると考える。  
(意見) 今回、貴重な経験ができたことを本市で生かし、様々な想定で訓練を行い、今後の体制を強化してほしい。
- Q. 資料に「避難者の要望に沿ったプル型支援の必要」と記載があるが、世間ではプッシュ型支援が盛んに議論されている。記載の意図を確認したい。
- A. 発災直後は水をはじめ様々な物資が不足したため、プッシュ型支援が行われた。しかし、使い道のない支援物資がたまっていき、保管場所を圧迫した。状況が変われば必要な物資も変わるので、切り替えの時期は難しいが、ある時期からは必要なものを確認し、プッシュ型支援からプル型支援に切り替えていく必要があると考える。
- Q. 「避難所などにおける防犯対策としての夜間警備の外部委託」とあるが、この内容を確認したい。
- A. 住民が自ら行う場合、睡眠時間を確保できないなどの問題が起こるので、委託できる部分は委託を考える必要がある。
- Q. 罹災証明書の発行手続きのデジタル化を検討すべきではないか。
- A. 昨年度には罹災証明書の発行続きのマニュアルの検証を行っており、今年度も訓練や検討を継続する。

## 7 まとめ

今回の所管事務調査では、委員会へ提出された資料により本市から派遣した職員の被災地での活動について具体的に把握することができました。また、それぞれの活動において、本市の発災時の体制に反映することができる項目がありました。

今回の地震では、水道管網の損傷による水の確保の重要性や、特に被害の大きい地域への連絡手段と支援ルートの確保が課題になりました。これらに対処するには、事前に様々な想定を行い、その結果から得られる十分な災害対策が必要です。また、質疑の中にあつたとおり、近隣市町との広域的な相互支援体制の構築も必要です。今後の検討課題として地域コミュニティの重要性と、業務継続計画（BCP）や受援体制の見直しが挙げられており、今回の経験を生かした想定を行い、準備や訓練が行われることが重要です。

今回の地震を受けて、市民も南海トラフ地震への心配が高まっているので、十分な体制の構築を求め、今回の所管事務調査報告といたします。

---

### [委員会の構成]

委員長	太田紀子
副委員長	早川新平
委員	荒木美幸
委員	竹野兼主
委員	日置記平
委員	平野貴之
委員	村山繁生
委員	森康哲

## 6. 行政視察報告書

令和6年1月22日

四日市市議会

議長 樋口 龍馬 様

総務常任委員会

委員長 太田 紀子

### 総務常任委員会行政視察報告

総務常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

#### 記

1. 視察日時                    令和5年7月26日（水）～7月28日（金）
  
2. 視察都市                    東広島市、周南市、宇部市
  
3. 参加者                    太田紀子      早川新平      荒木美幸      竹野兼主  
                                 平野貴之      村山繁生      森 康哲  
                                 (随 行) 羽尾祐輝
  
4. 調査事項                    別紙のとおり

【東広島市】

1. 市勢 市制施行 昭和 49 年 4 月 20 日  
人 口 196,608 人 (令和 2 年 1 月 1 日現在)  
面 積 635.15 平方キロメートル
2. 財政
- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 令和 5 年度一般会計当初予算 | 944 億 4000 万円 |
| 令和 5 年度特別会計当初予算 | 325 億 6034 万円 |
| 令和 5 年度企業会計当初予算 | 129 億 3889 万円 |
| 合 計             | 3879 億 660 万円 |
3. 議会
- 条例定数 30  
4 常任委員会 (総務、文教厚生、市民経済、建設)

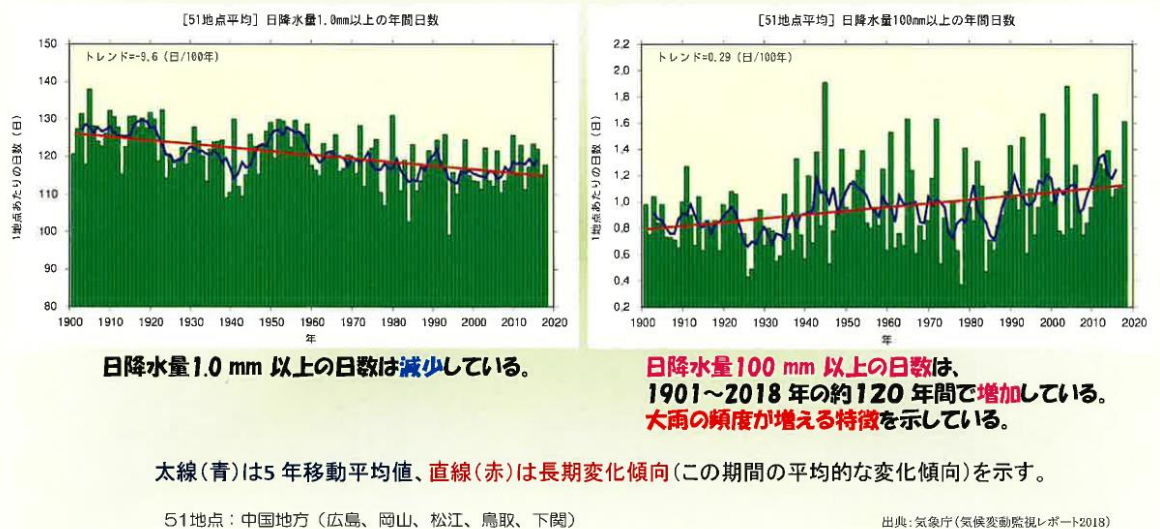
#### 4. 視察事項 災害対応と防災教育について

##### (1) 日本における大雨等の発生頻度について

- ・日降水量 1.0mm 以上の日数は減少しているが、日降水量 100mm 以上の日数は、1901年から2018年の約120年間で増加している。

⇒大雨の頻度が増えている。

- ・平成26年8月広島豪雨災害では線状降水帯が形成され、甚大な被害が生じた。
- ・平成29年7月九州北部豪雨災害では、7月5日と6日の2日間で7月の月間降水量平年値を大幅に超える降雨があった。



##### (2) 土砂災害計画区域等の指定状況について

- ・広島県は全国と比較して、土砂災害警戒区域の総区域数が突出して多く、それほど土砂災害への警戒が必要な土地である。
- ・それらを踏まえ、「本市で土砂災害が発生するのは明らかであり、備えが必要である」との判断になり、広島大学との共同研究を申し出た。

##### (3) 大学連携政策課題共同研究事業について

- ・東広島市では、平成30年4月から広島大学内に「東広島市政策課題共同研究部門を設置し、大学の知的・人的資源をまちづくりに活用する「大学連携政策課題共同研究事業」を実施している。この事業には市提案型共同研究(ニーズ型)と大学提案型共同研究(シーズ型)の2種類があり、VR映像の作成については、市提案型共同研究(ニーズ型)で大学側へ作成を依頼した。

##### (4) VRを活用した防災体験・訓練ソフトの開発について

- ・当該VRは大学と自治体の共同研究としては日本初のVRである。
- ・平成30年7月豪雨の調査研究の成果を反映したものである。
- ・作成した目的は、梅雨時期や台風シーズン等の豪雨時において、自主防災組織をはじめとした地域防災力の強化である。
- ・当初は土砂災害に対する備えとして作成する予定であった。しかし、4月に共同研究を始め、7月には実際に土砂災害が発生してしまったため、その災害の調査結果を反映したものの内容を変えたという経緯がある。
- ・平成31年4月にVRが完成してから約8500人に体験してもらった。
- ・平成30年7月の土砂災害で被害が大きかった地域を優先的に回り、VRを体験してもらい、防災教育を行った。

#### (5) 防災教育で心がけていること

- ・小学生よりも中学生や高校生に防災教育をすることで、高齢者など他の方と一緒に避難していくことに繋がる。
- ・若い時から避難するタイミングを覚えてもらうことで、同じように災害が起きた時に被害を少なくすることができるのではないかと考えている。

#### (6) なぜ消防局がVR映像を作成したのか

- ・多くの場合、啓発動画などは危機管理担当部局が作成するが、本市は消防局が作成した。
- ・理由は、平成30年7月の土砂災害である。災害発生時には119番通報が鳴りやまない状況であった。通報後、平常時であれば約10分で現場に到着するが、その時は平均で約34分、最長で2時間25分も時間がかかった。
- ・消防局でも優先順位を付けて対応していたが、通報件数が多すぎたので手が回らなかった。そのため、少しでも通報件数を減らせる方法はないかと考え、疑似体験してもらうことで災害に備えてもらうためのVRの作成に至った。

#### (7) 視察議員のVR体験



(VR を体験する議員)

- ・ヘッドセットを装着し、操作端末からVR動画を再生する。
- ・シナリオは自動で進んでいき、シナリオの各所で体験者に安全に避難するための質問を投げかけてくる。
- ・隣のスクリーンに体験者の視界が映写されているので、体験者以外の議員も同じ画面を見ることができる。

#### (8) 委員からの主な質疑

- Q. VR体験をした参加者はVR体験の前後でどのような意識の変化があったのか、把握しているのか。
- A. VR体験をしてもらう前に、どの時点で自宅などから避難をする決断をするかを聞いており、VR体験後に認識の違いや、判断する時点がどう変わったかを聞いている。
- Q. 間違った選択をするとどうなるのか
- A. 行動を思い留まり、正しい選択肢を選び直すようなシナリオになっている。
- Q. 新たな機能の追加など内容の更新を検討しているのか。また、どのくらいの費用がかかるのか。
- A. このVR動画は4種類あり、当消防局は無償で動画データの提供を受けた。当VR動画を製作するための予算は約120万円で、県から広島大学へ委託している。その後、広島大学から東京の映像製作会社へ100万円で委託したと聞いている。
- Q. 広島県内の他の自治体にも同じものが配布されたのか。
- A. 県内の消防本部が県へ希望を出すことで配布を受けることができた。VR動画を再生する機材が必要になるため、限られた自治体の消防本部だったと記憶している。
- Q. 本件を含めて、危機管理担当部局は防災、減災にどのように関わっているのか。
- A. 地域の防災訓練は危機管理担当部局と管轄の消防署と一緒にやっている。発災時に

は災害対策本部が設置されるが、それは危機管理担当部局が運営する。日頃から危機管理担当部局とは密に連携を取っている。

Q. 学生への啓発は小学生か中学生のどちらなのかを確認したい。

A. 小学生のVR動画の視聴は、立体視の機能への影響が懸念されている。そのため、当VR動画の対象年齢は中学生以上としている。

Q. 中学校に在籍する3年間で1回だけ体験するのか、1年に1回体験するのか、頻度はどの程度か。

A. 中学校によって異なり、学年ごとに体験する学校もあれば、毎年中学1年生に体験する学校もある。

Q. このVR動画は行政からVR動画の製作を依頼して、共同研究を行ったとのことだが、VRを製作しようと考えたきっかけは。

A. 防災センターをリニューアルする際に、火災から避難するVRを導入しており、土砂災害の学習にも応用できるのではないかと考え、このVR動画を製作した。

Q. 発災時に正常性バイアスが働き、被災する人がいる。VRはそれを疑似体験する装置だが、これを使って市民へ講座を開く際に、気を付けている点を聞きたい。

A. 正常性バイアスにとらわれて判断に迷う質問をしたり、正常性バイアスに惑わされずに命が助かった事例を紹介したりしている。

Q. 土砂災害警戒区域に住む住人や、津波の浸水域に住む住民に対して、引っ越しを促すような働きかけはするのか。

A. まず、自分の家が災害区域の中に入っているかを確認してもらい、もし、その中に入っているようであれば、発災時の避難場所を決めてもらうなど、災害に備えてほしいと案内している。

## 【周南市】

1. 市勢 市制施行 平成 15 年 4 月 21 日  
人 口 143,827 人（令和 2 年 4 月 1 日現在）  
面 積 656.29 平方キロメートル
  
2. 財政 令和 5 年度一般会計当初予算 710 億 8000 万円  
令和 5 年度特別会計当初予算 316 億 7893 万円  
令和 5 年度企業会計当初予算 1019 億 2703 万円  
合 計 2046 億 8696 万円
  
3. 議会 条例定数 30  
5 常任委員会  
(企画総務、教育福祉、環境建設、予算決算、議会だより編集)  
2 特別委員会  
(公益財団法人周南市文化振興財団における不祥事に関する調査、周南市市民館跡地の利活用に関する調査)
  
4. 視察事項 周南公立大学について

### ○事前質問への回答

#### (1) 公立化による変化について

##### ア 応募倍率に変化はあるか

入試方式／年度	2023 年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度
年内入試（推薦・総合）	374	147	136	239
年明入試（一般・共通テ）	2344	1886	151	160
合計	2718	2144	287	399
志願倍率	9.7 倍	7.7 倍	1.0 倍	1.4 倍

- ・公立化する前（2022 年度）の入試は応募倍率が跳ね上がっている。これは、本学に限らず、私立大学から公立大学に変わった大学は全国で 11 大学あるが、全ての大学でこの現象が起こっている。この原因は 2022 年度の入試は、入試の時点では私立大学なので、入学試験の方式は受験科目の少ない私立型で公立大学に入学できるためである。
- ・入試を行う前は「志願者数 1000 人」を目標にしていたが、実数はその 2 倍の 2144 人

だった。

- ・全国的には、公立化後には受験者数は落ち着く傾向があるが、本学は翌年の入試ですらに受験者数が増えた。
- ・公立化するにあたり重要な要素として捉えていたことは、周南市や周南圏域から入学してくる学生の割合である。一般的には、入学倍率が跳ね上がると県外からの入学志願者が増える。それに従って、周南圏域を含めて広くは山口県内からの入学者が減るのではないかと考えていた。本学の場合は、まずは周南圏域からの入学者を増やすということで、高校と連携して、推薦制度を取り入れながら、周南圏域の学生を増やしていくことを考えている。

#### イ 通学する学生と下宿する学生の比率に変化はあるか

資料2 地域入学者数

	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度
全入学生	341	343	182	296
日本人のみ	338	338	155	262
山口県外	258	224	112	192
山口県内	79	119	70	104
周南圏域（周南・下松・光）	28	30	17	30
周南市	22	17	7	11

- ・本学は元々県外からの入学者が多い傾向があった。資料の中の周南圏域と周南市からの入学者が家から通う学生の人数と見ることができる。周南市からの入学者は2020年度と比較すると、公立化後には2倍になっている。
- ・令和5年度に文部科学省が出した速報値では、経済経営学科で非常に高い倍率になっている。その理由としては、一般受験の定員が140人と少なく、そこに受験者が殺到したことが推測される。
- ・本学の目標では、その年度の入学者のうち、山口県内からの入学者を3割にして、卒業生のうち4割を地元に残したいとしている。これは公立大学として最重要の使命だと考えている。つまり、志願倍率の上昇と同時に優秀な学生を地域に残すことが最大の使命である。
- ・下宿学生は全体の7割、自宅等からの通学する学生は3割となっている。

#### ウ 設備の変化はあるか

- ・既存の校舎を解体し、新校舎を建設している。次年度に学部・学科の改変を行う予定

であり、看護学科を新設する予定である。その実習棟を建設している。実習棟の1階と2階は地域に開放する場所を作る予定である。

- ・スポーツ健康科学科が入るアスリートサポートセンターを設ける計画があり、施設改修に入る予定である。

#### エ 組織の変化はあるか

- ・徳山大学は学校法人だったが、周南公立大学になって公立大学法人に変わった。
- ・また、規定する根拠法は変わるが、教育研究施設としては大きく変わらない。

#### オ 補助金等の資金の変化はあるか

- ・私立大学の時は文部科学省を通じて補助金を受けていたが、公立大学に変わったことにより、総務省の方から大学が設置されている自治体に補助金が交付され、その補助金が公立大学法人に入る。
- ・補助金額は学生数によって決まり、公立化前後で比較すると約4500万円増額している。
- ・経営的な面で考えると、私立大学のときの学費は1人あたり年間88万円であったが、1人あたり54万円である。その差額は34万円でその分は減収となっている。受けた補助金と相殺すると、大学の収支としてはあまり変わらない。

### (2) 公立化の過程について

#### ア 公立化における学内の反応は

- ・学生は、学費が安くなることを喜んでいて、また、学びに対して意欲的な学生が増えた印象である。推薦入学の評定平均も上がっており、それに伴い、学力も上がっている。
- ・教職員向けに研修を行い、公立化後の大学像について説明してきた。学内の雰囲気も変わっている。
- ・今までの男女比は男：女で8：2だったが、公立化後は7：3となっており、1年生に限れば6：4となっており、女子率が上がっている。
- ・公立大学になって以前よりも地域との関わりを考える学生が非常に多くなった。ボランティアではいくつもボランティアをする学生が出始めたことや、ゼミでの活動を通して、市街地の方々と交流を持つ学生もいる。「地域をどう良くしていくか」と考える学生が本当に増えたと感じている。
- ・周南市は化学コンビナートが栄えており、四日市市と産業構造が非常に似ている。周南地区のコンビナートは脱炭素が非常に大きな課題であり、そのような地域の持つ課

題を共同研究などで解決できればと考えている。

- ・経済学部の教員が市の政策に関わることや、地域の産業の活性化や中小企業の後継者不足の問題などの研究活動を活発にしていきたい。

### (3) 施設見学



- ・看護学科が入る校舎の建設現場や教室、図書館など、施設内を歩いて見学した。
- ・施設見学中には部活動、サークル活動や運動場の活用方法、食堂等について議員から質問があり、適宜、大学側から回答があった。

### (4) 委員からの主な質疑

- Q. 財源はトータルで見ると減ったとのことだが、不足分は市から補填されるのか。
- A. 財源が不足する分は、旧・徳山大学の運営資金を充てている。将来的には、学部の新設により、均衡化していく。
- Q. 新設される看護学科は、他学科に比べて学費は高くなるのか。
- A. 公立大学は学部学科の系統にかかわらず、一律 53 万 5800 円に統一されている。明確な決まりがあるわけではないが、どこの大学も基準額に合わせているところが多い。
- Q. 旧・徳山大学から持ち越した資金が尽きたときは、大学をどう運営するのか。
- A. 総務省が学部学科の系統ごとの費用基準を出しており、その辺りを考えながら経営を考えていく。
- Q. 資料 2 「地域入学者数」の「日本人のみ」のところで、公立化前は留学生が 30 人前後いたようだが、公立化後は 5 人前後と減っている。この理由は、県内に卒業生の 4 割を残していくという大学の方針のために、意図的に留学生を減らしているのか。

- A. 私立大学のときは、定員充足のための広く集めていた事実がある。公立化後は大学の使命を考えて、留学生を全く受け入れないというわけではなく、一定の留学生は受け入れたい。学ぶ意欲のある留学生を絞り込んで受け入れたいという方針に変わった。
- Q. 公立化に合わせて志願者数が跳ね上がったということは、入学する難易度も上がったと考えられるが、偏差値はどう変化したのか。
- A. 公立化前は、いわゆるボーダーフリーだった。近年は調査する団体によってかなり幅があるが、だいたい 50 前後の偏差値帯で推移している。
- Q. 周南市と四日市市には両方に東ソー株式会社の事業所がある。高卒は地元で採用、大卒は東京で採用と聞いているが、地域での大卒採用を検討してもらったことはあるか。
- A. 本学には、教育研究審議会、経営審議会という 2 つの外部の有識者が入っている会議体がある。そのうち、教育研究審議会に東ソー株式会社の重役の方に入っている。そういった企業との関わりは、今後も大事にしたい。しかし、大卒の採用は一括して本社採用なのは変わらない。東ソー株式会社を含めた関係会社や子会社がコンビナート地帯にはたくさんあるので、そのような地元企業からは地元の学生を採用したいという強い希望が寄せられており、期待に応えたい。
- Q. 以前、東ソー株式会社の上層部の方と話した際には、「地元の学生を採用したいが、学生のレベルが足りていない」と話していた。その点はどう考えるのか。
- A. 本学がいかに優秀で評価される人材を出すかに尽きると考える。採用を約束してもらうのではなく、学生の実力で本社に採用してもらえるような学生を輩出したい。東ソー株式会社以外の地元企業に採用してもらえるような学生を輩出し続けなければ、本学の存在意義がないと考える。
- Q. 令和 5 年 3 月の卒業生で、地元で就職した学生と地元を離れた学生の割合はどうか。
- A. 地元で就職した学生は 37.8% だった。令和 4 年は 47.1% だった。年によって企業の求人が変動するので、多少の変化はある。
- Q. 公立化にあたり、苦労したことをいくつか教えてほしい。
- A. 本学の方針をどう伝えていくかが一番苦労した。2019 年の周南市長選後から公立化の議論が始まったが、議会や市民からは「なぜ徳山大学を公立化する必要があるのか」と聞かれた。市民説明会を開き、周南地域の活性化のために、大学の果たす役割を説明して回った。批判もあったが、それを真摯に受け止め、どうやって地域に還元していくかを説明し、市民には理解してもらった。有識者会議を開き、約 1 年

議論をしてもらい、徳山大学の公立化には効果があると判断を受けた。その後、市議会でも公立化について議論してもらった。

Q. 企業からは工業系の学部がほしいと要望があるが、理系大学には多額の費用がかかると聞いている。周南公立大学へは地元企業からの要望はあったのか。

A. 工学系の要望は非常に強かった。周南市が地元企業にアンケートを取ったところ、圧倒的に工学系の学部の設置の希望が高かった。ご質問のとおり、工学部系を設置するには相当な投資が必要である。一方で、周南市のコンビナート企業の多くは、大卒の卒業生を本社採用するので、人材が地域に残らない。要望と人材の現状の差を正確に把握できなかった。そのため、情報系の学部を設置した。高額な設備投資が不要で、かつ、経済学部と共同でデータ解析を行うなどの連携を生かして、学生を輩出しようと考えた。

Q. 教育研究審議会の中では理系学部の設置に関する議論はあったのか。

A. 議論はあったが、複数の要因から、工学系の学部ではなく情報系学部の設置が望ましいという結論に至った。

【宇部市】

1. 市勢
 

市制施行	大正 10 年 11 月 1 日
人 口	169,429 人（令和 2 年 4 月 1 日現在）
面 積	286.65 平方キロメートル
  
2. 財政
 

令和 5 年度一般会計当初予算	699 億 4000 万円
令和 5 年度特別会計当初予算	412 億 7900 万円
令和 5 年度企業会計当初予算	204 億 3850 万円
合 計	1316 億 5750 万円
  
3. 議会
 

条例定数	28
4 常任委員会（総務財政、文教民生、産業建設、予算決算）	
2 特別委員会	
（市役所周辺地区にぎわい創出検討、人口減少・少子化対策調査）	
  
4. 視察事項 宇部市デジタル市役所推進基本計画・（仮称）宇部市DX推進計画について
  - (1) 全体像について



・本市で様々な分野でデジタル化の推進が求められていた時に、まずは市役所が率先し

てデジタル化を進めていかなければならないという方針のもと、市長直属の部局として総合戦略局という部署を立ち上げ、その中にICT地域イノベーショングループを設けて、取り組みを開始した。

- ・総合戦略局は部局横断的な取り組みを行える部局であった。
- ・令和元年3月の宇部市役所新庁舎移転を期にAIやロボティクス等の革新技術等を活用して、行政コストの低減と業務生産性の向上、様々な行政サービスがいつでもどこでも分かりやすく利用できる市役所を目標として、宇部市デジタル市役所推進計画を策定した。
- ・基本理念は「地域活力あふれるスマート自治体・宇部市」であり、スマート自治体を推進していくことを標榜している。計画期間は2019年度から2022年度の4年間である。

## (2) 基本方針について

取り組みについて

基本方針	施策						
<div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">「行かない、待たない、書かない」 市民生活の 利便性向上</div> <div style="margin-top: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">1. 申請届出・納付手続の電子化</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">2. 行政手続オンライン化の推進</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">3. ワンストップサービスの推進</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">4. 窓口案内の電子化</td></tr> </table> </div> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">■ 市民生活の利便性向上を推進し、「市民生活に支障なくともよい」「市民生活で支障なくともよい」「市民生活で支障なくともよい」など、市民生活の利便性向上の実現を目指します。</p>	1. 申請届出・納付手続の電子化	2. 行政手続オンライン化の推進	3. ワンストップサービスの推進	4. 窓口案内の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子マネー、電子サインの導入</li> <li>総合窓口の設置</li> <li>窓口案内システムの導入</li> <li>行政手続きのオンライン化 など</li> </ul>		
1. 申請届出・納付手続の電子化							
2. 行政手続オンライン化の推進							
3. ワンストップサービスの推進							
4. 窓口案内の電子化							
<div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">「いつでも、どこでも、誰とでも」 行政運営 の効率化</div> <div style="margin-top: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">1. ICT活用による業務の効率化</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">2. 問い合わせ対応業務の効率化</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">3. コミュニケーション活性化</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">4. デジタル・ワークスタイルの実現</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">5. 業務の標準化・共通化</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">6. 意思決定の迅速化</td></tr> </table> </div> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">■ 業務プロセス改革を継続的に進めるとともに、業務の自動化・省力化につながるAI・ICTの積極的な活用により、人的・財政的負担の軽減を目指します。また、業務のデジタル化により、ワークスタイルの流動性・可塑性を高め、働き方改革やオフィス改革につなげます。</p>	1. ICT活用による業務の効率化	2. 問い合わせ対応業務の効率化	3. コミュニケーション活性化	4. デジタル・ワークスタイルの実現	5. 業務の標準化・共通化	6. 意思決定の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワークの推進</li> <li>AI・PRAの活用促進</li> <li>ペーパーレス化</li> <li>フリーアドレス化(Wi-Fi整備) など</li> </ul>
1. ICT活用による業務の効率化							
2. 問い合わせ対応業務の効率化							
3. コミュニケーション活性化							
4. デジタル・ワークスタイルの実現							
5. 業務の標準化・共通化							
6. 意思決定の迅速化							
<div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">地域課題の解決</div> <div style="margin-top: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">1. オープンデータの活用推進</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">2. 地域におけるAI、RPA等の革新的ビッグデータ処理技術の活用推進</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">3. 地域の生産性の向上</td></tr> </table> </div> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">■ 行政データを含むビッグデータやAI等の革新的技術の活用を地域や民間企業においても促進し、地域の生産性向上を図るとともに、医療・福祉など市民生活に密着する地域課題の自発的解決を目指します。</p>	1. オープンデータの活用推進	2. 地域におけるAI、RPA等の革新的ビッグデータ処理技術の活用推進	3. 地域の生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ活用</li> <li>スマート農業・水産の促進</li> <li>デジタルデバイド対策 など</li> </ul>			
1. オープンデータの活用推進							
2. 地域におけるAI、RPA等の革新的ビッグデータ処理技術の活用推進							
3. 地域の生産性の向上							
<div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">情報通信基盤の整備</div> <div style="margin-top: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">1. サービス運用の拡大</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">2. 庁内ネットワークの最適化</td></tr> </table> </div> <p style="font-size: 8px; margin-top: 5px;">■ 庁内で稼働するAI・ICTを安定的に運用するため、最適化された庁内ネットワークの構築を目指します。また、構築にあたっては、民間サービスとの連携など、外部ネットワークとの接続を視野に、情報セキュリティにも十分配慮します。</p>	1. サービス運用の拡大	2. 庁内ネットワークの最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワーク環境整備</li> <li>庁内ネットワークの最適化</li> <li>地域医療ネットワークとの連携 など</li> </ul>				
1. サービス運用の拡大							
2. 庁内ネットワークの最適化							

- ・基本方針1および2は、主に行政内部の効率向上に関する目標である。

## (3) 基本方針①に基づく具体的な取組について

## 基本方針①

「行かない、待たない、書かない」  
市民生活の利便性向上

### ①電子マネーの導入

- ▶ スマート申請サービス
- ⇒ マイナンバーカードを利用し、オンラインで支払い・発行が可能
- ▶ POSレジ(キャッシュレス対応)
- ⇒ 市民課・税フロアへ導入
- ▶ 納付書スマホ・クレジット決済



### ②総合窓口の設置

- ▶ 総合窓口支援システム
- ⇒ 市役所1階の窓口で各種証明書をワンストップ取得
- ▶ くらしの手続きガイド
- ⇒ ライフイベントの際の手続きについてweb上で案内



### ③案内ロボットの導入

- ▶ 窓口受付案内システム
- ⇒ 受付番号の発券状況をweb上でも確認可能
- ▶ 証明書自動交付機設置
- ⇒ マイナンバーカードで住民票などを自動交付する機器をコンビニ、市役所、万倉、吉部ふれあいセンターへ設置



### ④電子サインの導入

- ▶ 一部の申請で書かなくてもよいを実現
- ⇒ 申請に例外が発生しやすい手続きに向けておらず、対象の拡大が課題



### ⑤行政手続きのオンライン化

- ▶ 公共施設予約サービス
- ⇒ 広島、山口の自治体で共同利用することでコストカット
- ▶ 電子申請サービス
- ⇒ 旧サービスの「うべ電子申請サービス」に加えて、「LoGoフォーム」の運用を開始



- ・スマート申請サービスはマイナンバーカードを使用して、一部の業務ではあるが、オンラインでの支払いや発行が可能になっている。
- ・総合窓口の設置は新庁舎建設の目玉事業のひとつである。総合窓口支援システムには力を入れている。総合窓口とは、転居、結婚、出産、死亡等のライフイベントに伴う様々な手続きを、原則としてこの1つの窓口で完結させることができる窓口である。総合窓口の職員は、窓口に来た市民の申請内容を聞き取り、総合窓口支援システムを操作することで、申請のその後の手続き案内リストを出力する。また、本人確認が必要な手続きについては、総合窓口で本人確認を行い、本人確認した情報はその後手続きを行う窓口にも引き継がれる。市民が複数の部署を行き来することなく、一筆書きのように、手戻りなく、市民が気持ちよく手続きを完了させることができるようになっていく。
- ・電子サインの導入に関しての課題は、活用されているのが一部の手続きのみであり、また、地区市民センターでの手続きは電子化できていないので、紙申請が併存していることである。結局は、PDFファイルと紙媒体の申請書をそれぞれ保管しており、職員の手間になっている。また、来庁した市民の方に申請内容を確認してもらうため、記入してもらった申請書をPDF化するのだが、その処理時間が発生し、市民を待たせてしまっている。さらに、なるべく大きいタブレット端末で確認してもらっている

が、高齢者からは「見にくい」という声も寄せられている。

(4) 基本方針②に基づく具体的な取組について


**UBE 宇部市**

**取組の結果について**

**基本方針②**  
「いつでも、どこでも、誰とでも」  
**行政運営の効率化**

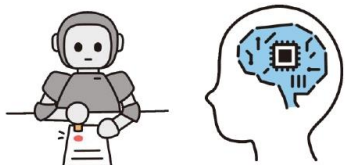
**②テレワーク活用促進**

- ▶ 各部にテレワーク用モバイルルータ配付
- ▶ 全職員にノートPC配付
- ▶ ビジネスチャット(LoGoチャット)の普及




**③AI・RPAの活用促進**

- ▶ RPAについて  
⇒業務数を年々増加し、現在は全18業務でRPAを実施し約1,000時間の業務時間削減
- ▶ AIについて  
⇒AI-OCRやAI議事録により業務時間を短縮




**①フリーアドレス化 (Wi-Fi整備)**

- ▶ 本庁、市民センター、図書館などのWi-Fi機器更新
- ▶ 全職員にノートPC配付  
⇒ノートPCの配付によるフリーアドレス化  
※コロナ等の影響により、完全フリーアドレス化は断念



**④ペーパーレス化**

- ▶ ペーパーレス会議・協議
- ▶ 議会のペーパーレス化  
⇒議員:タブレット、職員:ノートPC



**⑤WEB会議**

- ▶ 全ての部等に会議用ノートPC配付
- ▶ 各課にインターネット用PC配付



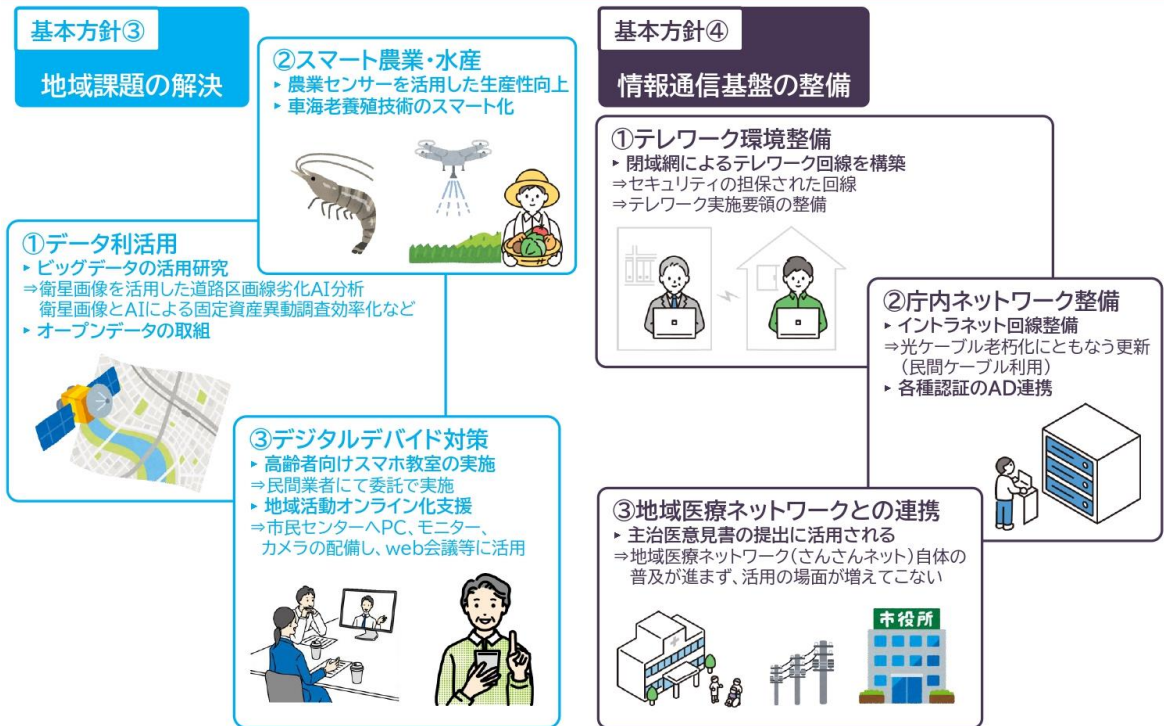
- ・新庁舎はWi-Fi環境を整備しており、職員はモバイルPCを自由に移動することができるので、庁舎内のどこでも誰とでも一緒に仕事ができる状態である。
- ・フリーアドレス化は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて断念した。感染者が庁内を自由に移動して、感染リスクを高めてしまうことは避けるべきだとの理由だった。フリーアドレス化の目的やその必要性など、実施について考え方や課題を整理する必要があると考えている。色んな職員が色んな場所で働くことで、今までにないアイデアが生まれる可能性がある。コミュニケーションの活性化のためだけに行うことはリスクが高いので、慎重に判断する必要があると考える。
- ・テレワークについては、チャットツールの導入により職場とコミュニケーションを取りやすくなり、「職場に電話する必要がなくなったため、テレワークを実施しやすくなった」との声があった。全ての課題を解決できたわけではないが、テレワークを行うための環境は充実してきたと考える。しかし、過去の紙媒体の書類を参照したい場合や、個人情報を取り扱う業務が多くあり、それらをデータ化したとしても、そのデータをどこにどうやって保存すれば安全かなど、別の課題が出てきてしまう。その点がテレワーク

-222-

推進の阻害要因となっている。

- ・色々なところで情報を守りながらモバイルワークができることや、有事の際にモバイルワークは有効だが、今後の活用方法を考えた上でどこまで環境を整備していくかを考えたい。
- ・阻害要因があるものの、出張先で上司から決裁をもらうことができることや、資料を共有してもらいながら判断を行う点は非常に有効だと考える。
- ・18 業務でR P Aを活用しており、年々拡大している。年間約 1000 時間の業務時間の削減ができています。この実績値を非常に重要だと考えており、例えば各職場から 1000 時間削減可能と報告が来た場合には、本当に 1000 時間の業務時間を削減できたかを検証してもらい、実績値を報告してもらっている。他市町と比較すると削減率が低いかもしれないが、確実に確認した実績であることに自信を持っている。
- ・R P Aを活用するにあたって、A I の精度は 100%ではないため、正確に入力されているかを人の目で確認する必要がある。その点では、作業効率が上がったとは言にくい。そのため、費用対効果を見ながら導入する必要があると考えている。また、既にR P Aを導入した業務でも、本当に業務効率が上がっているのかを検証している。
- ・A I を活用するに当たっては、A I 技術の自治体業務への適否の判断を非常に慎重に行っている。自治体業務は確実性が求められるので、A I を導入すると言うと聞こえはいいが、判断を誤ると大きな問題になる。例えば、J R でA I を導入して乗り換え案内をするのであれば、利用者はA I から提示された情報を参考にする程度だが、自治体業務でA I を活用し、A I が利用した市民に汎用的な案内をしてしまうことは、重大な問題につながる危険性がある。そのように、利用者が求めている情報の重要度が全く違うにもかかわらず、「A I を導入した」という実績だけを重視することは避けたいと考えている。
- ・議会のペーパーレス化については、議会で使用する資料等の問題から完全に紙を使わないというところまでには至っていない。議員への報告が電子化されるだけでも効率が上がり、議会事務局の業務負担も減る。
- ・議員からの意見として、タブレット端末ではなくモバイルP Cの方が使い勝手が良かったという意見があった。資料を作成する際には、タブレット端末よりもモバイルP Cを使った方が操作しやすいので、今後、使用する機種を変更する際にはモバイルP Cで検討したいという声があった。

(5) 基本方針③④に基づく具体的な取組について



- ・本市にはJAXAがあるので、地元の民間企業や県と連携して衛星データの活用実証を行っている。専門家の意見を聞いたりもするが、現状では、行政への活用にはまだ検討が必要である。しかし、民間企業の産業創出には活用できる可能性があるため、県と連携しながら活用方法を見つけたい。
- ・本市は空港があることにより水産資源には恵まれていないが、秋穂の車海老が有名である。車海老の養殖等の何かの部分でデジタル技術を入れることにより、漁業を中心に水産業にデジタル技術を波及させていきたい。漁業関係者から意見を聞くと、ノウハウが属人化しているため、誰でも熟練の漁師のノウハウを活かすことができることは、非常に価値があるとの意見をもらっている。
- ・地域医療ネットワークとの連携とは、大規模病院を中心とした医療機関が中心に行っており、市民が大規模病院を退院した後に地域の医療機関を受診する際に、病院間が相互連携できれば、地域医療が向上するのではないかと考えて、取り組んでいる。宇部市は非常に医療機関が多く、医療機関の間で連携が必要だという意見を基に、様々な検討を行っている。当初は協議会を設立しても参加医療機関が少なかったが、主治医意見書の提出をきっかけに、行政の取り組みに関して医療機関からの信頼を得て、徐々に枠組みを増やしてきたという経緯がある。今後の見通しは不明だが、医療は今後も必要なものなので、担当部署と協議していきたいと考えている。

(6) 本市の今後の進め方について

今後の課題について

UBE 宇部市

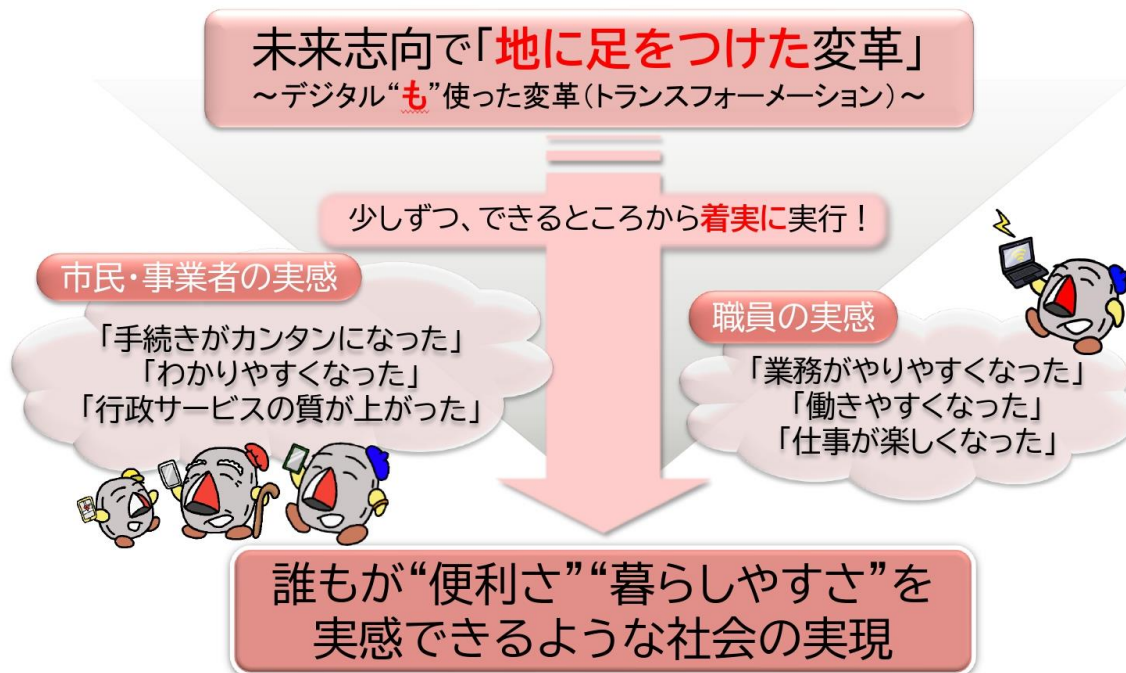
## デジタル化からDXへ

デジタル化 Digitalization	DX Digital Transformation
・ 既存業務のデジタル化による 業務効率化	・ デジタル技術を活用し、 業務を <b>変革</b> させる

**未来志向で地に足をつけた抜本の変革**  
⇒「DX推進計画」の策定

- 
- ・ 単なるデジタル化だけで業務効率が改善する業務もあるが、デジタル技術を使って、業務を変革させなければ業務効率化を達成できない業務も多くあるため、今求められているのが、DXである。これらを含めて、本市ではDX推進計画を策定している。

■目的(宇部市が目指すDX)



- ・本市でデジタル化を進めるにあたり、成功した事例もあるが、失敗した事例もたくさんある。それらの失敗事例を部署内で共有しつつ、宇部市DX推進計画(案)の内容を検討している。
- ・この中で、職員の実感を項目として挙げている。市民サービスを追求することによって職員が疲弊して、次の展開ができなくなる場合がある。そのため、職員の実感については、市長、副市長にも説明して、内容に盛り込んでいる。職員が良く思えない取り組みは、見かけ倒しであり、破綻しがちである。そのため、今後に繋げるためにも、敢えて職員を計画の全面に出している。「誰もが」の部分には市民、事業者、そして職員が便利さや暮らしやすさを感じる社会にしたい。

### 計画策定の目的

- 市民・事業者・市職員など、誰もが“便利さ”や“くらしやすさ”を実感できるような社会を、デジタルも使った変革(トランスフォーメーション)により実現するために策定します。

### 計画策定の背景・位置づけ

【国の進め方】自治体の業務執行体制上の課題 2040年頃にかけて顕在化する社会変化課題

【宇部市の取組】宇部市新庁舎建設基本設計(令和3年(2019)3月) 宇部市デジタル市役所推進基本計画(令和3年(2019)4月)

新型コロナウイルス感染症の流行による社会変化

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針(令和2年(2020)12月) デジタル改革推進法(令和3年(2021)5月) デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年(2021)6月) デジタル庁創設(令和3年(2021)9月) デジタル田舎都市国家構想総合戦略(令和3年(2021)12月) 第五次宇部市総合計画(令和4年(2022)4月)

### 宇部市DX推進計画

- 第五次宇部市総合計画の個別計画として、「宇部市デジタル市役所推進基本計画」(R1～R4)を継承し、「第五次宇部市総合計画 基本構想」(R4～R13)に掲げる将来都市像の実現に向けた取組をDXの視点で下支えるものとする。

### 計画期間

- 令和5年度から令和8年度までの4年間とします。なお具体的な取組内容については、総合計画や国の政策動向等を踏まえ、随時見直しを図ります。
- 本計画の実行性を担保するための具体的な行動計画(アクションプラン)は別途、令和5年度中に策定します。

### 基本理念とその実現に必要な視点

【基本理念】

**未来志向で地に足をつけた抜本の変革**  
～職員・組織が変わり、行政サービスが変わり、  
地域・産業が変わる宇部市DX～

宇部市DXを担う市職員の働き方、意識、組織風土を変革することで持続可能な行政運営体制を構築します  
これまで以上に、市民・事業者の視点に立った行政サービスの提供や産業・地域の変革を実現するため、未来志向で施策・事業を立案し、地に足をつけた(≒考え方をしっかり持ち、着実な)取組を進め、宇部市の持続可能な発展を目指します

【基本理念の実現に必要な視点】  
理念の実現のため、上記の視点をもって施策・事業のPDCAサイクル(計画・実施・評価・見直し)を実践します。

**職員・組織の変革のための視点(行政サービス、産業・地域の変革の前提)**

- 前例を疑う
- 目的志向・ゴール志向
- 障壁となる制度は率先して取り除く

行政サービスの変革のための視点	産業・地域の変革のための視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>まずアナログの業務改革を徹底</li> <li>次にデジタル技術をフル活用</li> <li>今後、市民接点はデジタル化を原則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術起点ではなく、課題起点で施策・事業立案</li> <li>事業者が自律的に課題解決に向けて取り組むよう支援</li> <li>課題解決の手段を十分に検討し、最適な手法を選択</li> <li>実証実験ありきでなく本格運用を見据える補助金や交付金ありきでなく将来の財政負担も見据える</li> </ul>

- 一番初めに市職員のことを書いて、持続可能な行政を構築し、運営していくことを表明している。その次に、市民・事業者という利用者の視点からもしっかりと運営していくことを書いています。
- 「基本理念の実現に必要な視点として」の部分は、「やらない理由付けをしない」という意味で記載している。法律は変えられないが条例は変えられるので、条例改正でより良くなるのであれば、率先して実行するということを表明している。
- 既存の業務をそのままデジタル化することが有益な場合もあるが、実益を求めるのであれば、必ず業務改善や職員の意識改革が必要になると考える。業務をデジタル化するにあたり、その業務の目的や意味、処理手順を見直すことになる。その上で、真に宇部市にとって価値のある業務なのかを各課に判断してもらっている。
- デジタルは効果を大幅に増大させるという社会的認識があるが、そもそも施策の内容が間違っているのであれば、デジタル化によって施策の悪い部分を増幅しかねないと考えており、各部署での業務の精査は慎重にしてもらっている。
- 現状の施策の手法が最適なのかを全体最適の視点でしっかりと評価した上でDXに取り組んでいきたい。デジタル化が目的ではなく、業務改善や最適化の先にデジタルがあるという考えで未来をデザインしていきたいと考える。

基本理念	基本方針	取組の方向性
<p>未来志向で地に足をつけた抜本的変革</p> <p>職員・組織が変わり、行政サービスが変わり、地域・産業が変わる宇部市DX</p>	<p><b>1 行政DXによる市民サービスの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民が「市役所に行かなくてもよい」「市役所で待たなくてもよい」「市役所で書かなくてもよい」窓口を目指し、オンライン手続やスマート窓口をさらに充実するとともに、提供する市民サービスに関する情報をタイムリーにわかりやすく発信します。</li> </ul>	<p>(1) マイナンバーカードの普及促進</p> <p>(2) 行政手続のオンライン化の拡充</p> <p>(3) スマート窓口の拡充</p> <p>(4) 情報発信のデジタル化推進</p>
	<p><b>2 行政DXによる業務効率化・業務継続性強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆適正化や効率化が求められる業務について、BPRの手法を取り入れるなど、アナログやデジタルを問わず業務効率化を推進するとともに、柔軟な働き方を実現することで、行政としての業務継続性を強化します。</li> </ul>	<p>(1) BPRの取組推進</p> <p>(2) AI・RPAの利用拡大</p> <p>(3) デジタルワークスタイルの推進</p> <p>(4) 自治体情報システムの標準化・共通化</p> <p>(5) 内部統制の強化</p>
	<p><b>3 DX推進の基盤となる庁内環境整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆継続的なDX推進に必要な庁内環境について、組織体制、人材(職員)、情報セキュリティ対策の観点から整備を進めます。</li> </ul>	<p>(1) ICT活用にかかるPDCAサイクルの構築</p> <p>(2) DX人材の確保・育成</p> <p>(3) セキュリティ対策の徹底</p> <p>(4) デジタル原則に基づく規制の点検・見直し</p> <p>(5) データ利活用の推進</p>
	<p><b>4 産業DXによる産業力の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地元産業の経営基盤強化の取組を進め、地域産業の自発的な発展を目指します。</li> </ul>	<p>(1) 経営基盤の強化</p> <p>(2) デジタル技術の活用推進</p> <p>(3) 産業人材の育成</p>
	<p><b>5 地域DXによる活力あふれる地域社会の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆デジタル技術を活用した地域におけるコミュニティ活動のさらなる活性化や、全ての市民がデジタル技術の恩恵を受けられる地域社会の構築を目指します。</li> </ul>	<p>(1) 地域社会のデジタル化</p> <p>(2) デジタルデバйд対策</p>

・この体系に記載があること以外にも、子育てや福祉、教育にもDX推進計画の考え方を適用していく。その上で、個別の計画を策定していく。

(7) 委員からの主な質疑

- Q. 行政のデジタル化でよくある事例は、各部署がシステムを導入するにあたり、それぞれで業者を見つけ、それぞれで契約し、システムの打ち合わせをしている。その結果、複数のシステムが入り組んだ状態になっている。貴市はどのように対処しているのか。
- A. デジタル推進課は発足時に全部署に対して「当課には仕事はなく、課題は全て原課が持っているので、デジタルに関する困りごとを各課にもらいに行く」と宣言した。庁内の統率をしてしまうと、全ての担当課になってしまうが、それは本意ではない。基本的には原課が行い、その原課から当課に相談があれば、少しでも困りごとの解決に向けたいい助言ができるように努めるというスタンスを貫いている。庁内のデジタルに関する情報が当課に集まる仕組みを作っている最中である。
- Q. 「報告のあった業務の削減時間を検証してもらおう」と説明があったが、各部署がその積算をどのように検証しているのかを把握しているか。
- A. まず、原課におよその削減時間を提出してもらおう。そして、RPAで行う処理を精査し、内容を決定する。決定した内容を、RPAを実行する業者に提供し、実際の作業時

間を計測してもらい、毎月、作業時間を報告してもらっている。4ヶ月から半年に1回で業者にアンケートを取り、業者として業務時間の削減につながっているかを評価してもらう。最後に、その内容を原課に確認してもらい、効果があるかを検証してもらっている。この時に人事担当部局に依頼していることがあり、効果があったとしても人員は減らさないことを約束してもらっている。人員が減ってしまえば、業務負担を削減したにもかかわらず、削減前の負担に戻ってしまうため、効果がなくなってしまう。

Q. 所属など組織の業務時間の削減は目標も立てやすく、十分に工夫も可能だと考えられるが、職員個人の業務時間の削減もデジタル技術の活用によって可能なのか。

A. 可能である。ある程度、作業内容が定型化されていれば、作業の一部を自動化し、自動で処理が進んでいる間に違う作業をすることができる。そのためには、業務の分析が必須であり、作業内容の取捨選択や最適化が必要になる。

Q. 本市も議会のペーパーレス化をしているが、議員から「タブレット端末だけではいくつもの資料を同時に見ることができず、議論の際に資料を参照しにくい」との意見があった。民間企業では、書類の整理だけはペーパーレスにして、会議など資料を活用する場面では、紙資料を用意するという事例もある。どのように考えるか。

A. デジタルと紙資料の両方を上手に使うことが大切だと考える。本日の視察対応でも、資料のほとんどはデジタルだが、大事なものだけはすぐに確認できるように紙資料を持ってきている。「こんなことができればデジタル資料が見やすくなる」というものは、システム改修を検討するが、紙が最適だと考えるところは、無理にデジタル化しない。成功している自治体に話を聞くと、目的の8割を達成しているのであれば、残りの2割までは完全に手を付けていない。なので、デジタルと紙のハイブリットで良いと考える。

Q. マイナンバーカード普及のための独自施策はあるか。

A. 独自施策はない。他市の成功事例を取り入れるとともに、申請から発行までの業務過程を見直すことにより、申請者へ手渡す時間が短縮できたため、交付率が徐々に良くなってきた。

Q. 手続きの一筆書きについて、例えば、申請書類が4枚あって、全てに名前と住所を書く必要があるとすると、貴市の総合窓口では、それらは記入不要になるのか。

A. 総合窓口の職員が聞き取りを行えば、最初から記入しなくて良い。基本的には電子サインを行うのみだが、金券などのチケットの発券を伴う場合などは、申込書等への記入が必要になる。

Q. 公共施設予約サービスの部分に「広島、山口の自治体で共同利用することでコストカット」と記載があるが、内容を詳しく教えてほしい。

A. 本市の方針として、行政サービスは自前で持つものではないと考えている。近年ではサブスクリプションが普及してきており、積極的に利用すべきだと考えている。すぐに始められるし、すぐに止められるので、柔軟に動きやすい。複数自治体が一緒に発注をかけることでスケールメリットを活かすことができる。1市でごとに同じことをしなければならぬのであれば、共同で行い、費用を抑えた方がいいと考え、同じ悩みを抱える自治体とともに共同利用している。元々は広島県が発注を行い、県内の市町に参加を呼び掛けて参加者を募り、共同利用していた。そこに山口県が相乗りして協定を結んでいる。

Q. 同じシステムを利用しているのであれば、例えば宇部市民が広島県の施設を予約することは可能なのか。

A. 可能である。本来は、県内の全自治体が同じシステムを利用することが望ましいと思っている。例えば、宇部市民でも隣町の公共施設の方が距離的に利用しやすい市民もいる。その時に、自治体ごとに利用対象者が異なることや、利用システムが異なると不便であると考えている。また、リスク管理の観点からも共同利用が望ましいと考えている。

Q. お悔みに関する手続きもワンストップで済むのか。

A. 可能である。総合窓口支援システムを導入する際に課題になったことがお悔みに関する手続きの多さである。身内が亡くなって動揺している親族が手続きに来ることを考えると、このお悔みに関する手続きこそ、最初にワンストップにすべきだという考えだった。

Q. 本市のお悔みに関するワンストップ化は、執行部からの答弁では、市内に各所にある地区市民センターとの公平性やシステム構築の観点から、実現は難しいと答弁をもらっている。貴市ならばどのように対応するのか。

A. あくまで私見だが、少しでも多くの人に利益が出るのであれば、まずできるところから始める必要があり、公平性の優先度を下げて考えるべきだと思う。また、地区市民センターの位置づけを考える必要がある。仮に本市がその課題に取り組むのであれば、地区市民センターの人員配置を考えれば、地区市民センターで同じサービスを提供することを重視するよりも、もっと別の新たなサービスをする必要がないかと考える。予算の制限もあるので、まず本庁舎で試行してみて、利便性が上がるのであれば、予算要求して各地区市民センターにも広げていくという手順が考えられる。少しでも取り組みを進めないと利便性が向上していかないので、人口比率や地域性を検討して、実施する方法を検討していかなければならないと考える。

### Ⅲ. 各視察都市の所感

#### (1) 東広島市

東広島市で視察した事項について印象に残った点は、「災害を身近に感じてもらい、日ごろから備えてもらうことの大切さを伝える」という点である。仮想現実で災害発生時の状況や災害発生の予兆を学んでもらうことで、実際に発災した際に適切な対応ができる。小学生以下はVR機器の使用に制限があるものの、中学生以上の若い段階から疑似体験してもらう意味は大きい。平成30年に土砂災害を経験しているからこそ、防災意識の重要性を軽視しない施策であると感じた。また、この施策は、平成30年の土砂災害発生時に多数の通報に対応しきれなかったという経験を踏まえて、減災の取り組みとしても位置づけられており、実際の経験を基にしていることから、意識の重みを感じた。

質疑応答の中で、正常性バイアスに関する質問があった。大規模な災害で正常性バイアスが働くことにより、逃げ遅れたり、判断に迷って被災したりする場合がある。防災教育に関する出前講座では、身近にある具体的な事柄に例えて、正常性バイアスを疑うことを教えるとのことだが、発災時にはテレビやラジオ、スマートフォンから大量の情報が入ってくる。そのため、正常性バイアスを疑うことは、今後は非常に重要になると考える。

本市では、令和6年5月に防災教育センターがリニューアルオープンする予定である。その中には災害体験ゾーンがあり、地震体験VR・防災シアターが導入される予定である。東広島市とは想定する災害が異なり、大地震が発生した時の映像であるとのことだが、多くの市民に体験してもらい、本市の防災意識を高める必要があると考える。

#### (2) 周南市

今回の視察では、旧・徳山大学が公立化して周南公立大学になったことによる変化について、大学側から説明を受けた。公立化したことによる主な変化は2つある。①全国的に見ても、公立化する直前の入学試験では応募倍率が跳ね上がる傾向があるが、周南公立大学では、公立化後も依然として高い応募倍率を維持している。②公立化前は30人前後の留学生が入学していたが、現在は5人前後となっている。公立化前は定員充足の意味もあったが、公立化後には応募倍率が跳ね上がっていることもあり、真剣に学ぶ意欲のある留学生を受け入れるという方針が変わった。

周南公立大学の設置にあたっては、本市と同様に地元産業界から工学系学部の設置に関する要望が強かったが、工学系学部の設置を検討したところ、相当な設備投資が必要だと見込まれたため断念し、情報系学部を設置したとのことである。この点については、本市議会でも同様の議論がある。工学系学部の設置を要望する大規模企業の多くは、周南圏域の外に本社があり、そこで採用するため、学生は地元を離れてしまう。そのような地元の要望と人材雇用の現状に差があり、さらなる現状把握が必要であるため、経済学部と連携を図ることもできる情報系学部を設置したと説明があった。そのような課題はあるものの、大規模企業の関連会社や子会社は地元企業であり、それらの企業への就職もあるので、工学系学部の設置の需要は確実に存在する。これらの変化や課題は、本市の大学設置に関しても参考になるものである。

### (3) 宇部市

宇部市では、庁舎の建て替えに合わせて、「宇部市デジタル市役所推進基本計画」に基づき、デジタル化を進めてきた。いくつもの取り組みが行われる中で、特に力を入れた事業が「総合窓口の設置」である。総合窓口とは、様々なライフイベントに伴う手続きを、総合窓口支援システムという統括システムを使い、1つの窓口で完結させるための窓口である。説明の中では、お悔みに関する申請を取り上げて、動揺している親族が手続きに来ることを考えると、最初にワンストップ化すべきという意識で取り組んだと説明があった。この点については、本市議会で質問があり、考え方や運用を参考にできると考える。

また、宇部市デジタル市役所推進基本計画を継承した計画である「宇部市DX推進計画(案)」について説明を受けた。この計画は、「未来志向で地に足をつけた抜本的改革」を基本理念に置き、宇部市役所庁内の意識改革や業務効率化を検討する過程でデジタル技術の活用を検討し、その考えを地域課題の解決などに応用していき、徐々に市全体のデジタル化を進めていくことを掲げている。説明の中で繰り返し強調されていたことは、デジタル技術の導入が目的なのではなく、デジタル技術を活用した業務時間の削減や業務効率化が目的であり、導入ありきで話を進めるべきではないということである。デジタル技術の導入により、結果的に業務改善が図られることはあるかもしれないが、多くの場合は無駄な手順や、そもそも必要なのか分からない業務が多くあり、それらを削った上で、職員が必ずやらなければならない作業以外の部分をデジタル技術で代替できるかを検討すべきだとの説明があった。この点については、本市でも同様に議論する必要があると、取り入れるべき視点であると考えている。

## 7. 議会報告会の概要

# 令和5年度 議会報告会、シティ・ミーティングの開催概要

## 1. 6月定例会議会 議会報告会

日 時：令和5年7月3日（月）18時30分から20時45分まで  
場 所：総合会館8階 視聴覚室  
参加者数：17人  
テ ー マ：四日市市政全般について  
備 考：4常任委員会が合同で実施

## 2. 8月定例会議会 議会報告会

日 時：令和5年10月17日（火）18時30分から20時45分まで  
場 所：あさけプラザ 3階美術室  
参加者数：4人  
テ ー マ：防災について

## 3. シティ・ミーティング（ワイ！ワイ！GIKAI）

日 時：令和6年1月12日（金）10時00分から11時30分まで  
参加者：聖母の家学園高等部専攻科 22人  
テ ー マ：市議会について、選挙について

【議会報告会】

○トナリエ四日市前の駐輪場について、市民への周知が足りていない。新設される市民公園駐輪場は、周辺一帯の駐輪場問題を解決できるよう必要な台数を確保してほしい。  
⇒議員 トナリエ四日市の駐輪場について、より多くの市民へ周知していく必要性があると認識している。台数については、ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○待機児童の実態に関して把握しているのか。  
○認定こども園の進捗状況を把握しているのか。  
○公立幼稚園が単独幼稚園ではなくなるという話はどのような状況なのか。

⇒議員

- ・待機児童の実態については、都度、市に報告を求めている。現状としては、4月以降増加傾向にあることは把握している。
- ・行政側も私立保育園等を新設して対応している。
- ・こども園化の進捗状況も、行政側に必要に応じて確認していく。
- ・公立幼稚園は、現時点で具体的な廃止年数等が決まっていない。こども園化については、市民への十分な周知体制を取るよう、担当部局に伝える。

○地域の祭りについて、太鼓が子供にとって大き過ぎて危険である。子供に合うような大きさの太鼓に替えて開催すべきではないか。

⇒議員 文化民俗風習に関わる祭りについては、各寺社において判断されるべきこととしてご理解いただきたい。

○去年も今回も議会報告会の参加者が少ない。この程度の参加者の議会報告会を年に数回開いたぐらいで、市民に報告していると言えるのか。

⇒議員 参加者の減少や固定化が課題であることは認識している。今年度設置した議会改革検討会議において、議会報告会の在り方については真っ先に取り組むべき課題とし

て現在議論しており、より多くの市民に参加していただけるような内容にしていきたい。

○前立腺がんの死亡率は他のがんに比べて低いが、罹患率は非常に高い。前立腺がんの検査費用を補助する自治体もあるが、本市でも取り組むべきでないか。

⇒議員 前立腺がんの検査費用の補助については、これまでも複数の議員が一般質問で取り上げているが、市は現在のところ取り組む予定はないと答弁している。所管の委員会で確認するなど、他市町に遅れないように議会としても取り組んでいきたい。

○市がチャット GPT を業務に利用したために、個人情報の漏洩が起きたら、どこが責任を取るのか。市がチャット GPT を利用することに反対する。

⇒議員 市が作成した職員向けのチャットGPT等の生成AIの利用に関するガイドラインには、個人情報取り扱いと規定されており、そのとおり運用されていれば漏洩の恐れはないと考える。ただ、インターネットの世界はどんどん高度化しており、議会としてもその動向を注視しながら、行政に適切な対応を求めていく。

○常任委員会において、議員の意見に対し、市からすぐに回答があるものなのか。

⇒議員 意見とは、議論が市と平行線になっている状況で、議員個人の見解を会議録に残すというものである。回答が必ずあるものではなく、ずっと回答がないものもある。

○議会から市議会モニターに対し、報告の機会はあるのか。

⇒議員 市議会モニターと議員との意見交換会を開催しているので、そこに参加していただきたい。また、議会改革検討会議において、市議会モニターの新たな活躍の場を検討中である。

○四郷地区の風致地区でメガソーラー建設の話があるが、議員はしっかりと関心を持って対応すべきではないか。

⇒議員 ご意見として承る。

○保育士の待遇を改善することで、保育士を確保すべきではないか。

⇒議員 担当部局で保育士の給与が上がっているか確認している。また、今年度からは勤続年数に応じて一時金を出す制度もスタートするなど、議会から行政に働きかけた結果が出ている。その他、名古屋の養成所への働きかけ等、やれることは議会側から行政側に働きかけ、また行政側も応えるよう動いている。しかし、まだ不十分であることも委員会として把握しており、今後も議論を続けて先に進めていきたい。

○クリーンセンターの溶鉱炉方式と CO<sub>2</sub>処理問題について今後どのようにしていくのか、市議会で議論し、市民に報告すべきである。

⇒議員 ご意見として承る。市民から寄せられた、常任委員会で取り扱ってほしいテーマとしてクリーンセンターの件が挙げられており、委員会で取り扱えないか検討したい。

○街路樹が高く、剪定しても電線に接触している。また、車道の視野を狭める樹もあり、防災や交通安全の観点から良くないのではないか。地区の意見を踏まえて検討しているようだが、維持管理は全て市の責任なので、適切に管理すべきである。

⇒議員

- ・街路樹の維持管理については、地域の声を聞きながら管理方法を検討している。交通安全の確保も重要であり、ご意見は、担当部局に伝える。
- ・今回の6月定例会議会で街路樹の維持管理について一般質問で取り上げているので、参考にしてほしい。

○近鉄伊勢川島駅の北口駐輪場の問題について対応が遅い。市としてもっと迅速に対応すべきである。

⇒議員 限られた予算の中で、議会としてもできるだけ効率的な予算配分を行うよう行政へ訴えながら、市民が安心安全に暮らしていける道路整備になるよう努めたい。

○少子高齢社会なので地域の高齢者の活用を考えてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【議会報告会】

○消防本部救急映像等伝送システムは既に運用されているのか。説明の中では市立四日市病院と県立総合医療センターでは運用されていると言われたが、その他の病院では実施されないのか。

⇒議員 既に実施しており、1年間で300件近くの運用実績があった。市立四日市病院へ導入し、非常に効果があったため県立総合医療センターにも導入したという経緯がある。四日市羽津医療センターでの実施は未確定である。

○若者の投票率が低いことは、将来の四日市市に大きく影響を及ぼすと考えるが、若者の投票率を上げるために、ショッピングセンターに投票所を設けたり、期日前投票所を増やしたりなどの対策を考えているのか。

⇒議員

- ・若者は多忙で、仕事や私生活を優先し、結果的に選挙のことまで考える余裕がない現状がある。議員が身近に感じる存在であれば、もっと選挙にも関心を持ってもらえると考える。四日市市議会では高校生議会やワイ！ワイ！GIKAIという若者向けの出前講座を開催しており、高校生と議員が意見交換をしている。そのような機会を通して、議員が身近な存在になることが重要だと考える。
- ・議会の取り組みと合わせて、教育分野でも選挙の必要性を教える必要があると個人的には考えている。

○大矢知地区は人口約1万4000人に対して、投票所が2カ所しかない。また、そのうちの1つは大矢知保育園であり、こども園ができれば、その保育園は廃園になると聞いている。人口に対して投票所が少ないので増やしてほしい。

○こども未来部に伝えたところ、「選挙管理委員会事務局に伝えておく」と言われているが、この場でも要望させてほしい。

⇒議員 ご指摘のとおり、人口に対して投票所が少ないと感じるので、担当部局に伝える。

○あさけプラザの体育館に冷房設備をつけてほしいと言ったところ、担当課から「小中学

校の方が先だ」と言われた。

○学校にいる学生も暑いと思うが、それは体育館の利用者も同じだ。どちらが優先というわけではなく、平等に考えてほしい。

⇒議員

- ・学校の空調設備の設置状況だが、やっと普通教室への設置が終わり、これから理科室などの特別教室に設置が始まる。その後、学校の体育館への設置が検討される予定である。
- ・公共施設への冷房設備の設置は十分な議論が必要であるとする。以前に四日市ドームへ空調設備をつけた時には、四日市ドームのアリーナでは、その広さから、空調設備の利用料金がかなり高額になった。空調を運転させてもすぐに効果があるわけではなく、利用する何時間も前から運転させなければならないので、さらに利用料金が増える。利用者の方の意見も聞きつつ、慎重に議論をしなければならないとする。

○あさけプラザは指定避難所なので、空調設備を早く導入してほしい。

⇒議員 東日本大震災で被災した仙台市では、体育館の屋根に太陽光パネルを設置して電気が節約できたと聞いている。そのような事例も参考にしつつ、今後の在り方を考えたい。

○大矢知興譲小学校は増改築を行ったが、その時に普通教室だけでなく、特別教室も一緒に工事を行えば合理的だったのではないかと問う。

⇒議員 空調設備の設置は、児童がいない長期休みの期間に行われる。その期間で市内の小中学校に設置するため、工事業者にも対応できる数の限度がある。そのため、優先順位をつけて、順次、設置している状況である。

## 【シティ・ミーティング】

### 《テーマ：防災について》

○配布資料の「防災ハンドブック」はどのように配布しているのか。配布状況を知りたい。

○避難行動要支援者名簿やマイタイムラインの作成状況を知りたい。

⇒議員 この「防災ハンドブック」は三重県災害対策本部の協力のもと、FM三重が作成して配布している。そのため、配布状況は市で把握していない。入手方法はFM三重に確認してほしい。

○避難行動要支援者名簿やマイタイムラインの作成状況を知りたい。

⇒議員 各地域の自治会や自主防災組織が一緒になって、避難行動要支援者名簿を作成している最中である。市議会から質問が上がるので、市の方も努力しているが、地域の協力がなくては作成できないので時間がかかっている。議会としても、しっかりと進捗確認を行いたい。各個人のマイタイムラインについては、とても重要な取組ではあるが、作成が進んでいないように感じている。

○他の自治体では、スマートフォンのアプリでマイタイムラインを作れると聞く。四日市市も他の事例を勉強してほしい。

⇒議員 地域により警戒すべき災害の種類が異なるので一律の対応は難しいが、行政に発災後の対応を全て委ねるのではなく、隣近所や自主防災組織とのつながりを核に、災害対応のことを考えなければ、自分一人では逃げるできない要支援者が犠牲になってしまう。助け合いを基本に考えてほしい。

○自治会ごとに防災への温度差がある。避難行動要支援者名簿は個人情報細かく書いてあるので、自治会内でどこまで共有していいものか、判断に迷う。

○近所の状況は、そこに住んでいる人であれば多少は知っているので、要支援者かどうかにかかわらず、発災時には隣近所と声を掛け合ってもらいたいと伝えている。

⇒議員 自治会によっては、避難行動要支援者名簿に登録される本人に個人情報を共有していいかを尋ねているところもあると聞く。

隣近所で助け合うことは非常に重要だと思う。避難行動要支援者名簿上で自分が助けに行く要支援者がいたとしても、自分が被災して助けに行けない場合もある。そんなときは、自分以外の近隣住民に助けてもらう必要があるため、隣近所との関わりは重要である。

○あさけプラザは3階と4階が津波発生時の指定避難所になっているが、防災倉庫は1階にある。危機管理課へ3階以上の場所で、小さくてもいいから防災倉庫を設置するように依頼した。議員にも知っておいてほしい。

⇒議員 内水氾濫の可能性もあるため、防災倉庫は2階以上の場所にある方が望ましいと

考える。担当課に伝える。

○地震が発生しても、津波の心配がないときは体育館を避難所として使用するので、避難者のスペースが確保できる。しかし、津波の危険性がある場合に使用するあさけプラザ 3階と4階部分では、広さから100人程度が限界であり、避難所としては小さく感じる。1人あたりが使用できる面積は1畳もないため、横になることすらできない。

⇒議員 ご意見として賜る。津波をやり過ごす間だけ座って過ごすなら問題はないかもしれないが、長時間にわたって津波の危険度が下がらない場合、一晩をその状態で過ごすことは難しい。

○高齢者は日中にデイサービスへ通っている方も多し。発災時にそのままデイサービスに避難し続けるのか、地域の避難所に連れていくのかなど、介護施設と地域との連携が必要だと考える。

⇒議員 ご意見として承る。

○ペットと一緒に避難できる避難所はあるのか。または、事前に「ペット受け入れ可能」と表明している避難所はあるか。

⇒議員

- ・具体的にはない。
- ・他県にはアウトドアテントを活用した避難所の取り組みがあり、そこではペットも一緒に避難できたと聞く。そのため、市内でも防災倉庫にアウトドアテントを約20張を備えている地域がある。

○ペットとの避難は、地域で議題に出ても結論が出せなかった。「ペットがいるから避難所には行けない」という意見が出ると、話が進まなくなってしまう。

○避難所 HUG もやったがペットの話が出ると議論が進まなくなり、対応の結論が出ない。

⇒議員

- ・動物が好きな人も嫌いな人も一緒に同じ場所に避難するので、避難所でのペットの扱いは難しい。なので、避難場所を分ける必要があるが、指摘のとおり、避難所にできる場所も限られている。

・避難する居室を1階にして、簡単に外と行き来ができるように配慮した事例もある。

○「ここはペットと一緒に避難ができる」という避難所を、あらかじめ決めておくことはできないのか。

○学校の空き教室をペットの避難所として使うことはできないのか。

⇒議員

・市が決めるのではなく、自治会単位で避難所を運営しているので、話がまとまるとは考えにくい。また、ペットを受け入れる避難所を決めたとしても、その避難所から距離が遠い市民は行きたくても行けないという問題が発生する。

・学校は玄関が広いので、そこで対応することは考えられるかもしれない。しかし、空き教室は不測の事態が発生した場合に使用したり、新型コロナウイルス感染症のまん延時には、感染者が療養する部屋として使用する想定だった。そのように人命優先で教室を使用することになる。

○住民には「避難所に行けば十分な食料があり、そこに行けばなんとかなる」と勘違いをしている人が多い。避難所にある備蓄食料は最低限の量しかなく、避難する時に、自分の食料ぐらひは自分で持ってきてほしいと言っているが、他人事に受け取っているのか、全く聞いていない。

⇒議員 地域によっては、人口が多く、備蓄食料だけでは1日ももたない地域がある。個人で災害への備えをする必要があるが、防災への関心が低く、そのことを知らない市民も多い。

○あさけプラザは一定の震度を感知すると、防災ボックスの鍵が開き、誰でも施設の鍵を開けることができる。そのことを知らない住民が多い。防災倉庫の鍵を誰が持っているのか知らない人も多い。

⇒議員 集合住宅はあまり自治会に入らず、独自の管理組合を組織して、地域と関わりたがらないところも多い。そういった部分で十分に情報共有ができていない。

○避難行動要支援者名簿の「誰があなたを助けてくれますか」という欄に、複数人から同じ人の名前が挙がってきている。一人で全ての人を助けられるわけがなく、形骸化して

いるのではないか。

⇒議員 ご意見として賜る。

## 8. ワイ！ワイ！GIKAIの概要

## シティ・ミーティング・(ワイ！ワイ！Gikai)で出された主な意見

【総務常任委員会】

日時: 令和6年1月12日(金)

場所: 聖母の家学園高等部専攻科

	高校生	委員
	<b>テーマ: 市議会、市議会議員について</b>	
1	公園を作るためのお金はどうやって集めているのか。	両親や学校の先生は市に税金を納めており、その税金を使って公務員や教員の給料や公園を整備する費用を支払っている。市役所が使い方を考え、市議会は市役所が考えた税金の使い方が正しいかを判断している。
	<b>テーマ: 選挙について</b>	
6	投票用紙にうまく文字が書けない。忙しくて選挙に行けない時もある。	「選挙には行かない」と言っていたが、理由を教えてください。
7	選挙公約に掲げたことは必ず達成しなければならないのか。達成できなかったときに責任は発生するのか。	短期間で達成できる目標もあるし、長期間かけても未だに達成できていないこともある。解決に向けて少しずつでも提案して働きかけることが重要である。
8	選挙公約を変えることや追加することはあるのか。	変えることもあるし、追加することもある。
	<b>テーマ: その他</b>	
9	JR四日市駅と近鉄四日市駅の距離が離れていて乗り換えが不便。津駅や鳥羽駅のように近くしてほしい。	昔は一緒の場所にあったが、現在は離れている。ご意見として賜る。
10	寮の近くにバス停がない。寮からもう少し近いところにバス停がほしい。	ご意見として賜る。
11	亀山は近鉄が走っていないで困っている。	どこに電車を走らせるかは近鉄が決めることだが、例えば、市役所から近鉄に線路を引いてほしいとお願いすることはある。そのお願いを受けて、線路を引くかを決めるのは近鉄である。



四日市市議会議員  
候補

所属政党：専攻科

推薦人：青山匡秀

掲示責任者：出合里菜

藤澤

ふじさわ

大峰

ひろみね

みんなと一緒に

楽しい学校！

## 9. 高校生議会意見書

発議第1号

協議テーマに係る意見書の提出について（公共施設委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和6年1月20日提出

公共施設委員会

委員長 川合 懂子

今井 乃愛

岩本 果乃佳

荻須 ひより

田中 舞虹

蒔苗 礼

松島 佑弥

山内 麻衣花

## 意見書（公共施設委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

### 記

1. 子どもや高齢者など世代にかかわらず利用できる遊具があり、幅広い世代がイベントなどで交流できる公園をつくること。
2. 公園が交流の場となり、かつ、様々な公園に人が集まるようなスタンプラリーなどのイベントを検討すること。
3. 学校の体育館や運動場を放課後や休日に開放し、子どもが学校へ行けば運動できる環境を整備すること。
4. 既にある遊具を改良して新しい遊具にすることや複数人で遊べる遊具、終わった後に達成感があるようなゲーム性のある遊具、高齢者の健康増進のために利用できる遊具を設置すること。
5. 公害のイメージを転換するため、四日市港ポートビルの開館時間を延長し、飲食店など誘致すること。また、チームラボのようなZ世代向けの映えスポットを設置すること。
6. ものや人が線路へ落下することを防止するために、近鉄四日市駅にホームドアを設置すること。
7. 視覚障害者が暮らしやすいまちづくりのために、音声広告が出る音響信号機の設置や道路の補修や点字ブロックを整備すること。

以上、意見書を提出します。

令和6年1月20日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第2号

協議テーマに係る意見書の提出について（環境委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和6年1月20日提出

環境委員会

委員長	大西花音
	伊藤朋琉
	井ノ口 遼
	大矢唯月
	柴山愛理
	竹内美琴
	前多みづき
	吉浦幸生

## 意見書（環境委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

### 記

1. 若者に対してSNS等を利用し、現在の環境状況・取り組み・実感できる数年後の未来について動画などを撮影し、各高校と連携して分かりやすい動画などの発信をすること。また、年配の方にも分かりやすいようにポスターを使って宣伝をすること。
2. 四日市専用アプリを作り、四日市の情報、環境問題等を配信すること。また、環境ポイント制度を導入し、生活で活用できるようにすること。
3. 電気自動車の普及に向けて充電スポットなど設備の充実を行うこと。また、購入者に対して補助金等の購入しやすい方法を検討すること。合わせて電動自転車を各駅に配置すること。
4. 再利用を促進するためにフリーマーケットを開き、両者の合意があれば物々交換ができるようにすること。
5. 3、4の両者にポイント制度を導入し、日常で使えるようにすること。
6. 災害時の対策について、雨水を一か所にまとめてそれを浄水し、災害時に飲み水を確保できるような仕組みを作ること。また、ゴミを削減するために災害時の用品を繰り返し使えるような物にすること。

以上、意見書を提出します。

令和6年1月20日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第3号

協議テーマに係る意見書の提出について（公共交通・都市開発委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和6年1月20日提出

公共交通・都市開発委員会

委員長 渡邊 碧 彩

糸野 愛 紅

瀬古 紅 葉

田中 琳 子

谷口 璃 空

中野 晴 仁

村山 昇

## 意見書（公共交通・都市開発委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

### 記

#### 1. 四日市市(公共交通機関)のバリアフリー化

足腰が不自由な方のためにホームドアやホームと電車間の隙間を無くす  
ノンステップバスの普及

#### 2. 公共交通機関におけるICカード環境の普及

交通費などをわかりやすくするため、また移動を少しでも楽にするためICカード  
が普及していない公共交通機関にICカードを普及させるための予算補助の検討

#### 3. 交通を快適にするような工夫

本数などを見直しそれに加えて待合所などを充実させる(雨天時等にバス停など  
で屋根がないと辛い) 通勤ラッシュ時における配置座席数の見直し

#### 4. 近鉄四日市駅とJR四日市駅間を簡単に移動できるように

自動運転バスを運行 市民及び通勤・通学者は無料で移動を  
国道一号線横断の工夫(橋・地下道路など)

#### 5. 四日市市西部において、四日市市を南北に移動できるような方法を

具体例として、暁学園前から高花平間のバス路線作成

#### 6. JR四日市駅周辺を活発化させる

国際グルメストリートや大型商業施設の誘致及び四日市市のシンボルとなるような  
建物の考案(東京タワーのような存在)

令和6年1月20日

四日市市議会高校生議会